Overseas Fishery Cooperation Foundation of Japan

海外漁業協力財団50年史

沿岸国との共存共栄に向けて

公益財団法人 海外漁業協力財団

海外漁業協力財団50年史

沿岸国との共存共栄に向けて

OFCF JAPAN

50th Onward, Forward, Challenge the Future

50周年記念ロゴマークは青を基調に、50年間の活動により築いた関係国との絆をイメージした図案です。

50周年記念スローガンは、地球環境保護や持続可能な漁業の実現に向けた課題に挑戦するため、前を向いて取り組んでいくという役職員の決意を込めたものです。

巻頭言

設立50周年を迎えて

理事長　竹中美晴

2023年６月２日は当財団の設立50周年を記念する日です。1973年６月２日の設立から今日まで、ご支援ご高配をいただいた政府・水産業界をはじめとする関係者の皆様、当財団の業務推進にご尽力をいただいた諸先輩の皆様に厚く御礼を申し上げます。

設立当時の海外における漁業の状況について振り返ってみますと、1970年代当時は、国連海洋法条約制定に向けての国際的な議論が活発化する中、その制定を待たずに沿岸国による水産資源の囲い込みが進んでいきました。このような各国の動きの中、我が国政府と水産業界は､遠洋漁業の維持･発展を図るために漁場の維持･確保をまず最重要課題と捉え、海外漁場確保と海外漁業協力を一体的に推進するという理念の下、当財団を設立するに至りました。その後50年が経過する間、漁業の開発が進み一部の海洋生物資源の減少が問題となり、資源の保存・管理の観点から国際的な枠組みの下で各種の規制措置が導入されてきました。

また、高止まりする入漁料や燃油の高騰などによる操業経費の増大、漁船乗組員の後継者不足、過度な環境保護勢力の拡大に伴う漁業への圧力強化など、漁業者にとって対応に苦慮する事例が増大しつつあります。一方では、気候変動対策や海洋環境、生物多様性の保全に向けた議論が活発化して漁業活動にも影響を与える等、漁業を巡る情勢は複雑化・多様化するなど、チャレンジングな時代となってきています。

日本国内に目を向けますと、政府は2018年12月に漁業法を改正（2020年12月施行）し、

2022年４月には新たな水産基本計画を策定し漁業の成長産業化を目指しています。

設立50周年を迎える本年は、財団にとって、まさにこのような内外の大きな動きに真正面から向き合っていかなければならない時代の中にあります。また、新たな感染症の蔓延や急激な為替変動、ロシアのウクライナ侵攻など不安定な時代の真っただ中でもあります。私どもは設立50周年をひとつの節目とし、我が国遠洋漁業の持続的発展のため、関連法令の理念を念頭に置き、我々に課された職務を果たすべくさらに積極的に業務に邁進していかなければならないと改めて認識する次第です。

これまでの財団の活動を振り返る中で私どもが自負できることは、関係国の要請に真摯に向き合い、専門家を派遣して小回りの利いたきめ細やかな協力事業をタイムリーかつ柔軟に実施してきたことではないかと思います。また、関係国の漁業大臣、次官、漁業局長等の要人の皆様に来日いただき、我が国政府や関係業界との忌憚のない意見交換、日本の漁業や関連施設の視察等を通じて日本の水産業の実態を知っていただく努力を継続し、さらに、各種研修事業を通じて、関係国の研修生にも日本への理解を深めてもらってきています。

同時に、財団は我が国漁業者が実施する関係国に対する漁業協力あるいは合弁事業による海外投資を資金の貸付けを通じて積極的に支援しており、沿岸国での雇用創出や外貨獲得にも貢献することができました。

このような活動を通じて私どもが目指したものは、関係国との友好関係の強い絆の維持・強化であり、その結果として、我が国遠洋漁業や合弁事業活動の維持・発展、そして、水産物の安定的供給に貢献できたのではないか考えています。また、このような活動が評価され、財団は2012年４月、内閣総理大臣より公益財団法人として認定していただくこともできました。

財団は、これまで50年にわたり築き上げてきた知識と経験、そして関係国との友好関係を礎として、役職員一同、新しい半世紀に向けてさらに積極的に活動してまいる所存です。

引き続き皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

目　次

巻頭言 …… i

目次 …… iii
国名一覧…… vii
略語表…… x

まえがき …… xii

第１部　総論 …… (1)
第１章　20世紀後半の遠洋漁業 …… 3
１．20世紀後半の日本の遠洋漁業…… 3
(1) 日本の遠洋漁業概観…… 3
(2) 高度経済成長期…… 5
(3) 石油危機と200海里 …… 6
(4) 第二次石油危機以後…… 8

２．海外漁業協力財団の設立と事業の拡大…… 11
(1) 設立までの経緯…… 11
(2) 財団の設立…… 12
(3) 事業の概要…… 13
トピックス１ 南太平洋漁業開発シンポジウム …… 16
トピックス２ 南太平洋漁業振興対策事業 …… 18
トピックス３ 日中韓水産研究者交流 …… 19

第２章　国連と漁業の関係 …… 21
１．国連海洋法条約…… 21
(1) 国連海洋法会議…… 21
(2) 国連海洋法条約の成立…… 21
(3) 国連海洋法条約の構成…… 22

２．国連海洋法条約採択後の国際漁業…… 26
(1) 国際協調への動き…… 26
(2) 公海漁業の秩序形成…… 27
(3) 国連公海漁業協定…… 27
トピックス４ 便宜置籍漁船スクラップ事業 …… 29

第３章　21世紀の海外漁業 …… 30
１．21世紀の漁業事情…… 30
（1）IUU漁業…… 30
（2）RFMO …… 32
（3）日本の遠洋漁業事情…… 32
（4）国際捕鯨委員会と日本…… 34
（5）2020年前後の世界漁業…… 39
トピックス５ パラオ国家海洋保護区設定について思うこと …… 40
２．21世紀の財団…… 43
（1）予算の推移…… 43
（2）事業展開…… 43
（3）公益財団法人へ…… 44
３．財団のこれから…… 47

第２部　各論 ……（53）
１．組織と財政…… 55
（1）1973年～1983年（設立後の10年間）…… 55
（2）1984年～1993年（設立後11年～ 20年）…… 56
（3）1994年～2003年（設立後21年～ 30年）…… 56
トピックス６ 事業評価 …… 60
（4）2004年～2013年（設立後31年～ 40年）…… 62
トピックス７ 海外漁業協力に関する検討会 …… 68
（5）2014年～2023年（設立後41年～ 50年）…… 70
トピックス８ 南アフリカ大使館への人材派遣 …… 72
２．漁業交流の促進…… 75
（1）課題別研修事業、個別研修生受入事業…… 75
（2）要人招請事業…… 85
３．水産業の振興や資源管理のための漁業協力…… 93
（1）地域巡回機能回復等推進事業…… 93
トピックス９ 海外駐在員事務所の設立 …… 98
（2）拠点機能回復等推進事業…… 99
（3）カーボンニュートラル技術等支援事業……106
（4）水産技術普及推進事業……110

トピックス 10　外国200海里水域漁場開発協力事業 ……118
トピックス 11　コミュニティーベースの沿岸漁業振興 ……119
(5) 持続的海洋水産資源利用体制確立事業……121
(6) 地域水産物新規流通発掘調査事業……124
(7) 海外水産開発協力研究調査事業……131

4．国際的な資源管理推進のための協力……140
(1) 国際資源管理対策推進事業……140
トピックス 12　地域漁業管理機関（IATTC）との資源増殖事業 ……144
(2) 科学オブザーバー調査分析事業……145
トピックス 13　科学オブザーバーに求められる適切な能力 ……149

5．漁業関係団体等への支援……151
(1) 漁業取極等促進事業……151
トピックス 14　国際会議関連業務への支援 ……154
トピックス 15　中西部太平洋かつお・まぐろ漁業シンポジウム
（通称：ナウルシンポ）の開催 ……155
トピックス 16　PNA設立とVDSの構築……156
(2) 協力可能性調査等事業……158
(3) 機材供与協力事業……159

6．水産専門家の育成……164
海外水産協力人材育成事業……164
トピックス 17　専門家の安全管理 ……165

7．資金の貸付け……167
トピックス 18　アルゼンチン特別貸付とリスケジュール ……172

第３部　資料編 ……(189)
Ⅰ．組織 ……(195)
Ⅱ．事業推移 ……(205)
Ⅲ．事業実績 ……(211)
Ⅳ．年表 ……(355)

トピックス一覧

トピックス 1　南太平洋漁業開発シンポジウム …… 16
トピックス 2　南太平洋漁業振興対策事業 …… 18
トピックス 3　日中韓水産研究者交流 …… 19
トピックス 4　便宜置籍漁船スクラップ事業 …… 29
トピックス 5　パラオ国家海洋保護区設定について思うこと …… 40
トピックス 6　事業評価 …… 60
トピックス 7　海外漁業協力に関する検討会 …… 68
トピックス 8　南アフリカ大使館への人材派遣 …… 72
トピックス 9　海外駐在員事務所の設立 …… 98
トピックス 10　外国200海里水域漁場開発協力事業 …… 118
トピックス 11　コミュニティーベースの沿岸漁業振興 …… 119
トピックス 12　地域漁業管理機関（IATTC）との資源増殖事業 …… 140
トピックス 13　科学オブザーバーに求められる適切な能力 …… 149
トピックス 14　国際会議関連業務への支援 …… 154
トピックス 15　中西部太平洋かつお・まぐろ漁業シンポジウム（通称：ナウルシンポ）の開催 …… 155
トピックス 16　PNA設立とVDSの構築 …… 156
トピックス 17　専門家の安全管理 …… 165
トピックス 18　アルゼンチン特別貸付とリスケジュール …… 172

国名一覧

本文中の国名等は、下記の略称・通称を使用している。

国　　名	略称・通称
アイスランド共和国	アイスランド
アメリカ合衆国	アメリカ、米国
アルゼンチン共和国	アルゼンチン
イエメン共和国	イエメン、南イエメン
イラク共和国	イラク
イラン・イスラム共和国	イラン
インド共和国	インド、印
インドネシア共和国	インドネシア
ウルグアイ東方共和国	ウルグアイ
エクアドル共和国	エクアドル
エジプト・アラブ共和国	エジプト
エルサルバドル共和国	エルサルバドル
オーストラリア連邦	オーストラリア、豪州
オマーン国	オマーン
オランダ王国	オランダ
カーボベルデ共和国	カーボベルデ
ガイアナ共和国	ガイアナ
カナダ	カナダ
ガボン共和国	ガボン
カメルーン共和国	カメルーン
ギニア共和国	ギニア
キリバス共和国	キリバス
グアテマラ共和国	グアテマラ
ケニア共和国	ケニア
コスタリカ共和国	コスタリカ
コロンビア共和国	コロンビア
サントメ・プリンシペ民主共和国	サントメ・プリンシペ
シエラレオネ共和国	シエラレオネ
ジャマイカ	ジャマイカ
スペイン王国	スペイン
スリナム共和国	スリナム
スリランカ民主社会主義共和国	スリランカ
セーシェル共和国	セーシェル
赤道ギニア共和国	赤道ギニア
セネガル共和国	セネガル
ソビエト社会主義共和国連邦	ソ連
ソマリア連邦共和国	ソマリア
ソロモン諸島	ソロモン
タイ王国	タイ
大韓民国	韓国

国　　名	略称・通称
タンザニア連合共和国	タンザニア
中華人民共和国	中国
チュニジア共和国	チュニジア
チリ共和国	チリ
ツバル	ツバル
ドイツ連邦共和国	ドイツ、独
ナイジェリア連邦	ナイジェリア
ナウル共和国	ナウル
ナミビア共和国	ナミビア
ニカラグア共和国	ニカラグア
ニュージーランド	ニュージーランド、NZ
ニューカレドニア	ニューカレドニア
ノルウェー王国	ノルウェー
パキスタン・イスラム共和国	パキスタン
パナマ共和国	パナマ
バヌアツ共和国	バヌアツ
パプアニューギニア独立国	パプアニューギニア、PNG
パラオ共和国	パラオ
バングラデシュ人民共和国	バングラデシュ
フィジー共和国	フィジー
ブラジル連邦共和国	ブラジル
フランス領ギアナ	仏領ギアナ
ペルー共和国	ペルー
ポーランド共和国	ポーランド
ポルトガル共和国	ポルトガル
マーシャル諸島共和国	マーシャル
マダガスカル共和国	マダガスカル
ミクロネシア連邦	ミクロネシア、FSM
ミャンマー連邦共和国	ミャンマー
南アフリカ共和国	南アフリカ、南ア
メキシコ合衆国	メキシコ
モーリシャス共和国	モーリシャス
モーリタニア・イスラム共和国	モーリタニア
モザンビーク共和国	モザンビーク
モルディブ共和国	モルディブ
モロッコ王国	モロッコ
ロシア連邦	ロシア
英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	イギリス、英国

海外漁業協力事業の実績（1973 ～ 2022年）144か国・地域・国際機関

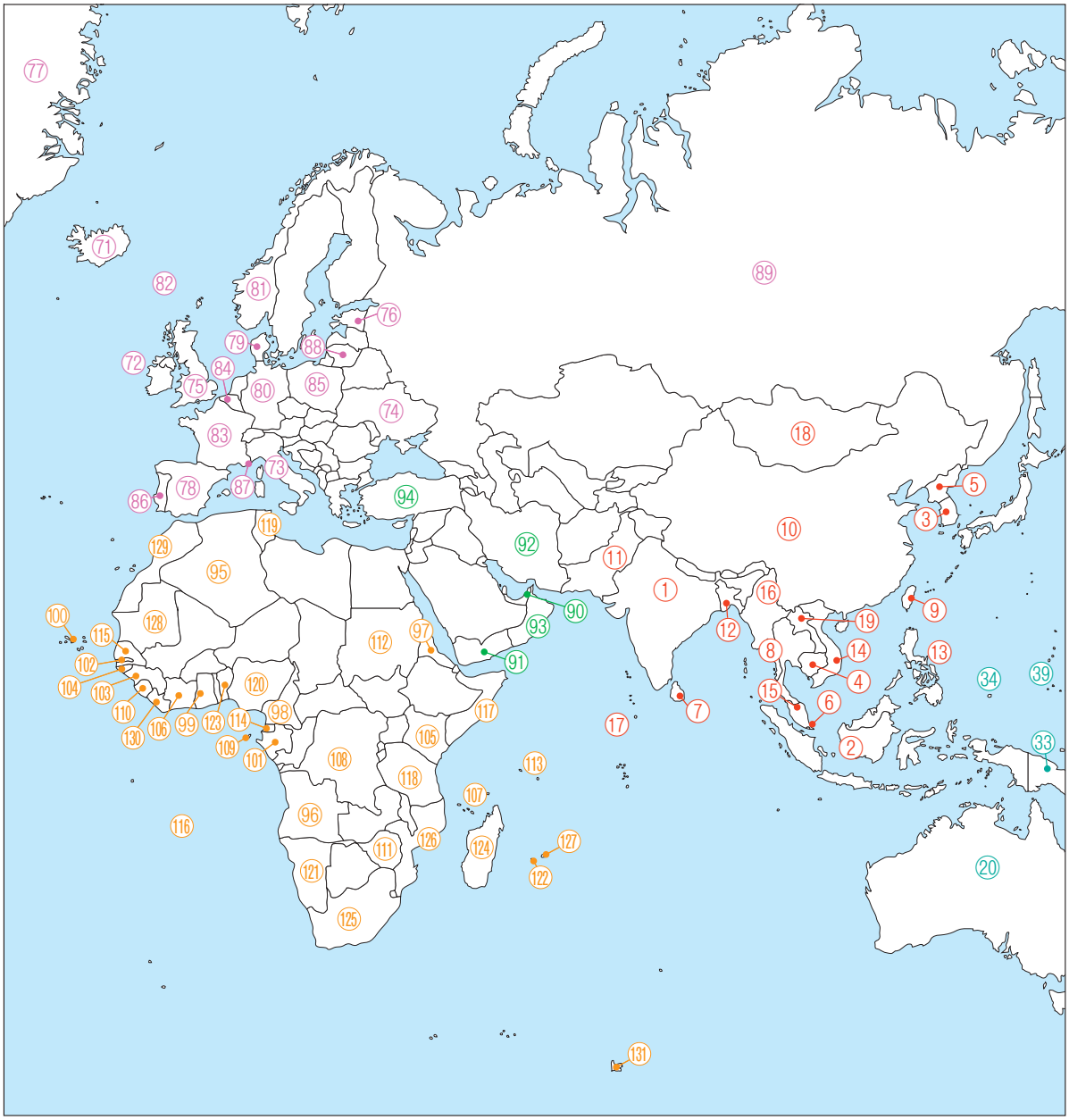

Ⅰ. アジア地域

1 インド
2 インドネシア
3 韓国
4 カンボジア
5 北朝鮮
6 シンガポール
7 スリランカ
8 タイ
9 台湾
10 中国
11 パキスタン
12 バングラデシュ
13 フィリピン
14 ベトナム
15 マレーシア
16 ミャンマー
17 モルディブ
18 モンゴル
19 ラオス

Ⅱ. 太平洋地域

20 オーストラリア
21 キリバス
22 クック諸島
23 サモア
24 ソロモン諸島
25 ツバル
26 トケラウ
27 トンガ
28 ナウル
29 ニウエ
30 ニューカレドニア
31 ニュージーランド
32 バヌアツ
33 パプアニューギニア
34 パラオ
35 ピトケアン諸島
36 フィジー
37 仏領ポリネシア
38 マーシャル
39 ミクロネシア
40 ワリス・フテュナ諸島

Ⅲ. 北米地域

41 米国
42 カナダ
43 サンピエール島・ミクロン島

Ⅳ. カリブ地域

44 アンティグア・バーブーダ
45 キューバ
46 グレナダ
47 ジャマイカ
48 セントビンセントおよびグレナディーン諸島
49 セントクリストファー・ネービス
50 セントルシア
51 ドミニカ国
52 トリニーダ・ドバコ
53 バルバドス
54 ベリーズ

Ⅴ. 中南米地域

55 アルゼンチン
56 ウルグアイ
57 エクアドル
58 ガイアナ
59 コスタリカ
60 コロンビア
61 スリナム
62 チリ
63 ニカラグア
64 パナマ
65 仏領ギアナ
66 ブラジル
67 ベネズエラ
68 ペルー
69 メキシコ
70 フォークランド諸島

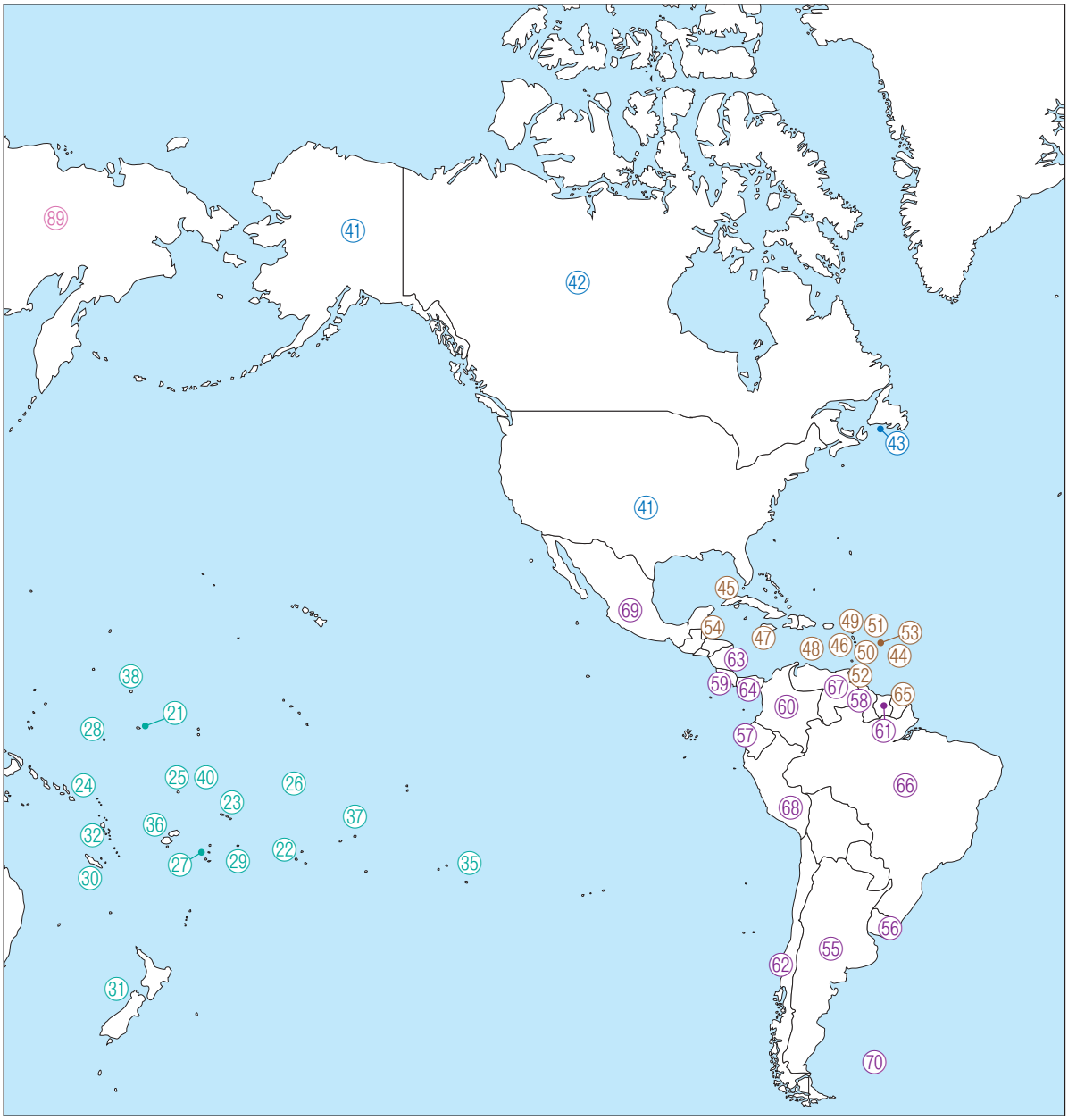

Ⅵ. 欧州地域

71 アイスランド
72 アイルランド
73 イタリア
74 ウクライナ
75 英国
76 エストニア
77 グリーンランド
78 スペイン
79 デンマーク
80 ドイツ
81 ノルウェー
82 フェロー諸島
83 フランス
84 ベルギー
85 ポーランド
86 ポルトガル
87 モナコ
88 リトアニア
89 ロシア

Ⅶ. 中東

90 アラブ首長国連邦
91 イエメン
92 イラン
93 オマーン
94 トルコ

Ⅷ. アフリカ地域

95 アルジェリア
96 アンゴラ
97 エリトリア
98 カメルーン
99 ガーナ
100 カーボベルデ
101 ガボン
102 ガンビア
103 ギニア
104 ギニアビサウ
105 ケニア
106 コートジボアール
107 コモロ

Ⅷ. アフリカ地域

108 コンゴ共和国
109 サントメ・プリンシペ
110 シエラレオネ
111 ジンバブエ
112 スーダン
113 セーシェル
114 赤道ギニア
115 セネガル
116 セントヘレナ島
117 ソマリア
118 タンザニア
119 チュニジア
120 ナイジェリア
121 ナミビア
122 仏領レユニオン
123 ベナン
124 マダガスカル
125 南アフリカ
126 モザンビーク
127 モーリシャス

Ⅷ. アフリカ地域

128 モーリタニア
129 モロッコ
130 リベリア
131 仏領ケルゲレン・クロゼ諸島

Ⅸ.国際機関

FAO
FFA
IOTC
IATTC
OLDEPESCA
UN
WCPFC
IWC
ICCAT
CITES
ATLAFCO
PNA
WTO

略語表

ATLAFCO	Ministerial Conference on Fisheries Cooperation among African States Bordering the Atlantic Ocean 大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力閣僚会議
BWU	Blue Whale Unite シロナガスクジラ換算
CBD	Convention on Biological Diversity 生物の多様性に関する条約
CCAMLR	Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会
CCSBT	Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna みなみまぐろ保存委員会
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
COVID-19	Coronavirus Disease 2019 新型コロナ感染症
EEZ	Exclisive Economic Zone 排他的経済水域
FADs	Fish Aggregating Device（s）
	集魚装置
FAO	Food and Agricultural Organization of the United Nations 国際連合食糧農業機関
FFA	Pacific Islands Forum Fisheries Agency 太平洋諸島フォーラム漁業機関
GFCM	General Fisheries Commission for the Mediterranean 地中海漁業一般委員会
GHQ	General Headquaters 連合国軍最高司令官総司令部
GS	Goods & Services 機材供与
HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point 危害分析重要管理点方式
IATTC	Inter-American Tropical Tuna Commission 全米熱帯まぐろ類委員会
ICCAT	International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas 大西洋まぐろ類保存国際委員会
ICJ	International Court of Justice 国際司法裁判所
ICRW	Internationa Convention for the Regulation of Whaling 国際捕鯨取締条約
IOTC	Indian Ocean Tuna Commission インド洋まぐろ類委員会
IPOA-IUU	International Plan of Action to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing IUU漁業防止等国際行動計画
IUU	Illegal,Unreported and Unregulated 違法、無報告、および無規制の
IWC	International Whaling Commission 国際捕鯨委員会
JAMARC	Japan Marine Fishery Resources Research Center 海洋水産資源開発センター
JICA	Japan International Cooperation Agency 独立行政法人　国際協力機構
MPA	Marine Protected Area 海洋保護区

NAFO	Northwest Atlantic Fisheries Organization 北西大西洋漁業機関
NEAFC	North East Atlantic Commission 北東大西洋漁業機関
NPAFC	North Pacific Anadromous Fish Commission 北太平洋溯河性魚類委員会
NPFC	North Pacific Fisheries Commission 北太平洋漁業委員会
OFCF	Overseas Fishery Cooperation Foundation 海外漁業協力財団
OPRT	Organization for the Promotion of Responsible Tuna Fisheries 責任あるまぐろ漁業推進機構
PALM	Pacific Islands Leaders Meeting 太平洋・島サミット
PNA	Parties to the Nauru Agreement ナウル協定加盟国会議
PSMA	Agreement on Port Statet Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing 違法漁業防止寄港国措置協定
RFB	Regional Fisheries Body 地域漁業機関
RFMO	Regional Fisheries Management Organization 小地域若しくは地域的な漁業管理のための機関
RMP	Revised Management Procedure （ヒゲクジラ類資源に係る）改定管理方式
SADC	South African Development Community 南部アフリカ開発共同体
SDGs	Sustainable Development Goal（s） 持続可能な開発目標
SEAFO	South East Atlantic Fisheries Organization 南西大西洋漁業機関
SIOFA	Southern Indian Ocean Fisheries Agreement 南インド洋漁業協定
SPC	Secretariat of the Pacific Community /South Pacific Commission 太平洋共同体
SPRFMO	South Pacific Regional Fisheries Management Organization 南太平洋漁業管理機関
TAC	Total Allowable Catch 漁獲可能量
UNCED	United Nations Coeference on Environment and Development 国連環境開発会議
UNCLOS	United Nations Convention on the Law of Sea 国連海洋法条約
UNFSA	Agreement for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks 国連公海漁業協定（分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定）
VDS	Vessel Day Scheme 隻・日数で入漁を管理する仕組み
WCPFC	Western Central Pacific Fisheries Commission 中西部太平洋まぐろ類委員会
WTO	World Trade Organization 世界貿易機関

まえがき

第二次世界大戦後、日本の漁業は順調に漁獲量を増加させ、1957年に5,000千トンを、1972年には10,000千トン超えるに至った。特に日本の遠洋漁業は世界の海洋へ進出して漁場を開発し、その漁獲量は1967年には日本の漁獲量の３割､1972年には４割近くを占めた。

しかし、1973年の財団設立の年、日本の水産業界には大きな時代の変化の波が押し寄せていた。沿岸国による距岸200海里内資源の囲い込みの動きである。この「囲い込み」を含む新たな国際秩序を定めるため国連海洋法条約策定に向けた第三次国連海洋法会議が開幕したのもまさにこの年であった。海洋法条約は1982年に採択され1994年に発効することとなったが、「囲い込み」は1977年の米国及びソ連（当時）による導入により実質的に実行に移され、外国の200海里内水域で操業するためにはその対価を支払うことが必要となった。一方、1989年の国連総会では公海における大規模流し網の使用をモラトリアムとする決議が採択され、国連が漁業に深く関与するきっかけとなり、また、1992年には国連環境開発会議において「持続可能な開発」の実現に向けての行動計画「アジェンダ21」が採択され、国連海洋法条約と持続可能な開発との関連が明示的に確認されることとなった。漁業管理にも大きな影響を与えている気候変動枠組条約及び生物多様性条約が採択されたのもこの会議であった。

公海域を含む海域での海洋生物資源の保存・管理については、国連海洋法条約発効前から様々な国際条約が制定され、世界の各地域において関係国の協力体制づくりが進行していたが、同条約発効後は、国連公海漁業協定（UNFSA）が制定されるなど、国連海洋法条約の下でその体制がさらに強化されることとなった。一方、この国際的な保存・管理体制に協力しないIUU（違法・無報告・無規

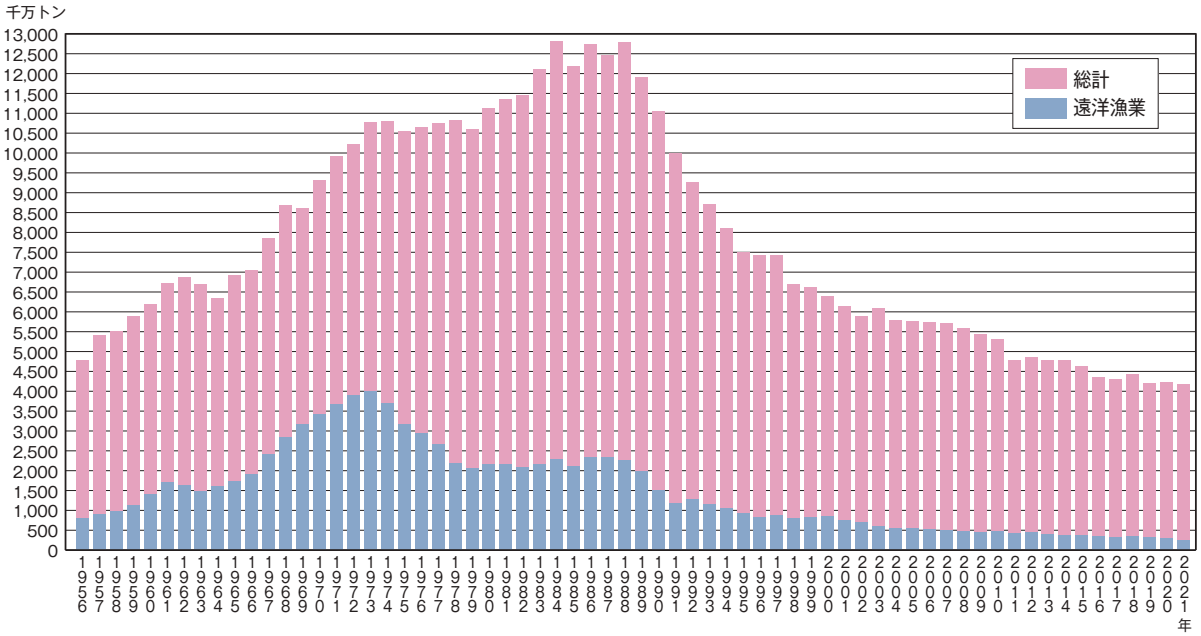

図 1　日本の総漁獲量と遠洋漁業の漁獲量

制）漁業が大きな問題となり、2019年のG20大阪首脳宣言で取り上げられたほか、海洋、漁業、あるいは持続可能な開発や環境保護に関連する様々な国際文書で、その撲滅が求められている。

この50年で海洋漁業の様相は激変した。また、水産物は国際商品として世界各地で消費され資源獲得競争が激化する中、海洋生物資源の保存・管理とその持続的な利用は国際的にますます重要な課題となっている。

財団は、設立50年にあたり、50年目の2023年6月2日を挟んで前後およそ1年間を「海外漁業協力財団設立50周年記念イヤー（“OFCF Japan 50th Anniversary Year”）」とし、遠藤久専務を委員長とする設立50周年記念事業実行委員会のイニシアティブの下、各種記念事業を実施し、関係する国や団体等とも意見交換を行いつつ、将来の財団活動の方向性を定めていくこととした。この50年史は、これまでの50年を振り返って今後の活動の一助とするために記念事業の一つとして作成したものであり、実行委員会の下に設置した50年史企画編集会議において、首藤剛常務が統括・調整し、鍛冶恒夫専門職、福田新葉専門職、堀之内康宏専門職が中心となって編纂したものである。

50年史は、総論・各論の二部編成とし、総論は激変する海洋漁業の様相を確認しながら財団の事業展開を概観したもので、編集会議がとりまとめた。各論は、2022年現在の事業担当者が執筆者となり、それぞれの事業について過去の実績を含めた実施状況を独自にとりまとめた。また、事業にまつわる心に残る出来事など、本文中に詳しく記述できなかったものは、別途「トピックス」として取り上げた。書式や内容に統一感がないところもあるかもしれないが、執筆者のその時、その場の思いのこもった記述を楽しんでいただければ幸いである。

これらに追加し、資料編として財団の50年の事業実績と関連年表を作成した。これも参考にしていただきたい。

第１部　総論

第１章　20世紀後半の遠洋漁業

１．20世紀後半の日本の遠洋漁業

２．海外漁業協力財団の設立と事業の拡大

第２章　国連と漁業の関係

１．国連海洋法条約

２．国連海洋法条約採択後の国際漁業

第３章　21世紀の海外漁業

１．21世紀の漁業事情

２．21世紀の財団

３．財団のこれから

第１章　20世紀後半の遠洋漁業

１．20世紀後半の日本の遠洋漁業

（1）日本の遠洋漁業概観

1）沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ

第二次世界大戦後日本漁業の操業海域は連合国最高司令官総司令部（GHQ）により厳しく規制され、いわゆる「マッカーサー・ライン」の設定（1945年９月27日）により活動可能領域が定められた。この領域は日本政府の強い要求により徐々に拡張され、サンフランシスコ講和条約公布３日前の1952年４月25日に撤廃されることとなった。講和条約の公布により日本は大戦により得た領土を放棄する一方で主権を回復して国際社会に復帰し、ほぼ同時に漁業活動を拡大する機会を得ることになったのである。当時海洋は、国際慣習法の下、一般に幅員３海里の領海とそれ以遠の公海に二分されており、公海自由の原則の下、日本は沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと外延的に操業海域を拡大していった。

1954年、ベーリング海においてかれい冷凍工船漁業が再開された。同年にはオホーツク海（カムチャッカ西岸沖合）においても機船底びき網漁船による試験操業が幕を開けた。オホーツク海域はソ連（当時）の領土にほぼ囲まれており同国との間のトラブルが懸念されたが、幸いそのようなこともなく、その後発展する母船式底びき網漁業者やカニ、サケ・マス類を対象とした操業の先鞭となった。また、かに工船々団は米国アラスカ州のブリストル湾やオホーツク海に複数展開し、これらの船団が製造するかに缶は当時の重要な輸出商材となった。

その後、オホーツク海、ベーリング海では母船式底びき網漁業が展開され、1961年には漁獲量が438千トンに達するほどに発展した（この間、ソ連との間で日ソ漁業条約を調印（1956年５月15日）、同年12月12日発効）。

サケ・マス類を対象にした遠洋漁業も「マッカーサー・ライン」の撤廃後に再開されたが、米国、カナダとの間で締結された「北太平洋の公海漁業に関する国際条約」（1953年発効）により、アメリカ大陸側の海域では、３国間の協議に基づく操業が行われることになり、西経175度以東海域におけるサケ・マス等を対象とした操業は「自発的抑制」を求められることとなった。また、ソ連側海域での操業も拡大した。一時ソ連に、いわゆる「ブルガーニン・ライン」によりカムチャッカ半島周辺に一方的漁業規制区域を設定する動き（1956年３月）があったが、その後の日ソ漁業条約の締結を経て、ソ連側での操業は二国間の協議の下で行われることとなった。

一方、カツオ・マグロ類を対象とした遠洋かつお・まぐろ漁業も太平洋の南方漁場を始めとする世界の海に漁場を求めていくこととなった。

2）多岐にわたる漁業種類

日本では、海面漁業を遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業に区分けし、沿岸漁業は「漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力漁船漁業並びに定置網漁業、地びき網漁業」、沖合漁業は「10トン以上の動力船を使用する漁業のうち、遠洋漁業及び定置網漁業、地びき網漁業を除いたもの」としている。

遠洋漁業を構成する漁業種類は時代とともに変化しているが、この50年の主な遠洋漁業

表１　主な遠洋漁業の種類

母　船　式 底びき網等＊		母船式漁業であって、底びき網、はえ縄または刺網を使用して行うもの
遠洋底びき網		北緯10度の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業 イ　北緯25度以北の東経153度の線 ロ　北緯25度、東経153度の点から北緯25度、東経121度の点に到る直線 ハ　北緯25度以南の東経121度の線
	北方トロール*	北緯10度の線以北、東経170度の線以東の太平洋の海域（ベーリング海の海域を含む。）で操業するもの
	転換トロール*	北緯50度の線以北、東経170度の線以東、西経170度の線以西の太平洋の海域（ベーリング海の海域を含む。）及び西経170度の線以東のベーリング海を併せた海域で操業するもの
	北転船*	北緯48度の線以北、東経153度の線以東、西経170度の線以西の太平洋の海域（ベーリング海の海域を含む。）の海域で操業するもの
	南方トロール*	北緯10度の線以北の太平洋の海域、北緯40度の線以北、北緯59度の線以南の西経42度の線、北緯59度西経42度の点から北緯59度西経44度の点に至る直線および北緯59度以北の西経44度の線からなる線以東の大西洋の海域、西経５度30分の線以東の地中海の海域、東経50度の線以西のアデン湾および紅海を除くすべての海域（南方海域）で操業するもの
	えびトロール*	上記南方海域でエビをとることを目的とするもの
以西底びき網		北緯10度の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（母船式底びき網等を除く。） イ　沖合底びき網のイおよびロの線 ロ　北緯33度９分15秒、東経128度30分の点から北緯25度、東経128度30分の点に到る直線 ハ　北緯25度、東経128度30分の点から北緯25度、東経121度の点に到る直線 ニ　北緯25度以南の東経121度の線
大中型まき網 １そうまき		総トン数40トン以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業のうち、１そうまきで操業するもの
	遠洋かつお・まぐろ (海外まき網)	１そうまきでカツオ･マグロ類を取ることを目的として遠洋（太平洋中央海区（東経180度以西の北緯20度の線、北緯20度以北、北緯40度以南の東経180度の線、東経180度以東の北緯40度の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。）及びインド洋海区））で操業するもの
	近海かつお・まぐろ*	１そうまきでカツオ・マグロ類を取ることを目的として上記以外の海域で操業するもの
母　船　式 さけ・ます*		母船式漁業であって、サケまたはマスをとることを目的とするもの
母船式かに*		母船式漁業であって、タラバガニ又はアブラガニをとることを目的とするもの
北太平洋 ずわいがに等*		北緯46度の線以北、東経149度の線以東の太平洋の海域（ベーリング海の海域を含む。）において動力漁船により、ズワイガニまたはイバラガニをとることを目的とする漁業
北洋はえ縄 ・刺網*		次に掲げる線から成る線以北、東経170度の線以東の太平洋の海域以外の海域において動力漁船によりはえ縄または刺網を使用して行う漁業 イ　北緯47度、東経170度の点から北緯47度、東経129度10分の点に至る直線 ロ　北緯47度、東経129度10分の点からバンクーバー島カーマナポイントを経てカナダ本土の太平洋岸の最大高潮時海岸線に至る直線 ハ　北緯25度以南の東経121度の線

遠洋まぐろはえ縄		総トン数120トン以上の動力漁船により、うきはえ縄を使用して、マグロ、カジキまたはサメをとることを目的とする漁業
近海まぐろはえ縄		総トン数20トン以上120トン未満の動力漁船により、うきはえ縄を使用して、マグロ、カジキまたはサメをとることを目的とする漁業
遠洋かつお一本釣り		総トン数120トン以上の動力漁船により、釣りによって、カツオまたはマグロをとることを目的とする漁業 　ただし、まぐろはえ縄とまぐろ釣を同一航海に行った場合は、かつお一本釣とする。
さけ・ます流し網		流し網を使用して、サケ又はマスをとることを目的とする漁業
いか流し網*		動力漁船により流し網を使用して、イカをとることを目的とする漁業 （北緯20度の線以北、東経170度の線以東の太平洋の海域）
遠洋いか釣*		北緯20度の線以北、東経170度の線以西の太平洋の海域（ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海および南シナ海の海域を含む。）以外の海域において、総トン数30トン以上の動力漁船により、釣り具を使用してイカをとることを目的とする漁業
母船式捕鯨		母船式漁業であって、もりづつを使用してくじらをとるもの
	南氷洋捕鯨*	南緯40度の線以南の海面で操業するもの
	北洋捕鯨*	北緯40度の線以北の太平洋（ベーリング海を含む。）の海面で操業するもの
近海捕鯨	大型捕鯨	動力漁船により、もりづつを使用してヒゲクジラ（ミンククジラを除く。）又は、マッコウクジラをとる漁業（母船式捕鯨を除く。）
	小型捕鯨	動力漁船により、もりづつを使用してミンククジラ又は歯くじら（マッコウクジラを除く。）をとる漁業（母船式捕鯨を除く。）

出典：「平成２年漁業・養殖業生産統計年報」から抜粋した。
注１）海外まき網は、平成７年大中型まき網の分類定義組替時の説明から作成した。
注２）＊は令和元年漁業・養殖業生産統計年報には記載のない種類を示す。
注３）母船式捕鯨は、令和元年漁業・養殖業生産統計年報では水域の指定なく記載している。

の種類は表１のとおりである。この中には、既に姿を消した母船式の操業や、「大中型まき網１そうまき」の中に「カツオ・マグロ類を対象として太平洋中央海区で操業するもの」（いわゆる「海外まき網」）のように新たに導入されたものもある。

（2）高度経済成長期

1）高度経済成長下における遠洋漁業

1960年代後半から1970年代前半にかけて日本は高度経済成長の最盛期を迎えていたが、この時代の遠洋漁業は非常に恵まれた環境にあった。

第一に燃油が極めて安価であった。漁船の動力化、装備の機械化・大型化や漁場の遠隔化等は燃油を大量に必要とし、燃油価格が安価であることは経費面で極めて有利に働いた。

第二に漁業操業海域の拡大が容易であった。世界的に見ても操業隻数がそれほど多くなく、また資源にも余裕があったため、利用度の低い漁場や資源が豊富な海域への漁場転換が進められ、沖合から遠洋へ漁場拡大が急速に進行した。なかでも北太平洋のスケトウダラ資源は、技術の開発によりすり身の冷凍保存が可能となったことからその原料としての需要が高まり、遠洋底びき網漁業及び母船式底びき網漁業による利用が進んだ。この２業種によるスケトウダラ漁獲量は、1963年の140千トンから1973年には2,400千トンに急増した。

そして第三に、水産物需要が拡大傾向にあり、漁業生産量の増加にもかかわらず魚価の上昇が続いた。また、コールドチェーンの確立や水産加工業の発展等により、こうした需要拡大に対応した水産物の安定的流通・加工体制が整ったことも遠洋漁業の発展に寄与したものと考えられる。

2）遠洋漁業の拡大

日本の遠洋漁業の漁獲量は1959年に初めて1,000千トンを超え、８年後の1967年には2,000千トンに達した。その２年後には3,000千トンを超え、1973年に3,988千トンのピークを迎えることとなった。遠洋漁業の拡大を漁獲量の推移で示したのが図２である。特に母船式底びき網漁業と遠洋底びき網漁業が爆発的に漁獲量を増大させ、1973年は3,182千トンと遠洋漁業の８割を占めるに至った。

3）海外漁業合弁の動き

日本の海外直接投資は1951年に再開されたが、1960年代中頃までは日本国内の生産基盤整備や技術革新のための設備投資に重点が置かれ、海外投資の位置付けは二義的なものに止まっていた。

高度経済成長期に入り、政策的にも海外投資が促進され、規制緩和とともに海外直接投資による日本企業の海外進出が次第に活発になった。水産業においては、1960年代前半までは外国漁船の漁獲物の買付や船舶や役務の提供などによる海外出漁形態が多くを占めていたが、日本企業の投資力の充実と沿岸国の受入体制の整備が進むなかで、合弁事業という形での海外投資が進展した。当時の海外漁業合弁は、日本国内の水産物消費拡大を背景とした開発輸入の色合いが濃いものであった。

（3）石油危機と200海里

1）石油危機と200海里時代の到来

1973年秋の第４次中東戦争の勃発に伴う第

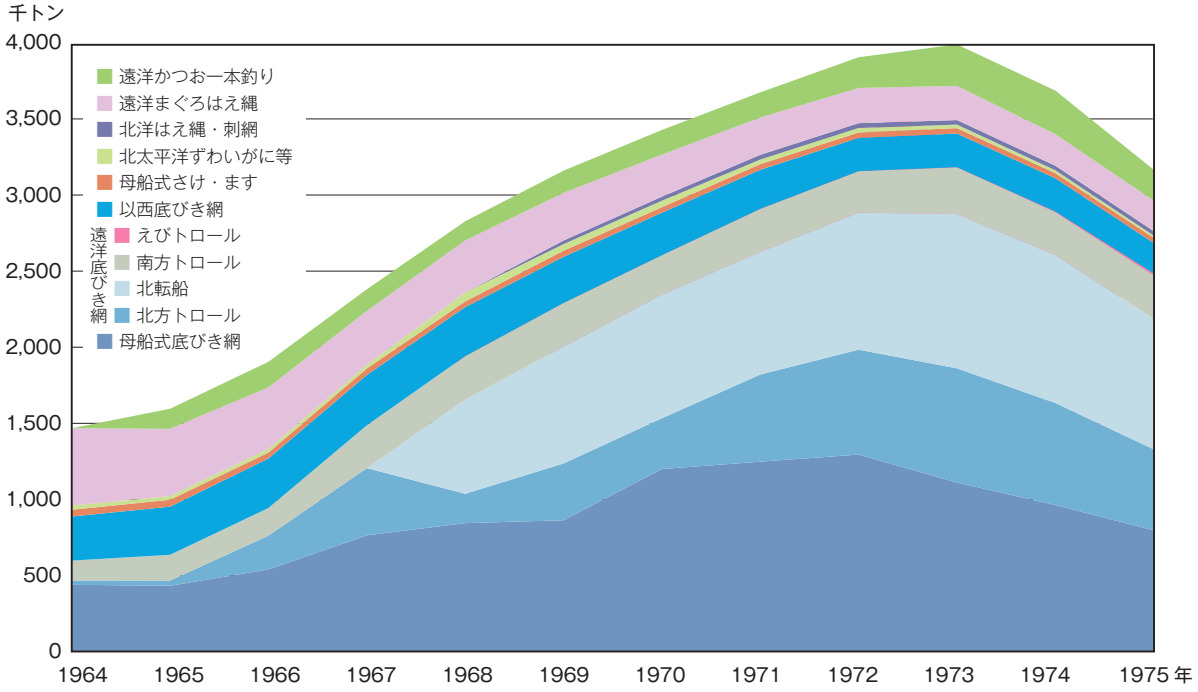

図２　遠洋漁業種類別漁獲量（1964－1975）

一次石油危機及び1983年末のイラン政変に端を発した第二次石油危機は、燃油価格の高騰を招いた。漁業用燃油として用いられるA重油の卸売価格をみると、石油危機前の1963年の価格と比較して、第一次石油危機のピーク時で約３倍、第二次石油危機のピーク時には約８倍もの水準までに上昇した。この燃油価格の高騰は、燃油が安価であることを前提に燃料多消費型の経営を行ってきた日本の漁業にとって深刻な打撃となった。

一方、石油危機と相前後するが、1973年に開幕した第三次国連海洋法会議において200海里問題が討議されているさなかの1977年３月、米国が200海里漁業水域を設定した。これを契機に、カナダ、EC諸国、ソ連等が相次いで200海里水域を設定し、漁業に関しては海洋法会議の結論を待たずして200海里時代が到来することとなった。

加えて、上昇を続けていた魚価が全体としては横ばい傾向に転じた。これは、２度の石油危機による日本の経済成長率の低下に伴い所得水準の上昇に陰りが見え始めたこと、国民の栄養要求がほぼ充足された状態となってきたこと、動物性たんぱく源として水産物と競合する畜産物の価格が比較的安定的に推移したこと等によるものであった。

このように、高度経済成長下において日本の漁業を支えてきた安価な燃油、広い公海、魚価の持続的な上昇という３つの好条件は、２度の石油危機と200海里時代の到来によりすべて失われることになった。

2）操業体制の変化（公海への進出）

1973年にピークを迎えた日本の遠洋漁業の漁獲量はその後減少が続いた。1976年に3,000千トンを割り込み、1979年には2,065千トンまで急減した（図３）。

特に落ち込みが激しかったのは1978年で、北転船がソ連水域から締め出されたために154隻から97隻へと、57隻の減船を余儀なくされ、漁獲量で390千トン（68%）の減少となったことが最大の要因であった。また、南方ト

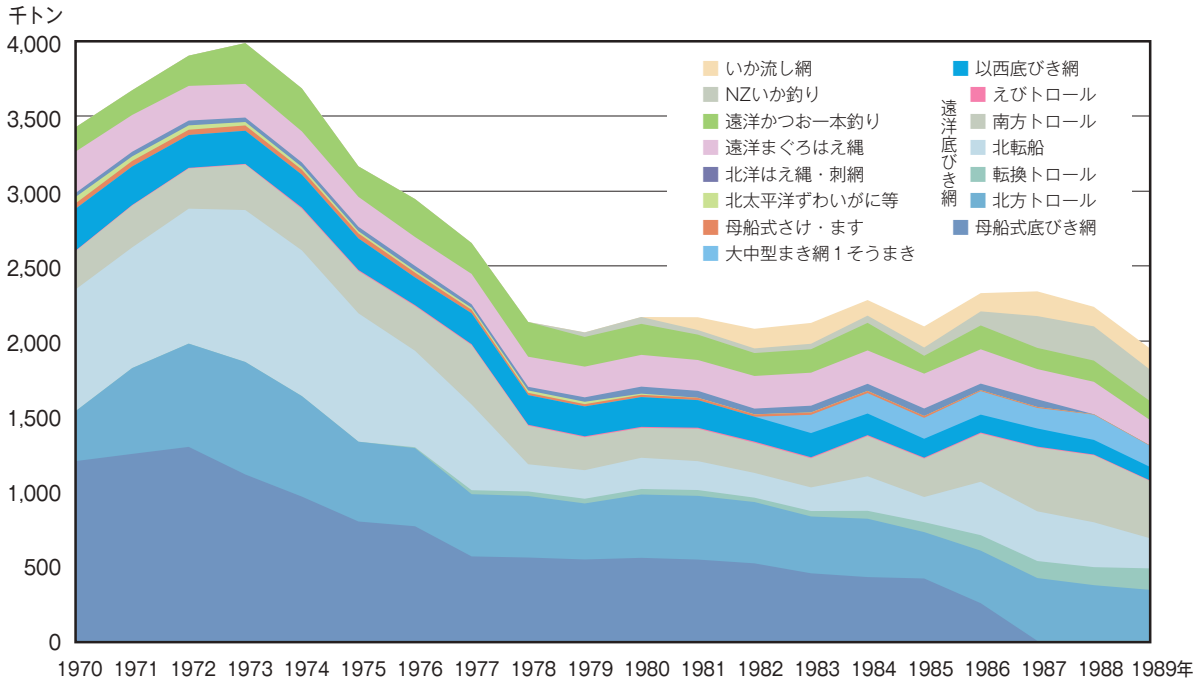

図３　遠洋漁業種類別漁獲量（1970－1989）

ロールの漁獲量も139千トンの減少となっており、この２業種だけで529千トンもの減少を記録した。

遠洋漁業の漁獲量は、1979年以降、2,000千トンを割り込むことなく、一方でそれほど回復することもなく、1989年に1,976千トンとなるまで10年間は2,000千トン台を維持した。しかしながら、この間、遠洋漁業の一翼を担ってきた母船式底びき網漁業が1986年に、そして母船式さけ・ます漁業が1989年に姿を消した。

外国200海里水域における日本漁船の操業状況をみると、米国水域においては、1984年まで1,000千トンを超えていた対日漁獲割当量が1985年以降急速に削減され、1988年には遂にゼロとなった。ソ連水域においても、1985年に600千トンあった対日漁獲割当量が翌年には150千トンに大幅に削減されるなど、厳しさは加速していった。

一方、外国200海里水域内での枠の削減に伴い200海里以遠の公海に操業海域を転換する動きが世界的に拡大した。1978年にカツオ・マグロ類を主体として約400千トン程度であった公海における日本の漁獲量は、ベーリング公海のスケトウダラ資源、北太平洋のアカイカ資源等の開発・利用が進んだ結果、1988年には約1,600千トンとなり、10年程で４倍に拡大した。

3）海外漁業合弁の進展

日本の遠洋漁船が外国の200海里水域内で自由な操業ができなくなったことに伴い、海外漁業合弁事業への投資が活発化した。これは、日本国内にこれまで日本漁船が海外漁場で漁獲してきた比較的高価な魚に対する根強い需要があったこと、沿岸国側で合弁方式による自国漁業育成の機運が高まったことが背景となっていたものと考えられる。

すなわち、200海里体制の定着に伴い、沿岸国は、先進的な技術・運営ノウハウを有し販売面で有利な日本市場への参入機会を容易に確保することができる日本企業との合弁志向を強めた。一方日本の水産業界も、直接入漁することが難しくなってきた情勢を踏まえ、海外投資による合弁企業を通じた海外漁業に活路を見出すことに重点を置くこととなっていったのである。

また、1980年の外国為替及び外国貿易管理法（当時）（以下「外為法」という。）改正によって、水産業に関する対外直接投資が全面的に自由化されたことが注目される。特に、大蔵大臣の許可制となっていた「国際条約や二国間協定などの対象となっている漁業」、「漁業法上の指定漁業及び真珠養殖業」を事業内容とする合弁事業は、改正外為法によって届け出制へ移行し、投資の際に必要な手続きが簡略化された。

（4）第二次石油危機以後

1）世界経済の潮流

1985年９月22日、先進５か国の蔵相・中央銀行総裁がニューヨークのプラザホテルに集まりドル高是正のための政策協調に合意した。合意当時は１ドル238円であった為替レートが１年後には154円に急騰、1987年末には120円近くまで高騰し、円の価値が２年間で約２倍となった。そのため、日本の農林水産物、鉱工業製品などの日本製品や日本の労働力の競争力は大きく損なわれることとなった。

日本の輸出産業は大きなダメージを負うこととなったものの、この円高は日本の産業構造の転換を促す側面もあった。製造業においては、為替変動に影響されにくい経営基盤を築くために、海外生産比率を高め国際競争力を強化していった。

一方で、1980年代後半からは、生鮮・冷凍

魚介類を中心に、加工原魚からミール製品に至るまで輸入が増大し、1960年代半ばまで水産物輸出大国であった日本は輸入大国へと変貌していった。このため、漁業者の間では、加工原料を含め、安い輸入水産物が日本市場に流入することに対する懸念が大きく、これに対応するための国際競争力の強化が求められた。

2）操業体制の変化
（公海漁業への規制強化）

日本の遠洋漁業の漁獲量は1989（平成元）年に1,976千トンと2,000千トンを割り込んだ。特に1990年代に入ってからの漁獲量の落ち込みは大きく、1990年、1991年の２年間は対前年20％以上の減少が続き、1993年には1,139千トンと、漁獲量は1988（昭和63）年の半分のレベルまで急減した。

北方トロール、転換トロール及び北転船の漁獲量の合計値をみると、1987年には864千トンであったが、1988年790千トン、1989年683千トン、1990年422千トン、1991年152千トンと、４年間で減少率は８割を超えた（表２）。

1989年には、国連総会において公海での大規模流し網の使用をモラトリアムとする決議が採択され、本決議に従い、我が国は1992年をもっていか流し網漁業の操業を中止した。また、米国側海域におけるさけ・ます漁業を管理してきたINPFCは1993年、ロシア側を含む北太平洋全体を視野に入れた「北太平洋における遡可性魚類の系群の保存のための条約」の発効に伴い解散し、同条約に基づきサケ・マス類を対象とした公海漁業は禁止された。さらに、1995年には「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」が日本、米国、ロシア、中国、韓国及びポーランドの署名の下で発効した。本条約発効当時、ベーリング公海におけるスケトウダラ資源は極めて低水準の状況にあり操業している漁船は既になかったが、その後も漁獲可能水準を決定できる状況になく、操業は再開していない。

表２　1989（平成元）年前後の遠洋底引き網等の漁獲量の推移

単位：トン

	1987年	1988	1989	1990	1991	1992	1993
遠洋漁業の漁獲量	2,344,300	2,247,381	1,976,172	1,496,430	1,178,951	1,270,007	1,138,627
：うち							
遠洋底びき網							
①北方トロール	418,818	371,363	339,944	173,746	28,560	40,566	28,242
②転換トロール	113,479	120,261	143,334	100,095	46,880	28,201	9,510
③北転船	331,866	299,289	200,378	148,339	76,934	120,562	121,799
北方水域（①+②+③）	864,163	790,913	683,656	422,180	152,374	189,329	159,551
④南方トロール	429,234	450,451	384,230	321,960	252,070	277,496	205,471
⑤えびトロール	2,601	1,656	1,155	1,345	1,195	1,315	786
南方水域（④+⑤）	431,835	452,107	385,385	323,305	253,265	278,811	206,257
海外いか釣	212,252	228,413	210,027	95,194	124,069	116,582	187,126
いか流し網	165,058	130,283	141,263	145,342	86,566	75,377	0
母船式さけ・ます	6,898	2,551	2,219				

漁業・養殖業水産統計年報より作成。
海外いか釣の1989年までの数字は、「いか釣り」のなかに参考で掲載されていたNZいか釣りの数字。

3）海外漁業合弁の変転

1986年以降の急激な円高の進行とそれに伴う国産の加工原魚の価格や人件費の国際競争力低下は、生産拠点の外地移転を加速化させた。

大手水産会社は、遠洋漁業に依拠し、漁労から加工・流通まで一貫した総合水産企業として発展してきた。しかし、それまで最重要水域であった米国水域での割当量がゼロとなり、また、同国において漁船に対する外国からの投資規制が強化される中、事業展開上合弁の対象を陸上の加工施設に特化していかざるを得なくなった。この結果、全体的に漁労部門の海外直接投資が進まなくなり、大手水産会社は総合水産企業から「水産物を含む食品企業」としての事業展開に衣替えしていくことになった。

一方中小漁業会社は、200海里体制への移行によって操業が縮小されていく中で、現地化や合弁事業等による新たな展開を図るだけの経営資源に乏しく、一部を除き、事業をグローバルに展開することは困難であった。

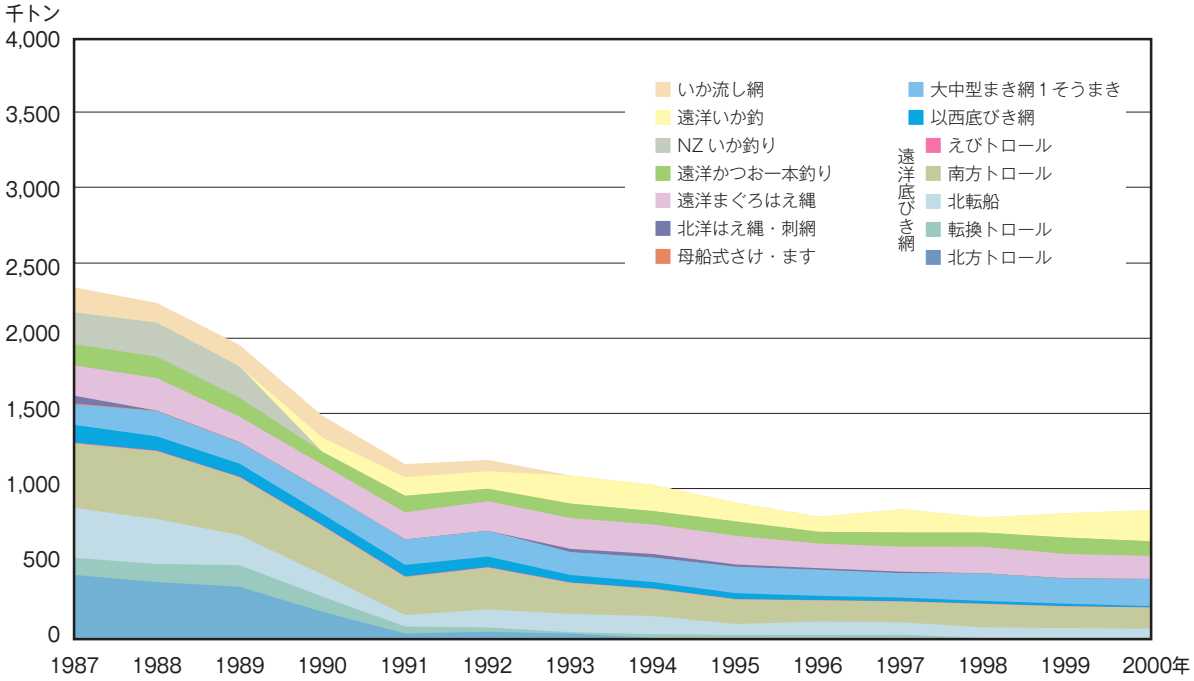

図４　遠洋漁業種類別漁獲量（1987－2000）

2．海外漁業協力財団の設立と事業の拡大

（1）設立までの経緯

1）背景

日本の遠洋漁業は1973年には漁獲量3,988千トンという歴史的最大値を記録するまでに発展し、日本は世界に冠たる遠洋漁業国となった。ここで留意すべきは、日本漁業の海外への進出は、日本に基盤を置いた大型船を主とする長期航海操業によるものであったために、沿岸国と直接接触することが少なく摩擦を起こすことがあまりなかったことにある。そのため、沿岸国の水産資源に対する所有権の主張や漁業開発への願望に関心を向ける機会がそれほどなく、沿岸国の権利の主張に対して共存の道を探り、また、沿岸国が期待する支援・協力に目を向ける機会もそれほどなかった。

しかし、発展途上の沿岸国の多くは自国漁業の開発・振興を経済開発のための重要な施策の一つに位置付け、そのために必要な経済・技術協力を先進国に要求するようになっていったのである。

2）日本の海外協力

第二次世界大戦後間もない日本は甚だ貧しく日本自身が米国から援助を受けており、当然、他国に援助できるような状況にはなかった。そのような中にあっても、日本政府は1953年12月に「アジア諸国に対する経済協力方針」を閣議決定し、1954年４月、協力の実施機関として「社団法人アジア協会」を設立した。また、日本は同年の10月には「アジア諸国の貧困からの解放」を旗印としたコロンボプラン※に加盟し、政府ベースの海外協力の第一歩を踏み出した。

1960年代に入り、日本の海外協力は経済力に比較して協力の規模が小さいのではないかとの国際批判が高まったことから、国会は1962年の第40回会期中に特別立法により「海外技術協力事業団法」を成立させ、この法律に基づいて「海外技術協力事業団」が設立された。アジア協会の全職員が事業団に籍を移したほか、関係省庁から出向者を受け入れる等、本事業団は充実した組織として事業を開始した。水産に関する海外協力もアジア協会に引き続き本事業団が実施することとなった。

3）漁業交渉と海外協力

1958年から開始された国連海洋法会議での議論が進むにつれ、発展途上の沿岸国のなかにも、領海を拡大する、あるいは漁業水域や経済専管水域を宣言する国が増えてきたことから、日本の遠洋漁業はこれら沿岸国との交渉なしには周辺水域での操業ができない状況となった。また、漁船がだ捕されるという事態も発生した。

このようななかで、日本の遠洋漁業の漁場確保と安定的な操業を維持するためには、関係国と漁業交渉を行う際に相手国が求める漁業開発等に対する経済・技術協力をあわせて議論することが必要となっていった。

一方、領海３海里の原則を主張する日本国政府はこれら途上国との交渉の前面に立つことができず、結果として水産業界が交渉当事者とならざるを得なかったが、この結果、本来日本国政府に向けられて然るべき経済協力・技術協力の要求が水産業界に直接向けられることとなり、業界は対応に大いに苦慮す

※ コロンボプラン：1950年に提唱されたアジアや太平洋地域の国々の経済や社会の発展を支援する協力機構のことで、第二次世界大戦後最も早く組織された開発途上国のための国際機関。

ることとなった。

日本国政府による漁業交渉とそれに付随する漁業協力支援の実施、そして、水産に関する海外協力の実施機関設立に対する要望は、このような背景の下に湧出し大きくなっていった。

(2) 財団の設立

1）水産庁での構想

国際的なルールが成立しないうちに独自に海を囲い込み、高額の入漁料を徴収し、莫大な援助・協力を要求するという国が増えていくにつれ、このようなやり方には水産業界だけでは対応しきれず、政府が前面に出て漁業権益の確保とリンクさせた漁業協力を行うことが必要ではないかとの声が大きくなっていった。

このため、水産庁は、海外漁業協力事業を実施する機関として民間法人である「協会」を想定し、運営に際して事業費及び事務費を国が補助するとの試案を1971年３月に作成した。しかし業界は、ますます増大する途上国の要求に対応するためには「関係国政府またはこれに代わるべき機関との間の漁業協力協定の締結」を業務内容に含む、より強力な権限と体制を持つ特殊法人としての「事業団」が必要であるとし、必要な予算措置の下にこの事業団が海外漁場の確保と海外漁業協力を一体的に進める体制を整えることを要請した。そして、水産庁もその方向で1973年度の予算要求を行うこととした。

しかしながら、新規の特殊法人設立は認めないとの政府全体の方針が高い壁となり予算折衝は難航した。加えて、外務省は、外交の一元化との整合性から事業団が漁業交渉の代行や外国政府に対する協力を行うこと等に対して強く反対し、また、他の省庁からも賛同は得られなかった。まさに四面楚歌の状況であった。

2）財団構想と政府予算の成立

水産庁による特殊法人の設立に向けての関係機関との協議は、各機関への陳情活動を含む水産業界をあげての支援と協力を得て、粘り強く続けられた。しかし、特に新規特殊法人設立に対する反対の壁は厚く、解決の糸口は見いだせなかった。一方、水産関係者の中には、水産を巡る激動する国際情勢を踏まえれば海外漁場の確保と漁業協力を一体的に進めるという構想の実現は緊急を要することであり、実行機関の性格、即ち特殊法人というものにこだわっていては予算の確保もできなくなるのではないかとの懸念を抱く声も出てきた。

様々な考え方があったなかで関係者が大いに悩んだ結果、1973年１月、特殊法人としての「事業団」構想を修正し、「民間ベースの漁業協力事業への国の支援」を基本とする財団法人の設立で対応するという方針に転換された。海外漁場の確保と海外協力を一体的に推進していくとの基本方針に変更はなかったものの、予算及び業務内容は縮小され、当初の活動は民間団体が漁業協力事業を実施するための資金の貸付けと海外で協力事業に携わる専門家の確保・養成等に限定された。しかしながら、これにより漁業交渉と協力を一体で進める体制の基礎が作られることとなった。

なお、特殊法人「事業団」構想の下での事業団による「水産無償援助」の実施は、外務省所管の経済開発等援助費に「水産無償」10億円の枠が設けられることとなった。

このように、財団法人による漁業協力政策を固め、1973年度予算は成立した。関連する予算は以下のとおりであった。

新法人に対する補助金	12億 300万円
経済開発特別援助費水産枠	10億円

新法人の指導監督に必要な経費　800万円

(3) 事業の概要

1) 設立当初の事業

財団発足時の主な事業は、資金の貸付けと専門家の確保・養成、情報の収集・提供、漁業取極交渉の促進支援であった。初年度は、資金の貸付けを1件実施した他、103名の専門家を登録し、そのうちの7名と確保契約（海外派遣の要員として確保し、その期間中に手当を支給するとともに、必要な資質の向上・研鑽を義務付ける契約）を締結した。また、海外技術協力事業団の要請に基づき2名の確保専門家を推薦し、これらの専門家が同事業団からブラジル及びドミニカ共和国に派遣された。さらに、漁業交渉の促進支援として役職員が交渉相手国の事情について予備調査を行うとともに政府または民間の交渉に参加し、相手国の協力に関する要請の窓口にもなった。

1974年度には、外国の要人を日本に招き日本の漁業協力や日本漁業等に対する理解を深めてもらって友好促進を図る「要人招請」、現地での民間ベースの漁業協力事業を効果的に促進するために関連技術者を日本に招いて水産関連技術の研修を実施する「技術研修員に対する研修」の2つの事業を新たに実施す

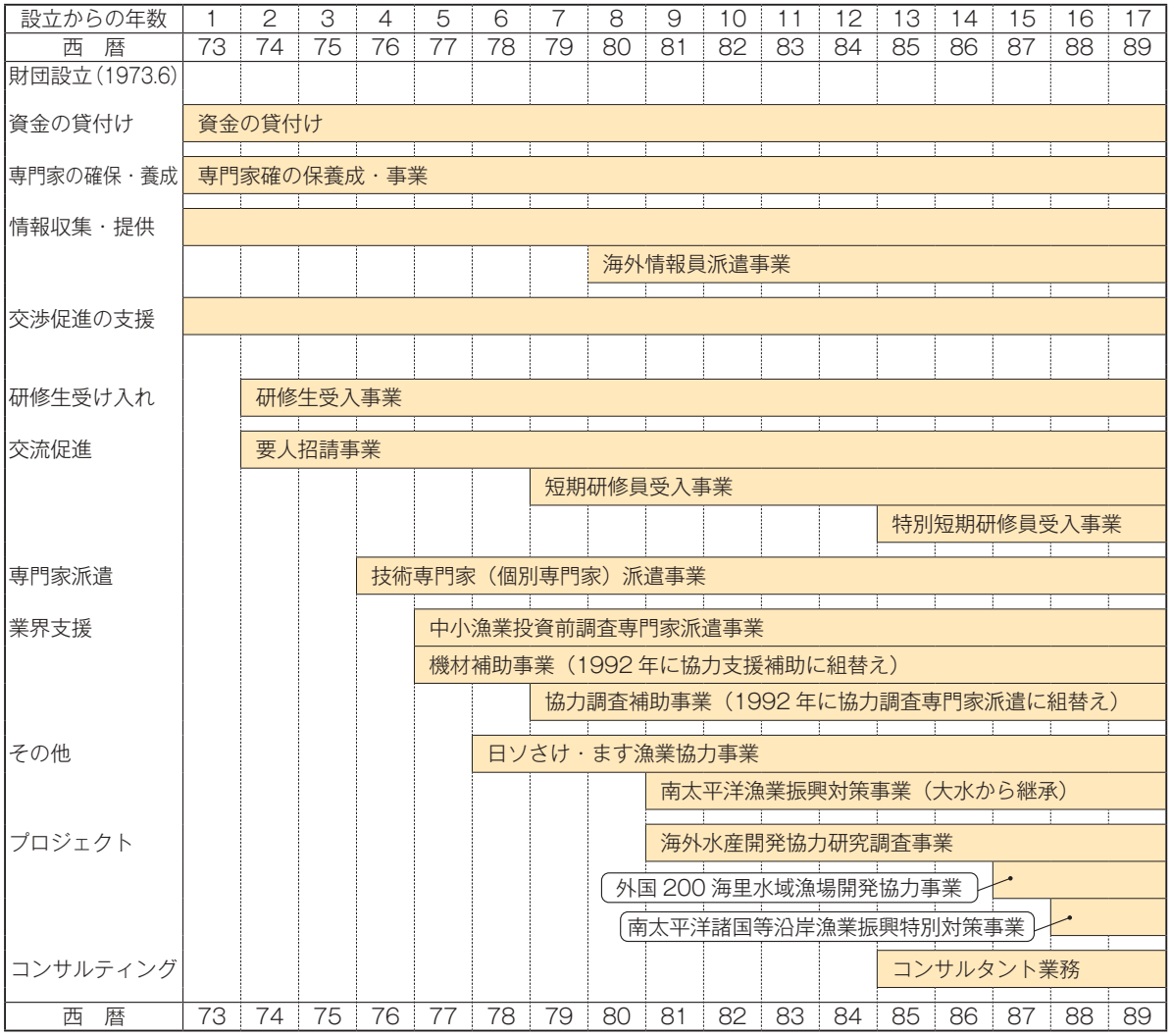

図5　平成までの財団事業展開

ることとなった。これらの事業は、水産協力事業に関係する団体、企業等からの要請、推薦を受けて実施した。

また、日本国政府からの要請を受けて、日本国政府が無償援助により供与するインドネシア国の漁業訓練船の設計、入札等に関するコンサルタント業務を実施した。

2）平成までの事業展開

世界は1977年に実質的な200海里時代に突入した。財団も次々と新規事業を立ち上げ、日本の海外漁業に対する支援を拡充していった。このため、財団の事業活動費（事業費と管理費の合計）は1975年から約20年間連続して増加した。

事業別にみると、1976年には民間ベースの専門家派遣への助成（海外漁業開発技術協力専門家派遣事業）、1977年に漁業団体が行う協力事業への助成（中小漁業投資前調査専門家派遣事業、機材補助事業）、1979年に漁業団体が実施する協力調査への助成及び短期研修員受入事業、1980年に海外情報員の派遣、1981年に海外水産開発協力研究調査事業を開始した。1985年には特別短期研修員受入事業を新設し、９月に開催した第１回南太平洋漁業開発シンポジウムに島嶼国からの参加者を受け入れ、また、同年にプロジェクト・ファインディング調査等のコンサルティング業務を開始した。また、1987年に外国200海里水域漁場開発協力事業を開始したが、この事業はその一部を民間企業等に委託するユニークなものであった。さらに、1988年には南太平洋諸国沿岸漁業振興特別対策事業を立ち上げた。これらの事業拡大の過程を図５にまとめた。

このなかで、海外水産開発協力研究調査事業は、日本の海外漁業と関係の深い沿岸国からの要請に基づき、人材、経験、予算が不足している当該国の漁業開発振興に資するために、調査計画の作成から研究開発事業等の実施までを総合的に行うものであり、専門家派遣、資機材の供与を組み合わせ、事業の運営・管理を含めて財団が直接行うという画期的な方法で実施された。実施期間が３年から５年と長期にわたる、いわゆる技術協力プロジェクトの原型にあたる事業であった。

なお、その他の漁業協力事業として、大日本水産会が行う日ソ漁業協力事業に関連する日ソさけ・ます漁業協力事業を1978年から開始した。また、太平洋島嶼国に入漁料を支払う際に借り入れた資金の利子補給等により日本の漁業者の負担を軽減するため、大日本水産会に政府からの補助金と関係漁業者の拠出金により基金が設置されていたが、この基金については、1981年３月31日に大日本水産会から基金の移管を受けて継承し、南太平洋漁業振興対策事業として実施した。

3）20世紀掉尾の事業展開

日本の政府開発援助は1998年度にマイナス10.4％の縮減措置がとられるまで大幅に増加し続けた。財団の事業活動費も拡大をつづけ、さまざまな漁業協力事業を実施した（図６）。

このなかで、1990年度に特別短期研修員受入事業で実施した「黄海の有用水産資源培養に関する研究者協議会」は、中国と韓国の間に国交のなかった当時、中国・韓国両国の研究者を日本に招き、日本の研究者を交えて開催された画期的なものであった。以後、３か国が輪番制でホスト国となり、第３回からは「海洋水産資源の培養に関する研究者協議会」と名称を変更し、2016年度の第27回まで継続した。

同じく1990年度に開始した特定地域漁業振興推進事業は、天災や老朽化等により遊休化している水産施設の修理・修復とメンテナンス等に関する技術移転を行うもので、途上国の漁業振興に欠かすことのできない水産施設

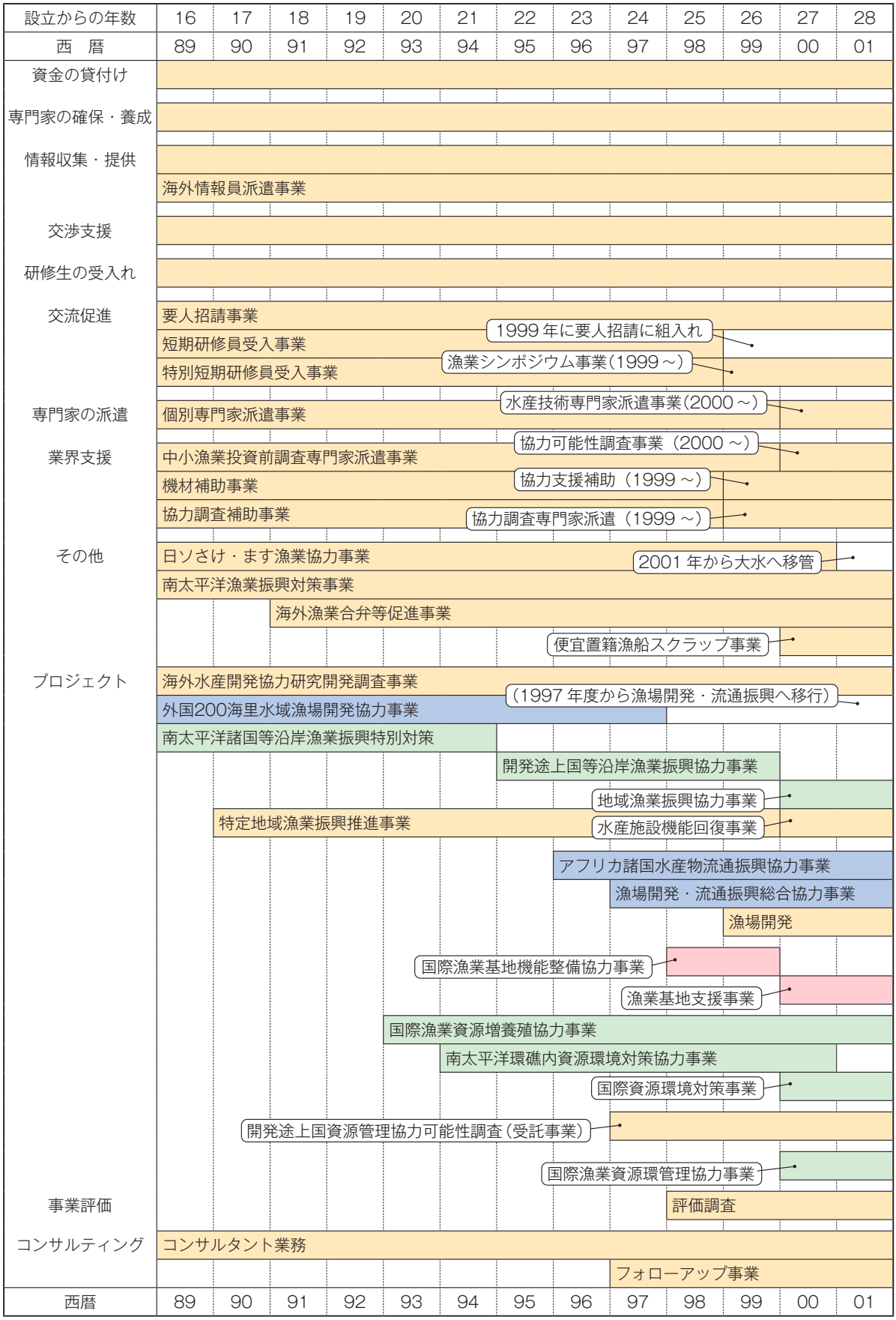

図６　20世紀掉尾の事業展開

の機能を維持・回復するというユニークな事業となった。本事業は沿岸諸国からの要望も強く、財団の技術協力プロジェクトの１つの柱として、事業の基本的な考え方を継承しつつも、事業内容を時代の状況に応じて改善しながら現在まで継続している。なお、財団のフィジー事務所及びミクロネシア出張所は、本事業を効果的に実施するために設置した拠点である。

1997年度には水産庁からの受託事業として開発途上国資源管理協力可能性調査を開始し、翌年度には国際漁業基地機能整備協力事業を新設した。また、1997年に閣議決定された「財政構造改革の推進について」に、「政府開発援助について、その量的拡充から質の向上へと転換を図るものとする」という政府の方針が明確に示されたことから、翌1998年度から、内部評価委員会及び外部有識者で構成される評価委員会により財団事業の評価を行う評価調査を実施することとした。

2000年度には、資源管理国際会議開催・支援事業、かつお・まぐろ類資源管理対策事業及び地域漁業管理機関の非加盟国へ船籍を移した漁船のスクラップを円滑に推進する便宜置籍漁船スクラップ事業の３事業を実施するための予算が政府の補正予算で確保され、当財団が便宜置籍漁船スクラップ事業を実施することとなった。

4）寄附行為の変更

1992年開催の国連環境開発会議において「持続可能な開発」の実現に向けての行動計画「アジェンダ21」が採択され、国連海洋法条約と持続可能な開発との関連が明示的に確認されることとなった。これを機に、世界は持続可能な開発、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速化した。一方で、漁業に対する環境分野からの目はますます厳しいものとなっていった。

このような中、2000年12月、財団は21世紀の事業展開を見据えて寄附行為を変更し、財団の事業を海洋生物資源の持続的利用を目指した国際的な資源管理の推進に資するものとして明確に位置付けることとした。

トピックス　1

南太平洋漁業開発シンポジウム

設立当初、財団は要人招請や研修員の受入れやなどの人的交流を通じ関係国との友好関係の醸成や相互理解を図ってきた。一方、特に日本のかつお・まぐろ漁業の重要な漁場を有する太平洋島嶼国との関係の強化は喫緊の課題であり、安定的な漁場確保のため島嶼国と日本政府、業界が一堂に会して意見交換する場、すなわち、シンポジウムの開催が強く望まれていた。

1985年９月２日（月）午前11時、財団の会議室において、当時の大場敏彦理事長の宣言により南太平洋漁業開発シンポジウムが開会された。財団が主催する初めての国際会議である。太平洋島嶼国等からの参加者として、ベラウ（パラオ）、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、パプアニューギニア、ソロモン及び太平洋諸島フォーラム漁業機関（Pacific Islands Forum Fisheries Agency：以下「FFA」という。）から13名が出席した。出席者は漁業局長クラスであったが、後に各国・地域における漁業開発振興や日本との漁業関係にとって欠くことのできない要人となった人達の若かりし時の顔ぶれである。例えばミクロネシアからはFFA長官となったJames Movick氏、そして永くミク

ロネシアNational Fisheries Corporation総裁を務めたPeter Sitan氏、パラオからは内閣府でIWCコミッショナーを務めることとなったRamon Rechebei氏、ソロモンからは天然資源省次官補となったSylvester Diake氏、キリバスからは財団フィジー事務所で外国人アドバイザーを務めたBarerei Onorio氏、FFAからはPNA事務局長夫君のLes Clark氏等々である。一方、日本側は水産庁、水産研究所・試験場、日本栽培漁業協会（当時）、かつお・まぐろ業界団体等々から27名、合わせて総勢40名もの大会議であった。

1985年といえば、財団が設立して13年目であり予算も組織規模もそして事業展開も拡大発展していく時期であったが、国際会議の計画と運営は初めてのことであり、経験が浅く十分ではない財団がそれを執り行うことは至難であった。しかし、当時農林水産省国際顧問であり本シンポジウムの議長を務めた藤波徳雄氏の緻密な計画と卓越した指導力により順調に議論が進み、滞りなくシンポジウムを終了することができた。業界団体も、入漁する太平洋島嶼国が一堂に会する場で、島嶼国水域における安全かつ安定的な入漁と友好的な関係強化と相互理解を期待し、積極的に参画した。

シンポジウム開催に際し、議長は、今回のシンポジウムの出席者はそれぞれの国や組織の代表者の立場に縛られることなく個人の資格（personal capacity）で参画するものであることを強調し、自由闊達な議論を求めた。200海里時代を迎え、南太平洋水域において日本の漁業の安定的な発展のためにこれらの国々と相互に理解し合い、考えや立場の隔たりを縮めていこうという意気が感じられる。

シンポジウムは３つのパネルから構成され、第１パネル　Fisheries Development（漁業開発）、第２パネル　Fisheries Resources and Their Utilization（漁業資源とその利用）、第３パネル Processing and Marketing of Fisheries Products（水産物の加工流通）に分かれて議論された。それぞれのパネルは、順に日本大学教授山本忠博士、東北区水産研究所所長（当時）林繁一博士、そして財団の森川貫常務理事がコーディネーターを務めた。これらのパネルの中で、参加した島嶼国は自国の漁業の紹介を行うとともに、豊かな漁業資源を活用して雇用機会の創出、外貨の獲得などを目論んだ漁業産業化の必要性を強調し、日本をはじめとする先進漁業国からの投資を歓迎するとの意見が出された。また、カツオ・マグロ資源を国家開発における重要な資源と位置づけ、それらの資源管理のためにデータの収集及び分析が急務であり日本側の協力を求めるとの意見も出された。

シンポジウムは４日間にわたり、その後神奈川県三浦半島の漁業協同組合を訪問し、さらに鎌倉の旧跡を観光したり筑波科学万博を視察したりと、漁業をはじめとした日本についての理解を深め、全９日間にわたる日程を終えた。

財団はこのシンポジウムを通じ国際会議の開催に関し多くの技術やノウハウを学び、その後の国際会議の計画立案に大いに役立つこととなった。また、シンポジウムでは、太平洋島嶼国がただ単に日本の海外漁業を維持するための重要な交渉相手国ということだけではなく、太平洋でつながる同じ島嶼国として多くの視点を共有する同志であることを認識し、相互理解を深めることができたのではないだろうか。

その後この南太平洋漁業開発シンポジウムは、第２回南太平洋漁業開発シンポジウム（1987年）、ミクロネシアやパプアニューギニアとのコロキウム（1989年）、中西部太平洋まぐろ漁業シンポジウム（1993年）へと繋がり、入漁協議や国際漁業会議での交渉とは違う雰囲気を持った重要な対話の場へと発展していくこととなる。

（福田新葉）

トピックス ２

南太平洋漁業振興対策事業

南太平洋漁業振興対策事業は、南太平洋水域に入漁する日本の漁業者の入漁料負担を軽減するために、1979（昭和54）年度に政府からの補助金と関係漁業者からの拠出金をもって創設された基金により実施された。本事業ではこの基金をもとに、①関係漁業者が入漁料を支払うために金融機関から借り入れた入漁料相当分の借入金に対する利子補給を行う事業（南太平洋入漁料対策特別資金利子補給事業）と、②入漁料を支払った漁業者が漁海況の変動等の理由により入漁できなかった場合に入漁料相当額を限度とした貸付けを行う事業（南太平洋漁業振興資金貸付事業）を内容としていた。当該基金の設置及び事業の実施主体は当初社団法人大日本水産会（当時）であったが、1980年度末に当財団に移管された。ちなみに、利子補給金は借入先の金融機関と財団との間で締結される利子補給契約に基づき当該金融機関に交付されるものであり、結果として借入者である漁業者の借入金利が軽減されるという仕組みである。

事業の対象となる国は、当初、パプアニューギニア、キリバス、ソロモン、ニュージーランド、フランス海外領（ニューカレドニア、仏領ポリネシア及びワリス・フトゥナ諸島）、ミクロネシア、パラオ、マーシャル、オーストラリアとなっていたが、後にインドネシア、ツバル、ナウル、ペルー、そしてフィジーが加えられている。

事業の対象となる漁業者は、日本鰹鮪漁業協同組合連合会（当時）、全国漁業協同組合連合会、日本トロール底魚協会、日本遠洋いか漁業協同組合（当時）、海外まき網漁業協会の各所属漁業者（のちに全国近海かつおまぐろ漁業者協会も追加）である。

対象国のうち、特に島嶼国の多くは1970年代に独立を果たして200海里水域を設定したことから、遠洋漁業国の漁業者がこれらの水域での漁業活動を行うには入漁料を支払うことが必要となった。入漁料支払いは１年間の一括支払い方式（ランプサム方式）で入漁前に全額を一括して支払うことが求められ、漁業者は漁獲前に多額の支払いを強いられた。また、漁海況によっては期待した漁獲が得られない場合や入漁を行わない場合（いわゆる「水を買う」という状況）もあり、入漁料の支払いが漁業者の経営に大きな負担となる状況下で、本事業はまさに時宜を得たものであった。利子補給事業については漁業者から支払う入漁料そのものに対する補助を求める意見もあったが、最終的には利子補給による助成が適当との判断に至ったようである。

本事業は、我が国漁業者にとって漁業経営環境の変化による負担を軽減する一助となったことは明らかであるが、入漁料の支払いが、漁船別かつ航海ごとに支払う方式（パーベッセル･パートリップ方式）へと改善されたこと、この変化に伴い金融機関からの借入れが小口となったこと、市中の借入金利が低下してきたこと、漁業者の資金借入れが運転経費一括調達となり入漁料に限定した借り入れが現実的でなくなってきたことなどから、本事業の利用率が逓減していくこととなった。

これらの情勢を受け、貸付事業の利用は実質的に事業開始３年目の1983年度の貸付けを最後に実績がなくなり、また、利子補給の支出実績も漸減していくこととなる。この結果、2003年度に貸付事業を、また2006年度には利子補給事業を廃止し、それぞれの基金を国庫及び民間拠出先に返還し、この基金事業は終了した。

（福田新葉）

トピックス 3

日中韓水産研究者交流

東海（東シナ海）、黄海は日本の以西底びき網漁業と大中型まき網漁業の主漁場であり、中国、韓国の漁船と入り会い操業してきた漁場でもある。1980年代後半、黄海の水産資源の減少が危惧され資源培養への関心が強まる中、財団は、大日本水産会及び日中漁業協議会の協賛を得て、1990年12月、日本、中国及び韓国の３か国の水産研究者によるシンポジウム「黄海の有用水産資源培養に関する研究者協議会」を東京で開催した。日本の関心事は主に東海、黄海の底魚類の資源管理だったが、３か国の利害や関心事を調整した結果、対象海域を「黄海」として、テーマを資源培養とすることとし、第２回以降は、日本、中国及び韓国の３か国の持ち回りで毎年開催することとした。

１回目協議会を東京で開催した1990年当時、中国と韓国の間には国交がなく、両国の人的な交流は限られていた。日中、日韓の間には政府間漁業協定が締結されていたが、中韓のチャンネルはなく、日中韓３か国による協議を行う場が必要とされていたのである。

第１回の協議会は黄海の有用水産資源の培養に焦点を当て、日中韓の増養殖分野の研究者を中心に各国６名､計18名が参加した。各国の構成は､日本が水産庁水産研究所（当時）と日本栽培漁業協会（当時）、中国が中国水産科学研究院と関連する省の水産研究所、韓国が国立水産振興院（当時）の研究者であった。中国と韓国の参加者は東京で初めて顔を合わせたが、当時両国は国交がなかったいため、両国からの参加者間の対応は最初はギクシャクしたものであった。第１回協議会は次のような各国の共通の問題意識を含む各国団長からの挨拶でスタートした。

・黄海は大陸棚として水産資源の豊富な漁場であったが、長年の過度な乱獲により資源の減少が進み主要な資源は衰退の段階にあり、甚だ憂慮される兆候が見られるのが現実である。
・各方面の専門家が意見を述べ交流することは、これらを通して今後の黄海の資源回復と発展の方向を明らかにする上でも非常に意義のあることだ。
・水産資源の培養技術はまだまだ発展させなければならない分野が多く、資源の増殖を図るための大量培養にはさらなる技術の蓄積が必要である。

協議会の座長は財団の技術顧問が務め、主な議題は以下のとおりであった。

１．黄海の有用水産資源の現状について資源培養の見地からの見解
２．資源培養関連研究及び技術開発についての各国の現状

これらを協議した結果､対象海域を東海まで拡大し､東海､黄海を一体として取組む方針が合意された。また、東京での２日間の協議終了後、中国、韓国の参加者12名は、山口県及び長崎県を訪問し、水産試験場、栽培漁業センターなどの資源培養施設で地元の研究者、技術者との交流を行った。

第２回協議会は1991年10月に韓国の釜山で開催された。中国と韓国とは未だ国交がなく、中国から韓国への航空便がなかったため､中国の参加者は一旦東京に来て､日本の参加者と一緒に韓国に向かった。釜山での２日間の協議の後に、日本と中国の参加者は、韓国の南海岸、済州島の研究機関、資源培養施設を視察し、地元の研究者、技術者との交流を深めた。中国の研究者にとっては韓国の研究、資源培養の現場を知る初めての機会となった。

協議の対象とする海域が黄海だけではなく東海も含むことから、第３回協議会は「海洋水産資源の培養に関する研究者協議会」に改称し、1992年10月に北京で開催された。この年の８月に中国と韓国が国交を樹立したため両国の科学者にとり交流上の障壁はなくなった。北京での２日間の協議の後、日本と韓国の参加者は、天津市、青島市、煙台市、大連市の研究機関、資源培養の現場を視察し、研究

交流を行った。韓国の研究者が中国の現場を訪問するのは初めてであった。

協議会は、当初、増養殖分野を議題として始まり、その後、水産資源、海洋環境、資源管理などに分野を拡げ、名称も2004 年の第15 回から「日中韓水産研究者協議会」と改め、2016年に東京で開催された第27回協議会まで継続された。また、協議会の関連事業として、日中韓の研究者により魚種名の統合作業が行われ、日中韓の魚名図鑑を２回発刊するなど、協議会は日中韓の人的な交流、研究機関の協力関係の発展に貢献してきた。その後、日中韓水産研究機関長会議や中韓漁業共同研究センターの設立など、本協議会以外の研究交流活動が盛んになってきたことから、協議会は2016年の第27回をもって終了した。本協議会は中韓の国交がなかった1990年に始まり、また1996年に日本が国連海洋法条約を批准し、日中・日韓の新たな漁業協定交渉の下で政府間の研究交流が途絶えた時期にあっても、３か国の貴重な科学交流の場として機能してきた（1999年に日韓漁業協定が、2000年に日中漁業協定がそれぞれ発効した）。27回にわたる協議会への３か国からの参加数は合計で379名、延べで545名となった。協議会での研究発表課題件数は487件に達している。

このようにして協議会は幕を下ろすことになったが、黄海をめぐる中韓協力のその後について事例を紹介する。

黄海における漁業の持続可能な発展を促進するため、2018年７月、2019年６月に続き、2021年７月９日、第３回中韓共同放流イベントが開催された。COVID-19が流行している中で、対面とオンラインを組合せた方式での開催であったが、このイベントには中国の山東省煙台市と韓国の仁川市の双方からの参加があり、ウマヅラハギ、クロダイ、キグチ等の種苗100万尾が黄海に放流された。

なお、日韓の漁船による相互入漁は2016年７月以降中断している。また、中国とは2017年10月以降、相互入漁条件に関する協議は合意に至っていない（2023年３月現在）。

（堀之内康宏）

日中韓魚名図鑑

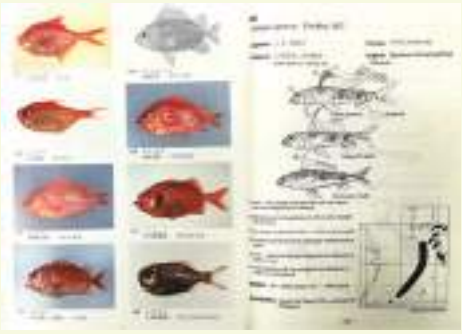

日中韓魚名図鑑

第27回協議会参加者集合写真
（2016年11月、東京）

第２章　国連と漁業の関係

１．国連海洋法条約

（1）国連海洋法会議

いわゆる「200海里体制」を含む海洋秩序は、1982年に採択され、1994年に発効した国連海洋法条約がその枠組みを構築している。この条約の嚆矢となったのは、1945年９月に米国のトルーマン大統領が発表した海洋の開発・利用に関する２つの声明、いわゆるトルーマン宣言である。ひとつは漁業資源に関するものであり、もうひとつは大陸棚の鉱物資源に関するものであった。その内容は、領海を単純に拡張するものではなく、領海の外側に拡がる大陸棚資源に関する一方的な権限拡張宣言を含んでいたことから、1952年のチリ、エクアドル、ペルーによる領海200海里に関するサンティアゴ宣言に連なることとなった。

同じく、1945年、米国が国連に設置された国際法委員会に海洋法問題を付託した。ほぼ10年にわたる検討の末、同委員会は国連が海洋法に関する国際会議を招集すべきとの勧告を提示した。これを受け、1957年の国連総会でこの国際会議を開催することが決定され、翌年第一次海洋法会議がジュネーブで開催されることとなった。海洋法会議は、様々な問題を永年にわたって議論する場となり、国連海洋法条約を採択するまで四半世紀を費やすこととなった。ちなみに、日本が国連に加盟したのは1956年である。

1958年に開催された第一次海洋法会議では、「領海及び接続水域に関する条約」、「公海に関する条約」、「漁業及び公海の生物資源に関する条約」及び「大陸棚に関する条約」のいわゆる海洋法４条約を採択した。しかしながら、領海の幅員を決定することはできなかった。

1960年に領海幅員を討議するために第二次海洋法会議が開催されたが、沿岸漁業振興のために領海を拡げようとする途上国の主張と、軍事・通商を目的とした航行の自由を確保するために公海を広く維持しようとする先進国の主張が対立した。この対立を和らげるために導入されたのが「漁業水域」の概念である。しかし、会期中に領海と漁業水域の様々な組合せが議論されたものの、最終的な合意を得ることはできなかった。

（2）国連海洋法条約の成立

国連海洋法条約を採択した第三次海洋法会議は、財団設立の年、1973年の12月３日にニューヨークで幕を開けた。

1974年にカラカスで開催された会議において、米ソ二大国が国際海峡の自由航行を条件として沿岸国が経済的に管轄する海域の幅員を200海里とする案を支持することに踏み切った。その後会議は1982年まで継続したが、排他的経済水域に関する部分はカラカス会議以降実質的に変更されずに海洋法条約の案文に盛り込まれることになった。

1982年４月30日、全17部320条の本文及び９つの附属書からなる国連海洋法条約案は一括投票に付され、米国等４か国が反対し、英国、西独、オランダ等一部先進国を含む17か国が棄権したが、日本を含むそれ以外のほとんどの加盟国の賛成により採択された。また、同年12月にジャマイカにおいて、条約の署名会議が行われた。この条約は、60番目の国の批准書ないしは加入書が国連に寄託され

た後、一年経過して発効することとなっており、発効は1994年11月16日であった。

日本は、国連海洋法条約に1983年２月７日に署名、1996年６月20日に批准した。この結果、同条約は同年７月20日に日本に対して効力を持つこととなった。なお、第11部の深海底レジームに異議を唱えこの条約の採択に反対した米国は、この条約を批准していない。

(3) 国連海洋法条約の構成

国連海洋法条約（以下「UNCLOS」という。）の構成を表３に示す。このうち、漁業に関連のある条文について以下で取り上げる。

(3)－１　排他的経済水域（第５部）

1）概要

「排他的経済水域」（以下「EEZ」という。）はUNCLOS第５部の表題となっており、第55条から第75条まで21の条項から成っている。

第55条 “Specific legal regime of the exclusive economic zone” において、「沿岸国の権利及び管轄権並びにその他の国の権利及び自由は、この条約の関連する規定によって規律される」と定め、第57条 “Breadth of the exclusive economic zone” では、「EEZは領海の幅を測定するための基線から200海里を越えて拡張してはならない」としている。

第61条 “Conservation of the living resources” で沿岸国が自国EEZにおける生物資源の漁獲可能量を決定すること、第62条 “Utilization of the living resources” で沿岸国が自国EEZにおける生物資源の最適利用の目的を促進することを定め、沿岸国の管轄権を具体的に規定している。

第63条から第68条では、具体的な生物群毎に、EEZに関する規定では対応できない措置について規定している。それらのうち、日本の漁業に関係のある条文を以下の(2)から(5)として掲げておく。

2）ストラドリングストック

第63条 “Stocks occurring within the exclusive economic zones of two or more coastal States or both within the exclusive economic zone and in an area beyond and adjacent to it（二以上の沿岸国の排他的経済水域内に又は排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する資源）” は、いわゆる「ストラドリングストック」の保全や開発等のためには「小地域的若しくは地域的機関を通じて必要な措置について合意するように努める」と定めている。

3）高度回遊性の種

第64条 “Highly migratory species” についてはその条文をそのまま掲載する；

第１項　沿岸国その他その国民がある地域において附属書Ｉに掲げる高度回遊性の種を漁獲する国は、排他的経済水域の内外を問わず当該地域全体において当該種の保存を確保し、且つ最適利用の目的を促進するため、直接に又は適当な国際機関を通じて協力する。適当な機関が存在しない地域においては、沿岸国その他その国民が当該地域において高度回遊性の種を漁獲する国は、そのような機関を設立し、及びその活動に参加するため、協力する。

第２項　第１項の規定は、この部の他の規定に加えて適用する。

4）海産哺乳動物

第65条 “Marine mammals” は、いずれの国も海産哺乳動物の保存のために協力するものとし、特に鯨類についてはその保存、管理及び研究のために適当な国際機関を通じて活動するように定めている。

5）溯河性資源

第66条“Anadromous stocks”は、サケ等の溯河性資源についてはその資源が発生する河川の所在する国がその資源について第一義的利益及び責任を有することを明確にし、EEZを越える水域におけるその資源に関する規制の実施は当該国と他の関係国の合意によると定めている。

(3)－２　公海（第７部）

1）概要

「公海」はUNCLOS第７部の表題となっており、第１節「総則」（第86条から第115条）、第２節「公海における生物資源の保存及び管理」（第116条から第120条）から成っている。

第86条では、この部の適用範囲を規定しており、いずれの国のEEZ、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋のすべての部分に適用されるものとしている。また、すべての国がEEZにおいて享有する自由にいかなる制約も課すものではない、との一文が加えられている。

2）公海の自由

第87条“Freedom of high seas”において、公海はすべての国に開放されており、公海の自由はこの条約及び国際法の他の規則に定める条件に従って行使されると定めている。航行の自由や上空飛行の自由等を規定するとともに、漁獲の自由については、第２節「公海における生物資源の保存及び管理」に定める条件に従うことが条件付けられている。

3）公海における生物資源の保存及び管理

公海における生物資源の保存及び管理に関しては、先ず第116条で公海における漁獲の権利、第117条で公海における生物資源の保存のための措置を自国民についてとる国の義務、第118条で公海における生物資源の保存及び管理に関する国家間の協力について定めている。

続く第119条では、公海における生物資源の保存に関して、その生物資源の漁獲可能量やその他の保存･管理措置を決定又は設定し、その際は科学的情報に基づくこと、また、情報は権限のある国際機関を通じてすべての関係国の参加を得て提供、交換すること、並びに、保存・管理措置及びその実施がいずれの国の漁業者に対しても法律上又は事実上の差別とならないことを確保することを強調している。

(3)－３　海洋環境の保護及び保全（第12部）

本項目はUNCLOS第12部の表題となっており、全部で11節、第192条から第237条までの46条項から成っている。第192条でいずれの国も海洋環境を保護及び保全する義務を有するとし、第197条で海洋環境を保護し保全するためにこの条約に適合する国際的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手法を作成するために協力することと定めている。

また、第５節では海洋環境の汚染防止について定めており、第207条ではいずれの国も陸にある発生源（河川、入り江、パイプライン及び排水溝を含む）からの海洋環境の汚染を防止する法令の制定を、第211条では自国を旗国とする船舶からの海洋環境の汚染を防止する法令の制定を求めている。

表３　国連海洋法条約の構成

標題		条文数
第１部	序	1
第２部	領海及び接続水域	32
	第１節　総則	
	第２節　領海の限界	
	第３節　領海における無害通航	
	第４節　接続水域	
第３部	国際航行に使用されている海峡	12
	第１節　総則	
	第２節　通過通航	
	第３節　無害通航	
第４部	群島国	9
第５部	排他的経済水域	21
第６部	大陸棚	10
第７部	公海	35
	第１節　総則	
	第２節　公海における生物資源の保存及び管理	
第８部	島の制度	1
第９部	閉鎖海又は半閉鎖海	2
第10部	内陸国の海への出入りの権利及び通貨の自由	9
第11部	深海底	59
	第１節　総則	
	第２節　深海底を規律する原則	
	第３節　深海底の資源の開発	
	第４節　機構	
	第５節　紛争の解決及び勧告的意見	
第12部	海洋環境の保護及び保全	46
	第１節　総則	
	第２節　世界的及び地域的な協力	
	第３節　技術援助	
	第４節　監視及び環境調査	
	第５節　海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための国際的規則及び国内法	
	第６節　執行	
	第７節　保証措置	
	第８節　氷に覆われた水域	
	第９節　責任	
	第10節　主権免除	
	第11節　海洋環境の保護及び保全に関する他の条約に基づく義務	

標題		条文数
第13部	海洋の科学的調査	28
	第１節　総則	
	第２節　国際協力	
	第３節　海洋の科学的調査の実施及び促進	
	第４節　海洋環境における科学的調査のための施設又は機材	
	第５節　責任	
	第６節　紛争の解決及び暫定措置	
第14部	海洋技術発展及び移転	13
	第１節　総則	
	第２節　国際協力	
	第３節　海洋科学及び海洋技術に関する国及び地域のセンター	
	第４節　国際機関の間の協力	
第15部	紛争の解決	21
	第１節　総則	
	第２節　拘束力を有する決定を伴う義務的手続	
	第３節　第２節の規定の適用に係る制限及び除外	
第16部	一般規程	5
第17部	最終規程	16
附属書Ⅰ	高度回遊性の種	
附属書Ⅱ	大陸棚の限界に関する委員会	
附属書Ⅲ	概要調査、探査及び開発の基本的な条件	
附属書Ⅳ	事業体規程	
附属書Ⅴ	調停	
附属書Ⅵ	国際海洋法裁判所規程	
附属書Ⅶ	仲裁	
附属書Ⅷ	特別仲裁	
附属書Ⅸ	国際機関による参加	

２．国連海洋法条約採択後の国際漁業

（1）国際協調への動き

1）カンクン宣言

1982年にUNCLOSが採択された当時、沿岸国の多くは既に200海里制度を導入しており、海洋管理制度上の目立った変革の動きはなかった。一方で、沿岸国EEZ内における操業に制約を受けるようになった遠洋漁業国は、公海を重要な漁場の一つとして操業の展開を図らざるを得ない状況になっていた。その結果、公海における漁獲努力量の急増に対する懸念が世界中で広まり、公海の水産資源の保存・管理を強化しようとする機運が高まっていった（1989年の国連総会で公海における大規模流し網の使用をモラトリアムとする決議が採択される等、公海漁業に対する規制強化について既述のとおり（P.９））。

そのような中、1992年５月にメキシコと国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）は「責任ある漁業」を標榜した国際会議を共催し、その成果として「カンクン宣言」を採択した。

カンクン宣言では、「責任ある漁業」を、①環境と調和した持続的な漁業資源の利用、②生態系に害を与えない漁獲・養殖の実施、③衛生基準を満たす加工を通じた付加価値向上、④消費者が良質な水産物を手にすることができる商業活動の実施の４点を包括する概念とする20項目の宣言を提示した。とりわけ、第11項目で公海における「責任ある漁業」を確立するために各国に効果的な対応を求めるとともに、第12項目で公海における操業の自由と公海資源の確実な管理を調整するよう各国の協力を求めている。これに加え、FAOに対しては「責任ある漁業」に関する国際行動規範を起草するよう要請した。

2）国連環境開発会議

カンクンでの会議の直後、1992年６月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで国連環境開発会議が開催された。会議には世界172か国が参加し、地球温暖化、森林破壊、砂漠化、野生生物の絶滅など、地球規模で進む環境破壊にどう歯止めをかけるかが話し合われた。会議では、森林破壊など、主に途上国で進む環境破壊を食い止めたい先進国と、地球環境の悪化を招いたのは先進国の責任であるとして自国の開発を進める権利を主張する開発途上国の対立が表面化した。米国の生物多様性条約調印拒否や森林保護の条約化失敗など、課題は残ったものの、本会議の結果として持続可能な開発の理念を掲げた「リオ宣言」、環境保全の行動計画を示した「Agenda 21」の合意に漕ぎつけることができた。また、気候変動枠組み条約や上記の生物多様性条約が採択されたのもこの会議であり、これら２つの条約の下での議論は、後に漁業にも大きな影響を与えることとなる。

①リオ宣言

リオ宣言は、地球規模の協力関係の確立を目標として、持続可能な開発と地球環境の保護のために参照すべき27の原則を掲げている。その15番目が予防的アプローチの原則である。この後、この予防的アプローチは環境保護にとどまらず、漁業資源の管理・保存においても留意すべき手法となっていった。

②Agenda 21

Agenda 21は40章からなり、その第17章が「海洋の保護と海洋の生物資源の保護及び合理的な利用・開発」に充てられている。第17章にはA ～ Eの７つの行動分野が挙げられ、分野毎に行動の背景、目的、行動内容、行動を実施する手段が具体的に列記されている。

このうち、行動分野Cは「公海の海洋生物

資源の持続可能な利用及び保存」であり、その行動内容の項目で、公海漁業に対しては二国間、多国間（適当な場合は小地域、地域及び全地球レベル）で協力しUNCLOSの規定に従って確実に管理する効果的措置を講ずること、特に、ストラドリングストックと高度回遊性の種については速やかに政府間会議を招集しUNCLOSの規定の効果的な実施を促進することを求めている（17.49）。そのほか、先の国連総会で決議された公海における大規模流し網漁業のモラトリアムを実効あるものとすること（17.54）も併せて提言している。

（2）公海漁業の秩序形成

1）公海漁業遵守協定

UNCLOSは公海で操業する漁船はその旗国が管理するということを原則としている。このため、国際的な漁業協定や国際機関に加盟していない国に船籍を移すことによって関連漁業協定の規制を逃れて操業しようとする漁船の存在がクローズアップされることとなった。例えば、1990年頃、そのような漁船が中米諸国の旗を掲げて北西大西洋の漁業についての今後の多国間の協力に関する条約（以下「NAFO」という。）や大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「ICCAT」という。）の関連水域で無秩序な公海操業を行っていたことが問題となった。このため、このような操業を適切に管理するための法的拘束力を有する国際協定の策定を求める声が強まり、FAOの枠組みの下での議論が1993年２月に開始された。この問題は各国共通の懸念であったことから、議論開始後わずか９か月で合意に至った。

本協定の正式名称は「保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定」である。1993年11月24日の第27回FAO総会で採決され、2003年４月24日に発効した（日本に対しても同日付で発効）。

本協定では、自国に登録された漁船による公海操業を許可制とすること、これら漁船についての記録を保持し、関連情報をFAO経由で他の漁業国と交換する体制を整備することなどを義務付けている。

2）責任ある漁業のための行動規範

前出の「カンクン宣言」に基づいて議論された「責任ある漁業のための行動規範」（以下「行動規範」という。）は、1995年10月31日、第28回FAO総会において採択された。行動規範は、漁業全般について政府、漁業従事者を含むすべての関係者が責任ある対応をとる必要があるとの認識の下、200以上の項目で必要となる規範を規定している。行動規範は、あくまで加盟国が自主的に実施するものであり法的なものに縛られず議論できたこと、また緊急に対処すべきものであったことから、短期間で作成され採択に到った。

「行動規範」の具体的対応措置として、FAOは1999年に「はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画」、「サメ類保存・管理の国際行動計画」、「漁獲能力管理に関する国際行動計画」を採択した。このうち、漁獲能力の管理に関する国際行動計画は、1999年の日本の遠洋まぐろはえ縄漁船132隻の減船やその後の国際的な減船につながることとなった。

（3）国連公海漁業協定

1）協定採択の過程

Agenda 21の提言を受けて、ストラドリングストックと高度回遊性の種の資源の保存・管理の強化に関する国連主催の会議が1993年４月から６会期にわたって開催され、国連公海漁業協定がコンセンサスで採決された。

本協定の正式名称は「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」（以下「UNFSA」という。）である。1995年８月４日の協定策定会議で採決され、2001年12月11日に発効した（日本には2006年９月６日付けで発効）。

2）UNFSAによる公海漁業の管理

UNFSA第５条ではストラドリングストックと高度回遊性の種の資源の長期にわたる持続可能な利用を確保するための措置をとることが一般原則として規定され、第６条において「十分な科学的情報がないことをもって保存・管理措置をとることを延期する理由としてはならない」という予防的アプローチを定めている。

第８条では資源の保存及び管理のための協力として、小地域若しくは地域的な漁業管理のための機関（以下「RFMO」という。）若しくは取極の参加国となることで協力義務を履行すると定め、RFMO等が定めるこれらの保存管理措置の適用に合意する国のみが当該資源を利用することができると定めている。なお、本条第６項は、ワシントン条約等の非漁業管理政府間機関に対し、RFMOがとっている保存・管理措置に重大な影響を及ぼす可能性のある措置の実施について提案を行おうとする国は、RFMOを通じて加盟国と協議することを定めている。これは日本が提案して採用された規定であるが、この条文が十分機能しているかは検証の余地があろう。なお、第９条から13条にかけてはRFMOの運営や機能について規定している。

第17条では、RFMOに加盟していない国であって当該機関が定めた保存・管理措置を適用することに合意しない国は自国漁船にストラドリングストック及び高度回遊性魚類の漁獲を許可してはならない、と定めている。これは、UNCLOS第87条(e)が規定する漁獲の自由のただし書き（第２節に定める条件に従う）をさらに強化・明確化したものといえる。

また、公海における操業規制は旗国が行うことを原則とするものの、第21条では、RFMOが定めた資源の保存・管理措置の遵守を確保するために、RFMOが対象とする公海水域において、当該RFMOの加盟国等であるUNFSA締約国は、一定の条件の下、UNFSAの他の締約国（当該RMFOの加盟国等か否か問わない）の漁船に乗船し検査できる旨を定めている。

以上のように、RFMOが管理する水域において保存・管理措置対象魚種を漁獲しようとする漁船に対する規制はUNFSAにより強化されることとなった。

トピックス 4

便宜置籍漁船スクラップ事業

1．背景

社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構（以下「OPRT」という。）が行う便宜置籍漁船スクラップ事業（以下「スクラップ事業」という。）の円滑な推進を図るために、財団は、国の補助（2000年度補助予算）を受けてOPRTに対し助成金を交付した。ここに至るまでは次のような背景があった。

1999年２月、FAO水産委員会において、世界の大型まぐろはえ縄漁船を２～３割削減すべきとの国際行動計画が決議された。これを受け我が国業界は（水産庁の支援を得て）、まぐろはえ縄漁船の２割、132隻の減船を行った。

FAO国際行動計画及び我が国の減船の努力を実効あるものにするためには、RFMOに加盟しない国へ便宜的に船籍を移して国際的な資源管理措置を免れて操業する便宜置籍（FOC：Flag of Convenience）漁船約250隻を廃絶する必要があった。FOC漁船の実質運行者は台湾であり、我が国業界から台湾業界にFOC漁船の廃絶を働きかけた結果、日台業界間でFOC漁船廃絶計画が合意された。しかし、現実に稼動しているFOC漁船を廃船するためには、当該船主に減船補償金の提供とスクラップに要する費用を補償する必要があった。その必要経費を日台業界が負担することとしたが、その財源は、減船後で資金が枯渇していた業界では負担できず、業界は政府の支援を求めた。この要請を受けた国は、2000年度補正予算で財団に資金を助成し、実務を担う者にスクラップ事業を実施させることとし、また、スクラップ事業の実務を含め責任あるまぐろ漁業を推進する組織としてOPRTが2000年12月に設立された。スクラップ事業に関し、OPRTは、スクラップ船の選定、スクラップの実施、スクラップ補償金の支払いと20年かけての会員からのスクラップ事業負担金の回収等の実務を行うこととなった。

2．スクラップ事業の実施

この事業は、国が定める実施要領等に基づき実施された。財団は国から3,270百万円の資金交付を受けその金額をOPRTに助成し、OPRTは事業開始後少なくとも５年ごとに当該事業に係る助成金の一部を返納すること、OPRTからの返納金については財団が預金等により管理すること、事業開始20年後に事業に要した経費の全部に相当する金額を財団が国に納付することとなっていた。

3．結果

当事業により2000年～2004年に台湾FOC漁船39隻がスクラップされた。一方各RFMOで具体的な措置（ポジティブリスト：RFMO登録正規船以外とのマグロ取引禁止）がとられた結果、2012年には残りのFOC漁船もRFMO加盟メンバー国への転籍等により正常化された。

財団は、OPRTによる返納金を国債で運用し、その果実とともに管理した。OPRTの努力にもかかわらず、OPRT会員数の減少などにより、会員に求めた事業負担金を原資とする返納金が国庫納付期限時点において積み上がらず、財団が管理する返納金とその運用果実の合計額は、事業に要した経費の全部に相当する金額に対して不足が生じていた。国は事情やむを得ないものとして実施要領を改正して本事業の実施期間を2031年度まで延長し、財団が不足分を立て替えて国庫に納付すべき3,270百万円を満額納付するとともに、延長された期限までに財団立て替え分をOPRTが財団に分割で返納することとなった。

（細川明快）

第３章　21世紀の海外漁業

１．21世紀の漁業事情

（1）IUU漁業

1）IUU漁業とは

IUU漁業という言葉が公式に使用されたのは1997年の南極の海洋生物資源の保存に関する条約（以下「CCAMLR」という。）の会合といわれている。その後、国際社会は違法漁獲のみならず、無報告及び無規制の漁獲にも関心を示すようになり、2001年、FAOは「IUU漁業を防止、抑止及び排除するための国際行動計画」（以下「IPOA-IUU」という。）を採択した。IPOA-IUUでは、以下のようにIUU漁業を定義した。

・「違法漁獲」（Illegal fishing）とは、ある国の管轄する水域で当該国の許可なしに、または当該国の法令に違反して行われる活動、関連するRFMOによって採択された保存・管理措置や適用可能な国際法の関連法規に違反する活動、RFMOに協力する国の国内法や国際義務に違反する活動をいう。

・「無報告漁獲」（Unreported fishing）とは、国内法令に違反して報告されないまたは虚偽の報告がなされた漁業活動、関連するRFMOの権限が及ぶ海域で当該機関の定める報告手続きに違反して行われる漁業活動をいう。

・「無規制の漁獲」（Unregulated fishing）とは、関連するRFMOの保存・管理措置が適用されている海域で、無国籍の船舶または当該機関の締約国でない国の旗を掲げる船舶による漁業活動、あるいは当該機関の保存・管理措置に一致しない又は違反する方法で行われる漁業活動、保存・管理措置の適用がない海域又は対象魚種につき、国際法に基づく生物資源の保存に対する国家の責任と一致しない方法で行われる漁業活動をいう。

2）IUU漁業対策にかかる提言

IPOA-IUUは、IUU対策として、全世界の国々、旗国のそれぞれが責任をもって実行すべきこと、そして、沿岸国、寄港国がそれぞれ講ずべき措置を具体的に列挙している。さらに、IUU漁業に従事したとされる漁船によって水揚げされた漁獲物を市場に流入させないための「国際的に合意された貿易関連措置」及びRFMOと連携して講ずべき措置を列挙している。

国連総会においても持続的漁業を実現するための決議58/14が2004年１月に採択されたが、58ある提言のうち、19番目から29番目までの提言がIUU漁業に関するものであった。IUU漁業を規制するためには、まず第１に旗国の管理責任の強化が必要であり、第２に国だけでなく地域の取組みも必要であり、第３にRFMOに加盟しない国の漁船の操業に対する監視も課題であるとしている。また、第４として旗国だけでなく寄港国に対してもIUU漁業に対する規制強化を要請し、第５としてIUU漁業を規制するための貿易措置が必要であるとし、第６としてIUU漁業を助長する補助金の削減を要請している。

3）IUU漁業に対する法的規制

IPOA-IUUや国連総会決議は、多数の国々の賛同を得て採決されたもの強制力は伴わないものである。そのため、強制力のあ

るIUU漁業対策を具体的に実施するには、UNCLOS、UNFSA、その他の協定に則った規制を講じる必要がある。

①旗国の責任で実施すること

公海漁業遵守協定では、旗国の管理責任として自国漁船の公海操業を許可制とすることとしている。また、UNFSAも公海漁業は許可制とするとともに、UNFSA締約国はRFMOの保存・管理措置に合意する義務を負い、取締制度も強化されている（P.29参照）。

②寄港国の責任で実施すること

UNFSAは、寄港国に対して寄港した外国漁船を検査する権利とその検査によって違反が認められたときは当該漁獲物の陸揚げ・転載を禁止することができる権利を認めている。これに関連し、IPOA-IUUも入港する漁船に対しRFMOの保存・管理措置に従った方法で漁獲したことを立証させることを提言している。

UNFSAによりIUUに対する規制は強化されたが、UNFSAに加盟していない国の漁船に対して適用することは国際法上できない。特に、IUU漁船が旗国が定める保存・管理措置を遵守していないという現実を考慮すれば、公海操業の管轄権が旗国にあるとの原則の下では、旗国のみの規制では状況の改善には限界がある。

4）違法漁業防止寄港国措置協定

本協定の正式名称は「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」（以下「PSMA」という。）である。2009年11月22日にローマで採択され、2016年６月５日に発効し、日本では2017年６月18日に発効した。

PSMAの目的は、効果的な寄港国措置を講ずることによりIUU漁業を防止、抑制及び排除し、海洋生物資源と海洋生態系の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること（第２条）である。締約国が寄港国として本協定を適用できる漁船は外国籍漁船であり、必ずしもPSMAの締約国の漁船である必要はない。

PSMAは、寄港国措置として「外国漁船の入港前の情報提供」、「外国漁船の入港許可制度」及び「IUU漁獲物の陸揚げ拒否」を定めている。これにより、寄港国は、漁獲物の販路を求めて寄港しようとするIUU漁船の入港を拒否し、IUU漁獲物の陸揚げを拒否し、港湾サービスの提供を拒否することができる。その結果、IUU漁業を継続して行おうというインセンティブを喪失させようとするものである。

国際法上、国は、外国漁船が入港する港、停泊する港を指定する権利、外国漁船が入港中・停泊中に遵守すべき国内法令を制定する権利を有する。一方で、外国漁船の入港、停泊、港湾サービス利用を認めなければならない義務は負わない。したがって、IUU漁業対策としての寄港国措置は、IUU漁船の旗国がRFMOやPSMAの締約国であるか否かに関係なく、国際法上問題なく講ずることができるものである。

5）RFMOによるIUU漁業対策

RFMOは、加盟国の合意によって自らの保存・管理措置を遵守しないIUU漁船をリストアップしたうえで、加盟国に対して寄港国措置を取ることを義務付けている。リストアップされた漁船数を表４に示す。

また、ICCAT、IOTC、IATTC、CCSBT、WCPFCでは、加盟国の正規の許可を受けた漁船をリストアップし、これら正規許可船の漁獲物についてのみ国際取引を認める対策が決議されている。決議では、加盟国が正規許可船でない漁船の漁獲物を自国で陸揚げすることや

表４　RFMOにリストアップされているIUU漁船数

ICCAT	WCPFC	IOTC	NPFC	IATTC	CCSBT
138	3	173	36	13	127
4 -Jul-22	5 -Feb-22	26-May-22	25-Feb-21	22-Oct-21	18-Jan-22

CCAMLR	NAFO	SEAFO	GFCM	SIAFO	SPRFMO
18	7	25	65	175	0
2 -Nov-21	28-Apr-22	27-Apr-22	Nov. 2021	21-Jul-21	2022

・日付は各RFMOのHPに記載されたリスト更新の日付。

自国籍船へ転載することを禁止している。

（2）RFMO

1）RFMOの役割

単純化していえば、UNCLOS 第63条及び第64条ではストラドリングストックや高度回遊性の種の保存と管理に必要な措置はRFMOを通じて定めるとし、第119条は公海における生物資源の保存に必要な科学的情報や統計はRFMOを通じて定期的に提供及び交換すると規定している。RFMOはUNCLOSの採択・発効前から存在したが、UNCLOSの発効により科学的な専門知識をもって漁獲枠等の保存・管理措置を決定する機関としてUNCLOSの体系の下で制度化されることとなった。

さらに、UNFSAの採択・発効により、UNFSA締約国が公海の漁業資源を利用するためにはRFMOの定める漁業管理措置の適用に合意することが必要とされRFMOの権限が強化された。すなわち、当該措置に反する操業を行う漁船はIUU漁船として取締まることができることとなり、規制を実施するのはRFMOの加盟国の管轄権行使を通じて行われるものの、公海域での取り締まりの強化と相まって、公海操業に対する規制は強化されることとなった。

加えて、前述のとおり、加盟国の合意によって保存・管理措置に従わないIUU漁船をリストアップし、寄港国措置を取ることを義務付ける等のIUU漁業対策も実施している。

2）RFMOによる管理と環境問題

一方、漁業管理の問題は環境保護対策の観点からも議論されるようになり、RFMOは漁業操業の規制にとどまらず、広く海洋の管理機関としても注目されるようになってきている。RFMOが管理の対象とする海洋生物資源は海洋環境中の生物多様性の構成要素であり、その保存・管理は海洋環境の保全の一環として捉えることができる。

（3）日本の遠洋漁業事情

1）21世紀に入ってからの動き

この時代の日本の遠洋漁業の漁獲量は、特にかつお・まぐろ漁業以外の漁業の衰退が大きく、2001年の749千トンから2020年には298千トンと約20年間で60％減少した。

遠洋底びき網の漁獲量は、2001年は北方水域54千トン及び南方水域122千トン、合わせて176千トンであったが、2020年には合計で７千トンと2001年のレベルから96％縮減した。遠洋いか釣りも2001年157千トンの漁獲量があったが2014年には操業実績がなくなった。また、以西底びき網は2001年に10千トンを割り、以後回復することなく減少を続け、

2020年には３千トンとなった（図７）。

2）かつお・まぐろ漁業

一方、平成28年度（2016年度）の水産白書にあるとおり、日本の遠洋漁業の中心となっているのはカツオ・マグロ類を対象とした海外まき網漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋かつお一本釣り漁業である。

この３業種の2001年と2020年の漁獲量を比較すると、海外まき網漁業は165千トンから181千トンと10％増加したが、遠洋まぐろはえ縄漁業（156千トンから64千トンと59％減少）及び遠洋かつお一本釣り漁業（81千トンから43千トンと46％減少）は減少した。この結果、３業種の合計で32％の減少となったが、これら業種の漁獲量の合計が遠洋漁業生産量に占める割合は、2001年の54％から2020年は97％となった。

3）沿岸国の発言力の増大

RFMOが高度回遊性魚類等の資源管理の中心的役割を担うようになってからRFMOのメンバーのうち、小島嶼国を含む発展途上沿岸国の発言力は強まり、各RFMOの資源管理措置に関する議論に与える影響が大きくなるとともに、各国の200海里水域への入漁条件にも大きな影響を与えることとなった。

WCPFCではメンバー27か国（2022年現在）の内17か国・地域を占めるFFA[注1]及びFFAメンバーの中でも周辺水域に好漁場を有する９か国・地域で組織されるPNA[注2]グループが主張する資源管理措置に関する提案が採択

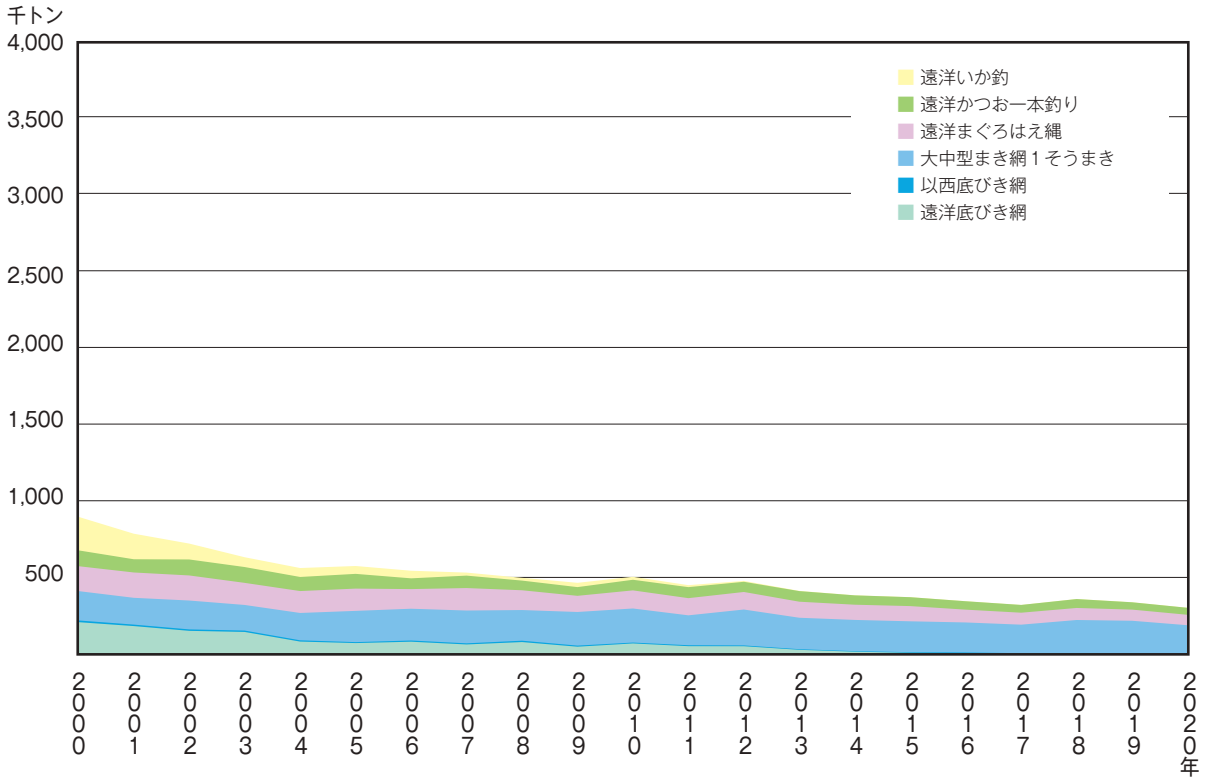

図７　遠洋漁業種類別漁獲量（2000-2020）

注１　FFAメンバー：オーストラリア、クック諸島、ミクロネシア、フィジー、キリバス、マーシャル、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トケラウ、トンガ、ツバル、バヌアツ

注２　PNAメンバー：ミクロネシア、キリバス、マーシャル、ナウル、パラオ、パプアニューギニア、ソロモン、ツバル、トケラウ

され、メンバーのEEZで囲まれた、いわゆるポケット公海でのまき網漁船の操業禁止（2010年）、まき網漁船への乗船オブザーバーの100％配置（2010年）、FAD’s操業の禁止期間の設定（2010年）等次々に規制が導入された。これらの規制に加え中西部太平洋で操業するかつおまぐろ漁船に最も深刻な影響があったのが隻日数制度（VDS）である。

PNAグループはメンバーの200海里内に入漁するまき網漁船の総数上限を205隻とする漁獲努力量管理を行っていたが、2007年に隻数制限から漁船の漁場滞在日数（VD）で管理する制度に移行し、入漁希望者は入漁先国からVDを操業前に一括購入することが必要となった。当初は1,200 ～ 2,500USドル/日で推移していたVD単価は2012年からの最低基準単価導入及びその値上げ（5,000→6,000→8,000USドル/日）により瞬く間に高騰し、入漁料負担の著しい増大が漁業者の経営を一層困難なものとしている。PNAグループはVDSをはえ縄漁船にも導入する方針であり既に一部の国では適用されている。

南部アフリカ16か国が加盟する南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community：SADC[注3]）は1980年に発足した南部アフリカ開発調整会議が1992年に改称した組織であり、SADC域内の貧困削減・生活向上のための域内開発、平和・安全保障、経済成長等の達成を目的として経済統合や共同市場の創設等の活動を行っている。SADCでは、漁業を含む経済開発について、域内の共通政策を策定し各国の政策に反映させている。2000年代以降、モザンビークやマダガスカルとの入漁協議が難航する原因の一つに、SADCの共通漁業政策の影響（外国漁船の入漁料水準や附帯条件のベンチマーク等）があると考えられる。

IOTCでは2011年の第１回の漁獲配分基準に関する技術委員会（Technical Committee on Allocation Criteria：TCAC）の開催を契機としてG16[注4]というグループが誕生した。インド洋のマグロ類資源を沿岸国の利益と未来のために持続的に利用するという目的を掲げ、インド洋沿岸の20か国がグループに参加している。グループの手続き規則は作成中であるが、暫定事務局はモルディブの漁業・天然資源・農業省におかれ、TCAC開催前に会合を持ち沿岸国の意見を取りまとめる等の活動を行っている（2023年３月現在）。今後のIOTC管轄水域における漁獲割当を含む資源管理措置の検討にあたりG16の存在感が増していくことが予想される。

（4）　国際捕鯨委員会と日本

1）国際捕鯨委員会（IWC）

（ア）日本のIWC加盟

1944年、米国は「第二次世界大戦後ただちに現行の捕鯨合意を改訂するために国際会議を招集する」と宣言し、1946年12月にワシントンで同会議を開催し、同会議において国際捕鯨取締条約（ICRW）が策定された。ICRWは、1948年11月10日に15か国の署名を得て発効し、同年、IWCがICRWに基づいて設立された。

第二次世界大戦後、日本の漁業活動は極めて制限されたが、食糧難対策の観点から特別

注３　SADCメンバー：アンゴラ、ボツワナ、コモロ、コンゴ民主共和国、エスワティニ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セーシェル、南アフリカ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ

注４　G16：オーストラリア、バングラデシュ、コモロ、インド、インドネシア、イラン、ケニア、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、モーリシャス、モザンビーク、オマーン、パキスタン、セーシェル、ソマリア、南アフリカ、スリランカ、タンザニア、タイ

許可を得て、1946年から南氷洋捕鯨を再開することが可能となった。加えて、GHQは講和条約発効前の1951年４月に日本のIWCへの加盟を許可した。当時、米国以外の捕鯨国は日本の南氷洋捕鯨参加に反対の姿勢を示し、特にソ連は日本が被占領中であることを理由に異論を唱えたが、米国が、捕鯨国である日本が加盟することは条約運用上有益であるとして押し切った経緯がある。

（イ）IWCによる統制

IWCは当初シロナガスクジラ換算（BWU）によるオリンピック方式で捕獲頭数を規制していた。

南氷洋での捕獲頭数（BWU）は、資源保護の見地から1953/54年漁期にそれまでの16,000頭から15,500頭へ、1956/57年漁期には14,500頭へと削減された。その後、1962年にはオリンピック方式から国別割当方式へ移行し、捕獲頭数は1963/64年漁期に10,000頭、その翌年には8,000頭と、ほぼ毎年削減されていった。さらに、1972年には鯨類の資源管理には適切ではないと批判を受けていたBWUを廃止し、鯨種別に捕獲頭数を規制することとなったが、それ以前の1966年にシロナガスクジラとザトウクジラが、また、1976年にナガスクジラ、1979年にはイワシクジラが捕獲禁止とされた。

その間、クジラ資源の悪化や鯨油の競争力の低下に伴い1963年に英国が捕鯨を中止し、1972年にノルウェーが南氷洋捕鯨から撤退する等、捕鯨国は徐々に南氷洋捕鯨から撤退していった。

一方、捕鯨技術の改良に努め、捕鯨先進国であったノルウェーをしのぐ捕鯨国になっていた日本は、IWCによる規制が強化されるなか、捕獲枠確保のために捕鯨を縮小・撤退する国の船団を買い取っていった。その結果、1956年の５船団が、1957年に南アフリカから母船を購入し６船団に、1960年には英国の母船を買収して７船団となった。しかし、捕獲頭数枠の削減に伴い、1965年に船団を５つに削減し、1969年には３船団まで縮小せざるを得なくなった。

（ウ）商業捕鯨モラトリアム

1972年、国連人間環境会議において商業捕鯨の10年間の停止（モラトリアム）が採択された。その年に開催されたIWCの科学委員会は、「すべての鯨種の捕獲を一律に停止する科学的根拠はない」としてモラトリアムを全会一致で否決したが、科学的裏付けの有無にかかわらず反捕鯨の政治的動きは活発化し、10年間のモラトリアムはIWC本会議に繰り返し上程され激しい議論を繰り返すこととなった。

そして国連海洋法条約が採択された1982年、科学委員会が厳しい鯨類資源管理を進めていたにもかかわらず、第34回IWC年次会議において1986年から商業捕鯨モラトリアムを決定した。その内容は、①商業目的のための鯨の捕殺頭数はゼロとする、②遅くとも1990年までに、この決定の鯨類資源に与える影響について包括的な評価を行うとともに、この決定の修正及びゼロ以外の捕獲枠の設定について検討する、というものであった。

これに対し日本は、一旦は閣議決定を経て商業捕鯨モラトリアムに対する異議申し立てを行ったものの、国際的な情勢に鑑み、1986年７月にこれを取り下げた。これにより、日本は南氷洋捕鯨については1987年４月をもって、沿岸捕鯨についてはIWCが管理する鯨種について1988年３月をもって一時停止することとした。また、アイスランドは、モラトリアムで定めている1990年までの見直しが行われていないとして、1992年にICRWから脱退した（2002年に再加盟）。

2）鯨類捕獲調査

（ア）調査の概要

「商業捕鯨モラトリアム」は1990年までに最良の科学的助言によって資源評価を行うこととなっていること、また、ICRWは鯨類資源の保存・管理には科学的な調査研究が不可欠であることを規定していることから、日本は、ICRW第８条で締約国の権利として保証されている調査研究のための特別許可発給制度に基づき、鯨類捕獲調査を計画した。商業捕鯨から捕獲調査への転換に伴い、政府の許可を得て調査・研究を行う機関として日本鯨類研究所を発足させ、日本共同捕鯨㈱を共同船舶㈱へと改編し、調査用船舶と要員、捕鯨技術の維持と調査の実務を担わせた。

南極海鯨類捕獲調査（JARPA）は、1987/88年度から２回の予備調査を実施後、1989/90年度より16か年にわたる本調査を実施した。JARPAは目視調査と採集調査により構成され、特に採集調査では対象集団全体の代表性を得るために無作為抽出法を採用する等、綿密な設計の下で実施された。JARPAの結果、鯨類資源を適切に管理するためには生体の捕獲を含むモニタリングを継続的に実施する必要があることが明らかとなり、引き続き第２期南極海鯨類捕獲調査（JARPAⅡ）を実施することとなった。

また、北西太平洋においては、ミンククジラを対象とした北西太平洋鯨類科学調査（JARPAN）が計画され、1994年の予備調査を経て1999年まで本調査を実施した。2000年から実施された継続調査JARPANⅡでは、調査対象にニタリクジラ、イワシクジラ及びマッコウクジラの大型鯨種を加えることとなった。

（イ）調査活動に対する妨害

環境団体による妨害活動は、1975年にグリーンピースがソ連捕鯨船団の操業を妨害したことが始まりとみられている。1977年にはグリーンピースからシーシェパードが分派し、洋上で捕鯨船に体当たりしたり停泊中に船舶を爆破撃沈したりするなど、人命を顧みないほどに活動を先鋭化させていった。

1987年にJARPAが開始されると、グリーンピースは第２回調査以降の20年間に妨害船を14回派遣し、調査船に３回衝突する事故を起こした。しかし、2008年にグリーンピースジャパンが鯨肉窃盗事件を起こして実刑を受けたこと、一方でシーシェパードが日本の調査の妨害活動を活発化させてきたことから、グリーンピースは反捕鯨活動を縮小した。

シーシェパードは2003/04年に初めて南極海に妨害船を派遣して以降、酪酸入りガラス瓶の投てきや調査船を航行不能にするためのロープ類の曳航などのテロ活動を継続し、2010年にはシーシェパードの高速艇が調査船に衝突して自ら大破する事故を起こすに至った。このようなテロ活動に対し、2011年、日本側は米国においてシーシェパードに対する妨害差止処分を求めて提訴し、その結果、2016年、米国連邦地裁がシーシェパードに対して永久的妨害差止命令を発出した。2017年、シーシェパードは南極海における日本の鯨類捕獲調査に対する妨害活動の継続は困難になったとし、翌年以降の妨害キャンペーンを実施する予定はないことを発表した。

（ウ）国際司法裁判事案

2010年５月31日、豪州はその年のIWC年次会合が開かれる前に、JARPAⅡがICRWの義務に違反する商業捕鯨であるとして国際司法裁判所（ICJ）に提訴した。４年近くにわたる審理期間の後、ICJは、2014年３月31日に以下を要点とする判決を下した；

・JARPAⅡは、調査の計画及び実施が調査目的を達成するために合理的なものと立証されておらず、ICRW第８条第１項

に規定する科学目的の調査とはいえない。

・日本は、将来、第８条第１項に基づく許可証の発給の可能性を検討する際は、この判決に含まれている理由付けと結論を考慮することが期待される。

我が国は、ICJがJARPAⅡはICRW第８条第１項の規定の範囲内におさまらないと判示したことは残念であり深く失望しているとしつつも、国際社会の基礎である国際法秩序及び法の支配を重視する国として判決に従う旨表明した。この判決を受けて、日本はJARPAⅡの中止を決定し、2014/15年度の南極海における鯨類調査は目視調査のみの実施とした。また、2014年のJARPANⅡについても、ICJの判決に照らして調査目的を限定するなどにより規模の縮小を図り、非致死的調査のみを拡充して実施した。

その後、日本政府は、ICJ判決を踏まえた新南極海鯨類科学調査に関する計画案を策定し、IWC科学委員会に諮った。日本政府は科学委員会のコメント等を踏まえて計画案を最終化したうえで、2015年12月に調査を開始した。同様に、2016年11月には新北西太平洋鯨類科学調査計画案を完成させ、2017年６月に調査を開始した。

3）日本の国際捕鯨取締条約からの脱退

（ア）改訂管理制度交渉の挫折

1982年にIWC総会で採決された商業捕鯨モラトリアムには、最良の科学的助言に基づいて遅くとも1990年までにモラトリアム決定が鯨資源に与える影響につき包括的な評価を行うとともに決定の修正とゼロ以外の捕獲枠の設定を検討することが規定されていた。これは、商業捕鯨モラトリアム提案の趣旨が、捕鯨を一時的に停止して科学的不確実性に対応するというものであったことと符合する。

この趣旨に沿って、科学委員会では1992年に最新の資源保存・管理理論と広範なコンピューター・シミュレーションに基づいて、鯨類資源を枯渇させることなく利用するための捕獲枠計算方式RMPを開発し、1994年にコンセンサスにより採択した。しかしながら、IWC総会で、商業捕鯨監視制度などを付加した改訂管理制度がすべて合意されるまでRMPを実施に移さないという条件が付けられることになった。

その後、改訂管理制度については反捕鯨国が新たな条件を付加してゴールラインを変更する等、困難を極める交渉が続いた。2004年にIWC議長が「改訂管理制度の完成に失敗することはIWCの将来を危機にさらすことである」という警告を発したにもかかわらず、改訂管理制度に関する議論の進展はみられなかった。2006年、総会直前に開催された関連作業部会では議論の進展に資するような発言もなく、新たな作業について合意することもできず、改訂管理制度に関する交渉は打ち切られた。

（イ）条約脱退にいたる経緯

改訂管理制度交渉打切りにより危惧されたIWC崩壊の危機を回避すべく、2007年、米国のホガースIWC議長が「IWCの将来」プロジェクトを提唱し、包括的合意を目指す同プロジェクトの開始がコンセンサスで合意された。ホガース議長を引き継いだNZのパーマー議長も議論に積極的に取り組んだ。しかし、2010年豪州政府が日本の南極海における鯨類捕獲調査の停止を求めてICJに提訴したことにより、包括的合意を目指してきた「IWCの将来」プロジェクトは事実上終焉した。

日本は、2014年のIWC総会から鯨類資源の持続的利用に向けた新たな交渉アプローチを模索した。日本は自国の提案が否決されたことを受け、反対したメンバー国に反対理由を明確にするように求めた。その結果、反対

の理由は科学的な疑問ではなく、また、法的解釈の相違などが解決されれば状況が変わるものでもないことが確認された。

続く2016年のIWC総会で、日本は、鯨類資源の持続可能な利用も鯨類の保護もできないIWCの現状を直視し、持続的利用派と捕鯨反対派が「合意できないことに合意」したうえで、IWCを双方にとって納得できる成果を生むことのできる国際機関にすることが可能かを議論することを提案した。しかし、一部の反捕鯨国は、捕鯨は悪であり違法であることから「合意できないことに合意する」ことは捕鯨の合法性を認める者がいることを認知することとなり一切受け入れられないと議論を否定した。

2018年にブラジルで開催されたIWC総会において日本は、2014年からの新たな交渉アプローチの展開を進めるため、IWC改革案を提出した。それは、既存の「保護委員会」（ICRWの目的の一つ「すべての鯨種の保存の確保」に対応）に相対する委員会として「持続的捕鯨委員会」（もう一つの目的「持続的開発」に対応）を設置するとともに、各委員会においてコンセンサスで合意された資源管理措置は総会での可決要件を緩和（3/4多数→1/2多数）するもので、何も決められないIWCを改革するための提案であった。

一方、開催国ブラジルは、IWCの将来の方向性をクジラ保護に専念するとしたフロリアノポリス宣言の採択を提案した。日本の提案は賛成27票、反対40票で否決され、ブラジルの提案は賛成40票、反対27票で可決された。この投票結果は、IWCでの議論には捕鯨に賛成か反対かの２つの立場しかなく、IWCは話し合いを通じた問題解決という国際機関としての役割を果たすことはできないことを物語っていた。

（ウ）商業捕鯨の再開

日本は、2018年12月25日、機能不全状態のICRWからの脱退を閣議決定し、翌26日に官房長官が記者会見でこの決定を公表した。同年内には条約の寄託国である米国に通告し、2019年６月30日、日本は正式にICRWから脱退した。これを受けて、日本は翌７月１日に自国EEZにおいて31年振りに商業捕鯨を再開することとなった。EEZにおける捕鯨とはいえ、鯨類は海産哺乳動物であり、また、国連海洋法条約で「高度回遊性の種」と定義されていることから、UNCLOS第65条（海産哺乳動物）に加えて第64条（高度回遊性の種）の制約を避けることはできない。日本は、IWCの下で行われる調査に協力するとともに、IWC科学委員会に様々なデータを提供し、また、科学委員会を含めたIWCの会合にオブザーバーとして参加することにより、特に科学的な面で協力を継続することとした。また、独自に設定する捕獲枠は、1994年にIWC科学委員会で採択されたRMPにより算出した数値をもとに鯨種ごとに設定することとした。

商業捕鯨の再開にあたり日本政府が改正した「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」（第2部各論３．（5）持続的海洋水産資源利用体制確立事業参照）では施行後三年を目途として見直しを行うこととしており、2023年は見直しの年にあたっている。この間に母船式捕鯨に従事する会社は老朽化した母船の代船建造を決定するなど捕鯨業としての存続のための条件を整えているところであり、捕獲枠も含め今後の動向に注視が必要である。

（5）2020年前後の世界漁業

1）漁業と環境問題

2019年６月、日本でG20大阪サミット2019が開催された。その成果として採択されたG20大阪首脳宣言は、６つの分野、43個のパラグラフから成っている。そのうちの「包括的かつ持続可能な世界の実現」の分野の「環境」のなか、海洋プラスチックごみ対策に続く40番目のパラグラフで、以下のようにIUU漁業が取り上げられた。

「IUU漁業は、世界の多くの地域において引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識し、IUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。」

このように、漁業は持続可能な世界の実現のための環境対策の対象として取り扱われるようになり、特に、海洋漁業は環境との調和がますます重要な課題となってきている。

一方、国際的な共通問題として反対することが困難な環境問題への対応策の一つとして漁業の規制を強化しようという動きもみられる。ここでは、1992年の国連環境開発会議で採択された２つの条約の下での議論について触れてみたい。

2010年に名古屋で開催された生物多様性条約（以下「CBD」という。）第10回締約国会議で採択された「愛知目標」には、2010年までの数値目標を引き継ぐ形で2020年までに世界の海域の10％を海洋保護区またはその他の効果的な区域ベースの保存・管理措置（以下「MPA等」という。）に指定するという数値目標が盛り込まれた。2022年12月にモントリオールで開催されたCBD第15回締約国会議では2030年までに達成すべき目標が議論され、MPA等の設定目標を大幅に増大させ30％とすることが合意された。

海洋環境を保護することは海洋生物資源の保全に不可欠なものであり基本的に推進されるべきことである。しかしながら、MPA等の設定については、その設定が科学的にどのような意味を持つのかを十分吟味したうえで、海洋生物資源の持続的利用とのバランスに十分留意しつつ進める必要がある。CBDは生物多様性の保全だけでなくその構成要素を持続可能に利用することも目的として掲げており、また、MPA等は必ずしも禁漁区を意味するものではない。MPA等は何を目的として設定するのか、その際、すべての海洋生物資源の持続的利用も規制する必要があるのかを科学的に十分検討した上で適切に設定すべきである。例えば、海底の熱水鉱床や宝石サンゴ類を保護するMPA等であれば海洋の表中層域での活動を制限する必要はなく、その海域の生物多様性の構成要素である海洋生物資源を適切な保存・管理措置の下で持続的に利用することが可能である。また、MPA等により一定の区域を囲んで海域全体を規制対象にする場合も、活動を規制してどのような効果を期待するのかを十分検討したうえで決定する必要がある。漁獲方法の規制などのMPA等以外の保存・管理措置の導入で必要かつ十分な場合もあろう。

さらに、気候変動の影響を緩和するために海洋を保護しようという動きもある。海洋は暖まった大気の熱を吸収する機能を有するほか、沿岸・海洋の特定の区域は温暖化の原因となるCO_2を吸収・蓄積する機能を有する。後者の機能は海藻や海草が生育する藻場やマングローブ林などに存在するが、これらの海域は一般的に沿岸域に存在し、海洋生物資源の再生産にとっても重要な海域であることから積極的に保護する意義がある。海洋の気候変動緩和機能を保護するために、MPA等を設定しようとする動きもみられるが、問題

は、MPA等により一定の海域を保護しようと思っても人類が温暖化ガスの排出を適切に抑制しなければこれらの悪影響から逃れることはできないということにある。海洋に過度の気候変動緩和機能を期待するのではなく、CO_2排出削減に向けての努力を緩めることなく、その削減目標の達成に向けて、各国、特に排出量の多い国が今すぐに厳しい対応を実行していく必要があろう。

漁業は、海洋の生物多様性の構成員の一部を利用する側であり、また、CO_2排出を含め、海洋での活動そのものが海洋環境に影響を与えることをしっかり認識する必要がある。このため、持続的な社会の実現に向けて適切な保存・管理措置の導入による海洋生物資源の持続的な利用を進めることはもちろん、海洋環境に十分配慮した責任ある操業活動を行う必要がある。一方で、漁業活動を制限する措置を導入する際には、人類への持続的な食料供給を実現するために、海洋環境の保護と持続的な海洋生物資源の利用とのバランスにも十分配慮する必要がある。

2）規制から国際的協調へ

UNCLOSの成立以降、UNFSAやPSMA等の国際法による取組や責任ある漁業のための行動規範の提言等により国際的な漁業秩序の維持のための「枠組み」が構築されてきた。これらの規制は各国の国内法をこれらの国際法に合致させることによって実現するもので、基本は旗国主義であるが、公海における操業の新たな秩序に向けた議論は、保存・管理措置の遵守をより効果的なものとすべく、旗国の管轄権を超えた措置の導入に舵を切ることにより、公海の生物資源をより的確に管理できる体制を構築する方向に進んだ。また、海洋生物資源の保存・管理を含めた国際的問題に対応する手段として、条約・協定という形を取らず、法的な拘束力はないが必要な措置を各国の事情に合わせて適時適切に導入することが可能となる国際的な宣言や決議、ガイドライン等が活用されるようになった。海洋環境の保護や海洋生物資源の持続的な利用には、法的措置を適切に運用するとともに、関係者が目標を定めて国際的に協力するという方法も加えて相乗的効果を求めていくことが重要となっている。

トピックス ５

パラオ国家海洋保護区設定について思うこと

パラオのレメンゲサウ大統領（2021年に退任）が自国の排他的経済水域（EEZ）で商業漁業を禁止しようとしているとの報道を初めて目にしたのは2014年の春、私が水産庁資源管理部審議官になって間もない頃だったと記憶する。事は重大である。すぐ国際課長と情報を共有したが、課長曰く、「昨年から同じような報道があるので、担当に伝えてあるのだが…」。対応は進んでおらず、次長をヘッドとする対応体制が組まれた。

在パラオ日本国大使館の「パラオ情報」[1] によれば、レメンゲサウ氏は第９代大統領に返り咲いた2013年からこの構想を明らかとしている。

まず、2013年３月にパラオEEZ内で商業漁業を禁止する法案を提出し（入漁料収入分は賛同する環境保護団体からの寄付金で賄えるとの構想）、５月には、商業漁業全面禁止の実現可能性を検討するため、大統領令で天然資源・環境・観光大臣、自然環境保護団体、観光協会、商工会議所等の関係者で

構成する「海洋保護区検討委員会」を設置した。

また、レメンゲサウ大統領は、同年９月の第68回国連総会で行った演説で自国EEZでの商業漁業禁止に向けた意欲を明らかにし、2014年６月に米国で開催された第１回Our Ocean Conference（OOC）でこの取組みを紹介した。その後、同大統領は自国内で伝統酋長や各州からの支持を固めるとともに、海外での各種会合の機会を捉えて自らの考えを主張し、ミクロネシア諸国の支持やPNA諸国からのVDS取引継続の了解も取り付けた。この間、国連環境計画のChampion of Earth for Policy Leadershipを受賞するなど、同大統領の海洋保護政策を評価する動きも見られた。

一方、日本としては、2014年から、シャコガイ養殖振興のための専門家の派遣（財団）及び施設整備（JICA）、パラオEEZへの水産庁取締船の派遣、パラオ取締船に対する燃油供給により協力を強化しつつ、日本漁船の操業継続を働きかけた。

しかしレメンゲサウ大統領の構想は、2015年10月28日、2020年１月１日からパラオEEZの80%で商業漁業を禁止する「パラオ国家海洋保護区（PNMS）法案」の成立によって実現されることとなった。全面禁漁ではないが、解禁される20%はパラオ国内漁業のための海域である。そして、PNMSが全面実施される日が近づくにつれ、政府高官を含めた２国間のやりとりが活発化することとなった。パラオ議会内部でも、法律の全面実施の延期を求める動きや、日本漁船の操業継続を支持しようとする動きがあった。笹川平和財団から日本漁船の操業継続のための協力もあったと聞く。当財団も日本漁船が継続操業できない場合はシャコガイ養殖振興のための専門家の派遣を含む協力事業を2019年12月で終了することとし、パラオ側の再考を求めた。

これらの様々な動きが功を奏したのか、レメンゲサウ大統領のイニシアティブにより、操業可能な「20%海域」を日本が主に操業してきた海域に移動し、外国漁船による操業と漁獲した魚の海外への持ち帰りを認めるPNMS改正法案が、2019年６月に成立した。この結果、日本漁船は2020年以降もパラオEEZ内での一定の操業が可能となった。一方、パラオを基地とする台湾漁船は撤退することとなった。

一定の操業が可能とはいえ操業の柔軟性は極めて低く、日本漁船にとり厳しい状況であることに変わりはない。そのような中、2021年１月、漁業を含むパラオの経済発展に現実的な立場を示すウィップス氏が新大統領に選出された。また、2020年から猛威を振るい始めたCOVID-19による観光客の激減に伴うパラオ経済への打撃は大きく、PNMS法改正への日本側の期待が高まるとともに、パラオ内部でも様々な動きが起きている。

2021年７月には外国漁船の入漁を５年間の期限付きで認める法案が、また、操業再開を期待する台湾からの圧力があったらしく、2022年に入ってからは操業可能海域を70%まで拡大（ただし漁獲物はすべてパラオに水揚げ）できる法案が議会に提出され審議が開始された。後者は、第７回OOCがまさにパラオで開催される直前の2022年４月に提出されたが、前大統領を含む環境保護派はこの会合開催中に法案反対の署名活動を行うなど、操業海域拡大を阻止しようとする動きも活発化した。

一方、報道によれば、停滞する経済の改善を急ぐウィップス大統領は、OOC会合直前に渡米して環境保護パートナー（conservation partners）と協議し、PNMSを再評価し海洋保護と漁業とのバランスを最適にするという方向性に支持・支援を得たことを公表した。この構想を「Palau Blue Economy Business Plan」として明らかにしたのがウィップス大統領の下で農業漁業環境大臣に任命されたビクトル大臣であった。この計画は、程なく「Palau Blue Prosperity Plan（PBPP）」として改定されたが、このPBPPは海洋保護と経済活動のバランスを追求するために３年間かけてPNMS海洋空間計画（MSP）を策定するということが主な内容となっている。禁漁区は国際的な動きに合わせてEEZの30%以上にすることとしている。パラオ議会には、2022年６月、MSPに関する報告書

を2024年９月30日までに策定すること等を内容とする補正予算案が提出され、2022年７月に成立した。2023年３月現在、パラオ政府はMSP策定に向けてた活動を継続中である。

これまでの極端な環境保護政策が、経済発展とのバランスや海洋生物資源の持続的利用とのバランスからみて、如何に非現実的であったかにようやく目覚めたか、という感がある。

自国EEZを活用して自国漁業の発展を図るという政策は途上国ではよく聞く話である。パラオにも、悪化する環礁内資源への漁獲圧力を軽減するために沖合漁業を発展させるという政策が存在する。一方、レメンゲサウ前大統領はPNMS法案を説明する際に「Our future is in tourism, not tuna」と発言したらしい[2)]。食料安全保障を含め、安定的かつ持続的な国内経済発展を追及するべき国家代表の発言としていかがなものかという気がする。

パラオ一国のEEZ内に設置されるPNMSにはマグロ類等の高度回遊性魚種の保護効果は期待できない。一方、資源的に危惧される種が多数混獲される、いわゆる「ホットスポット」的な海域がPNMSに含まれれば混獲回避に効果があるという評価[3)] がある。もし、事前に調査を行いそのホットスポットを明らかにして保護区を適切に設定すれば、混獲回避と持続的漁業をバランスよく実現できるのではないのか。

私は、2022年４月下旬パラオを訪問する機会があり、ビクトル大臣とPNMSについて意見交換する機会を得た。その際、私から「Some Personal Thoughts on MPA and PNMS」という自作の資料を手交した。この資料は、①海洋環境保護は重要だが海洋は人類にとって重要な食料を供給する場であり、保存と持続的利用のバランスが重要、②沿岸域では生物多様性が高く生物の再生産に重要な海域などを保護すべき、③一方沖合域では、資源状態が危惧される種の「生活史上重要な海域」などを調査により明らかにしたうえで保護すべき、④保護区以外の海域では、適切な保存管理措置の下で操業を認めるべきとの考えを提示するものであり、大臣からはこの考え方に同意する旨の発言をいただいた。

PBPPの下、しっかりした調査に基づく科学的なMSPが策定されることを期待したい。特に、禁漁区の設定にあっては目的と効果を明確にした上で設定することを切に希望したい。

（遠藤久）

注

1）この「パラオ情報」は、在パラオ日本国大使館のHP上の情報として2015年10月までの情報が確認できる。しかし、現在、同大使館では同様の情報を公表しておらず、HPのトップページからこの情報を探しだすことはできない。

2）Frontiers ¦ Bycatch Estimates From a Pacific Tuna Longline Fishery Provide a Baseline for Understanding the Long-Term Benefits of a Large, Blue Water Marine Sanctuary ¦ Marine Science（frontiersin.org）の「Outlook」のパート

3）2）の論文の「Conclusion」のパート

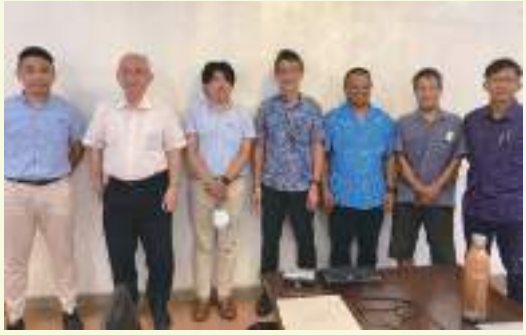

2022年４月　ビクトル大臣との意見交換の後で

「Palau Blue Prosperity Plan」の表紙

２．21世紀の財団

（1）予算の推移

政府は1997年の閣議決定「財政構造の推進について」のなかで、「政府開発援助について、その量的拡充から質の向上へと転換を図るものとする」との方針を明示し、その後、1998年度に対前年比10％削減されたODA予算は、2000年度から2015年度まで継続して削減された。

これを受けて、財団の事業予算は1998年度にピーク（52.2億円）を記録した後、2012年度（16.4億円）までほぼ一定の割合で漸減していった。2012年度以降は一定水準で増減しつつ推移し、2023年度の予算規模は17.6億円であった。

（2）事業展開

財団は2000年12月に寄附行為第３条の「目的」に「国際的な資源管理に資する事業」を、第４条の「事業」に「水産資源の持続的利用を目指した国際的な資源管理の推進に資する事業」を加え、多国間による公海域を含めた水産資源管理体制の強化に対応する事業に取り組む体制を整備した。これにより、2000年度から高度回遊性魚類の資源培養に関する基礎研究に係る技術指導を行う「かつお・まぐろ類資源管理対策事業」、2001年度から地域漁業管理機関における漁業統計情報の精度向上を図る「資源情報整備協力事業」、2005年度からは海亀等の混獲削減を図る「混獲等対策協力事業」を開始する等、事業の幅を広げていった。

2004年に発効し我が国が翌年加盟したWCPFC等の国際場裡で我が国の主張への支持を拡大するためには２国間での交渉のみでは不十分との判断の下、2008年、中西部太平洋を対象海域とする太平洋諸島フォーラム漁業機関（FFA）との間で貸付資金を活用した長期的な協力の枠組み「日本との互恵的協力関係を推進するための資金（プロモーション・ファンド）」の設立に合意した。また、ICCAT等において同様の体制を整えるべく、翌2009年には大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協

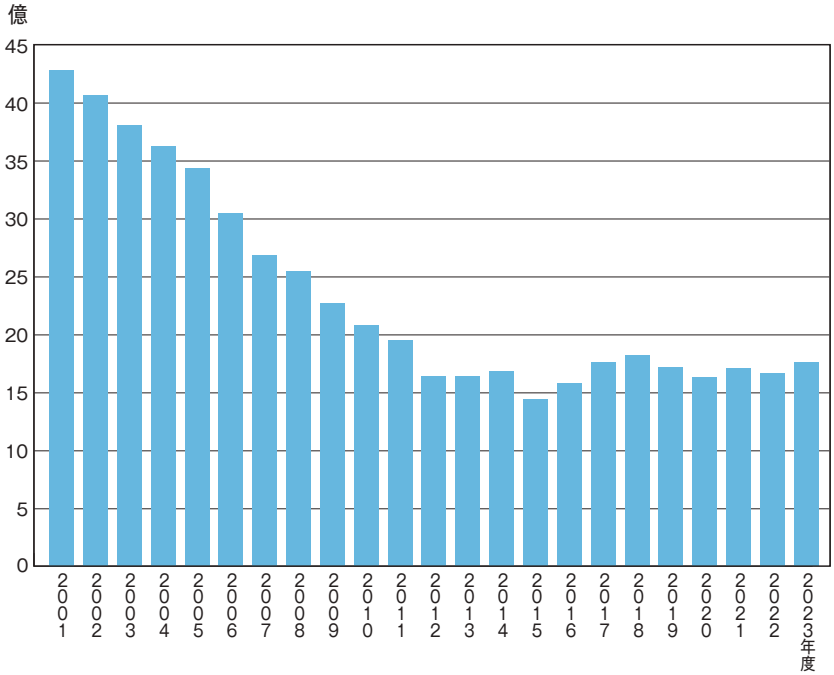

図８　予算の推移（2001－2023年度）

力閣僚会議（ATLAFCO）との間で同様の枠組みを設立するに至った。それぞれの機関に専門家を派遣し、資金の適切な運用のための支援を含めた協力関係の強化を図った。これらのプロモーションファンドは、当初の協力期間の10年を経過した時点で協力の枠組みを更新し、現在第２期に入っている。

また、IOTCをパートナーとして実施した資源情報整備協力事業は、国際資源管理対策推進事業として事業を組み変えて現在も継続中である。

一方で、予算の減少により協力事業１件あたりの予算の縮小を余儀なくされ、多額の資金を要する大型案件の実施が困難になるとともに、長らく主催していた「日中韓水産研究者協議会」や「機材供与事業による中小漁業者団体への支援」 を終了せざるを得なくなった。なお、機材供与に関しては、中小漁業団体からの要望を踏まえ、予算規模を縮小し2020年度から復活させている。

（3）公益財団法人へ

政府の公益法人制度改革により、財団を含む旧民法34条法人は2013年11月までに公益又は一般法人のどちらかへの移行申請が義務付けられ、財団は「海外の地域における水産業の開発、振興等及び国際的な資源管理に資する技術協力事業」と「資金の貸付」を一体のものとして実施する公益財団法人への移行認定を申請した。その結果、2012年３月26日付けで公益財団法人として認定され、同年４月１日付けで移行登記を行うに至った。申請にあたっては、「定款」の作成、諸規程の整備、理事・評議員の一新等、事務的な負担は相当なものであったが、公益認定により、実施する協力事業に公益性という性格が付与されることとなり財団の信頼性は日本の内外においてこれまで以上に高まったものと考えられる。また、前年まで課税対象とされていた貸付事業収入が非課税となるなど、その後の財務状況の改善にも少なからず貢献することとなった。

公益法人への移行後の新しい事業展開としては、2013年度からの「科学オブザーバー調査分析事業」や2017年度からの「持続的利用体制確立事業」がある。前者は国際基準をクリアする科学オブザーバーの育成及び育成した科学オブザーバーの日本漁船への乗船配置により地域漁業管理機関の保存・管理措置導入の基礎となる科学データの収集を行うものであり、後者は関係沿岸国にアドバイザーを派遣し、海洋水産資源の持続的利用に関する考え方について働きかけや助言を行い国際場裡で共闘できる体制をつくることが目的となっている。また、２国間技術協力の枠組みの中にも、2020年度から水産施設で使用されている特定フロン冷媒を代替フロンに転換するための「環境対策技術支援事業」を導入し、2022年度には同事業を発展的に組み換え、事業の対象を環境対策全体に拡大した「カーボンニュートラル技術等支援事業」という地球環境対策への貢献をすすめることとした。これまで主体としていた２国間及び多国間での技術協力という財団の活動に新たな分野を追加して取り込むことになったが、これが財団事業の多様化と事業運営の安定化につながることを期待したい。

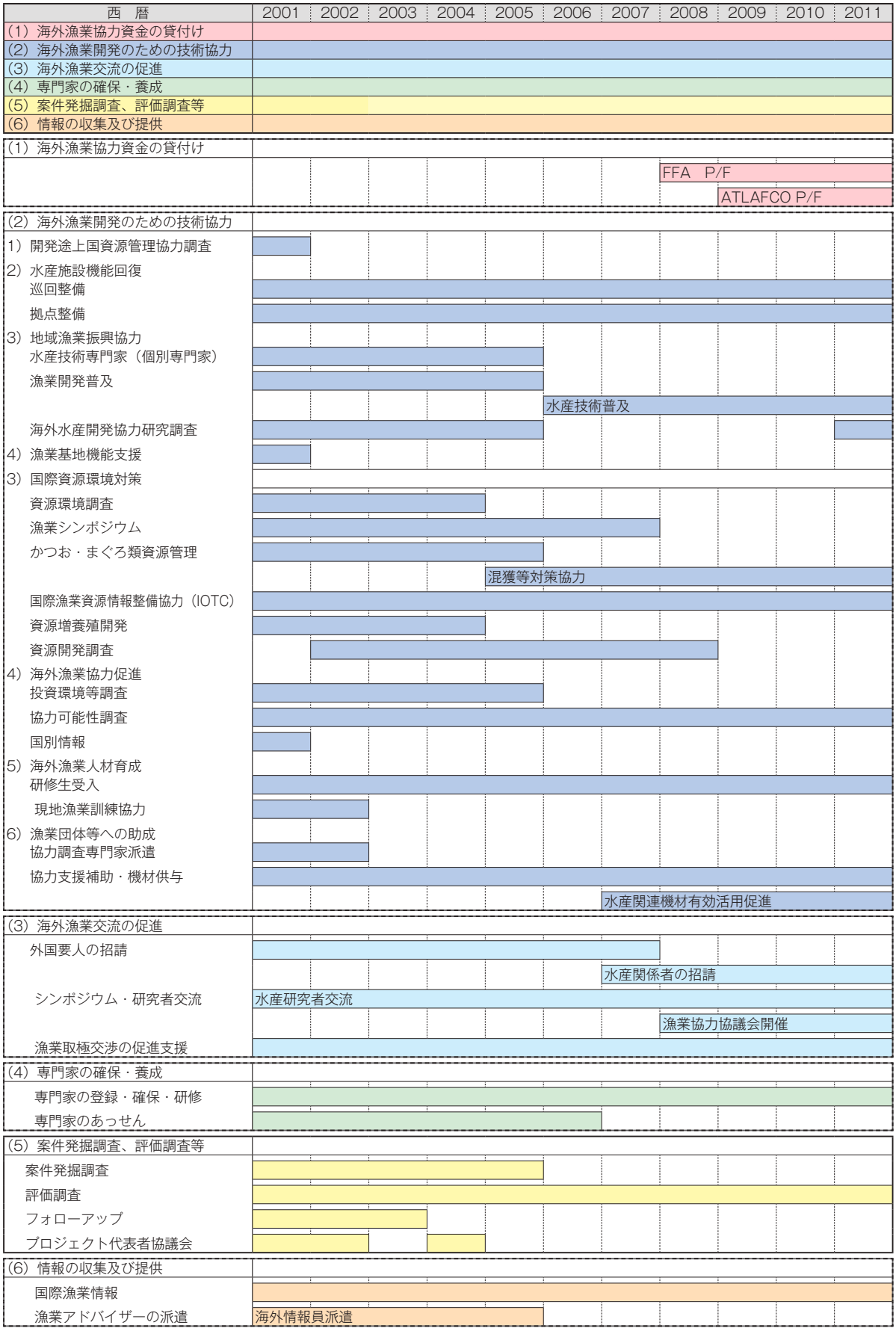

図９　21世紀の事業展開①　（2001～2011年度の主な事業）

※ COVID-19 蔓延のため、実施地区・内容を限定したり、一部オンラインで実施したり、中止した事業がある。

図10　21世紀の事業展開②　（2012～2022年度の主な事業）

３．財団のこれから

ここまで、50年間にわたる我が国海外漁業を取り巻く情勢の変遷を振り返るとともに時々の財団の取組について触れてきた。世界の漁業・養殖業はその生産量を２億トンを超える水準まで増大させ、人類への食糧供給源として今後も国際的に成長が期待される産業とされている。しかし､我が国の遠洋漁業は、国連海洋法条約、特にEEZに代表される国際秩序の定着や各国における漁業の自国化の進捗、操業経費の増大と魚価の低迷等の影響により存続の基盤を徐々に失い、現在、日本フラッグで操業する遠洋漁船はかつお・まぐろ漁業やごく一部のトロール漁業等に限定されている。沿岸･沖合漁業を含む我が国の漁業･養殖生産量も4,215千トン（2021年）まで減少し、数値だけを見れば最盛期（12,820千トン、1984年）の三分の一程度となっている。また、財団が、資金の貸付け、従業員の研修や相手国当局のキーパーソンとの人的交流等を通じて支援してきた海外漁業合弁事業についても、投資先国の規制の強化や不漁、為替の変動等の種々の要因により、漁業を生業とする法人の多くが撤退していき、現在事業を継続している法人は買付､加工､貿易をグローバルに展開している企業にほぼ限定されている。

財団は、「我が国海外漁場及び漁船の安全操業の確保並びに我が国への水産物の安定供給の確保に資する」という公益目的を達成するために｢海外の地域における水産業の開発、振興等及び国際的な資源管理に資する協力事業」を実施する組織である。この基本理念は財団設立時の寄附行為から公益財団法人への移行時の定款に引き継がれ、国民の利益の増進に寄与するものとして今後も揺らぐことはない。

海外漁場と水産物の安定供給を確保するためには水産資源へのアクセス権と漁労・養殖・加工等の生産手段・技術を維持することが不可欠である。その見地から、これまで同様、漁業協定による入漁や日系現地法人による操業が実現できている沿岸国との二国間漁業関係を良好に保ちこれらの活動が継続されなければならない。加えて、世界のほぼ全ての公海に設立されたRFMOの管轄水域での操業に求められる資源管理措置については、これらの措置が科学的根拠に基づく水産資源の保存と持続的利用のバランスのとれた適切なものであることが要求される。そのため、関係国に関する情報収集能力を高めるとともに、資源の持続的利用に向けた国際場裡での仲間作りと働きかけを強化することが重要である。

さらに、2000年代以降、漁業活動と海洋環境保護は密接な関係があるものとして議論されてきており、漁業活動がネガティブに取沙汰されるケースが増えている。RFMOの保存・管理措置が不十分であるとして、国際的な貿易制限措置を通じて野生生物を保護するCITESが商業漁業対象種を貿易制限の対象とするケースが増大するほか、地球温暖化や海洋ごみ問題等でもその原因の一つとして非難の的にされる可能性は高い。今後は、これらの海洋環境保護に関する議論の動向に十分留意し、地球環境保護に配慮、あるいは積極的に貢献する事業の実施に努めていく必要がある。

財団が実施する技術協力事業は、このような考え方の下に、公益目的の達成のための必要条件を充足させるツールであり、協力相手国側で人材育成等を通じて自立的かつ持続的な事業実施体制が整い、その下で公益目的が達成された時に十分条件が満たされることになる。それまでの間は、協力事業を通じた粘

り強い支援を継続していく必要があろう。

過去を振り返れば、財団の協力事業の中には、水産施設機能回復事業（FDAPIN事業や拠点整備事業）による水産施設の維持・管理と技術移転や要人招請による人的交流のように事業開始時から目的や構造に大きな変化のない事業もある。しかし、その他の事業は国際情勢や協力相手国のニーズの変化に合わせてその対象や形態を変化・改善させてきており、今後もその時々の状況に応じた柔軟な対応が必要と考える。これまでの50年間の活動で培った関係沿岸国・機関との信頼関係をベースとして、財団のセールスポイントである機動性（小回りが利き、即応が可能）を引き続き活かしつつ、相手国が自国の水産業の開発を自律的に実施できるような体制の確立を目指して、今後の事業展開を検討していく必要がある。

一方、貸付事業の対象となる案件は日本の漁業者が関与し収益性を十分検討したうえで設立される日系現地法人などにより実施される海外協力事業であり、世界の市場経済の中で事業を持続的に実施していくという、いわば海外協力のプラクティスとして捉えることができる。このプラクティスの数を増やして行くこともまた公益目的実現を促進することになる。財団はこれら双方の取り組みを推進していく必要があるが、そのために求められる今後の展開の方向は次のとおりと考えられる。

①協力相手国との一層の関係強化を図るための技術協力事業の多角的展開

太平洋島嶼国で展開しているFDAPIN事業のようにその国の漁業生産活動に不可欠な基礎的な協力事業をベースとしつつ、相手国のニーズを的確にとらえ、伝統的手法から最先端技術に至る水産業に関する様々なノウハウを駆使し、将来に向けて発展性のある支援を実施する。また、財団事業内での連携（現場での技術開発と研修事業の連携等）や他の海外協力機関（大使館、JICA等）の大型の協力事業との協働を進める。このため、国内他機関と定期的に意見交換を行う場を設け、意思疎通の改善を図る。さらに、協力事業の成果が相手国において自立的かつ持続的に活用されるよう、協力相手国のマネージメント能力強化に貢献する支援を強化する。

②地球環境保護に貢献する事業等の推進

地球環境の現状に鑑みれば、海洋生物資源の保全と持続的利用を推進していくためには資源の生育環境の保護に向けて少しでも貢献していく必要がある。協力相手国においても環境保護に関する協力のニーズは高くなっており、SDGsの関連目標を念頭に置きつつ、また、相手国と十分な意見交換を行いながら、財団が実施する協力が彼らの経済発展と環境保護のバランスの取れたものにしていく必要がある。また、2021年度まで実施したエコ冷媒プロジェクト、現在実施中のカーボンニュートラル事業のような環境負荷の軽減に貢献する事業を拡大・強化するとともに、他事業においても上記の考え方を最大限適用していく。

事務所運営においても、SDGs関連の目標を念頭に、職員や専門家の意識改革を含め、地球環境保護に向けた取り組みを推進する。

③貸付対象事業の拡大と貸付条件の見直し

日本フラッグの遠洋漁船や日系現地法人による海外漁業協力のプラクティス案件数を増大させるため、貸付事業のスキームで実施可能な支援策を拡大する。また、水産資源の持続的利用や地球環境保護に貢献する投資・事業を積極的に推進する漁業者、企業等が利用しやすい貸付条件とする等、貸付条件を見直す。

④入漁・公海操業を安定的に継続していくための、我が国遠洋漁業に対する支援拡大

安定した操業には漁船乗組員を安定的に確保することが必須であり、従来から実施している外国人甲板員の育成のほか、関係業界の要望を踏まえ、士官クラスの外国人船舶職員の養成などに幅広く対応する。

また、外国200海里内及び公海での操業に際して、相手国やRFMOから求められる各種規制の順守に伴う漁業者の負担の軽減については、その軽減策について検討を進め、実現を目指す（RFMOが課す科学オブザーバー乗船配置の拡充等）。

⑤国際場裡で持続的利用原則を共有するための働きかけの強化

多くの国と多様なステークホルダーが参加する国際的な会議には、水産資源の持続的利用の原則に則った議論が行われ、適切な決議等が採択されるよう、十分な理論武装の下で議論に臨む必要がある。このためには、常にアンテナを広く張って関係国、地域、世界の動きなどの必要な情報の収集・分析に努めるとともに、様々な国、団体等と自由な意見交換ができるような体制を整えておくことが重要である。職員や専門家、アドバイザーなどあらゆる人的リソースを最大限に活用し、関係国等とのネットワークの拡充を図り、このような体制の構築に貢献する。

⑥財団の財政基盤の安定化

財団の収入は補助金・委託費のほか、貸付事業収益、基本財産運用益、寄附金等で成り立っており、必要な事業を将来にわたって安定的に実施していくためには、これらの収入を長期的、かつ必要な水準で確保することが不可欠である。補助事業及び委託事業と貸付事業を中心とする基本的事業構造は今後も継続されるものと考えられ、国庫からの収入の維持・増大のため、変化する関係国の協力のニーズを常に把握し、国（水産庁）に対して新たな施策（事業）を提言していくことが重要となる。また、貸付事業においては、上記③の検討と同時に、新たな貸付先を開拓するための活動を促進する必要がある。

さらに、特に低金利の状況下においては、基本財産等からの収益の最大化にも注力するとともに、国民の利益の増進に寄与する組織として公益法人が受ける優遇措置を有効に活用することも重要である。

⑦組織の発展と人材育成

不確実性の大きい変動する時代の中、財団がその公益目的を果たして存在意義を高めていくためには、上記①～⑥の課題に的確に対応していくことが重要であり、これに対応できる人材を育成していく必要がある。このため、今後ますます重要になる環境保護問題に組織として大きな関心を持つとともに、財団を、公平性と包括性、好奇心と進取の気性を重んじ、多様性を許容する、自由で活発な議論ができる発展性と魅力のある組織にしていくことが重要である。

組織を発展性と魅力のあるものにしていくため、変化する関係国の要請を的確にとらえた協力事業を企画立案して実行に移すことができる職員と、職員の支援の下に現場で事業を効果的に進めていくことができる優秀な専門家を確保・育成していくことが不可欠である。このためには、まず、全体の資質の向上を図るため、個々人が財団の発展を担う者としての意識を持つことが重要である。また、常に関係国や国際的な動きを注視するとともに、財団内で、あるいは外部の関係者との間で水産業をめぐる問題や漁業協力の在り方等について自由に意見を交換しつつ視野の拡大を図ることが重要である。個性の異なる個々人の能力を最大限発揮できるようにすること

もまた重要である。このため、個々人の関心と適応性を見極めつつ、総合的、長期的な視点に立ち、人材育成計画を策定して的確な人員配置等を通じた人材育成を実現していくことが重要である。もちろん、この計画は必要に応じた見直しが必要となる。

組織と人材は表裏一体の関係にある。優秀な人材を確保し、個々人がその能力を十分発揮できるようにするためには、財団を、職員等の生活全体や健康にも配慮し、ワークライフバランスを意識した働きやすい組織とし、組織が人に配慮し、人が組織を育てるというプラスの循環を実現していくことが重要である。

財団は、以上のことを念頭に、また、その時々の時代の求めに応じて臨機応変に事業の方向性や実施体制を見直しながら、将来に向けて地に足の着いた活動を推進し、常に社会に必要とされる組織であることを目指す所存である。

参考図書、文献等

水産庁　監修（1980）「昭和56年度版　水産資料総覧」地球社

岡本信男（1984）「日本漁業通史」水産社

長谷川彰　他（1988）「新海洋時代の漁業　変容のメカニズム」農林漁業文化協会

渡辺洋（1989）「南太平洋における流し網漁業問題について」『遠洋』No.74, 8 -9.

TARAWA DECLARATION signed on 11th July, 1989

Large-scale Pelagic Drift-net Fishing and Its Impact on the Living Marine Resources of the World's Oceans and Seas. *1991 UN General Assembly Resolution* 46/215（1991）

Rio Declaration on Environment and Development, United Nations Conference on Environment & Development. Rio de Janerio, Brazil, 3 to 14 June 1992

AGENDA 21, United Nations Conference on Environment & Development. Rio de Janerio, Brazil, 3 to 14 June 1992

DECLARATION of the International Conference on Responsible Fishing. Cuncun, Mexico, 6 - 8 May 1992

岩崎寿夫（1997）「日本漁業の展開過程　―戦後50年概史―」舵社

外務省経済局海洋課　監修（1997）「国連海洋法条約〔正訳〕」成山堂書店

香川謙二　編著（1997）「ストラドリング漁業資源及び高度回遊性魚類資源に関する国連協定の解説」水産新潮社

水産庁　監修（1999）「漁業に関する国際条約集　平成11年版」新水産新聞社

渡辺浩幹、小野征一郎（2000）「『責任ある漁業』に関する一考察」*The Report of Tokyo University of Fisheries*. No.35, 153-176.

International Plan of Action to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing. FAO Rome, 2001

水上千之（2003）「現代の海洋法」有信堂高文社

Sustainable Fisheries, Including through the 1995 Agreement for the Implementation of the Provision s of the United Nations Convention of the Law of the Sea of 10 December 1982 Relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks, and Related Instruments. *2004 UN General Assembly Resolution* 58/14（2004）

多紀保彦　編著（2005）「東京水産大学第17回公開講座　世界の中の日本漁業」成山堂書店

水上千之（2006）「排他的経済水域」有信堂高文社

渡辺浩幹（2006）「FAO責任ある漁業のための行動規範の適用の現状　―国際的な取り組みと日本の現状―」『漁業経済学会ディスカッション・ペーパー・シリーズ』第２巻（2006年度）受付番号５, 41-58.

渡邉洋之（2006）「捕鯨問題の歴史社会学　近現代日本におけるクジラと人間」東信堂

小野征一郎（2007）「水産経済学　―政策的接近―」成山堂書店

稲本守（2007）「1998年EC流し網規制にみる新たな国際関係」*Journal of the Tokyo University of Marine Science and Technology*, Vol/3, 13-24.

Agreement on Port State Measures to Prevent , Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing adopted on November 2009

島一雄（2012）「海洋からの食糧供給と捕鯨問題（1）」『鯨研通信』第453号, 1 - 9

The Future We Want. Rio + 20（2012）
猪又秀夫（2014）「地域漁業管理機関の制度的特徴に関する一考察　―設立条約の横断的比較からー」『国際漁業研究』第13巻
Transforming Our World : the 2030 Agenda for Sustainable Development. *2015 UN General Assembly Resolution* 70/1（2015）
石川義道（2017）「IUU漁業対策としての特定国に対する輸入制限　―地域漁業機関における実行とEUの同行の分析―」『成蹊法学』85号（2017）55-93.
富岡啓二（2017）「北転船　―その誕生から撤退まで」『水産振興』第595号（第51巻　第７号）
Regional Fisheries Management Organizations and Advisory Bodies Activities and Developments, 2000-2017. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper 651（2020）
児矢野マリ　編（2019）「漁業資源管理の法と政策　―持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本―」信山社
坂本茂樹（2019）「日本の海洋政策と海洋法　増補第２版」信山社
森下丈二（2019）「IWC脱退と国際交渉」成山堂書店
末永芳美　編著（2020）「200海里漁業戦争をいかに戦ったか　30人の証言。その時に、」農林統計出版
辻信一（2021）「漁業法制史　―漁業の持続可能性を求めて―　下巻」信山社

年史類：

水産庁50年史（1998）
二百海里概史（1983）　全鮭連
創立５周年記念　財団の歩み（1978）
海外漁業協力27号‘83-12　（財団10周年）（1983）
海外漁業協力財団20年の歩み（1993）
海外漁業合弁事業の概観（1997）　海外漁業協力財団
海外漁業協力創立30周年記念号　第28号（2003）
海外漁業協力　資料編（財団40周年版）（2013）
日本水産百年史（2011）
日本鯨類研究所三十年史（2018）
大型いか釣り漁業の歴史（2008）
日鰹連史Ｖ（1996）　日本鰹鮪漁業協同組合連合会・日本鰹鮪漁業者協会
かつお・まぐろ業界史（2008）　日本かつお・まぐろ漁業協同組合・日本かつお・まぐろ漁業協同株式会社
函館公海漁業20年史（1975）

第２部　各論

１．組織と財政

２．漁業交流の促進

３．水産業の振興や資源管理のための漁業協力

４．国際的な資源管理推進のための協力

５．漁業関係団体等への支援

６．水産専門家の育成

７．資金の貸付け

1．組織と財政

1973年６月、財団は、200海里時代の到来を目前に我が国海外漁場の確保および海外漁業協力を一体的に推進するという国の施策に基づき設立された。当時、我が国遠洋漁船は世界各地に進出し、1973年度の遠洋漁業生産量は約4,000千トンと我が国の漁業生産量の４割程度を占め、水産業は国民へのタンパク質の供給源として畜産業と並ぶ重要な産業の一つであった。

設立の目的は、「我が国海外漁場及び漁船の安全操業の確保を図り、我が国漁業の安定的な発展に資する」として、我が国漁業、特に遠洋漁業の発展のために各種の事業を実施することであった。この目的は時代の流れに応じて一部加筆・修正され、2012年の公益財団法人移行の際に制定された定款には「我が国海外漁場及び漁船の安全操業の確保並びに我が国への水産物の安定的な供給の確保に資する」と定められている。

設立から50年を経た現在、遠洋漁業の趨勢は大きく変化し、2020年度の「漁業・養殖業生産統計」によれば遠洋漁業の生産量は300千トン弱まで減少している。しかしながら、現地合弁法人によるものを含め、海外漁場と水産物の安定供給の確保は引き続き我が国にとって重要な課題である。

50年にわたる長い歴史の中には様々な出来事があった。その時その時に、水産庁のご指導や関係業界の理解と協力、そして役職員、専門家の奮闘があったからこそ今の財団が続いている。特に設立当初の先人たちの苦労は計り知れなかったと察する。設立後20年間は財団もその事業規模を拡大していった時期であり、変動する時代の中、我が国業界の期待は大きかった。設立に至る経緯は、総論の第２章のほか、「海外漁業協力財団20年の歩み」に詳細に記述されている。是非参照していただきたい。

設立20年目以降に財団運営に大きな影響を与えたと考えられる出来事は、1990年代後半から現在まで続く貸付事業資金を巡る動きと、2012年の財団法人から公益財団法人への移行に伴う組織の改革であろう。

以下、設立から今日まで、10年ごとに区切って組織や財政の状況を俯瞰してみたい。

（1）1973年～1983年（設立後の10年間）

1973年の設立から1983年までの最初の10年間は、沿岸国が200海里内での漁業等に関する排他的な管轄権を主張する動きが急速に強まり、それが実体化した時代であった。具体的には、1977年に、米国及びソ連、カナダ、欧州共同体（EC）諸国等が200海里水域の設定に踏み切り、これにより、事実上200海里時代が幕を開けた。財団は我が国漁船の海外漁場確保に貢献すべく、組織、事業ともに拡大していった時期である。

設立以降新設された事業の主なものは、海外漁業人材育成及び要人の招請（1974年度）、専門家派遣の開始（1976年度）、漁業団体等への助成（1977年度）、地域漁業振興協力（1981年度）などである。設立当初の組織は２部体制（総務部、業務部）であったが、事業の拡大と多様化に対応するため、設立10年目を迎えた1983年６月、業務部を指導部と企画開発室（1992年から企画開発部）の２つに分け、管理部門である総務部を含めた実質３部体制となり、この体制が1997年まで続いた。設立時の人員は、役員（理事長、専務、常務）、職員含め合計18人で、基本財産は２億円（うち国の振興基金造成補助金が１億円、民間４団体からの寄附金が１億円）、事業費、管理費を含む予算は1.4億円（貸付資金造成費補助金は含まない。以下同じ。）であった。設立10年目の1983年度には、役職員数が35人と

なり、予算は当初のおよそ９倍の13.2億円まで増加し、同年５月、事務所を三会堂ビルから赤坂ツインタワー東館に移転した。

赤坂ツインタワー東館

（2）1984年～1993年（設立後11年～ 20年）

設立20年目となる1993年の前年（1992年）には、ブラジルで国連環境開発会議が開催され、良好な地球環境を確保するための行動の基本原則である「環境と開発に関するリオ宣言」とこの宣言を実施するための行動プログラム（アジェンダ21）が採択された。当会議では高度回遊性魚類等の資源管理の強化が求められたほか、水産資源の持続的利用と漁業の食糧安全保障上の重要性が国際的に認識されることとなった。また、同時に「気候変動枠組み条約」や「生物多様性条約」が署名され、環境問題に対する動きも活発化した。

我が国遠洋漁業を見れば、1988年に米国の対日漁獲割当がゼロとなり、1981年から始まったJ/Vによる洋上買付事業の割当枠も1991年には終了し、我が国漁船は米国200海里から完全撤退することとなった。また、1982年には国際捕鯨委員会（IWC）で商業捕鯨モラトリアムが採択され（日本は異議申立てを1986年に撤回）、我が国は1987年の操業を最後に南極海の商業捕鯨から撤退した。さらに、1989年、国連において公海における大規模流し網漁業のモラトリアムが決議された。アジェンダ21に従って国連公海漁業協定策定に向けての議論が開始されたのが1993年であり、国連のイニシアティブの下、公海における漁業規制が厳しさを増していった。

このように遠洋漁業を巡る国際情勢が厳しさを増す中、この10年間は我が国が官民一体となって海外漁場の確保に邁進した時期であった。この時期、財団予算は急激に増加し、1990年度には40億円を超えた（図１）。またその年は、太平洋地域でのかつお・まぐろ漁業の維持・発展に向け、協力事業の拠点となる海外事務所をフィジー共和国に開設した年であった。

役職員数は1984年度の38人から、設立20年目となる1992年度に48人まで増加し、その後2003年度まで同数で推移した。

（3）1994年～2003年（設立後21年～ 30年）

1994年に国連海洋法条約（UNCLOS）が発効し、その後、2001年に国連公海漁業協定が発効するなど、200海里内の魚類資源については沿岸国が主権的権利を有し適切に保存管理し、また、200海里と公海にまたがって分布する魚類資源（ストラドリングストック）及び高度回遊性魚類資源については、国際的な枠組みによって保存管理するという体制が強化されていった。

我が国においては、UNCLOSが1996年から発効し1997年からTAC制度が導入されたほか、2001年には水産基本法が施行され、同法第11条に基づく「水産基本計画」により、政府は「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を基本理念とした「講ずべき施策」の方向性が明らかにされた。

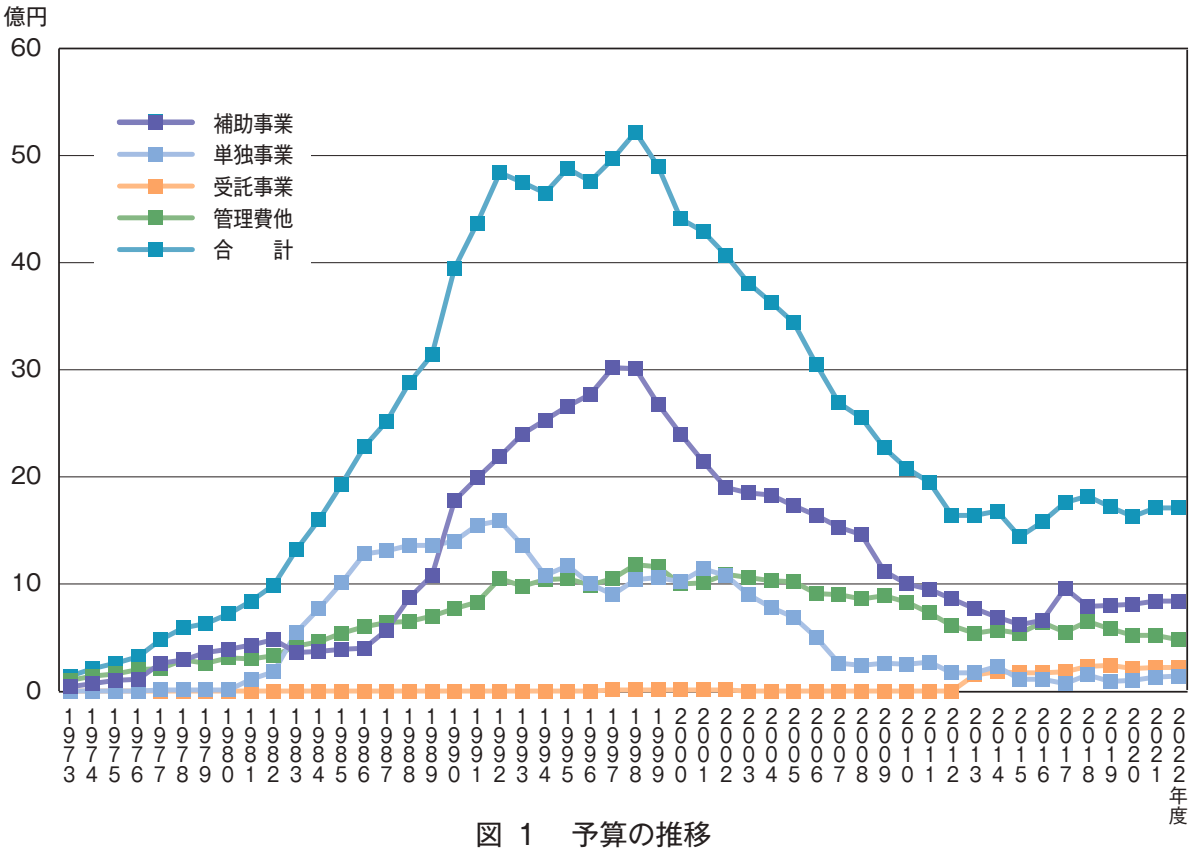

図 1　予算の推移

この期間は財団の歴史の中でも協力事業の活動が最も多い時期で、予算は、1991年度から2002年度までの12年間、40億円を超える水準で推移し、1998年度に過去最高の52.2億円に達した(図１)。なお、支出実績ベースでは、1997年度に事業費40.2億円、管理費10.4億円と過去最高を記録した（図２)。この年にはフィジー事務所の出張所としてミクロネシア連邦のポンペイにOFCFミクロネシア出張所を開設した。

1997年９月には1983年以降続いていた組織の体制を大きく見直し、企画開発部と指導部を廃止したうえで融資部と技術協力部を新設し、総務部を含めた３部体制とした。また、前述のとおり役職員数はこの間48人(専門家等含まず)であったが、2004年度は46人に減少し、その後徐々に減少していくこととなった。

1997年度は国の政府開発援助（ODA）一般会計予算が過去最高を記録した年でもあったが、一方で、国はバブル後の景気後退に伴う行政改革の必要性に迫られていた。その流れの中で特殊法人等の運営に対する批判が高まっており、高額な事務所賃貸経費がマスコミ等で問題視されるなど、厳しい目が注がれていた。財団においても、金利の低下に伴う貸付事業収益の悪化や補助金削減等の流れの中で管理費の更なる削減に向けての対応が求められ、1999年６月、事務所を赤坂ツインタワー東館から設立以来10年間を過ごした三会堂ビルに戻ることとなった。

三会堂ビル

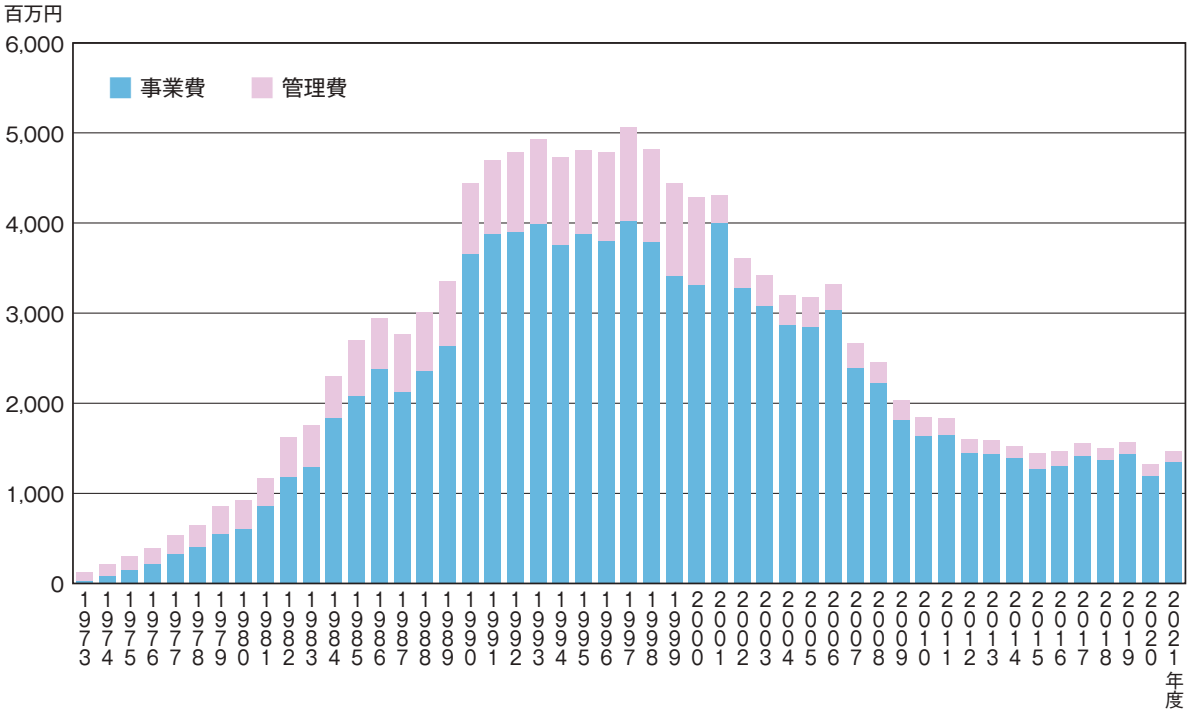

図２　事業費・管理費の支出実績

1）貸付事業資金を巡る動き

財政基盤の根幹の１つである貸付事業資金は、貸付資金造成費補助金により財団設立以降毎年造成され、その累計額は、1997年度に907億円と過去最高額となり（図３）、農林水産省所管の法人が保有する基金の額としても大きなものとなっていた。当時、バブル景気崩壊後の行政改革の流れの中、国はODAの在り方についても見直しを行っており、中でも有償資金協力を対象として1995年から1996年にかけて総務庁行政監察局による調査が実施され、貸付資金造成費補助金もその対象となった。

1997年３月、行政監察局は農林水産省に対し、貸付事業資金について、貸付計画と実績の乖離が大きく、1995年度末貸付残高が349億円であり当時の貸付事業資金の半分以上（59%）が貸付けに回っていないこと、貸付事業収入と余裕金運用収入を財団の運営に充当した後の“剰余金”を基本財産に繰り入れていたことを問題として指摘し、次の２点を勧告した。つまり、①貸付事業計画の策定方法を改めるなど抜本的な見直しが必要であること、②貸付資金の運用益の使途について見直し、“剰余金”については原則貸付事業資金に積み増すべきこと、である。これらの勧告は３月17日付けの全国紙等で「補助金500億円ためこむ　－運用益、人件費に－」等の見出しで大々的に報道され、同年３月26日の参議院予算委員会でも審議の対象になるなど、貸付事業の抜本的な見直しを含めた様々な厳しい対応を迫られる発端となった。

行政監察局の勧告を受け、貸付事業の適切な実施と貸付事業資金の有効活用を図るため、1997年に国内の13の関係漁業団体の役員等からなる「海外漁業動向検討協議会」を設置し、2005年度までに全９回の協議会を開催した。この協議会では関係各国との漁業交渉の見込みや業界の動向等に基づく的確な資金需要の規模等について話し合われ、その結果、1998年度に貸付対象者と対象事業、貸付利率の見直しを行うとともに外貨貸付の導入等の改革を実施した。なお、設立以降毎年続いていた貸付事業資金の補助金からの造成は1997

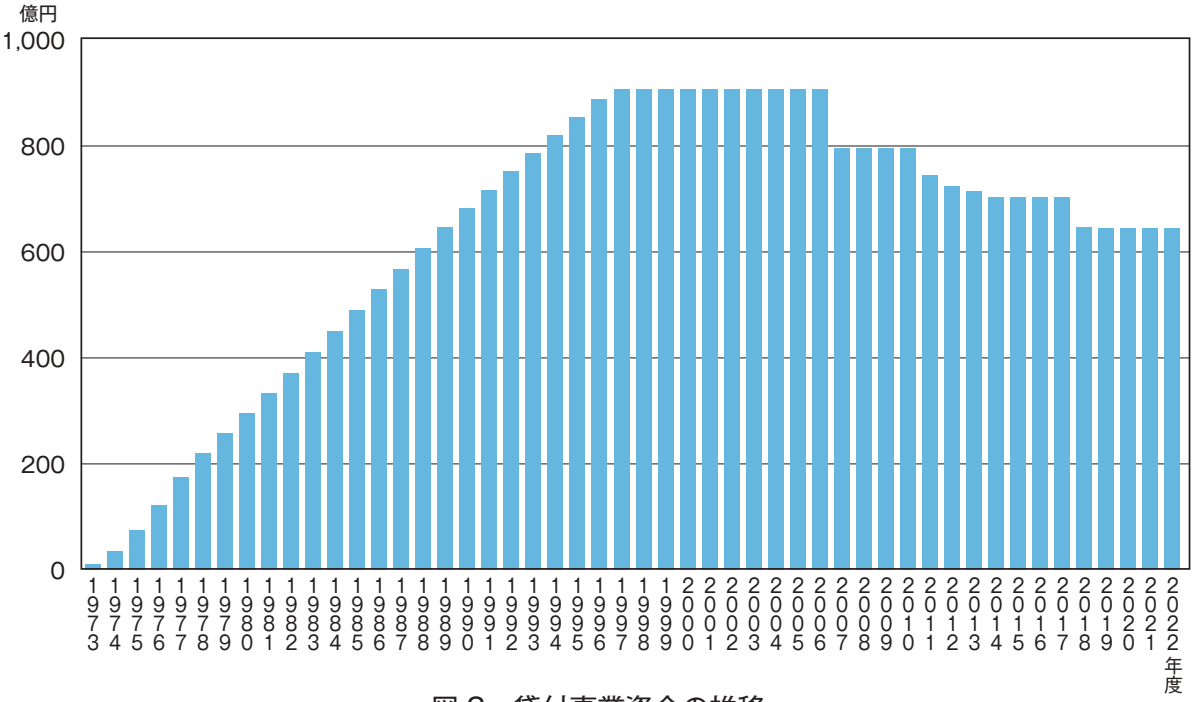

図３　貸付事業資金の推移

年度をもって終了した。

“剰余金”については、行政監察局の勧告に基づき、1998年度から2001年度まで前年度の剰余金を貸付事業資金に繰入れることとした。この結果、2001年度における貸付事業資金合計額は917億円（うち“剰余金”繰入累計10億円）となった。

なお、財団設立時の「国際漁業振興協力事業実施要領」（昭和48年６月２日付け水生第3146号水産庁長官通達）第19条の３は、「基本財産及び貸付資金の運用又は使用により生じた利息等及び収入は、人件費及び管理運営に要する経費に充てることができるものとする」と規定していた。すなわち、貸付事業資金からの収益を他の事業経費や人件費、管理費に充当することはこの実施要領上認められており、当時の剰余金も管理運営に要する経費として基本財産に繰り入れていたものである旨補足しておく。現在、貸付事業による収入は事業実施のための有力な財源となっており、会計処理上も貸付事業資金には繰り入れていない（下記及び（4）2）参照）。

行政監察局による上記勧告が端緒となり、その後、財団に対する政府の行政改革推進本部、行政刷新会議、会計検査院などの外部の目が厳しさを増していくこととなった。

2001年度以降は、財団の監査法人の助言に基づき公益法人会計（1985年改正基準）を採用・適用することとしたため“剰余金”という概念はなくなっている。なお、公益法人会計はその後も引き続き適用している（2023年度時点では、2008年改正基準）。

この時期の予算は、1998年度の52.2億円をピークに減少に転じ、設立30年目の2003年度には38.1億円となった。減少の主な要因は補助事業予算の減少であり、1998年度の30.1億円から2003年度18.5億円へとわずか５年で10億円以上減少することとなった（図１）。

2）事業評価委員会

ここで事業評価について触れておく。

我が国のODA予算が過去最高となった1997年頃から、ODA事業は、その効果的、効率的な実施と、これを検証する評価システ

ムの確立が強く求められるようになっていた。また、1997年に閣議決定された「財政構造改革の推進について」は、「政府開発援助について、その量的拡充から質の向上へと転換を図るものとする」という政府の方針を明確に示した。

財団においても事業の透明性の確保と対外的な説明責任を果たすため、1998年度に、役職員で構成される内部評価委員会と外部の有識者で構成される「海外漁業協力事業評価委員会」（以下「事業評価委員会」という。）を設置し、組織的に事業を評価することとした。事業の多くは国からの補助（ODA予算）を受けて実施されるものであることから、協力事業の評価を積極的に行うこととしたものである。なお、客観的な評価を行うため、当初は独立した評価室を設置したが、2012年度からは総務部が中心となって実施している。

評価の基準は、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会が定めている５項目（妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性）に加え独自の評価項目である「我が国との漁業関係」の６項目とした。2022年度までに事業評価委員会を合計31回開催し、同委員会の評価委員が調査団となって実施した協力事業の現地評価調査回数は37回、延べ40カ国となっている。事業評価委員会を経た評価報告書及び現地評価調査報告書はホームページで公開し、協力事業の効果的、効率的な運営、企画立案に活用している（トピックス６「事業評価」参照）。

トピックス６

事業評価

財団には当初制度化された事業評価は存在せず、個々の事業の評価は基本的に担当者がそれぞれレビューを実施しその後の事業に反映させるという形で実施されていた。プロジェクトタイプの技術協力においては、相手国との間で実施される合同委員会の場などで協力事業内容をレビューし、効果的・効率的な実施が行われているか等を検証し、また、有識者による「評価検討委員会」をテンポラリーに設置して議論することもあった。研修生受入事業においては、研修生を対象にした研修内容などに関するアンケート結果や研修終了時の反省会で得られた研修生の意見などを次年度の実施計画に反映させることにより、効果的、効率的な実施を心掛けてきた。

その後、1998年度に「海外漁業協力事業評価のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を制定し、新たに作成した「評価実施マニュアル」に基づき事業評価を制度化して実施することとなった。その背景には、1990年代中頃から我が国の厳しい財政事情の下でODAについてもその見直しを求める声が高まったことがある。財団が実施する協力事業の多くが政府開発援助（ODA）予算を原資としていることから、事業の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすため、積極的に評価制度を導入することとしたものである。その際、外部の有識者で構成する「評価委員会」を

有識者評価委員会（2015年）

正式に起ち上げて、第三者による評価を取り入れ、事業の効率的、効果的な運営に反映させることとした。

当初のガイドラインは、「事前評価」、「中間評価」、「終了時評価」、「事後評価」と４つの段階で、役職員による内部の評価委員会が評価（自己評価）を実施し、その結果を有識者の評価委員会に報告し、評価委員会での議論の結果（外部評価）を事業実施にフィードバックさせるという形式であった。また、必要に応じ現地における評価調査も実施していた。

現地評価調査（2009年ガボン・養殖場視察）

評価の項目は、経済協力開発機構（OECD）の下部機関である開発援助委員会（DAC）が国際的なODA評価基準として定める評価５項目を参考にしつつも財団事業の特徴を踏まえ、独自の視点で作成した４項目（「計画策定」、「実施状況」、「目標達成度」、「海外漁場確保」）とし、これらの項目についてガイドラインに基づく評価を約10年間継続した。

事業評価の目指すところは当初から大きな変化はないが、評価手法･手順については、財団事業の変遷、組織の改革、予算規模の縮小などその時々の財団の状況とともに見直しを重ねてきている。2004年度の改正では、評価項目を、DACの評価項目と整合させるため、「妥当性」、「効率性」、「目標達成度」、「インパクト」、「自立発展性」のDAC５項目に、財団独自の評価項目である「海外漁場の確保」を加えた６項目とし、2014年度からは「妥当性」、「効率性」、「目標達成度」、「インパクト」、「持続性」、「我が国との漁業関係」の６項目とした。

ガイドラインの制定から約10年が経過した2008年度には、透明性や説明責任をめぐる内外からの社会的要請を踏まえ、評価システムを抜本的に改正するため、ガイドラインを改め「事業評価要領」を新たに制定した。

2009年度には、補助事業（国際漁業振興協力補助金）が国の公募制となったことに伴い評価の手法を大幅に刷新した。従来、「事前評価」、「中間評価」、「終了時評価」、「事後評価」と実施していた評価であるが、そもそも国が公募して発注する事業を財団が「事前評価」することや、単年度制の事業において「中間評価」することについての矛盾が有識者等から指摘され、2010年度からこれらを廃止して「終了時評価」と「事後評価」のみとした。加えて、2010年12月31日には役職員による内部の評価委員会を廃止し、外部の評価委員会（有識者評価委員会）の議論に基づき評価を実施することとし、これがほぼ現在の評価の形となっている。

有識者評価委員会のメンバーは大学教授、マスコミ、業界関係者、JICA関係者など様々な分野の人たちが担ってきた。同評価委員会では、財団が事業毎に作成した評価報告書を議論し、評価を確定している。1998年に制度化して評価委員会発足以来2022年度までの開催実績は合計31回であった。現在財団は、評価委員会での議論・助言を踏まえたうえで評価報告書を最終化し、一部漁業交渉の議論に影響を及ぼす可能性のある内容を除きホームページで公表している。

現地評価調査
（2017年パプアニューギニア・NFAへの結果報告）

また、有識者は評価委員会での議論のほか、毎年、一部委員による現地での評価調査を実施しており、その調査結果による提言は事業実施国に提供されるとともに、事業の実施にも反映させている。2022年度までの現地評価調査の実績は合計37回、延べ40カ国を対象として実施した。

なお、残念ながらCOVID-19の影響で2020年度及び2021年度は現地評価調査が実施できなかった。

現地評価調査
（2019年カーボベルデ・海洋経済省への結果報告）

協力に対する相手国の要望は時代によって変化し、財団はその要望に臨機応変に対応してきている。20年以上にわたる評価は、財団事業の実施の在り方にも影響を与え、事業の事前調査の段階から評価項目を意識し、効率的、効果的な事業実施を心掛けている。国際的には、気候変動への対応や海洋保護区の拡大を含む海洋環境保護に向けた動きなど、地球環境の保護に向けた世界の関心がますます高まってきている時代である。持続可能な海外漁業の実現のために、国連が目標とする持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を意識しつつ、財団の目標である、我が国海外漁場及び漁船の安全操業の確保並びに水産物の安定的な供給の確保の実現に向け、評価の結果を事業実施に有効に反映させていきたい。

（坂田重登）

（4）2004年～2013年
（設立後31年～ 40年）

2007年の米国サブプライムローンの不良債権化に端を発した金融市場の混乱、2008年のリーマンショックなど、世界的な金融危機は我が国経済にも大きな打撃を与えた。また、国内では2005年から2006年にかけての豪雪、2011年の東日本大震災、度重なる台風や豪雨などの自然災害が多発し、社会・経済的に甚大な損害を受けることになった。

漁業を巡る大きな動きとしては、2005年、我が国が中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）に加盟したことが挙げられる。WCPFCは我が国が遠洋漁業国、沿岸国の両方の立場で参加する初めての地域漁業管理機関であり、この加盟により、日本はカツオ・マグロ類を管理する５つの地域漁業管理機関のすべてに加盟することになった。また、PNAがまき網魚船の隻日数制度（VDS）を導入し、2012年には隻日数に基づく単価（VD）の最低価格を設け、以降、このVDは高騰し、入漁料を事前に支払わなければならないというVDS上の仕組みと相俟って、漁業者の経営を圧迫することとなった（VDSについては、総論「第３章１.（3）日本の遠洋漁業事情」参照）。

役職員数は、2004年度に前年度から２人減少して46人（専門家等を除く）となり、また、翌2005年度には、複雑化する事業内容に対応し総合的な企画調整を担う企画部を新設し、外部との調整、漁業交渉の支援、漁業シンポジウム、情報の管理等を担当させることとした。この組織改編により、総務部、企画部、融資部、技術協力部の４部体制となり、この体制は公益法人に移行する前年度の2011年度

まで続いた（後述 3)、4）参照)。2011年度の役職員数は、45人であった。

1）貸付事業資金の状況

貸付事業資金に対する外部の目は依然厳しく、2005年、会計検査院から「事業実績等からみて資金が滞留しているもの」として参議院決算委員会へ報告された。

また、2004年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」に基づいて検討を進めていた国の行政改革推進本部は、2006年12月、「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務等の見直し等について」を報告し、貸付事業資金はこの見直しの対象となった。

一方水産庁は、2007年３月を目途とした水産基本計画の見直しに向け、12名の学識経験者により構成される「海外漁業協力に関する検討会」を2006年１月から全５回にわたり開催し、海外漁業協力の現状分析と今後の在り方について議論を行った。この結果、検討会では、技術協力事業と貸付事業は車の両輪として国策上重要な海外漁場及び国際競争力の確保に貢献していると評価された。ただし、貸付事業については、貸付けの対象となる企業の信用力に着目した貸付け条件の見直しと、国際的資源管理の面での影響力を想定した新たな展開方向として、国際機関等の多国間の枠組みに対しても経済協力として貢献すべきとの意見が出された。

会計検査院の指摘及び「海外漁業協力に関する検討会」の報告を踏まえ、貸付条件については、2007年３月に「貸付ガイドライン」を新たに制定し、個別の貸付案件の実行に際しては公益性及びリスク評価の困難性等の観点から審査することとした。また、今後の貸付事業の適正な資金規模の見直しを行った結果、必要額を795億円と見積り、保有額との差額である122億円を貸付事業資金から取崩すこととし、余裕金を運用するために保有していた有価証券の処分に必要な費用を控除した約107億円を2006年に国庫に返納した。

その後、2009年には民主党政権下で設置された行政刷新会議において貸付事業資金が事業仕分けの対象となり、その結果「2010年度所要額を除き国庫返納」との評価がなされた。これを受け、貸付事業に必要な毎年の所要額を見直し、所要資金を除いて国庫に返納することとなった。その額は、2010年度に50.9億円、2011年度に20億円、2012年度に９億円、2013年度に12億円と４年間にわたり合計91.9億円となった。

話の流れ上2014年以降の貸付事業資金の状況にも触れるが、2014年及び2015年には行政改革推進会議による行政事業レビューの対象となり、ここでも貸付事業資金の見直しが求められた。この結果、2017年度に56.9億円を貸付事業資金から取崩し国庫に返納した。

これら一連の行政改革の流れにより、2022年度末現在の貸付事業資金は645億円となっている（トピックス７「海外漁業協力に関する検討会」参照)。

2）財務状況の悪化

状況の変遷がわかるように1980年代から記述するが、財団の主な収入は、補助金等収入、貸付事業収益及び基本財産等の運用収益である。このうち、貸付事業収益及び基本財産等の運用収益は、財団が独自資金で実施する事業（単独事業）や人件費など管理費等に充当される重要な財源となっている。

貸付事業収益は、設立後12年目の1985年度から1996年度までは、1989年度の9.5億円を除き、毎年10億円を超える収入を計上していた。しかしながら、1997年度は久しぶりに10億円を下回った年であり、この時期が一つの大きな転換期であったといえる(図４)。また、1997年は行政監察局による勧告が出された年

でもあった。

2005年度及び2006年度には一時５億円を下回り、その後、企業の海外投資意欲が一時持ち直したことなどもあり、2011年度に8.7億円まで回復したものの、その後再び減少に転じ、2020年度は3.5億円まで減少した。

なお、2001年度に12億円超の貸付事業収益を計上しているが、この収益は、アルゼンチン政府に対する特別貸付に伴う遅延損害金等収入4.7億円という一時的収入を含んでいる（トピックス18「アルゼンチン特別貸付とリスケジュール」参照）。

長引く経済不況と我が国の財政状況の悪化、厳しさを増す国民のODAに対する視線などにより、1998年度の国のODA予算は過去最高を記録した前年度比10％の削減となり、右肩上がりを続けてきた予算は減少に転じることとなった。

2008年には、行政と密接な関係にある公益法人への不適切な支出を徹底的に是正して行政コストを節減・効率化することを目的に、内閣官房長官の下に行政支出総点検会議が開催された。この会議での議論は財団の補助事業にも影響を与え、2009年度から国際漁業振興協力補助金が公募制となり、また、当該年度の補助額は8.4億円と前年度比23％の減少となった。予算の減少傾向は止まらず、貸付事業収益の減少もあり、設立40年目にあたる2013年度の予算は16.4億円と、過去最高を記録した1998年度の約３割まで減少した（前掲図１）。

主な収益のうち貸付事業収益と基本財産等運用益は、金利の動向に大きく左右される。1990年のバブル経済の崩壊とともに日本の景気は冷え込み、1990年に8.9％を記録した長期プライムレートは、1999年には２％を下回り、2022年末現在も超低金利の傾向が続いている。また、ODA予算の見直しなどの影響もあり国庫補助金等は徐々に削減され、その結果、1991年度に54.9億円と過去最高を記録した経常収益は、2002年度には40億円を、2007年度には30億円を下回り、50周年を迎え

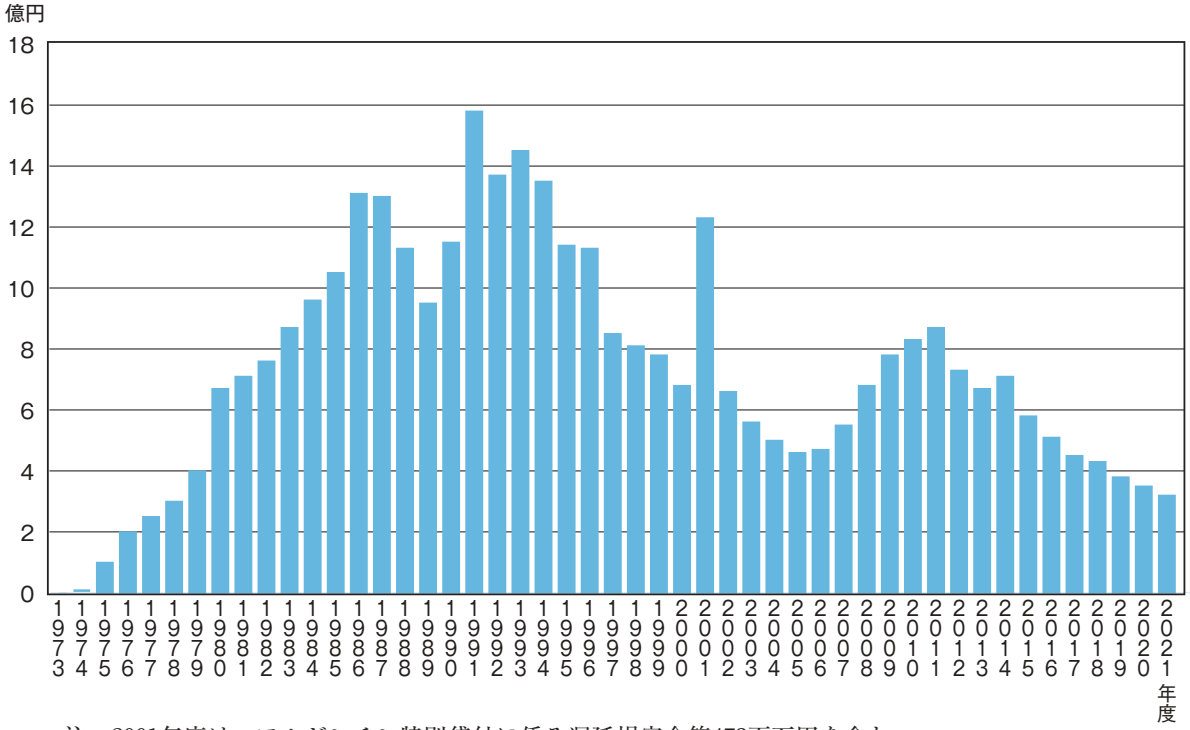

注：2001年度は、アルゼンチン特別貸付に係る遅延損害金等473百万円を含む

図４　貸付事業収益の推移

る近年は約15億円前後で推移するまでに至っている（図５）。

収益が減少する中、事業の効率的な運用と管理費の削減などが求められた（後述）。しかしながら、経費削減の努力は収益の減少に追い付かず、2005年度から2017年度までの決算収支は、2014年度を除き、連続して赤字を計上し、厳しい運営を余儀なくされた（図６）。

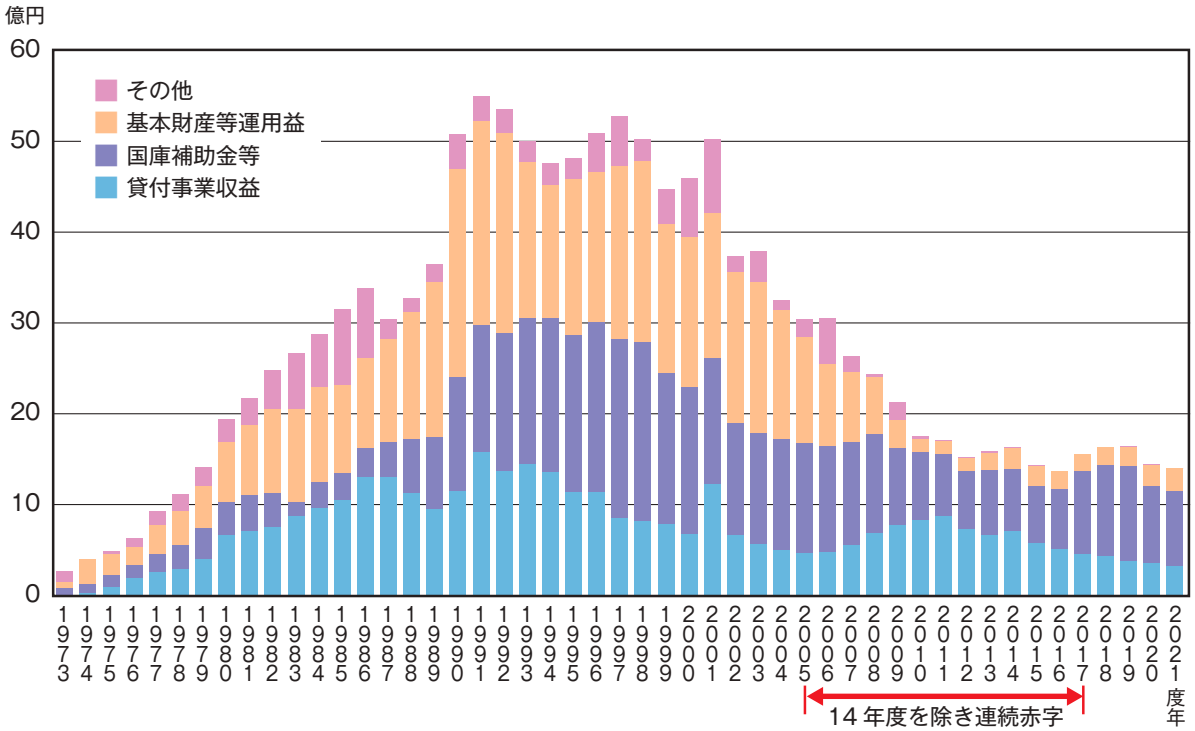

図５　経常収益推移

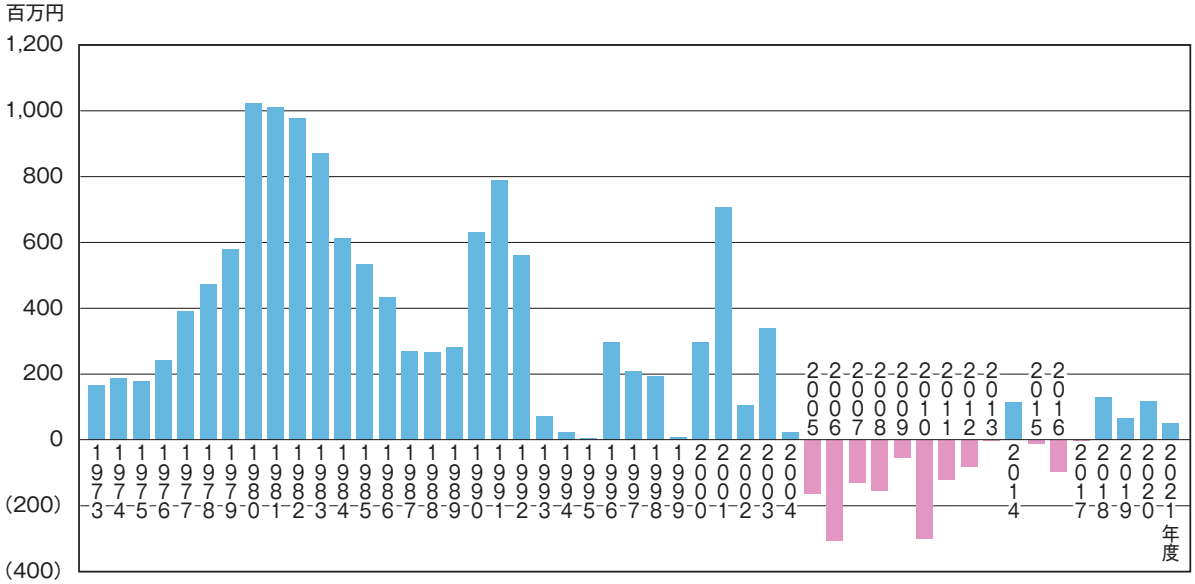

注：1973 ～ 2000年度は損益計算書に基づき算出した当期正味財産増減額（ただし、貸付資金造成費補助金を除く）、2001 ～ 2007年度は正味財産増減計算書（一般会計）の当期正味財産増減額、2008 ～ 2010年度は正味財産増減計算書（一般会計）の事業活動収支差額、2011年度以降は正味財産計算書の評価損益等調整前当期経常増減額。

図６　決算推移

3）公益財団法人への移行

設立38年目となる2012年は、公益財団法人へ移行が完了した年であり、この年も大きな転換期となった。

当時、政府は公益法人制度改革を進め、2008年12月に施行された公益法人制度改革関連法に基づき、財団を含む旧民法第34条法人は、2013年11月までに、公益法人又は一般法人のいずれかに移行することが義務づけられた。

財団は、実施する事業のほぼすべてが公益性を有するとの判断の下に公益法人に移行することを選択し、2012年４月、内閣総理大臣の認定を受け公益財団法人として新たにスタートすることとなった。

4）財務状況改善への取組み

公益財団法人に移行する以前の2005年度から続いている赤字体質から脱却すべく、経費削減のため希望退職者の募集（2009年）、事務所スペースの縮小（2010年）、事務所の移転（2013年三会堂ビルから30森ビルへ）などを進めるとともに、さらなる人件費の削減のために、2001年度から2013年度までの10年以上にわたり若手の新規職員採用を見送るなどの対策も講じた。

虎ノ門30森ビル

公益財団法人に移行した2012年度には、理事長を非常勤にするとともに常勤役員を４人から２人に削減し、さらに役員報酬及び職員給与を大幅に引き下げた。また、移行前の寄附行為では15人以上20人以内と規定していた評議員数を、移行後の定款において３人以上10人以内と規定し、実際の数も移行前16人から移行後６人と削減した。組織のスリム化を実施し、４部（総務部、企画部、融資部、技術協力部）９課２室から３部（総務部、融資部、事業部）９課の体制に変更したことも大きな改革であった。2012年度の役職員数は前年度の45人から４人減って41人となった。

これら様々な改革を実施した結果、公益財団法人としての税制面での優遇措置もあり、徐々にではあるが財務状況が改善し、2018年度以降具体的に数字に表れた（後述（5）2）参照）。

ただし、若手職員の採用を相当期間控えた結果、職員の高齢化が進むこととなった。若手職員採用を再開した2014年度以降、徐々に若手職員が増えてきているものの、在職年数10～20年の中堅からベテラン職員が極端に少ない状況にあり、組織の安定的かつ持続的な運営のためにはこのギャップの改善が急務となっている。

5）公益財団法人移行後の事業

設立当初の財団の目的は、寄附行為において「海外漁場の確保及び漁船の安全船操業の確保を図り、我が国漁業の安定的な発展に資する」と規定されていたが、国連をはじめとする国際機関等による公海を含めた資源管理体制の強化にも対応する必要性が高まり、2000年に「国際的な資源管理等」を事業目標に追加した。また、公益財団法人への移行後の定款の目的には「水産物の安定的な供給の確保」を加え、財団の目的が「我が国海外漁場及び漁船の安全操業と我が国への水産物の

安定供給の確保」であることを明示した。さらに、移行前の寄附行為では、本邦法人もしくは本邦人が“海外漁業協力事業”を実施し、財団はその事業を支援すると規定されていたが、移行後の定款では、財団が主体となって“海外漁業協力事業”を実施することが明確化された。これらは大きな変化であった。公益財団法人として新たにスタートしたことにより、実施する事業は従来以上に選択肢が増えたといえる。

特に、公益財団法人移行後には、従来から実施してきた関係沿岸国等に対する水産振興を目的とした技術協力に加え、水産資源の持続的利用にフォーカスした事業にも取り組むこととなった。2013年度には、地域漁業管理機関が求めるオブザーバー乗船に対応するため、水産庁の委託事業である科学オブザーバー調査分析事業を受託し、2017年度から定額補助事業の持続的利用体制確立事業（いわゆる「持続利用アドバイザー派遣事業」）を開始した。これらは海外漁業協力強化推進事業※（いわゆる「ODA事業」）とともに、今では財団の主力事業となっている。

公益財団法人移行後の定款（抄） （2012年度～）	公益財団法人移行前の寄附行為（抄） （2000年度～）
（目的） 第３条 この法人は、海外の地域における水産業の開発、振興等及び国際的な資源管理に資する海外漁業協力事業を行い、もって我が国海外漁場及び漁船の安全操業の確保並びに我が国への水産物の安定的な供給の確保に資することを目的とする。	（目的） 第３条　この法人は、海外の地域における水産業の開発、振興等及び国際的な資源管理等に資する経済協力または技術協力の事業（以下「海外漁業協力事業」という。）の実施に要する資金の円滑な供給ならびに海外派遣専門家の確保及び要請を図る等のために必要な事業を行い、もって海外漁業協力事業の円滑な推進を図るとともに、我が国海外漁場および漁船の安全操業の確保を図り、我が国漁業の安定的な発展に資することを目的とする。
（事業） 第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 海外の地域における水産業の開発、振興等及び国際的な資源管理に資する協力事業 (2) 海外の地域における水産業の開発、振興等及び国際的な資源管理に資する事業に対する資金の貸付 (3) その他この法人の目的を達成するに必要な事業 ２ 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。	（事業） 第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ①海外漁業協力事業を行う本邦法人または本邦人に対する当該事業の実施のために必要な資金の貸付け ②海外漁業協力事業に従事する専門家の確保および養成 ③海外漁業協力事業の円滑な促進を図るために必要な情報の収集および提供 ④前３号の事業に附帯する事業 ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

※：海外漁業協力強化推進事業は、2016年度以前は、事業の種類（地域水産業人材育成事業、水産振興・資源管理協力事業、国際資源管理対策事業など）ごとに細分化されていたが、2017年度から「海外漁業協力強化支援事業」として一本化され、2019年度から「海外漁業協力強化推進事業」に名称が変更された。

トピックス７

海外漁業協力に関する検討会

１．背景

海外漁業協力に関する検討会とは、行政改革の声が高まっていた2006年に、政府の補助金を受けて造成されている貸付事業資金について水産庁が学識経験者を招集して事業の妥当性を検討した会合である。

以下にその背景となった政府の動きを簡単に示す。

＜行政改革の方針の閣議決定＞

2004年12月、政府が補助金等の交付により造成した各基金（及び特別の法律により設立された法人）について、2006年度中に見直しを行うとの「行政改革の方針」が閣議決定された。

＜公益法人等による融資等業務（政策金融）の見直しに関する閣議決定＞

2005年12月、公益法人の行う融資等業務、特殊法人の行う融資等業務について、政策金融改革の一環として見直しを行うとの閣議決定がされ、数年間で1700億円を国庫に返納させることを目標とした（対象となる国庫補助金等相当額１兆420億円の約16.3%）。

これらの方針は行政改革の重要方針のポイントとして整理され、政策金融改革は、2008年度から新体制に移行することとし、①中小零細企業・個人の資金調達支援、②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、③円借款に限定して継続、それ以外は撤退することを目指すとした。

２．海外漁業協力に関する検討会について

この流れを受け、2006年１月～４月の間、水産庁の主催により、水産基本計画の定期的見直し及び政策金融改革等への対応との観点から学識経験者12名による海外漁業協力に関する検討会を全５回にわたって開催した。

３．検討会とりまとめの概要

検討会では、技術協力事業及び貸付事業は次のように評価された。

（1）技術協力事業

我が国の水産物に対する需要は今後とも根強いと考えられ、水産物の安定的な供給を図る必要がある状況。海外漁場を確保するためには、沿岸国のニーズに沿った協力事業の実施等を行う必要がある。特に途上国については、研修生受入れ、水産施設の修理・修復技術の移転などが、漁業開発を通じた途上国の自立化に貢献してきた。また地域漁業管理機関の設立を通じた国際的な水産資源管理の強化の流れの中、漁獲データ収集やウミガメ混獲回避技術の支援など地域漁業管理機関の保存管理措置の遵守にも貢献している。我が国が有する水産分野の協力ツールとしては、主にJICAが行う技術協力、水産無償、財団の行う協力の３つがあるが、財団が行う協力は入漁交渉の結果に応じて迅速かつ柔軟に実施することが可能であり、またJICAが対応できない先進国に対する協力事業を実施することが可能という利点もある。とりわけ、太平洋島嶼国が外交の場で我が国に友好的であることは、協力事業に関連した専門家の派遣、研修生受入れなどを通じて相手国から高い評価を受けていることと密接に関連している。

（2）貸付事業

まず政策金融の観点からの見直し検討の考え方として、貸付事業の見直しに当たっては、「民間でできることは民間に委ねる」という観点から、民間金融で対応することができない場合に限り補完的な機

能を果たすことを基本として検討すべきこと、また、その具体的な検討にあたっては、「政策金融改革について（平成14年12月13日経済財政諮問会議）」で示された２条件（公益性、金融リスクの評価等の困難性）との関係を精査し、政策金融を３つの機能に限定するという行政改革の重要方針を踏まえたものとすべきとした。

この考え方に基づき、政策金融としての公益性等については、まず、漁業金融は一般的に漁業が自然条件の影響を大きく受け、生産リスクが高く、収益力も低く、また、借り手である漁業者に土地等の資産が少なく信用力・担保力が低いこと等から、民間金融機関による円滑な信用供与が必ずしも行われないという特殊性があることが指摘された。また、財団の貸付事業の公益性に関しては、

ア．合弁事業を通じた我が国への水産物の安定供給（中小水産加工業者に対する原料供給を含む。）に資するほか、

イ．入漁対象国の要請に応じ合弁を実施し我が国漁船の入漁機会の確保につなげるなど、直接、間接を問わず様々な形で海外漁場確保に貢献していること、

ウ．また、合弁企業を通じ技術協力事業を実施するとともに、相手国における雇用の確保、外貨の獲得に貢献していること、

から、財団の貸付事業は水産基本法の目的である水産物の安定供給の確保という国策上高度な公益性を認めることができるとし、結論としては、「国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融」に該当するものとしてその公益性が認められた。

さらに検討会からは、政策金融の観点から海外漁場の確保及び我が国への水産物の安定供給に関する客観的評価手法について検討を進めるべきとの提言がなされた。

4．その後の貸付事業の動き

海外漁業協力に関する検討会の結果を受け、有識者３名による「貸付事業に関する有識者委員会」を2007年２月に設置し、同年３月に開催された委員会において、個別の貸付案件ごとに政策金融改革の趣旨を踏まえた公益性及びリスク評価の困難性の審査を行う際の判断基準を定めた貸付ガイドラインを作成した。同年４月にこれをウェブサイトに掲載し公表するとともに、個別案件の審査に際しては従来の三要素（漁場確保、政府の支持、水産団体の支持体制）に加えて、当該ガイドラインとの整合を案件採択の条件とした。また、水産庁は海外漁業協力に関する検討会で挙げられた論点への対応状況をとりまとめ、2007年５月に検討会の委員に報告した。

貸付事業に関する有識者委員会（2007年3月）

5．公益財団法人へ

財団は2012（平成24）年４月に公益財団法人となった（それまでは民法34条に基づく財団法人（公益法人））。海外漁業協力に関する検討会でも公益性を認めて頂いたが、これにより、より一層公益目的のためにまい進することとなったのである。

（細川明快）

（5）2014年～2023年（設立後41年~50年）

国際的には、2015年国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択されたほか、気候変動への対応、海洋保護区の拡大を含む海洋環境保護に向けた動きなど、地球環境の保護に向けた世界の関心がますます高まってきている時代である。また、2019年後半に発生したCOVID-19の世界的蔓延、2022年２月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻などが、世界の政治､経済に大きな影響を及ぼしている。

我が国では、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を目指すため、2018年に70年ぶりに漁業法が改正され2020年12月に施行された。また、我が国は2019年に国際捕鯨委員会（IWC）を脱退し、31年ぶりに商業捕鯨を再開した。

1）会計検査

公益法人への移行後も外部からの検査は断続的に実施されてきている。特に会計検査院は、水産庁の補助金を担当する第４局農林水産検査第３課と、国の会計経理に関する検査要請事項その他を担当する第５局特別検査課が、それぞれ必要に応じて検査を実施してきた。実地検査の回数は設立以来、海外での現地調査も含め32回にのぼる。直近では2016年に研修事業を対象にした検査が行われた。ただし、これは研修委託先である大学が検査対象になった影響で、委託元としての財団も検査対象となったものであり、会計検査院から財団に対しての指摘事項はなかった。

すべての会計検査院の指摘及びその対応を記載することは省略するが、会計検査院から指摘を受けた直近の実地検査は2013年である｡この年の検査は国際漁業振興協力事業（補助事業）が対象で、会計検査院の担当官が事業の対象国であるパラオ、マーシャル、ミクロネシア、セーシェル、モーリシャスの５か国に出張し、過去に実施したプロジェクト等を検査したものであった。

会計検査院の主な指摘は、①財団が修理した施設等が稼働を停止するなど持続的な有効利用が図られておらず、援助の効果が十分に発現していないものがあった、②フォローアップのための資機材リストに、取得価格が50万円（財産処分制限の額）を超える資機材等が含まれていなかった、③覚書で相手国が免除又は負担することとなっている付加価値税を財団が負担していた、の３点であった。会計検査院の指摘に対しては常に真摯に対応し、その都度必要な改善を重ねて事業やフォローアップの質を高めてきたところである。この時にも、これらの指摘に対し、施設・機械類の継続的稼働を図るためフォローアップ用の資機材リストの改善、故障・トラブルが発生した際のコンタクトポイントの明示等の対策を講じるとともに、付加価値税等の課徴金についてはその免除・負担・還付等の扱いに関し一層の注意を払うこととした。

2）財務状況の改善

（4）の４）で説明したとおり、2012年の公益法人への移行に伴う法人税の非課税化、事業実施体制の改革、経費削減の努力などいくつかの要因により、財務状況は改善の方向に向かった。定額補助事業の実施もその一つの要因である。2017年度から始まった「持続的利用体制確立事業」は国の定額補助事業であり、また、従来3/4補助であった「海外漁業協力強化推進事業」（ODA事業）は、国益に直接貢献する極めて公益性が高い事業であり、経費の1/4自己負担が事業実施者を限定する結果になっていることなどの理由から、2018年度から定額補助化された。これら定額補助事業の実施により一部の人件費が補助対象化されるなど財務状況の改善が進み、2018

度以降黒字決算に転じた。これにより、補助事業では対応できない案件や突然の要請案件に対応できる独自事業（単独事業）をさらに柔軟に実施することが可能となった。

しかしながら、収益の多くを国の補助金等に頼る財務体質は変わらず、2021年度の経常収益合計15.2億円のうち補助金等収入は9.3億円（全体の61％）を占めた（図７）。それ以外の収入は、基本財産等の運用収益2.5億円（同17%）、貸付事業収益3.2億円（同21%）及びその他運用益で、これらの合計が5.9億円（同39%）となっており、これが財団独自事業（単独事業）と人件費を含む管理費の財源となっているのは（3）の１）で説明したとおりである。

貸付事業収益については、特に引き続く低金利の影響が大きく、当面は３億円前後で推移すると試算している。一方、低金利の影響による基本財産の運用収益の減収に対応するため、国債などの安全な商品のみを運用対象するという方針を転換し、2017年度に社債を、2018年度に投資信託を、2021年度に米国債を購入することなどにより、リスク分散を図りながら積極的な運用に取り組み、運用利回り２％以上を目指し収益拡大に努めている。

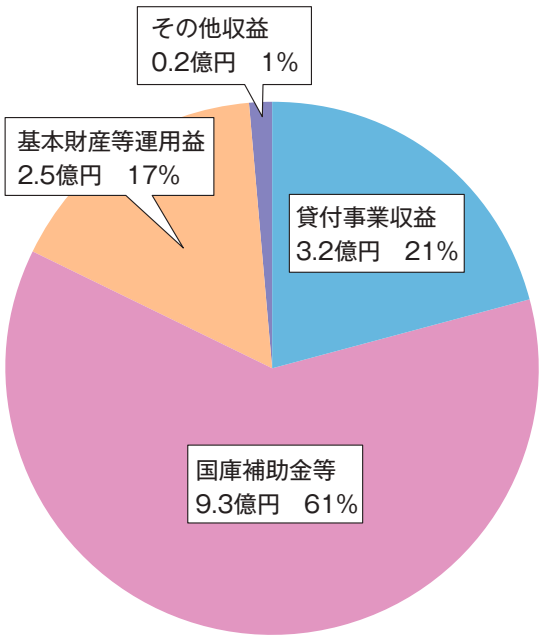

図７　2021 年度収益構成

3）組織の今後

50年目の節目となる今、組織として持続的に発展していくうえで直面している課題は、安定した財政基盤の確保及び組織体制の強化である。2022年度現在の役職員数は41人であり、60歳定年後の継続雇用者を含めると過去10年間は50人前後で推移している。高齢化社会に向け人材をより一層有効に活用するため、2023年度からは定年年齢を65歳に引き上げ、高齢者の経験や知識を活かしつつ後進の育成にも注力していくこととした。総論第３章３.⑦の「組織の発展と人材育成」でも触れているが、組織の持続的な発展には、優秀な人材の確保と育成が不可欠である。過去に実施していた水産庁や業界団体への職員派遣、また、現在でも続いている在南アフリカ共和国日本大使館への職員派遣などの外部組織での経験も、人材を育成する上で極めて効果的である（トピックス８「南アフリカ大使館への人材派遣」参照）。

令和時代の幕開けとともに、2019年後半に発生したCOVID-19は全世界に拡大し、国内の移動制限のみならず、海外との往来も著しく制限されるなど、世界中の社会・経済に大きな打撃を与えた。また、多くのビジネスシーンでリモートを活用したシステムが急速に普及した。財団においても、専門家の渡航が困難となった国については日本国内（又は第三国）から専門家がリモート手段を駆使して現地のカウンターパートを指導するなど、事業の実施体制に大きな変化をもたらした。一方で、リモートによる技術指導が比較的スムーズに実施できたのは、専門家が中心となりこれまでに関係国と築き上げてきた信頼関係があったからこその成果であるということを認

識し、これまでの活動方針が有益で間違いないものであったことに安堵するとともに、対面での関係構築の重要性を改めて認識することとなった。

最近、財団にとって喜ぶべきことがあった。コロナ禍の中2021年７月に開催された第９回太平洋・島サミット（PALM９）の首脳宣言の附属書「共同行動計画」の中の海洋資源に関する項目に、「日本は、海外漁業協力財団（OFCF）を通じた漁業施設の復旧や地元で生産された水産製品の開発支援を含め、太平洋における水産業の更なる発展のためにPIF島嶼国を支援する」旨記載されたのである。外交文書に一民間団体の事業について言及されることは異例である。50年にわたる財団の協力事業が太平洋島嶼国を含め広く内外に評価された証である。

今後財団が、定款に掲げる目的を達成し、また、その活動が広く国民の理解を得られるものとするためには、諸先輩が築き上げてこられた知識と経験を礎とし、様々な課題に正面から向き合いつつ必要とされる事業を見極めていく必要がある。このため財団は、我が国関連業界のご理解とご協力、そして水産庁のご指導の下、様々な活動に努力を積み重ねていく所存である。

トピックス８

南アフリカ大使館への人材派遣

在南アフリカ共和国日本国大使館（以下「南ア大使館」という。）への財団職員の派遣は1999年からである。南アフリカでは国際社会の批判を受け1991年にアパルトヘイト関連法が全て廃止され、1994年にネルソン・マンデラ氏が大統領に就任しレインボー・ネーション（虹の国）として新生南アフリカ共和国（以下「南アフリカ」という。）が誕生した。私が財団最初の大使館員として赴任した1999年は、マンデラ氏の後を継いでターボ・ムベキ大統領が就任した年で、国内融和と人種間の格差是正を掲げ経済成長路線を堅持するとともに、アフリカの盟主として積極的な外交にも取り組む、活気あふれる国であるという印象であった。日本政府も南アフリカとの外交関係の強化に力を入れており、当時の南ア大使館は外務職員だけでも20人以上が勤務する、サブサハラ・アフリカ地域の中では大きな公館の一つであった。

在南アフリカ日本国大使館

財団が南ア大使館に職員を派遣することとなった経緯は詳らかではないが、当時、南アフリカの200海里水域には、1977年に発効した日・南ア漁業協定に基づき90隻前後の日本の遠洋はえ縄漁船が入漁しており、我が国にとっては重要な漁場の一つであったのが１つの理由かと思われる。当時の外務省漁業室長から、南ア大使館には漁業がわかる者がいないので是非財団から人を出して欲しいという話があり派遣が始まったようである。

財団の業務は、我が国海外漁場及び漁船の安全操業の確保等を目的として、関係国に対して各種の漁業協力を実施するものであり、水産外交の一翼を担っているといっても過言ではない。その財団職員が、外交の最前線である大使館で働く機会を得ることは、外交のノウハウを学ぶとともに、日本という国を

外国から見ながら業務に取り組むことにより国際的な視野を養うことにつながるものである。財団が派遣する職員は、外務省の赴任前研修を約半年間受講しており、赴任前に外交官としての心構えを身に付けることができる。

大使館において担当する業務は多岐にわたる。財団職員の出向であれば漁業関係を担当することは必然であるが、私の場合は農業、環境、難民問題なども担当した。本省から指示される調査訓令や、我が国の考え方の先方政府への説明・働きかけ、国際機関などにおける選挙支持の取り付けなども重要な業務である。専門外の分野が多く、内容を理解するのに勉強が必要で、それを先方政府や関係者に伝えるのにさらに苦労する。急ぎの仕事をこなしていくうちに、付け焼刃とはいえある程度の要領のよさも備わってくる。また、南ア大使館は、当時、南アフリカのほか、スワジランド（現在のエスワティニ王国）、ナミビア、ボツワナ、モザンビーク、レソトを兼轄しており、私はナミビアの政治・経済などの一般情勢も担当した。

大統領府から眺める首都プレトリアの街並

さらに、外交政策の一環として実施されるODA（政府開発援助）については、JICA（国際協力機構）と連携して技術協力や無償資金協力などを実施している。私は、ナミビア、レソト、スワジランドを対象とした食糧増産援助を担当し、先方政府からの要請書の取り付けから交換公文（E/N）の署名、JICAが協力事業を実施した後のフォローアップまで、前面に立って先方政府と折衝することが求められた。ODAに関する一連の業務は、まさしく財団協力事業に通じるものがあり、外交のツールとしてその重要性を認識することができる仕事であった。

プレトリアの街並
（秋に満開になるジャカランダ）

日本から南アフリカ及び兼轄国を訪問する政府関係者、ビジネス関係者は非常に多く、彼らが円滑に業務を遂行できるよう支援するロジ関連業務も重要である。時には総理大臣や各省の大臣、国会議員などの極めてハイレベルの要人による訪問もあるが、これらのロジ関連業務は財団においては要人招請や研修生受け入れの業務に通じるものではないだろうか。また、大使館には外務省職員のほか、他省庁や民間企業・団体からの出向者も勤務しており、様々な分野での人脈を構築することができ、その後の財団における仕事にも多いに役立つ。

漁業基地であるケープタウンの街
（ウォーターフロントとテーブルマウンテン）

南ア大使館には1999年から20年以上にわたり継続して財団から職員を派遣し、2023年３月

までに８名の職員が勤務した。当初財団から職員を派遣するきっかけとなった漁業関係についていえば、南ア政府が自国漁業の発展のため外国漁船の入漁を認めないという政策を導入したため、残念ながら日・南ア漁業協定は2003年１月31日に失効した。しかしながら、今でも日本の漁船が現地法人への貸渡方式により南アフリカ水域に入漁しているほか、ケープタウンには燃油や食料等の補給、船員の交代のために入港する日本漁船も多いと聞いている。このような関係から、南ア大使館にとって漁業は引き続き重要な案件であり、何より、財団の職員が大使館で働いているということで日本の漁業団体からも頼りにされているようである。大使館での勤務は財団勤務では経験できない貴重なものであり、財団職員の人材育成という観点からも、多くの職員が経験する機会を持つことができれば幸いである。

（坂田重登）

２．漁業交流の促進

（1）課題別研修事業、個別研修生受入事業

1）はじめに

研修生受入事業は、財団設立の翌年、1974年から現在に至るまで連綿と続いている事業である。財団が日本の遠洋漁業の安定的な発展に資することを目的に経済協力と技術協力を車の両輪として一体的に推進していく中、技術協力の一環として関係沿岸国又は日本の漁業団体等の要請に基づき、1974年８月に合弁企業の従業員などを対象とした海外研修生の受入れを開始した。以降、2022年度末までに86カ国・地域から延べ3,468名の研修生を受入れた。

その結果、研修事業は、二国間漁業協定による安定的な入漁の確保と日本漁船の安全操業にとってなくてはならない存在となり、本邦法人が行う合弁事業の円滑な遂行にも貢献していた。さらに、長年の研修事業を含む技術協力を通じて関係が深まった多くの国が日本の考え方に賛同するなど、水産資源の持続的利用に向けた協調体制づくりにも役立っている。特に、近年では研修受入れを含む漁業協力を入漁条件とする沿岸国も増加しており、研修事業は漁場確保にとって、ますます重要になっている。

本稿では、まず現在実施している研修コースの概要を紹介し、つぎに研修生受入事業の変遷を年代別に概説する。

2）研修生受入事業の概要

2022年現在の研修事業は、国の補助を受けて実施する課題別研修事業と非ODA対象国を含む日本と密接な漁業関係を有する国からの要請に応えるために自主財源で行う個別研修生受入事業に大別される。対象国はそれぞれ、入漁や国際場裡での日本との漁業協力関係の重要度、日本の漁業者団体の要望及び協力実施対象地域のバランスを考慮して決定している。研修生受入事業の趣旨は、目的とする技術や知識の移転を図るとともに研修修了者に日本シンパになってもらうことにより日本との協力関係の維持・強化を図ることである。

（ア）課題別研修生受入事業（補助事業）

日本と入漁関係等を有する国及び地域漁業管理機関又は国際機関の加盟途上国から研修生を受入れて人材育成を行う事業である。関係途上国にとって自国水産業の開発は重要な課題であるが、これを担う人材が不足していることにより計画どおりに開発が進んでいないという現実が存在する。このため、開発途上国から漁業関係の人材育成に対する協力が求められ、財団は本事業により応えてきた。関係途上国からの評価は高く、本事業の実施により関係沿岸国と我が国との漁業協力関係の強化が期待される。また、今後も人材育成を図ることが重要であり、2022年度は以下のコースを設定した。

財団の最初の研修生（1974年集団コース）

a. 漁船員養成（乗船）コース

本研修コースは1991年度に開始された同名のコース（後述）が現在まで継続されているもので、日本の遠洋かつお・まぐろ漁業にとって重要な漁場を有するミクロネシアとパプア

ニューギニアから乗組員候補者を研修生として受入れ、漁船員として求められる知識と技術の習得を目指している。一般研修で日本語とかつお・まぐろ漁業に関する講義を設け、その後の技術研修では漁業団体所属の海外まき網漁船に甲板員見習いとして乗船させ、船上での生活を経験させることにより、漁労、操船等の基本技術の習得を目指している。研修修了者は帰国後に母国の漁船等に雇用されることが期待されるが、日本の漁船に乗組員として雇用される者もおり、様々な雇用創出に貢献している。

b. 水産指導者養成（資源管理）コース

本研修コースは、1992年度に開始した同名のコース（後述）から続いているもので、我が国と漁業協力関係を有する途上国の政府関係者及び研究者等を研修生として受け入れている。研修生は、日本と漁業協定を締結している国、日本が加盟する地域漁業管理機関の加盟国、国際的な漁業関連会議等の場裡において日本に協調する国又は地域の関係者、政府職員、研究者等を対象としていた。一般研修で日本語基礎会話の習得や日本の漁業実態等の基礎を学ぶとともに、技術研修では、水産系大学又は水産研究機関での講義や演習、実際の漁業の現場での実習などを中心としたカリキュラムを組んでいる。効率的・効果的な研修を目指し、研修の内容によって次の３つのグループに分けて実施している。

①漁業管理グループ

本研修グループは、我が国と漁業協力関係を有する関係途上国の政府関係者、特に将来、幹部になることが期待される行政官・研究官を対象としている。一般研修で日本語基礎会話の習得と日本の漁業実態、漁業管理の要諦の理解を深めた後、技術研修では、水産系大学での大学院修士課程レベルの水産専門講義、演習、現地視察及び個別課題研究を通じた問題解決能力の涵養を中心としたカリキュラムを受講する。1992年度に開始された水産指導者養成コースのコンセプトを忠実に受け継いでいるグループである。

②資源管理グループ

本研修グループは、高度回遊性魚類資源の持続的利用のために地域漁業管理機関の活動を支援する協力プログラムの重要性が高まっていることを背景に、関係途上国の漁獲統計整備に係る研究者や政府の担当官を研修生として受け入れている。一般研修で日本の一般的な漁業の実態に加えて資源管理や漁獲統計システムの理解を深めた後、技術研修では、漁獲統計整備の具体的方法や地域漁業管理機関が求める漁獲データの取りまとめを中心としたカリキュラムを受講する。2002年度に開始した水産指導者養成資源管理コース（後述）を改称して継続しているものである。

③漁労技術グループ（定置網）

本研修グループは、関係沿岸国の水産振興・開発を担う人材を対象とし、短期間でそれぞれの課題に特化した技術力の向上を図るために設定したコースである。研修生受入の対象国としているパプアニューギニア政府は、沿岸漁業の発展を重要な施策の一つとし、特に定置網漁業を沿岸小規模漁業の発展に有効と位置付け、定置網漁業の全国的普及を推進している。財団はパプアニューギニア政府からの要請を受けて定置網漁業に関する試験調査プロジェクトを実施することとし、現地で技術的な支援を行っているが、同国での定置網漁業の普及をさらに促進するため、現地の定置網漁業者を我が国へ受け入れ、約30日間の研修を行っている。この間、定置網漁具の仕立て等に経験豊富な国内製網事業所の指導員が、定置網漁具製作、取扱い等に関して指導

するとともに、日本の定置網操業や漁獲物の取り扱い等について学ぶ機会を提供している。2014年度の本研修開始時は運営管理コース、2018年度からは次に説明する個別研修生受入事業として実施していたが、2020年度より指導者養成（資源管理）コースに組み入れられた。

（イ）個別研修生受入事業（単独事業）

国の補助事業である「課題別研修生受入事業」を実施する一方で、非ODA対象国を含む我が国と密接な漁業関係を有する沿岸国からの幅広い研修要請に応えるために、自主財源で「個別研修生受入事業」を実施し、当該国の政府職員等を我が国に研修生として受け入れ、漁業管理、資源管理、操業技術、漁船機関、水産加工等の分野の研修を個別的に実施している。2022年度時点で継続中の２つの個別研修コースを以下紹介する。

a. ミクロネシア一本釣りコース
2018年度～

ミクロネシアはかつお・まぐろ漁業の開発振興を国の重要な政策としている。他方で就業の場が少ないミクロネシアにおいて若年層の雇用を促進するため、同国政府は日本の漁業団体に対し、まき網以外の遠洋かつお・まぐろ漁船の乗組員の育成を要請した。財団は漁業団体からの要望を受け、2019年度より同国政府の漁業振興政策及び若年層雇用促進施策を人材育成の面から支援するべく、かつお一本釣り漁船員を養成する研修コースを新たに設置した。日本の漁業学校にミクロネシアからの希望者を研修生として受け入れて、部員クラスの漁船乗組員になることを目標に研修を行っている。この漁業学校では、甲板部員に必要な基礎的知識及び漁労技術の習得のため、一本釣り漁船の操業概要、漁労実習、日本語基礎講座に関する研修機会を提供しており、この研修を修了した者は、実際のかつお１本釣り漁船上での乗船研修を行うことになる。

b. 水産指導者養成（持続的利用）コース
2016年度～

本研修コースは、日本と協調・連携して水産資源の持続的利用を促進していくことが期待される国の行政官・研究者を研修生として受け入れる。日本の水産資源管理に関する施策や研究等に関する講義や水産資源の持続的利用に取り組む現場の視察等を通じ、国際的な水産資源管理施策の中核を担う指導者に求められる知識の習得及び水産資源管理等に関する日本の考え方に対する理解を深めることを目指すコースである。

3） 財団研修事業の変遷

財団の個々の研修コースは、入漁や合弁事業を含むその時々の日本の海外漁業の情勢に対応して設計されてきたため、それぞれが独特の特徴を有する。また、研修の内容も、一定の技術の取得に特化したコースを設置する場合のほか、第三国で実施（現地訓練）する場合等多岐にわたっている。ここでは研修コース全体としての変遷について記述する。

（ア）1974年度～ 1983年度

新たな海洋秩序を定めようとする国連海洋法会議における国際的な合意を待たず、多数の沿岸国が200海里の漁業専管水域等を設定し、事実上世界は漁業水域200海里の新しい海洋秩序の時代を迎えた。財団は、国際的な漁業環境の変化に対応しつつ海外漁場の確保を図るため、1974年度から研修生受入事業を開始した。

この期間の受入研修生数は累計259名に達した。当初は、海外漁業合弁事業に関連する団体や企業等から研修生の推薦を受けて実施

する「集団コース」のみで、初年度の研修生は10名であった。その後、入漁交渉や関係沿岸諸国との人的交流などの機会に研修生の受け入れを求められることが多くなり「集団コース」だけでは対応できなくなったため、1978年度から「個別研修」も並行して行うことになった。1982年度には、チリ政府からの強い要請もあって「チリ特別長期研修コース」を新設した。

a. 集団コース

海外研修生受入事業の基本的なコースであり、1974年度に開設された。日本漁船の海外漁場を有する国又は当該国の公的機関の推薦する者、及び海外漁業協力事業に関係する日本の企業又は団体の推薦する者で、原則として水産業に従事している者を対象として20人規模で実施した。研修生の多くは現地合弁法人の従業員であった。約５か月の研修期間中、前半は一般研修として日本語及び日本の社会・文化並びに日本漁業の概要を学習し、後半は夫々の推薦機関がアレンジする研修先で水産専門技術の訓練を主とした技術研修を行った。

b. 個別研修

「集団研修」の枠組で対応できない案件に対して行われるもので、主として研修時期が限定される増養殖関係者や研究者などを対象としていた。研修内容は特定の関心分野が主体だが、広く日本漁業を理解してもらうための座学や研修旅行も行われ、研修期間は１～２カ月のものが多かった。研修分野は養殖、水産加工、漁労、流通、鯨類研究、統計調査、漁業協同組合、海洋観測など多岐にわたった。

c. 大型トロールコース（当初は「チリ特別長期研修コース」）

チリにおける漁業合弁事業での漁船乗組員幹部の技術移転が思うように進まないため、同国政府及び現地合弁企業からの要請を受け、大型トロール工船乗組員育成のための「チリ特別長期研修コース」を1981年度に開設した。研修時期はおおむね１月初旬から４月下旬であった。一般研修では甲板科と機関科に分けて座学と実習をそれぞれ約２カ月間実施し、その後メーカーや工場で必要な技術実習を個別に実施した。1989年度からは、同国において現地漁業訓練が開始されたため、日本国内での研修は名称を「大型トロールコース」と改め対象国を拡げることになった。しかしながら、大手水産会社の多くがトロール漁業から撤退したことなどもあり業界からの研修生の推薦が1990年度には半減し、1991年度にはこのコースを発展的に「漁船員養成陸上コース」に改めた。

（イ）1984年度～1996年度

日本の遠洋漁業は、沿岸国が200海里を設定したことにより、関係沿岸国水域内への入漁のために二国間漁業取極等を新たに締結することが必要となったが、沿岸国の漁業自立化政策に伴い入漁料の大幅増額等入漁条件は厳しいものとなり、安定操業にとって重大な局面を迎えることとなった。一方、沿岸国は自国200海里水域内の水産資源を自ら開発・利用・加工することに対し一層関心を高め始め、既存施設を有効に利用するための現地水揚げ、合弁事業等の推進、さらに漁業の自国化を図るための人材育成に係る協力等を強く要請するようになった。このような情勢に対処するため、日本と協力相手国双方の漁業の発展を同時に図るとの基本姿勢の下、海外研修員の受入れ事業について多様化と拡大を図った。

この期間の受入研修生数は累計1,274名に達した。1985年度、1986年度には、それまで漁労等の水産技術が中心であったコースのほ

かに「マネージメントコース」と「速修コース」をそれぞれ新設した。1988年度からは、太平洋島嶼国からの要請を受け「南太平洋漁業技術者コース」を開設した。また、「集団コース」については、受講希望者数が1985年度から40名近くになり１回の実施では個々の研修生に対する充実した対応が難しくなったことから、研修に参加する相手側の要請を考慮して、1991年度から時期を前期と後期に分けて対応することとした。さらに、同年度には関係沿岸諸国で必要とする漁船員を養成するため漁労を中心とした技術移転を図る「漁船員養成乗船コース」を開設した。また、同年６月にモスクワで行われた当時の近藤農水大臣とソビエト連邦コトリャール漁業大臣間の日・ソ間の漁業協力に関する協議の結果、ロシア極東地域関係者を対象に「ロシア連邦マネージメントコース」と「ロシア連邦水産加工、流通コース」を３カ年に限って実施することにした。なお、ソビエト連邦は1991年12月に崩壊したことから、上記コースの対象国はロシア連邦となった。さらに同年度にはこれまで継続して実施してきた「大型トロールコース」を発展的に「漁船員養成陸上コース」に改め、研修内容を充実させてスタートさせた。また、1992年度には、水産行政・研究分野の指導者を養成するための「水産指導者養成コース」を開設した。

南太平洋漁業技術者コース　FRP船修復実習

a. マネージメントコース（長期研修生）

日本法人が海外で設立した漁業合弁会社の現地人中間管理職又は上級スタッフで英語による受講が可能な者を対象に、会社の管理運営に資する幅広い基礎的知識を修得させることを目的に1985年度に開設した。研修内容は、企業の管理運営に関する基礎知識の講義と漁業関連のインフラストラクチャー視察研修に約５週間、企業内における個別専門分野の実務研修に約２週間をあて、研修時期はおおむね８月下旬から約７週間であった。

b. 速修コース（長期研修生）

このコースは、既に水産関連技術を修得している者に対し、さらにその技術をブラッシュアップすることを目的に、1986年度に開設した。研修対象者は、日本の海外合弁会社に勤務する現地人技術者で、過去に財団の研修を受けたことがあり英語又は日本語による受講が可能である者とした。研修内容は、専門分野の最新知識の講義と漁業関連のインフラストラクチャー視察研修に約２週間、関係工場や研究所等での個別実地研修に約５週間をあて、研修時期はおおむね８月下旬から約７週間であった。

c. 南太平洋漁業技術者コース（特別長期研修生）

1985年と1987年に財団が主催した南太平洋漁業開発シンポジウムの席上で関係諸国から沿岸漁業研修に関する要望が数多く出されたことを背景に、1988年度からこのコースを発足させることになった。日本の漁業と特に関係の深い太平洋島嶼国７カ国を対象に、実践的な沿岸漁業技術を移転して優秀な人材を育成することをコースの目的とした。研修計画は沿岸漁業における漁労技術、漁獲物処理、加工・流通に関する一連の技術について習得できるよう設定され、太平洋島嶼国と海洋条

件が類似している沖縄県下の実際の漁業現場で実施された。研修内容は、日本語研修を主体にした約１カ月の一般研修のあと、約２カ月間、沖縄県水産試験場、水産業改良普及所及び糸満、勝連、伊江、八重山などの各漁業協同組合で、座学と乗船実習による沿岸漁業技術研修を、５月から８月にかけて約100日間実施した。

d. 漁船員養成（乗船）コース

1991年度、海外合弁会社及び海外基地漁業に従事する技術者を養成するため、漁労技術のノウハウを習得することを目的とした乗船研修と、漁業に関する基礎的な知識、理論を習得する座学研修とを組み合わせた形で開設した。初年度は中国から６名（底びき縄漁業）、インドネシアから８名（まぐろはえ縄漁業）及びミクロネシアから６名（まき網漁業）を受入れ、４月中旬から年度末近くまで実施した。一時、かつお一本釣り漁船員を想定してインドネシアから研修生を受け入れた時期もあったが、現在はミクロネシア及びパプアニューギニアからの研修生を対象に、まき網漁船の乗組員養成のための研修を継続している。

e. ロシア連邦マネージメントコース

ロシア極東地域の漁業関係機関の幹部指導者を対象に1991年度に開設し1993年度までの３年間、毎年15名を受け入れて実施した。期間は10月中旬から約1.5カ月間で、市場経済の原理と企業運営について講義と現地視察を実施した。本コースは、専門機関の協力により、企業の仕組、マネージメントの基本、生産性の向上、経営の計画と管理、労務と財務管理などについて学ぶ機会となった。

f. ロシア連邦加工・流通コース

ロシア極東地域の加工流通機関の幹部指導者20名を対象に1991年度と1992年度の２年間実施した。期間は１月中旬から約２カ月間で、水産物の加工、流通、販売のシステムと運営管理について、講義と現地視察により実施した。

講義は、専門機関の協力により、専門分野の講義が54時間、日本語の研修が93時間で、現地視察は東京、静岡、北海道、宮城など各地の市場関連施設で、水産物の加工流通システムとその運営管理を修得できるように実施した。

g. 漁船員養成陸上コース（特別長期研修生）

※旧大型トロールコース

海外合弁会社等の漁船に乗船している士官クラスの船員の更なるレベルアップを図ることを目的に1991年に開設したもので、必要な専門分野の基礎的知識を座学と陸上実習により習得させた。時期は、概ね１月上旬から３月下旬であった。

h. 水産指導者養成コース

関係沿岸国政府水産部局・研究所のスタッフの幹部候補を対象として、漁業管理、資源管理技術を大学等の専門教育機関で研修・実習し、科学的漁業管理に関する知識を身に着け、リーダーシップを兼ね備えた将来の水産指導者を養成することを目的とし、1992年度に開設した。研修内容は、日本の水産に関す

水産指導者養成コース
（鹿児島での定置網体験）

る基礎知識、専門分野の講義、水産施設の見学、日本語の研修などに17週間、水産教育機関又は水産研究機関での専門知識の習得に11週間、合わせて約28 週間を研修期間とし、時期は６月上旬～ 12月中旬であった。

（ウ）1997年度～ 2007年度

1996年に国連海洋法条約が我が国にも発効したことから、我が国は「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（EEZ法）」及び「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）」等国内法を整備し、1997年からは漁獲可能量（TAC）制度を開始した。また、世界の人口が増加する中、公海を含む世界の海は全人類が利用できる食糧供給の場としての役割が以前にも増して重要なものとなり、漁業国である日本としては、関係国との協力の下に科学的根拠に基づく海洋生物資源の保存・管理体制を確立し、持続的な海洋生物資源の利用及び責任ある漁業のための体制づくりの努力を続けることがますます重要となった。財団においてもこれらの状況に対応した研修生受入事業を実施することが求められた。

この期間の受入研修生数は累計1,308名に達した。200海里体制の定着、燃油の高騰をはじめとした運航経費の上昇、輸入水産物の増加等により、日本の遠洋漁業者の多くが厳しい経営環境下に置かれた。また、関係沿岸国では、水産資源の自国利用を進めることにより経済の発展を図るため、漁労及び漁船機関の保守・管理等にかかる実践的な人材育成を必要としており、日本の海外合弁企業にとっても相手国政府が要望する現地化政策の中で、将来を任せ得る人材の育成・確保が重要な課題となっていた。このため、1990年度から2002年度にまでの間、チリ、ミクロネシア及びインドネシアで「現地漁業訓練事業」を実施することとした。本事業は、現場に即応した研修の実施を実現したものである。一方、日本では漁船員の高齢化や若手船員不足が操業効率を低下させる要因になっていたため、財団は、インドネシア人の乗組員候補者を対象に、日本漁船の乗組員として求められる知識と技術、日本の海事法令等の習得をめざした研修を実施することとし、2006年度に「漁船員養成陸上コース（船舶職員）」を開設した。また、水産資源管理の必要性が世界的に高まっていることを背景に、国際的な資源管理の推進に資する研修を開始した。具体的には、2001年度に開始されたIOTC加盟国の漁獲統計の精度の向上を目的としたOFCF－IOTC技術協力プロジェクトとの相乗効果を図るため、IOTC加盟国の統計業務、体制を改善するために必要な総合的な能力の向上を目標として、2002年度に「水産指導者養成資源管理コース」を開設した。さらに、2007年度には、日本政府が提唱した後発開発途上国（LDC：Least Developed Countries）を対象とする開発イニシアティブに対応すべく、LDCの行政官を対象に総合的な水産行政能力の向上を支援するための「水産指導者養成LDCコース」を開設した。

a. 現地漁業訓練協力事業

本事業は1989年にチリのカルロス・コンデル財団キャプテン・ウィリアムズ校に専門家を派遣し、機材供与との組み合わせで大型トロール工船乗組員教育を行なったことを端緒として1990年度から立ち上げた事業である。チリでの事業実施は1990年度から1992年度までの３年間で、漁業と機関の部員128名、士官39名の合計167名の訓練を行った。1993年度から1995年度までは、ミクロネシア・ヤップ州のミクロネシア海運・漁業アカデミーにおいてまぐろはえ縄漁船及びまき網漁船の乗組員養成のための基礎訓練を実施し、はえ縄コース41名、まき網コース39名の合計80名の

訓練を行った。1996年度からはまぐろ延縄漁船員を養成するためにインドネシア農業省海洋漁業調査研究所において現地訓練を開始した。1996年度から1999年度までは訓練の核となる一般部員養成訓練（第１期）として471名の部員を訓練し、2000年度から2002年度は２か所の訓練所で指導員養成訓練（第２期）として36名の指導員を養成した。本事業は、インドネシアまぐろ漁業の振興に寄与するとともに、日本の遠洋まぐろ延縄漁船の外国人乗組員の確保にも貢献した研修事業である。

b. 漁船員養成陸上コース（船舶職員）

本研修コースは、海外研修生が日本漁船の船舶職員として求められる日本語基礎会話能力、漁業の基礎的知識・技術、日本の海事法令、日本の文化・社会風習・労働慣習等に対する基本的な事項を習得し、海技免許の取得をめざした研修である。

遠洋まぐろはえ縄漁船における船舶職員の人材不足の問題を解決するために、インドネシア人の乗組員候補者を対象に研修を実施した。研修生は研修終了後、帰国して自国漁船に乗船することもあったが、帰国した後に日本の遠洋漁船の乗組員として雇用されることが期待されていた。本件研修が実施された2006年度～ 2011年度の間に58名を受入れ、20名が二等航海士、24名が二等機関士の資格試験に合格した。

c. 水産指導者養成資源管理コース

※現在は水産指導者養成（資源管理）コース資源管理グループに改称

IOTCに加盟する途上国の漁業統計部門の中堅クラスの職員を対象に、必要な専門分野の知識と手法を座学と演習により習得させ、その能力の向上を図ることを目的に、2002年度に開設した。時期は、おおむね９月上旬から11月下旬（2022年度現在は１月から２月）となっている。

本コースは、国際的な漁業資源管理に貢献することを最終的な目的としており、IOTC加盟国の漁業統計担当の行政官や科学者を対象として日本の水産統計制度の概要や統計技術を紹介するとともに、日本の統計制度と自国のそれとを比較しつつ、自国の統計業務、体制を改善するための総合的な能力を涵養するものとなっている。

これは、財団がIOTCに対して別に実施している統計精度の向上を目指した協力事業との相乗効果を図ることによりIOTC水域の持続的漁業の実現に貢献しようとする研修コースである。なお、2007年度からは本コースの対象をICCATの加盟国にも拡大し現在に至っている。

d. 水産指導者養成LDCコース

当時日本政府が提唱したLDCを対象とする開発イニシアティブに対応した水産分野の研修として、LDCの中堅クラスの水産行政官を対象に、沿岸漁業の振興開発のための技術普及から、資源の開発、管理に至るまでの総合的な行政能力の向上を図ることを目的に2007年度より開始し､2011年度まで実施した。具体的には、日本の漁業管理や資源管理に関する知見やノウハウの習得を目指し、一般研修では日本の漁業の実態を総合的に把握するカリキュラムを組み、技術研修ではLDCにおける漁業管理システムの構築や開発行政部門の企画･立案能力を増進させるために、「日本の漁業管理の現状とあり方」を主テーマとした集中講義型のカリキュラムを組んだ。時期は、おおむね９月上旬から10月下旬の約30日間実施した。

（エ）2008年度～ 2018年度

世界の水産資源が満限まで利用、あるいは過剰利用の状態となっているものが多く、漁

業生産量は頭打ちの傾向にある中で、日本においては漁業就業者の減少や高齢化など生産構造の脆弱化が進み、振興漁業国を含む他の漁業国との競合の激化、漁業に対する環境保護勢力の圧力の強化、また、燃油高騰による操業コストの大幅な増大等もあり、我が国の漁業者を取り巻く環境が一層厳しくなった。一方、水産物の輸入は2001年をピークに減少し、水産資源の持続的な利用と水産物の安定供給に向け引き続き研修生受け入れを含む漁業協力事業を実施することが求められたが、財団の財政事情の悪化により、廃止される研修コースも多かった。

この期間の受入研修生数は累計570名に達した。2012年度には、漁船員養成（陸上）コース陸上訓練グループ、船舶職員グループ、技術普及コース及び水産指導者養成LDCコースを廃止し、2016年度には「水産指導者養成（持続利用）コース」、2018年度には「ミクロネシア一本釣りコース」を新設した。

1974年度に開始された「集団コース」の流れを汲む合弁企業の従業員等を対象とした「水産技術者養成（実習）コース」と「水産技術者養成（運営管理）コース」が2017年度には廃止された。これらのコースについては、我が国合弁企業の関係者から「研修生が帰国すると、仕事の取り組み方が明らかに前向きになってくる」、「財団研修は研修生に大きなインセンティブを植えつけ、海外合弁企業等の人材の現地化の促進と経営安定に寄与している」等という高い評価を得ていたが、ODA予算の減少に伴い実施可能なコースが絞られてくる中、財団財務状況の悪化も重なり、研修対象を関係沿岸国の公的機関等向けのコースに絞ることとした結果であった。

水産技術者養成（実習）コース

本研修コースは、先述のとおり1974年度に財団最初の研修事業としてスタートした「集団コース」の流れを汲むもので、2001年度に水産技術者養成（実習）コースと改称し、2012年度には、「実習グループ」と「運営管理グループ」の２つのグループに分かれて目的別に実施した。

「実習グループ」は、日本の水産会社の合弁企業や技術提携先の技術者又は現地政府機関から技術者や職員を受け入れ、技術力のレベルアップを図るものである。一般研修では、主として日本語基礎会話能力の習得をめざし、技術研修では、研修センター又は推薦会社・団体の工場、事業所等において技術指導員、工場長等が講師となって技術力アップのための講義や実習を行った。

一方「運営管理グループ」は、日本の水産会社の合弁企業や提携先の管理者又は現地政府機関の管理職員や中堅技術者を受け入れ、企業経営及び工場運営の安定化や合理化、現地政府機関における運営管理業務の改善を図るとともに、水産物の品質・衛生管理に係る技術とノウハウの習得を目的とした。一般研修では、水産専門知識と日本語の基礎を身につけることを目指し、技術研修では、推薦会社・団体の工場、事業所等において管理職員や工場長が講師となった講義や実習を通じて経営及び運営管理に関する能力向上をめざした。

2008年水産技術者養成（実習）コース

（オ）2019年度～現在

2019年末に発生したCOVID-19の拡大により、日本政府は感染拡大防止のために水際対策を強化し外国人の入国を厳しく制限した。この影響を受け2020年度及び2021年度に来日予定だった研修生のすべてが日本に入国することができず、すべての研修コースで中止、延期、あるいは計画変更を余儀なくされた。

一方、COVID-19の拡大は働き方を大きく変化させ、事業活動を継続する手段としてWeb会議ツールやテレビ会議システムといったリモート機器の活用が広がった。研修生受け入れ事業もコロナ禍の下の社会に対応するため、乗船コースに参加予定だった研修生を対象に、2020年度は日本の海外まき網漁業の概要、2021年度は日本の遠洋漁船に乗るための乗船の心得を収録した動画教材を製作し、これを用いて予備研修をリモートで行った。さらに、2020年度、2021年度に来日できなかった水産指導者養成（資源管理）コース漁業管理グループと資源管理グループ参加者に対しWeb会議ツールを用いてリモートで予備研修を行った。

資源管理コース（漁業管理グループ）
修了式（2019年度）

2022年度は日本の水際対策の緩和に伴い多くの研修事業を再開し、13か国から25名を研修生として受け入れた。水産指導者養成（資源管理）コースの漁業管理グループ研修生の中には、この研修での来日を２年間も待ち続けていた者もおり、本研修に参加するため日本の空港に降り立った時には感慨もひとしおだったという。また、水産指導者養成（資源管理）コースの漁労技術グループ（定置網）やパラオのためのかつお一本釣り漁業研修を実施するなど、ようやく研修事業もコロナ禍以前の状態に戻りつつある。しかし、その一方で持続的利用研修など一部の研修コースは実施できず、また、漁船員養成（乗船）コースは海上での実地研修ができず、陸上研修のみとなるなど、2022年度も一部の研修コースでコロナ禍の影響を受ける結果となった。

資源管理コースオンライン予備研修（2021年度）

財団の研修事業は、1974年から現在に至るまで、その時々の状況に合わせた研修コースを設定し、関係沿岸国や我が国漁業者のニーズに応えるべく水産研修プログラムを提供してきた。現在の研修対象者は、国あるいは国の関係機関（研修所等）の担当官や研究者、あるいは漁業者（乗船、定置網漁業）となっており、基本的に持続的漁業に必要な知識の提供と能力開発や相手国の漁業開発や雇用創出を進めることにより日本との協力関係を促進し、我が国漁船の海外漁場の確保と我が国への水産物の安定的な供給を図ろうとするものである。一方、海外漁場の確保と水産物の安定的供給を促進する方法はこれに限定されものではなく、合弁等により海外に進出して地元企業として海外漁場を確保し、製品を日本に輸出することにより我が国への水産物の安定供給を図るという方法もある。この海外

合弁企業の活動を支援するため、合弁企業の技術者に対する研修を2023年度から水産技術者養成（実習）コースとして復活させている。

（2）要人招請事業

1）はじめに

要人招請事業は、財団が設立された翌年1974年度より開始され、今日まで継続する歴史の長い事業となっている。

本事業は、我が国と漁業協力関係のある諸国の政府要人および国際機関の代表などを招請し、日本の漁業の実情視察や関係機関などとの協議、漁業者との意見交換を通じて相互理解を深め、関係諸国等との友好・協力関係の増進を図ることを目的としている。

要人招請事業が開始された1974年度には、「漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（以下「日豪漁業協定」という。）」の改正に向けての手続きがスムースに進むことを期待して、同国タスマニア州政府水産部長を招請した。これが端緒となり、その後ニュージーランド漁業産業委員会理事の招請へと続き、それ以降長い歴史を刻むこととなる。なお、翌年の1975年度にもオーストラリアから農業省水産局次官補を招請している。オーストラリアからの招請は1978年の同国200海里漁業水域の設定に伴う日豪漁業協定改正（1979年施行）を進める一助となった。

1979年度から1998年度の20年間にわたり、関係国の中堅幹部を対象とする「短期研修員受入事業」が実施された。これは、我が国に約２週間滞在し、水産関係施設の視察等を通じて我が国漁業の実情を理解してもらい、漁業協力関係を促進すること等を目的としたものであった。その後、この受入事業の機会を利用して漁業協議が開催されることが増えたことから、弾力的、効率的な運用のため、1999年度からは要人招請事業に組入れて事業を一本化し、今日に至っている。

2）要人招請等概況

要人招請事業においては、1974年度にオーストラリア及びニュージーランドから計２名を招請、翌1975年度には、オーストラリア、スリランカ、パプアニューギニアの３か国から５名を招請した。

一方で、前述の「短期研修員受入事業」では、1979年度のインドネシア、ミクロネシア、

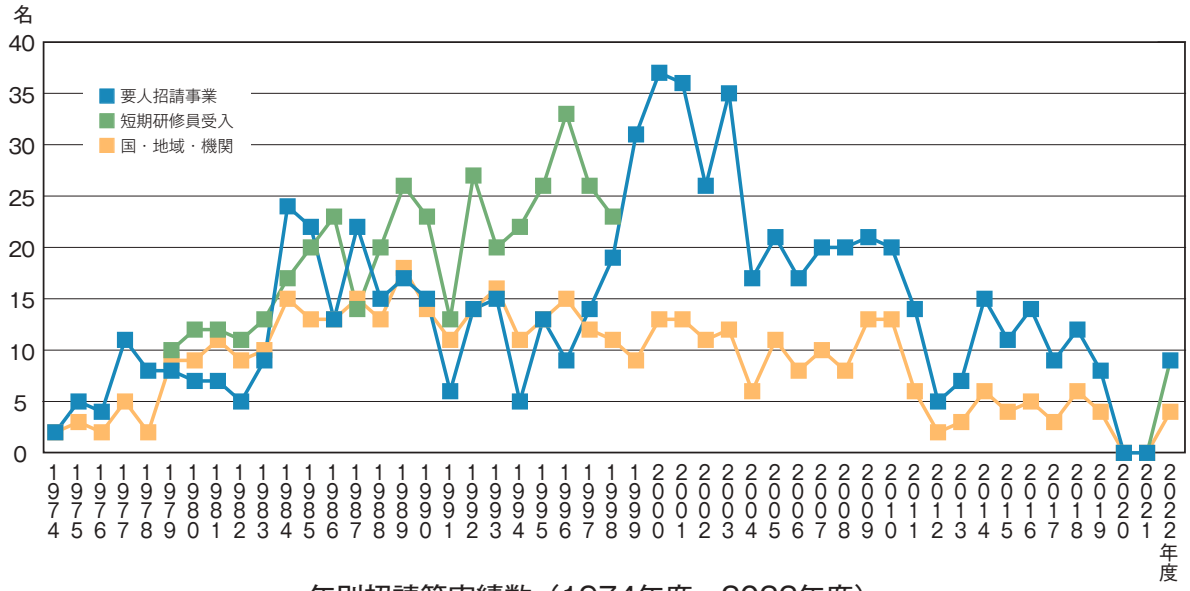

年別招請等実績数（1974年度～2022年度）

ソロモン、コロンビアほか２か国、計６か国10名の受入を皮切りに、翌1980年度はパプアニューギニア、モーリシャス、アルゼンチン、チリほか２か国、計６か国12名を受入れ、1999年度に要人招請事業と一本化されるまでに51か国・地域・機関から391名を受入れた。

要人招請事業と短期研修員受入事業を合算した我が国への招請等の2022年度までの実績数は、90か国・地域・機関（重複分は除く）、1,085名に及んでいる。

事業予算の変動もあるが、事業開始の1970年代から1990年代まで招請等人数は右肩上がりで推移しており、中でも1980年代と1990年代、そして、2000年代初期が多い時代である。当時は、200海里体制が定着してきたことで、関係国との漁業分野における友好・協力関係の維持・促進がますます重要視され、人事交流が活発化したものと推察できる。

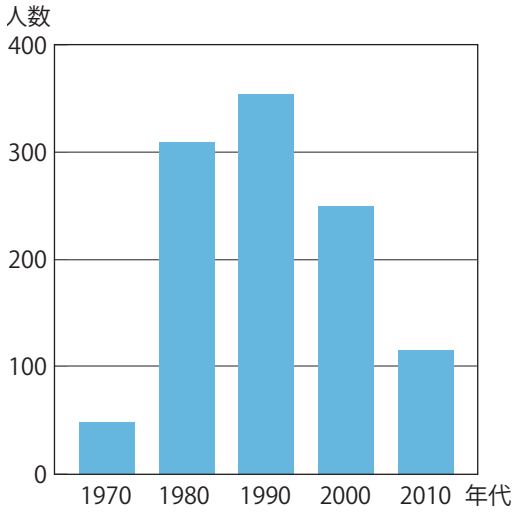

年代別招請人数

国・地域・機関別での要人招請事業、短期研修員受入事業の招請等人数の割合は、大洋州が28.3%、アフリカが26.1%、中南米が17.0%、アジアが13.0%、欧州が9.2%、北米が4.6%、国際機関が1.1%、中東が 0.7%となっており、我が国の主要な海外漁場又は海外水産合弁事業に深く関係する国からの招請が多くなっている。

1974年度に開始された要人招請事業は、世界の漁業環境等の変化や財団予算の増減などの影響があったものの、短期研修員受入事業も含め、毎年着実に実績を残してきた。

2019年後半に中国の武漢市で初めて見つかったCOVID-19が2020年初めから瞬く間に世界に蔓延し、各国は渡航制限や水際対策等の措置を講ずることとなった。

この影響は要人招請事業にも及び、1974年度から続いていた招請等の実績は、2020年度及び2021年度に、一時的に途絶えることとなった。

関係国との交流の新たな手法としてインターネットを介したミーティング等が活用されることとなったが、この手法は、国間の物理的移動が不要である等の利便性がある反面、時差や途上国におけるネット環境の脆弱性などの技術的問題がある。また、従来のように対面で腹を割って話をすることが難しいという技術では解決できない問題もあり、直接的な人事交流の重要性を改めて認識させる結果ともなった。

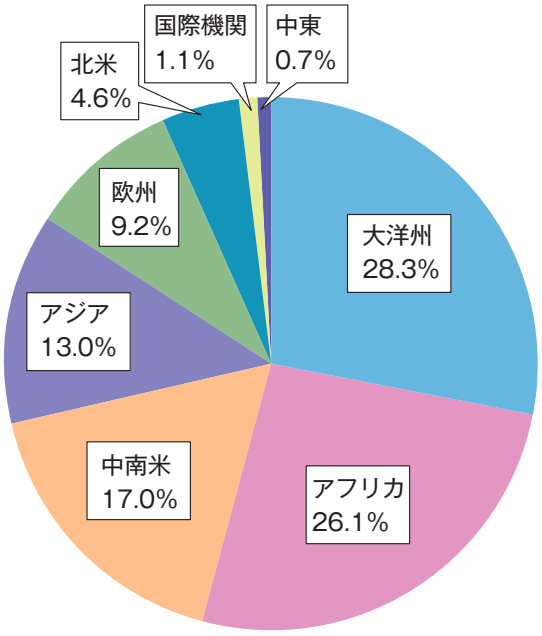

国・地域・機関別の招請等人数の割合

3）要人招請事例

これまで関係漁業団体等より各国・各地域等から要人招請の要望を数多く受けている。招請の目的、経緯・背景等は様々であるが、近年の要人招請事業の一部を紹介する。

（ア）ナミビア（2016年度招請）

a. 招請者

漁業・海洋資源省次官

b. 申請団体

一般社団法人日本トロール底魚協会

c. 招請目的

日系合弁企業の安定的な操業の維持・継続を図るため同国の漁業・海洋資源省次官を招請し、我が国の漁業及び関連産業に関する知見を広め、漁業振興に係る相互の認識の共有化を図る。

d. 経緯・背景

1970年代にナミビア沖カニ漁業が開発され、我が国の漁業会社がナミビアに進出した。以後、各国の漁業会社間での淘汰を繰り返しながらも日系企業が設立した合弁会社は漁船による操業を継続し、我が国へ水産製品を輸出している。

ナミビア政府は、自国産業への投資や雇用促進等を推進するため、我が国合弁会社に割り当てられていた漁業枠の一部を民族資本の新規参入企業へ割り当てるなど、同国における合弁会社の厳しい経営が続いている。同合弁会社は生き残りのため、投資や雇用促進等に関する同国政府の要請に応えるべく企業努力を行っているが、企業努力には限界があり、側面的な支援が不可欠な状況にある。

e. 招請効果

民間レベルの企業努力に留まらず、我が国の漁業及び関連産業に関する知見を広め、漁業振興に係る相互の認識の共有化を図ることで、合弁会社のナミビアに対する貢献等について評価を高めることが期待される。さらには、漁業・海洋資源省次官が合弁企業の良き理解者となり、ひいては、我が国の海外漁場の確保と水産物の安定的な供給に資することが期待される。

f. 招請期間と主な要務（滞在スケジュール）

①招請期間：2017年２月18日から
２月26日（９日間）

②主な要務（滞在スケジュール）

月日	主な要務等
２月18日	ナミビア（ウィントフック）出発
２月19日	日本到着
２月20日	在日本ナミビア共和国大使館表敬訪問 財団表敬訪問、財団主催昼食会 水産庁表敬訪問 申請団体主催夕食会
２月21日	東京都中央卸売市場（築地市場）視察 東京都内見学
２月22日	第14回シーフードショー大阪式典出席及び視察 京都市内見学
２月23日	（公財）広島市農林水産振興センター（カキ養殖）視察 広島市内見学
２月24日	（独）海技教育機構海技大学校視察
２月25日	姫路城視察 泉佐野漁業協同組合視察（沿岸漁業の水揚・市場実態） 日本出発
２月26日	ナミビア共和国（ウィントフック）到着

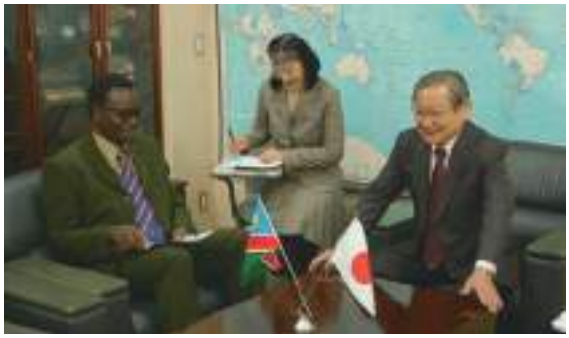

財団表敬訪問

（独）海技教育機構海技大学校視察

（イ）ミクロネシア（2017年度招請）

a. 招請者

国家海洋資源管理局議長ほか３名（ただし、自費負担等１名含む）

b. 申請団体

以下のかつお・まぐろ関係３団体

①日本かつお・まぐろ漁業協同組合

②一般社団法人海外まき網漁業協会

③一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会

c. 招請目的

ミクロネシアは、我が国のかつお・まぐろ漁船にとって距離的に近い好漁場を有する国であり、漁業のみならず、文化、社会、歴史的にも交流の深い親日国の一つである。水産分野においては、財団の協力事業を継続的に実施してきたこともあり、1979年に我が国の民間関係漁業団体と同国政府との民間漁業協定の発効以来、長年にわたり良好な漁業関係が維持されてきた。

招請者を含め同国の漁業関係の要職人事が刷新されことから、改めて我が国の協力事業について意見交換を行い、我が国の漁業の立場等について理解を深め、知見を得る機会とし、ひいては、我が国かつお・まぐろ漁船の同国水域における安定的な入漁を確保する。

d. 経緯・背景

我が国のかつお・まぐろ漁船の太平洋島嶼国200海里水域内の操業は、関係国政府との間で締結された漁業協定に基づき行われている。ミクロネシアにおいては、1979年からまぐろはえ縄漁業、かつお一本釣り漁業、まき網漁業が民間協定に基づき操業をしており、長年にわたり良好な漁業関係が維持されている。

2009年に同国で開催された日・ミクロネシア漁業協議では、協定期間を10年とし、航海毎の入漁方式から一定期間毎の許可方式とすることで合意され、我が国関係漁業団体とNORMA（国家海洋資源管理局）との間で新協定が締結された。ミクロネシアが加盟するナウル協定加盟国（以下「PNA諸国」という。）は2007年、まき網漁業について隻日数制度（以下「VDS」という。）を導入することを決定し、ミクロネシア連邦もこれを適用することとなった。その後、まぐろはえ縄漁業についてもPNA諸国がVDSを導入することとなり、ミクロネシアも2017年にこれを適用し、自国漁業の開発を旗印に、チャーター方式等による遠洋漁業国のはえ縄漁船の島嶼国への誘致、現地化させる政策を鮮明化させた。我が国のかつお・まぐろ漁業団体は、同国水域を欠くことの出来ない重要な水域と位置付けており、ミクロネシア水域における安定的な入漁の確保のため、我が国と同国の相互理解を深め漁業関係を強化・促進させることがますます重要となっている。

e. 招請効果

ミクロネシア政府においては、水産関係者の世代交代もあり、人的な漁業関係が希薄になることが懸念されるところ、これまでと同様に人的交流を通じて緊密

な協力関係の構築を図ることにより、同国の200海里水域内における我が国かつお・まぐろ漁船の将来にわたる安定的な操業の確保に資する。

f. 招請期間と主な要務（滞在スケジュール）

①招請期間：2017年５月22日から
５月26日（５日間）

②主な要務（滞在スケジュール）

月日	主な要務等
５月22日	ミクロネシア（ポンペイ）出発 日本到着 財団表敬訪問、財団主催夕食会
５月23日	国内関係漁業団体との会合 農林水産省国際顧問主催夕食会
５月24日	日・ミクロネシア技術会合
５月25日	日・ミクロネシア技術会合 日本出発
５月26日	ミクロネシア（ポンペイ）到着

日・ミクロネシア技術会合

（ウ）チリ（2018年度招請）

a. 招請者

水産庁漁業・養殖次官ほか２名（ただし、自費負担等１名含む）

b. 申請団体

一般社団法人日本トロール底魚協会

c. 招請目的

我が国の政府及び関係漁業団体等との意見交換及び地方視察等を通じて我が国の漁業の実状と社会文化等及び我が国の水産会社のチリへの貢献度に対する理解を深め、今後も発展的な友好関係を継続し、ひいては、貴重な海外漁場である同国水域の水産資源の安定的な確保に資する。

d. 経緯・背景

1970年代中頃までは、チリ沖合漁業は主に北部・中部水域のメルルーサを中心とする底魚資源を対象としたものであった。1970年代中頃からは、南緯40度以南（以下「南部水域」という。）のメルルーサ、ホキ、ミナミダラ等の底魚資源が開発され、底魚漁業における有望な漁場となった。この南部水域の漁業開発には我が国水産会社の現地日系合弁会社が投入したトロール工船が大きな役割を担っている。今日においても、日系合弁企業はトロール工船を運用して南部水域においてメルルーサ、ホキ、ミナミダラを主対象として操業を行っている。

日系合弁会社は南部水域の新たな水産資源の開発のほか、ミナミダラのすり身、フィレ製品、高鮮度の洋上凍結魚等の新たな輸出品目の拡大にも貢献してきた。また、日系合弁企業による漁船操業は、同国の荷受業者、コンテナ会社、冷蔵庫運用会社、食料関連会社、梱包・包装材会社、燃油会社等の多岐にわたる分野への波及効果も大きく、雇用の拡大及び国民生活の向上等に貢献している。さらに、日系合弁企業によるサケ・マス類の養殖事業は、雇用機会の少ない同国の地方の雇用創出への貢献も期待されている。

今後も日系合弁企業がチリで安定的に事業が継続できるよう友好・協力関係の継続及び発展が重要となっている。

e. 招請効果

チリ政府漁業当局の要職を担う者に、同国に進出する日系合弁企業を有する我が国の水産会社への理解を深めてもらう

ことで、同国で事業を展開する際の善き理解者及び協力者となってもらう。チリを含め地球規模での気象・海象の変化に伴う沖合漁業における漁獲量の変動など操業環境は年々厳しくなってきており、このままでは事業の存続が極めて困難な状況下、トロール工船を運用する日系合弁会社に対する既存の漁場の確保や漁獲枠について漁業政策上の不利益を被ることがないように配慮を要請する機会となる。

養殖においては、「養殖場毎の種苗導入量の制限」や「ゾーン別の養殖生産密度規制」に関する法整備に伴う生産密度の適正化による養殖成績の改善が期待されている一方で、この法整備により企業によっては安定した長期的生産計画を策定することができず、効果的な大型投資が出来ない状況となっている。チリ政府の適切な指標管理、評価及び統率の下で各企業が公平で適切な生産を行うことができるよう、安定的な成長が期待できる養殖政策の推進を要請する機会ともなる。

f. 招請期間と主な要務（滞在スケジュール）

①招請期間：2018年11月２日から
11月12日（11日間）

②主な要務（滞在スケジュール）

月日	主な要務等
11月２日	チリ出発
11月３日	ニューヨーク経由
11月４日	日本到着
11月５日	大井物流センター視察 財団表敬訪問、財団主催夕食会
11月６日	（一社）大日本水産会表敬訪問 （独）国際協力機構（JICA）表敬訪問 水産庁表敬訪問 水産会社主催夕食会
11月７日	申請団体主催昼食会 東京都内見学
11月８日	モジャコの民間人工種苗センター視察（鹿児島）
11月９日	鹿児島市中央卸売市場視察 ブリ養殖･加工会社視察（鹿児島）
11月10日	東京都中央卸売市場（豊洲市場）視察 日本海藻協会面談
11月11日	日本出発
11月12日	チリ到着

財団表敬訪問

鹿児島市中央卸売市場視察

（エ）モロッコ（2019年度招請）

a. 招請者

農業・海洋漁業省海洋漁業局局長ほか８名（ただし、自費負担等７名含む）

b. 申請団体

日本かつお・まぐろ漁業協同組合

c. 招請目的

我が国とモロッコは、1985年の政府間

漁業協定の締結以来、申請団体の所属船が安定的に入漁している。我が国の漁業関係施設等の視察等を通じて我が国漁業に対する理解と知見を広め、同国漁業の発展に資する機会を提供するとともに、日・モロッコ漁業協議において意見交換を行い、更なる漁業協力関係の促進を図る。

d. 経緯・背景

1985年に締結された日本とモロッコとの政府間漁業協定により、我が国のまぐろはえ縄漁船が同国の大西洋側の排他的経済水域で毎年30隻を限度として操業をしてきた。アフリカ諸国水域での漁場獲得競争は、EUや台湾との間で年々激化の様相を呈しているところ、長年にわたり我が国の漁船に対し入漁を許可するモロッコ政府は、漁業分野における真に重要なパートナーとなっており、友好・協力関係を継続・強化していくことは我が国の海外漁場確保のために重要な要件となっている。

e. 招請効果

我が国の漁業関係施設等の視察等を通じ、我が国の漁業の実態と将来の展望等について深い認識が得られることが期待される。このことによって、モロッコ王国からの一方的な入漁条件の提示等を回避し、科学的知見と合理的な判断に基づく相互理解の下での長期的な協力関係を築くとともに、我が国の漁場確保と同国の漁業振興を促進する契機となることが期待される。

f. 招請期間と主な要務（滞在スケジュール）

①招請期間：2020年２月１日から
２月９日（９日間）

②主な要務（滞在スケジュール）

月日	主な要務等
２月１日	モロッコ（カサブランカ）出発
２月２日	日本到着
２月３日	日生町漁業協同組合視察 岡山県漁連加工流通センター視察
２月４日	船舶機械工場視察（岡山）
２月５日	日・モロッコ漁業協議参加 申請団体主催レセプション出席
２月６日	（独）国際協力機構（JICA）表敬訪問 水産庁表敬訪問 日・モロッコ漁業協議参加 (一社)マリノフォーラム21表敬訪問 財団表敬訪問、財団主催夕食会出席
２月７日	東京都中央卸売市場（豊洲市場）視察 冷凍・冷蔵庫製造会社視察
２月８日	東京都内見学 日本出発
2月9日	モロッコ（カサブランカ）到着

日生町漁業協同組合視察（岡山）

中央卸売市場視察（豊洲市場）

4）おわりに

要人招請事業は、財団が実施する海外漁業協力事業の一つとして「我が国と関係国との漁業分野における友好・協力関係の維持・促進を図るための密接な人的交流」を図るものであり、水産資源を取り巻く環境が多様化、複雑化する中、今後とも欠かせない重要な事業である。

2020年度及び2021年度は、COVID-19のパンデミックの影響で要人の受入れが途絶えていたが、2022年度になっておよそ２年ぶりに再開した。2022年度の最初の要人招請は、日本トロール底魚協会の申請を受けて、５月にペルーから全国工業組合漁業委員会理事長を招請したものである。

また、引き続き同月中・下旬には、全国近海かつお・まぐろ漁業協会の申請によりパラオから農業・漁業・環境大臣を我が国に招請し、我が国の政府及び関係漁業団体等と漁業協力問題等に関し意見交換を行ったほか、沖縄県では水産関係等施設を視察し、我が国漁業、特にパラオとの関連が深い沖縄の漁業の現状について理解を深めてもらった。

2023年１月には、日本かつお・まぐろ漁業協同組合の申請により、モーリタニア漁業海洋経済省水産市場局長を招請し、別途外務省が招聘していた漁業･海洋経済大臣とともに、我が国政府及び関係漁業団体等と漁業協力問題や入漁等に関し意見交換を行った。また、千葉県及び茨城県の水産関連施設を視察し、我が国漁業についての知見を深めてもらった。

2016年に出版されたイギリスの組織論学者リンダ・グラットン（英：Lynda Gratton）と経済学者のアンドリュー・スコット（英：Andrew Scott）の共著「LIFE SHIFT-100年時代の人生戦略」は、“人生100年時代”という考え方を世界に広めた。今後財団も、設立60年、70年、80年…そして100年へと、財団の設立目的である「我が国海外漁場及び漁船の安全操業の確保並びに我が国への水産物の安定的な供給の確保に資すること」の実現に向けて歩みを進めることになろう。その中で、この要人招請事業も目的達成の一翼を担うものとして継続していくであろう。

３．水産業の振興や資源管理のための漁業協力

（1）地域巡回機能回復等推進事業

地域巡回機能回復等推進事業は、日本が入漁関係を有する太平洋島嶼国で漁業振興に必要な施設の有効利用を図ることを目的として1990年度に開始され、現在まで継続して実施されている。太平洋島嶼国では、熱帯地域の海洋性気候故に生じる塩害や自然災害による損傷、資金や技術が十分でないために生じるメンテナンス不足等、施設の一部または全部が機能不全状態になっているものがある。本事業は新たに施設を建設するのではなく、このような水産関連施設の修理・修復を行うとともに、太平洋島嶼国の技術者に対し修理・修復、維持管理等に必要な技術移転を行う事業であり、その英名“Fisheries Development Assistance for Pacific Island Nations”の頭文字からFDAPIN（フダピン）プロジェクトの愛称で太平洋島嶼国の関係者に広く知られている。

（ア）事業開始の背景とねらい

我が国漁船が太平洋島嶼国の水域で操業する際、我が国は入漁先国と個別に入漁協定を結び、これに基づき毎年個別に漁業交渉を行って入漁料を含む入漁条件を決定していた。しかしながら各国の急激な入漁料引き上げ要求に漁業者が応えることが困難であったため、太平洋島嶼国は日本に強い不満を示し、一部では協定の履行が中断される事態が発生することとなった。このような状況を打解するため、日本としては、急激な入漁料の引き上げ要求に見合う分を漁業協力の強化という形で対応していくこととしたのである。

太平洋島嶼国においては、日本の水産無償資金協力のほか、豪州、ニュージーランド、米国、EU（当時はEEC）等の諸外国、国連、アジア開発銀行等からの援助、借款により、多くの水産関連施設･設備が建設されており、また、太平洋島嶼国が独自に調達・整備した施設なども存在していた。しかしながら、これらの施設は管理・運営能力や整備能力及び必要資金の欠如等の理由から十分に活用されていない場合があったため、日本が施設を供与した相手国等からその能力向上のための協力が求められるようになり、これが我が国との漁業交渉において漁船の操業条件を議論する際の重要案件となっていった。

このような状況の下、財団は、1990年度に太平洋島嶼国の水産関連施設の活性化を図る新たな協力事業として、予算規模約４億円で特定地域漁業振興推進事業（本事業の当時の名称）を創設した。また、本事業を機動的に推進するため、1990年の事業開始とともに、太平洋島嶼国の交通の要衝であるフィジーの首都スバに海外駐在員事務所（以下「フィジー事務所」という。）を設置し、職員及び専門家を常駐させることとし、さらに、1997年にはミクロネシアの首都ポンペイにフィジー事務所の出張所（以下「ミクロネシア出張所」という。）を設置し専門家を常駐させることとした。これにより、財団は、太平洋島嶼国との連絡を密にして現場の状況変化を的確に把握し、島嶼国のニーズにきめ細かく対応できる協力事業の実施体制を整備していった。

本事業の実施は日本漁船の入漁が確保されていることが基本的な要件となっており、

フィジー水産大臣とのMOU署名（2017年）

1990年以降、各国との協定締結と入漁状況等に応じて事業の対象国を増やし、現在では、キリバス、ソロモン、ツバル、ナウル、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア及びPNGの９か国を対象としている。なお、過去には漁業交渉が妥結せず日本漁船の入漁が確保されなかったため、本事業の実施を一時中断した国もある。

（イ）事業内容とこれまでの歴史

対象となる水産関連施設は、①漁労に係るもの、②水産加工及び流通に係るもの、③水産増養殖に係るもの、④水産に関する試験、調査、研究及び教育に係るもの等、多岐にわたっており、具体的には、製氷・冷蔵・冷凍施設、漁船・調査船等に用いる小型船舶や船外機付きFRP船、ワークショップ（機器修理等のための施設）、増養殖施設等を対象としている。

本事業の対象国は、PNGのような標高4,500mを超える高山がある島（島としては世界第２位の大きさ、ただし西半分はインドネシア領）を有する国から、キリバスやマーシャルのような平均海抜２mの環礁の国まで様々である。また、世界第３位の小さい国土面積を有するナウルは一つの島からなる国であるが、他の対象国はすべて離島を含む多くの島で構成される国である。現在、これら太平洋島嶼国では、首都のある中心となる島のほか、首都から離れた地方の主要な島々にも漁業センターが配備されている。漁業センターには製氷機、冷蔵庫、ワークショップが設置され、その地域の漁業生産、漁獲物の保存・水産加工・流通の拠点となっている。さらに、地方の漁業センターから首都の消費地への水産物の輸送を漁業センターに所属する小型の船舶が担っているところもある。小型の船舶は、多目的船として、物資の運搬のみならず人の移動、漁業活動、調査など幅広く活用されている。船舶を含むこれらの水産関係施設は太平洋島嶼国の貴重な社会資本であり、漁業を支える重要な中核的施設として機能している。

本事業では、毎年１回、通常フィジー事務所に対象９か国の漁業当局の局長級のメンバーを招聘して漁業局長会議を開催し、相手国側から対象となる施設の稼働状況、修理・修復の必要性等について聞き取りを行う。この会議で得られた情報を基に翌年度早々に現地で事前調査を行ったうえで、相手国政府とその年度における具体的な実施内容に関する協議を個別に行う。

キリバスとの個別会議（第25回漁業局長会議）

その後、実施計画書を含む事業実施に係る覚書を交わし、別途手配した資機材の現地着に合わせて専門家を派遣し、各国のカウンターパートとともにこれら施設の修理・修復を行いつつ、On the Job Training（OJT）、Off the Job Trainingの２つアプローチを併用して施設の修理・修復及び維持管理に関する技術移転を行っている。事業実施にあたっては、複数の専門家からなるチームをいくつか編成し、それぞれのチームが複数の国を担当して年に数回訪問して指導を行うことから、巡回指導とも呼ばれている。

1990年度の事業創設以降、５か年を１つのフェーズとして区切りその時代の状況に応じた事業を実施してきた。現在フェーズ７（2020～2024年度）の事業を実施中であるが、特にフェーズ４以降は、前フェーズまでの評価

を行い、対象国におけるニーズの変化、技術移転の成果や進捗度合い、課題等を踏まえて当該フェーズのテーマを絞って事業を実施している。また、フィジー事務所及びミクロネシア出張所と各国との距離が極めて近いため、事業実施に関する意思決定を迅速に行うことが可能という特徴がある。このため、対象国の重要なインフラとなっている施設の突然の故障等に対しても、タイムリーかつ適切な対処が可能であり、太平洋島嶼国政府からの評価も高い。本事業が現在まで継続して実施されてきているのは、このような特徴が背景にある。1980年代に設置された製氷施設であっても、本事業の対象として適切に修理・修復が継続された結果、今でも現地の零細漁民の漁業活動を支え続けているケースがあることは特筆に値する。

一方、本事業の年度ごとの予算規模はフェーズ１及び２で487 ～ 559百万円であったが、フェーズ３では253 ～ 392百万円と減少した。このため、１つの事業の規模を縮小せざるを得なくなった。その後の予算規模も、フェーズ４が310 ～ 392百万円、フェーズ５が248 ～ 278百万円、フェーズ６が227 ～ 337百万円と、減少した水準でほぼ横ばいで推移した。この間、予算の効率的活用を促進するため、ワークショップを活用した技術指導を強化し、各国のカウンターパートが習得した技術を国内に普及させることとした。この結果、フェーズ５以降は、専門家から技術移転を受けたカウンターパートから現地の技術者や漁業者への技術移転を行っていくこととし、フェーズ６においては、対象国政府に主体性と積極性を求めるとの考えの下、実質的な修理・修復の主体を財団から各国に移転して事業を行った。

マーシャルでの技術指導

マーシャルでの技術指導

島嶼国の中には、自国の国家開発計画の中に本事業による水産関連施設の修理・修復を組み入れ、本事業で漁業センターの製氷機の修復等を行う際に製氷機を設置する建物を自ら建設、改修して本事業を補完するなど、全体として相乗効果を上げるべく、自発的、積極的に努力する姿勢を示している例も出てきている。2022年度実施中のフェーズ７の予算規模は331 ～ 351百万円である。現在、太平洋島嶼国の水産関連施設の経年劣化は深刻化し、その修理・修復には一部のパーツ交換ではなく大規模な手当てを必要とする案件が増加している。しかしながら、この予算規模ではすべての太平洋島嶼国を対象に毎年大規模案件を実施することは厳しい状況にある。このため、現フェーズでは、各国から聞き取った５か年計画を基に、比較的大きな予算で本格的な修理･修復を可能とする重点支援年（３年）と比較的小さな予算で定期点検整備により対象施設の稼働維持を目的とする非重点支

援年（２年）に分けて対応することとした。後者の年には、専門家を派遣して過去に実施した内容のフォローアップやカウンターパートへの技術指導を進め、現地の技術者や漁業者への技術移転をさらに進めるための体制整備を行うこととした。ただし、COVID-19の世界的蔓延の影響を受けた2020年度と2021年度は専門家の現地派遣が困難となりオンラインでの対応を余儀なくされるケースが多くなったため、実施する案件や投入可能な資機材も限定されることが多く、これが予算配分にも影響を与えた。このため、この期間は上記の考え方に固執せずに対応せざるを得なかったところがある。詳細は以下に紹介する。

（ウ）コロナ禍の中での事業の実施

2020年度及び2021年度の事業では、COVID-19の影響を受けて専門家の現地派遣は多くの場合実現できず、オンラインにより事業を実施するケースが多かった。この場合、事前調査、技術指導を遠隔で行わざるを得ないため、対象国内での資機材の輸送が難しい離島での案件、カウンターパートのみでの実施が容易ではない複雑な作業を伴う修理・修復案件を避けるなど、事業実施内容は少なからず制限を受けることとなった。また、対面での技術指導を行えないため、カウンターパートの理解度を確かめることが難しく、事業完了までにより長い期間が必要になることが危惧された。これに対処するため、専門家がこれまで現場で対面により行ってきた技術指導の内容を映像資料の教材にしてカウンターパートに提供する等、遠隔での技術指導をできるだけ効果的に実施するための新たな方策が採られた。

カウンターパートの技術レベルについては、1990年度からの本事業の継続実施による効果がみられ、専門家が現場に同行しなくとも自らの力で施設の修理・修復ができるようになっているケースが存在する。一方で、技術を習得したカウンターパートが他国へ移住したり、定年退職後に適切な後任者がなかなか見つからなかったり、また、地方の施設の修理・修復を担当できる十分な技術を持つ者が育成されなかったりというケースも見られる。現地政府のみで施設の維持管理が行える環境が整っているかというと、これまでの長期にわたる財団による指導にもかかわらず、その域に達しているとはえいないのが現実であり、この環境整備に向けてこれからも努力を継続していく必要がある。

しかしながら、本事業実施を通じて築かれた財団専門家とカウンターパートとの間の強い連帯感、厚い信頼関係は、遠隔での技術指導を強いられた困難な状況をも克服するものとなっていたと評価できる。また、このような困難な状況は、図らずも太平洋島嶼国政府による事業実施に向けての自発性、積極性を高め、自ら責任をもって施設の維持管理を行う意識を高めることになった。さらに、遠隔での技術指導を行うため充実させた教材類は、カウンターパートのみならず、他の技術者、漁業者への技術の伝播にも有効に活用されうるものであり、また、太平洋島嶼国内で汎用的に活用することが可能なものである。これらの教材類は、効果的、効率的な事業の実施のために今でも活躍中である。

なお、オンラインによる事業実施については、そのメリット、デメリットについて検証が必要であろう。

（エ）本事業のこれから

各国が自国EEZ内の水産資源からの利益を最大化しようとする流れは強まるばかりである。また、本事業の対象国においては、例えば、自国のEEZの80％を海洋保護区として禁漁とするパラオ・ナショナル・マリンサンクチュアリ（PNMS）法の施行に見られるよう

に、環境問題への意識の高まりが海洋生物資源の持続的利用に影響を与えているケースも見られる（トピックス５「パラオ国家海洋保護区設定について思うこと」参照）。

我が国漁船の安全操業と安定的な漁場の確保に資するため、これまで30年以上にわたり蓄積してきたノウハウと太平洋島嶼国政府との信頼関係の下、更なる連携と相互理解、特に、島嶼国の実情についての理解を深め、彼らが求める協力に効果的に対応することが重要である。本事業は、既に関連島嶼国政府から自国の水産業の振興を図る上で「なくてはならないもの」と評価されていると自負するところであるが、この事業効果をさらに高めるためには、太平洋島嶼国を対象として実施している他の事業（研修事業、水産技術普及推進事業、カーボンニュートラル技術等支援事業、持続的海洋水産資源利用体制確立事業等）とのコラボレーションを図る必要があろう。

2019年９月、ソロモン、キリバスは台湾と断交し、中国と国交を樹立した。これにより、台湾と外交関係を維持する太平洋島嶼国はツバル、ナウル、パラオ、マーシャルの４か国のみとなった。中国はキリバスにおいて漁業合弁会社を設立し、ソロモンと安全保障協定を締結するなど太平洋島嶼国における影響力を拡大している。

一方で、2021年７月２日にテレビ会議方式で開催された第９回太平洋・島サミット（PALM９）では、①新型コロナへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強靭な経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の５つの重点分野が協議され、日本及びPIF加盟国・地域によって今後３年間にわたって実施されるこれらの重点分野における具体的な行動を明確にするための共同行動計画が策定された。②の法の支配に基づく持続可能な海洋の共同行動計画の中には、「日本は、海外漁業協力財団（OFCF）を通じた漁業施設の復旧や地元で生産された水産製品の開発支援を含め、太平洋における水産業の更なる発展のためにPIF島嶼国を支援する。※」という文章が明記され、これまで30年余り実施してきた水産関連施設の復旧活動を含む財団の事業が大きく評価されることとなった。このような評価を糧に、変化し続ける彼我の情勢に合致した協力事業とするためには、他の財団事業とのコラボレーションとともに、本事業の実施方針や内容等について不断の点検と見直しが必要である。

※「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」の２．法の支配に基づく持続可能な海洋（海洋資源）より抜粋。

トピックス９

海外駐在員事務所の設立

財団と太平洋島嶼国との関わりが本格的となったのは、フィジーの首都スバ市に海外駐在員事務所を開設したことに始まるといってよいだろう。1990年度に開始された特定地域漁業振興協力事業は、本誌の事業各論で詳しく説明されているとおり、太平洋島嶼国を対象にそれぞれの国が有する水産関連施設の修理・修復と技術移転を行う事業である。この予算の中に駐在員事務所の設置運営費が含まれており、これにより事務所が設立された。

1990年９月６日にフィジー事務所設立に関する覚書をフィジー第一次産業協同組合省と財団の間で締結した。その後、スバ市内の古いホテルのレストランで開催された事務所開設祝賀パーティーは、フィジー政府、外国在外公館、日本大使館、JICAフィジー事務所、日本人会などの関係者を招待して、盛大に催された。主催者として理事長代理の高橋博之専務理事（当時）がこれを取り仕切り、全出席者に気を配りながらフィジーではまだ馴染みのない財団を積極的に宣伝した。また、出席者に配る記念品は舞扇であり、それを宴半ばで勢いよく紹介し、さながら舞を踊るがごとしの所作で広げられたそのきらびやかさに出席者も大いに沸き喜び、和やかで賑やかなパーティーとなった。このパーティーで一気に財団の名前が知れわたり、太平洋に拠点を設ける第一歩として華やかな財団の出陣式となった。当時、フィジーには日本を含めた各国の在外公館が存在し、また太平洋における交通の要衝という点からも此地が選ばれたのであったが、広範な太平洋地域のうち、北方面に位置するミクロネシアグループ（パラオ、マーシャル、ミクロネシア）への通行にはフィジーから太平洋を縦断する長距離移動を要した。このため、同グループの漁場的価値がますます高まっていくことと相まって、1997年にフィジー事務所の出先としての出張所をミクロネシア・ポンペイ州コロニアに開設することに繋がっていく。

覚書を締結した時に、第一次産業協同組合省ゴネレブ大臣から贈られた友好の証、タンブア（マッコウクジラの歯で作られた伝統的贈答品）が今も事務

記念品の扇

タンブア

タノア

所応接室に静かに飾られている。財団の駐在員事務所が開設された当時、フィジー水域は日本からの距離もあり、かつお・まぐろ漁場としての重要な位置づけもなく、入漁協定は締結されてはいなかった。このためフィジーは特定地域漁業振興協力事業の対象国とはならず、同事業による技術協力の恩恵を受けることはできなかった。しかし、フィジー政府は、将来の日本との漁業協力関係の発展を予見し、また地域のリーダーとしての自覚から地域漁業開発に貢献する財団の活動を評価し、事務所の設立を受入れた。このフィジー政府の対応は友好的で、また誠に懐の深いものであった。覚書には免税事項等が認められており、公用車も外交ナンバーを付与されるなど、民間組織の財団が外交団並みの特権を与えられたことも特筆すべきことである。なお、フィジーは、日本と1998年に入漁協定を締結して、2000年度より本事業の対象国となり現在に至っている。

タンブアに加え、フィジーにおける伝統的儀式に欠くことの出来ないもう一つのものがある。それは伝統儀式で使用される飲料であるカヴァを絞り出す木製の大きな器、タノアである。事務所にもそのタノアが鎮座しているが、これは2013年、フィジー水産林業省ワイニゴロ次官を事務所に招き関係者とともにカヴァセレモニーを執り行ったときに、同次官が祝詞を上げて使い初めの儀式を行ったものである。タンブア、タノアともにフィジー事務所の歩んできた歴史と財団とフィジーが作り上げてきた信頼関係の象徴としてこれからも末永く尊び、フィジーを含む太平洋島嶼国と財団の間の友好関係の発展に心を向けていきたいものである。

2021年７月に開催された第９回太平洋・島サミット（PALM９）の首脳宣言の付属文書２（共同行動計画）に、太平洋島嶼国の水産分野における支援を実施する機関として財団の名前が明記された。これはフィジー政府関係者が草案したものと聞く。フィジー事務所が設立以来地道に培ってきた強い信頼関係と実績が生み出した結果といえるのではないだろうか。

（福田新葉）

(2) 拠点機能回復等推進事業

1）事業の概要

日本の政府開発援助による二国間援助は無償資金協力、有償資金協力（借款）及び技術協力の三本柱で構成されている。このうち、無償資金協力の別枠として、水産無償資金協力（以下「水産無償」という。）が1973年に創設された。以来、発展途上国における水産業の振興、水産資源の開発に対する二国間協力として2014年度まで水産無償が実施されてきた。水産無償は我が国と途上国との良好な漁業関係の維持・構築のために実施され、漁業調査船、冷蔵庫、製氷機などの施設の整備や、水産加工、流通施設、水産センターなどの建設に必要な資金を供与してきた。

途上国の水産センターなどの水産施設は、現地で操業している零細漁船の水揚げ場、漁獲物の鮮度保持のための氷を供給する製氷機、漁船の修理やそのための部品を保管するワークショップ・倉庫、漁獲物の売買を行う魚市場、漁獲物を保管するための冷蔵庫、加工場などで構成され、零細漁業の活動の拠点になっている。一方、水産施設は海からの塩害、自然災害、経年劣化の影響を受けるほか、施設の維持・管理が適正に行なわれていないため、機材の一部が遊休化しているなど、その機能を充分に発揮できてないケースがある。

このような水産施設の有効利用を図ることを目的として、(1)でも記載したとおり、財団は1990年度に「特定地域漁業振興推進事業」を創設した。この事業は、水産施設の修理・修復を行うとともに、現地技術者に対し、修理・修復及び維持管理等の技術移転を行う事

業であり、当初、太平洋島嶼国のうち日本と入漁協定を締結している国を対象としていたが、1993年度にいか釣り漁業やまぐろ漁業の入漁、合弁等によるトロール漁業操業等の関連から対象国を中南米、アフリカ地域にも拡大した。

また、対象施設については、日本が提供した施設以外に欧米諸国や国際機関等から供与された水産施設、さらに途上国が自ら設置した水産施設や設備も対象としている。

2000年度、日本政府の省庁再編を受けて既存の補助事業の抜本的見直しが行われる中、本事業は「水産施設機能回復事業」として再編し、太平洋島嶼国については「巡回整備事業」、中南米･アフリカ地域については「拠点整備事業」に名称を変更した。

拠点整備事業は、現在では「拠点機能回復等推進事業」と名称を変更しており、水産施設の機能回復を支援する事業は、太平洋島嶼国を対象とする「地域巡回機能回復等推進事業」（通称FDAPIN（フダピン））と、太平洋島嶼国以外の国を対象とする本事業の２種類となっている。なお、後者は一般に「拠点整備事業」と呼ばれており、以下この名称を使用する。

拠点整備事業は、プロジェクト名を「漁業開発のための施設改善プロジェクト」と称して、事業を実施する際は対象となる国からの要請を受け、案件形成調査団を派遣し、以下のような調査を行う。

（ア）対象とする水産施設の管理・運営状態の把握

（イ）必要とされる修理・修復及び技術移転内容の検討

（ウ）資機材調達及び輸送手段についての情報収集

（エ）プロジェクト終了後の持続的な管理･運営体制の確立、裨益効果の検討

調査結果に基づいて対象国政府当局と協議を行い、プロジェクトの内容を決定し、財団と対象国政府との間で実施内容等に関する覚書（MOU）を交わし、プロジェクトが開始される。

プロジェクトは年度ごとに実施され、４月から準備を始め、その後、案件形成調査（６月）、覚書協議（７月）、覚書署名（８月）を経て、資機材入札（９月）、資機材の発送（11月）、資機材の現地到着（12月）、専門家の派遣と修理･修復等の実施（12月から）を経て、翌年の３月までに事業を終了して専門家が帰国する。

拠点整備事業は1993年度にセネガル、スリナムで実施したケースが最初であり、2022年度までに延べ82か国で実施してきた。

南米ではアルゼンチン、ペルーなどでいか釣り漁業の入漁、合弁等によるトロール漁業との関連で実施された。また、アフリカでは、モーリタニア、カーボベルデ、タンザニア、ガボン、モザンビークなどで実施しており、主に遠洋まぐろはえ縄漁業の入漁関連である。

1995年度から2007度までは毎年３か国を対象としており、中には１か国について３期に分けて３か年かけて実施した国もある。2008年度から2015年度までは、太平洋島嶼国で実施しているように、アフリカ諸国のうち地理的に近い国３か国を一地域として巡回する方式で実施した時期もあった。この時期は、１か国を拠点整備事業、２～３か国を巡回方式とし、合計３～４か国を対象に実施した（ただし、2013年度はそれぞれ１か国を対象にして合計２か国）。その後、2016年度から拠点整備事業のみの２か国となり、2018年度以降は、１か国を対象に実施している。

表　拠点機能回復等推進事業の実施状況

年度	実　施　国	備　考
1993	セネガルⅠ、スリナムⅠ	特定地域漁業振興推進事業（南太平洋地域が対象）に中南米・アフリカ地域を加え事業開始
1994	セネガルⅡ、スリナムⅡ	特定地域漁業振興推進事業
1995	セネガルⅢ、スリナムⅢ、アルゼンチンⅠ	南太平洋地域と南米・アフリカ地域を分け南太平洋は開発途上国等沿岸漁業振興協力事業、中南米・アフリカは特定地域漁業振興推進事業
1996	アルゼンチンⅡ、モーリタニアⅠ、マダガスカルⅠ	特定地域漁業振興推進事業
1997	アルゼンチンⅢ、モーリタニアⅡ、マダガスカルⅡ	特定地域漁業振興推進事業
1998	モーリタニアⅢ、マダガスカルⅢ、ペルーⅠ	特定地域漁業振興推進事業
1999	ペルーⅡ、カーボベルデⅠ、タンザニアⅠ	特定地域漁業振興推進事業
2000	ペルーⅢ、カーボベルデⅡ、タンザニアⅡ	水産施設機能回復事業に統合 中南米・アフリカは拠点整備事業、南太平洋は巡回整備に名称変更
2001	カーボベルデⅢ、タンザニアⅢ、ギニアⅠ	拠点整備事業
2002	ギニアⅡ、モザンビークⅠ、ガボンⅠ	拠点整備事業
2003	ギニアⅡ、モザンビークⅡ、ガボンⅡ	拠点整備事業
2004	モザンビークⅢ、ガボンⅢ、セーシェルⅠ	拠点整備事業
2005	セーシェルⅡ、ペルー、ギニア	拠点整備事業
2006	タンザニア、モロッコ、モーリシャス	拠点整備事業
2007	タンザニア、モーリタニア、カーボベルデ	拠点整備事業
2008	モーリシャス、モロッコ（拠点） タンザニア、モザンビーク、マダガスカル（地域巡回）	拠点整備事業 拠点形式と地域巡回形式に分けて実施、拠点１ヵ国、地域巡回3ヵ国
2009	チリ（拠点） カーボベルデ、ガボン、赤道ギニア（地域巡回）	拠点整備事業 拠点1ヵ国、地域巡回3ヵ国
2010	モーリシャス（拠点） モザンビーク、タンザニア、セーシェル（地域巡回）	拠点整備事業 拠点1ヵ国、地域巡回3ヵ国
2011	セーシェル（拠点） カーボベルデ、ガボン、赤道ギニア（地域巡回）	拠点整備事業 拠点1ヵ国、地域巡回3ヵ国
2012	モザンビーク、サントメ・プリンシペ、カーボベルデ（地域巡回機能回復） エクアドル（拠点機能回復）	地域巡回形式を地域巡回機能回復等支援事業（南太平洋）に統合 拠点形式は拠点機能回復等支援事業に変更
2013	ウルグアイ（地域巡回機能回復） カーボベルデ（拠点機能回復）	地域巡回機能回復等支援事業（1ヵ国） 拠点機能回復等支援事業（1ヵ国）
2014	カーボベルデ、マダガスカル、ナミビア（地域巡回機能回復） ウルグアイ（拠点機能回復）	地域巡回機能回復等支援事業（3ヵ国） 拠点機能回復等支援事業（1ヵ国）
2015	モザンビーク、マダガスカル（地域巡回機能回復） ウルグアイ（拠点機能回復）	地域巡回機能回復等支援事業（2ヵ国） 拠点機能回復等支援事業（1ヵ国）
2016	モザンビーク、マダガスカル	拠点機能回復等支援事業 （地域巡回機能回復等支援事業はすべて南太平洋にシフト）
2017	モーリタニア、カーボベルデ	拠点機能回復等支援事業
2018	カーボベルデ	拠点機能回復等推進事業
2019	モーリタニア	拠点機能回復等推進事業
2020	マダガスカル	拠点機能回復等推進事業
2021	マダガスカル	拠点機能回復等推進事業
2022	カーボベルデ	拠点機能回復等推進事業

2）プロジェクトの紹介

西アフリカの島嶼国であるカーボベルデで実施した事業（2007年度）、アフリカ大陸西岸にあるモーリタニアで実施した事業（1996年度から1998年度）及び南米のチリで実施した事業（2009年度）の３か国の事例を紹介する。

カーボベルデにおける事例「漁業開発のための施設修復プロジェクト」（漁港の製氷設備の修理・修復）

カーボベルデは、アフリカ大陸セネガルの西600㎞の大西洋上に位置する群島国家で半径200㎞の範囲内に主要な10の島が点在している。

戦後、日本の遠洋まぐろはえ縄漁業は、対日講和条約調印の直前にGHQによる漁区制限が撤廃されることによって、太平洋の南方、インド洋海域に本格的に進出するようになった。1957年からは大西洋海域にも漁場を拡大し、大西洋周辺各国の港を基地として操業した。

カーボベルデのサン・ビセンテ島にあるミンデロ漁港は天然の良港で、大西洋海域で操業する日本漁船が1960年代から入港し、日本とカーボベルデの漁業関係の礎を築いたといわれる。ミンデロには子供の頃に日本人漁師に親切にされたことを今でも覚えている人がおり、日本人にシャンプーやカミノモト（整髪料）をもらったが、シャンプーはカーボベルデでは見たこともなくそのときに初めて知ったと話す。当時の日本人とカーボベルデ人との良好な関係をきっかけに、カーボベルデには「Sayko Dayo」（最高だよ）という歌ができた。

その後、200海里時代となり、カーボベルデの200海里水域は大西洋における日本の遠洋まぐろはえ縄漁船にとり重要な漁場となった。1996年11月に民間入漁協定が締結され、現在でも良好な漁業協力関係が維持されている。

財団はカーボベルデで1999年から拠点整備事業を実施しているが、ここでは2007年度に実施した、サンチャゴ島のプライア漁港の製氷設備に関する技術支援を事例として紹介する。

プライア漁港はカーボベルデのサンチャゴ島にある首都プライアにあり、日本政府の水産無償資金協力が2001年度（第１期）、2002年度（第２期）の２期にわたり実施され、防波堤、岸壁、魚市場、製氷機などの水産施設が整備された。プライア漁港は、まき網船をはじめとする地元漁船の水揚げや水産流通の拠点となっており、鮮度保持に必要な氷も利用されている。

このような中で、カーボベルデ政府は、日本、EU、国際機関等の支援を受け建設された水産施設の老朽化、未熟な運営管理、技術不足による製氷設備の故障等で漁業活動が停滞している地域の活性化を重要課題と位置付けていた。

当時、プライア漁港内には新旧２つの製氷設備があり、2003年の水産無償案件「プライア漁港拡張工事」で導入された日本製の製氷機（プレートアイス製氷機）が新しいものであった。旧製氷設備には1996年にAFDB（アフリカ開発銀行）の基金によりノルウェー製の製氷機（フレークアイス製氷機）が導入されていた。

財団は案件形成調査団を派遣し、水産施設及び設備の現状、施設修復に向けた今後の対処方法や将来的な利用・管理等について検討を行った。その結果、プライア漁港の２つの製氷設備の修理・修復及び分解整備技術の移転を行うことにした。

専門家による技術指導等の結果、プライア漁港にある新製氷設備のコンプレッサー３台すべてが分解整備され、安定的に氷の生産ができるようになった。また、老朽化が進み、いつ故障してもおかしくない状態であった旧

氷を購入する漁業者（2018年プライア漁港）

製氷施設の海水ポンプや清水冷却用ポンプなども交換され、製氷棟全体の機能が大きく改善された。

2007年度の拠点整備事業の終了後も、2009年度、2011年度、2017年度、2018年度にプライア漁港の製氷設備を対象に拠点整備事業を行い、現地の製氷設備の運営、保守・管理の能力向上に協力している。2017年度と2018年度は、製氷設備の貯氷庫用の冷却塔（密閉式クーリングタワー）の交換、冷却水配管等の修理・修復を行った。このようにプライア漁港では、製氷設備の整備、メンテナンスの技術移転が2007年から2018年にかけて数次にわたり実施されてきたが、その間、プライア漁港のカウンターパート（機械主任ほか）に対して、冷凍機の分解整備の技術、機器のメンテナンス技術、長期的メンテナンス計画の作成などの技術移転を行ってきた。現在、プライア漁港では財団と共同で作成した製氷設備の長期メンテナンス計画に則り、部品の調達、冷凍機の分解・整備が継続して行われている。

なお、財団は2009年度及び2011年度にサン・ビセンテ島のミンデロ漁港の製氷設備を対象に拠点整備事業を実施しており、その結果、この製氷設備も2022年現在適切にメンテナンスが行われ、設備は順調に稼働している。

カーボベルデ水域は大西洋における重要なまぐろ漁場であり、ミンデロ漁港は日本の遠洋まぐろはえ縄漁船の補給基地として引き続き重要な役割を果たしている。

モーリタニアにおける事例「漁業開発のための施設修復プロジェクト」（水産物衛生検査所の修理・修復、グレードアップ）

モーリタニアはアフリカ大陸北西部に位置し、国土面積は103 万平方キロメートルで日本の約2.7倍であるが、その３分の２はサハラ砂漠である。また、750キロメートルに及ぶ海岸線を有し、その沖合域は北からのカナリア寒流と南からのギニア暖流が出会う好漁場となっており、タコ、モンゴウイカなどの頭足類、マグロ類、タイ類、ハタ類などの豊富な資源を有している。

漁業は、その漁獲物の大部分をEU、北米、アジア、アフリカなどへ輸出するモーリタニアの代表的な輸出産業となっている。なかでもタコ漁業は盛んであり、漁獲されるタコは主要な輸出産品となっている。日本のタコの輸入量のおよそ４割（2020年）がモーリタニアからの輸入である。

日本とモーリタニアの間には、1970年代から50年にわたる漁業関係がある。タコ壺漁業は日本の技術協力によって開発され発展したことがよく知られている。まぐろ漁業においては、1991年７月に我が国のかつお・まぐろ漁業団体とモーリタニア政府との間で、まぐろはえ縄漁業に関する民間入漁協定が締結され、我が国遠洋まぐろはえ縄漁船が200海里水域に入漁している。

モーリタニアは、第２次国家開発５ヵ年計画（1993年～1997年）の中で、水産セクターの重点目標として最大の外貨収入源である水産物の品質・衛生管理の改善を掲げ、これを推進してきた。しかし、1995年頃から、EU、

米国は「水産物の生産及び市場流通に関する衛生基準（HACCP）」を導入して輸入水産物に対する衛生基準を厳格化したため、これらの国・地域への水産物の輸出が厳しい規制の下におかれることになった。このため、モーリタニアは水産物輸出に必要な品質管理・衛生検査部門の体制づくりを強化する必要に迫られていた。このような状況を背景に、モーリタニア政府は、水産物の品質、衛生管理を行っている漁業海洋経済省海洋漁業研究所（CNROP）の衛生検査所（モーリタニア第２の都市で、水産の拠点であるヌアディブに所在）における研究施設、検査設備、検査・分析機器類の修理・修復及びこれらのメンテナンス技術の移転に関する協力を財団に要請した。

財団はこの要請に応え「漁業開発のための施設修復プロジェクト」を実施することとし、漁業海洋経済省とのMOUの下、1996年、1997年、1998年の３期に分けて、研究施設等の修理･修復及びメンテナンス等に係る技術移転を行った。

プロジェクトでは、分析室区域内における防塵・防砂対策、守衛室など安全管理対策の他、衛生検査所の冷凍・冷蔵設備、検査・分析関連機器、その他設備・機器の修復・新替工事を行った。また、カウンターパートに対しては、衛生検査技術の移転も行った。この結果、CNROPの水産物の品質、衛生管理に関する分析・検査関連技術が輸出可能レベルに達し、1997年にHACCP基準をクリアし、ヨーロッパ向けの輸出が再開された。

衛生検査所における化学分析に関する技術移転（1998年）

３年間の協力を通じてモーリタニアの水産物輸出体制の基礎が確立したとことについてはモーリタニア政府関係者の間で今でも記憶に残っているようであり、最近でも「財団が施設の整備を行ったヌアディブの研究所を視察したことがあるが、財団は信頼できるパートナーだと感じた」との声が聞かれる。

CNROPの衛生検査所は、2007年の組織変更により水産物衛生検査公社（ONISPA）ヌアディブ検査・分析所となっている。この施設は、国際標準化機構の国際規格の認証を受けている西アフリカ唯一の機関である。現在、施設の老朽化に伴い日本の無償資金協力により建て替え工事が進行中である。

チリにおける事例「漁業開発のための施設改善プロジェクト」（漁船員養成訓練施設の修理・修復、グレードアップ）

チリは、南米大陸の太平洋岸に位置し、国土は南緯18度20分から南緯56度00分までと南北に長く、ペルーの国境に接する北部から南米の最南端まで4,300㎞の長さがある。チリは世界有数の漁業国であるが、水産業の主体は北部・中部海域の浮魚資源を漁獲対象とするまき網漁業であった。1975年末から76年初頭にかけて、チリ政府は日本の大手水産会社５社に40°S以南の南部海域の漁場開発調査及び投資を要請した。

チリ沖の南部海域の漁場に関する知見はほとんど得られていなかったため、日本の水産会社が1976年からに1977年に大型トロール漁船３隻を使用して試験操業を行った。また、1977年から1980年かけて、海洋水産資源開発

センター※（略称「JAMARC」）が日本の水産会社の大型トロール漁船を傭船して新漁場開発調査を行った。これらの結果、大陸棚が狭くその先が急峻ということで海底の条件は良くないものの、新漁場として良好な試験結果が得られた。

チリ政府は1977年、外国資本による同国水域における底魚資源の開発を目的として新たな外資法を制定した。日本の水産４社は、これに応じて、南部海域における未利用資源の漁場開発を目的に、1978年から1980年にかけてトロール漁業合弁会社４社をチリ国内に設立した。設立後間もなく、各合弁会社はチリ政府よりトロール漁船乗組員に占めるチリ人の混乗率の拡大を迫られることとなった。このチリ政府の意向が契機となり、財団は、合弁各社を支援するため、1981年度より海外研修生受入事業に「チリ特別長期研修コース」を開設し、チリのトロール漁船乗組員を対象とした訓練を開始した。

さらに、チリ政府は、より多くのチリ人を訓練するための研修をチリ国内で実施して欲しいと強く要請してきた。これを受け1989年度、個別専門家派遣事業により、漁労専門家２人をチリ南部のチロエ島チョンチにあるカルロス・コンデル提督財団キャプテン・ウィリアムス海洋学校（以下「チョンチ校」という。）にトロール漁業の講師として派遣し、チョンチ校の漁業科のカリキュラムの中にトロール漁業の科目を設けた上で同漁業の講義及び実技指導を行った。翌1990年度にはより総合的対応が可能な現地漁業訓練プロジェクトとして取り組むこととし、新たに２人の機関専門家を派遣し、機関科のカリキュラムにトロール漁船の主機関、補機などを対象とした講義と実技からなる船舶機関の科目を加え、1992年度までの３年間、トロール漁船乗組員の訓練を実施した。また財団は2001年度、トロール漁船員養成訓練に係る教育用資機材の補充及び技術指導をフォローアップとして実施した。このようなチョンチ校に対する支援もあり、これまで日本の合弁各社は同校から優秀な人材を確保してきた。

その後、チョンチ校の限られた運営予算では漁業・航海計器等の進歩に対応した講義等を行うことができず、また、教育訓練用の施設・機器類の老朽化にも対応しきれていない状況になった。チリ政府としては、チョンチ校を重要かつ唯一の人材育成機関として位置づけており、チリ政府経済省漁業次官官房から財団に対し、同校での教育訓練に使用する施設・機器類の修理・修復及び技術移転に関する支援の要請があった。

財団はこの要請に応え、2009年８月から2010年３月の間、「漁業開発のための施設改善プロジェクト」を実施した。本プロジェクトでは目標達成に必要な専門家を派遣し、故障や老朽化した航海計器の修理・修復を行うとともに、旧式のため修理不可能な計器を交換し、効果的な実習を行える環境を整備した。

実習用の漁船機関や船外機については、1990年度に財団が供与したものを故障したまま使用していたが、動かない機器では教育効果が判断できないため、漁船機関・船外機をオーバーホール用修理部品とともに補充した。1990年度に供与した実習船は老朽化して損傷がひどかったため、修理・修復したうえで必要な航海計器を装備した。さらに実習用

※：海洋水産資源開発センター（JAMARC）
Japan Marine Fishery Resources Research Center：1971年7月に海洋水産資源開発促進法に基づいて設立された認可法人。設立の目的は、広く国際的視野に立って海洋水産資源の開発および利用の合理化を促進するとともに、漁業の健全な発展を図り、動物性蛋白食料としての水産物の供給に資することであった。2001年の特殊法人等整理合理化計画の閣議決定を受け、2003年10月に独立行政法人水産総合研究センター（現、国立研究開発法人 水産研究･教育機構）に統合された。

ボート１隻を補充し、その結果、水産学校として効果的かつ安全な漁労実習ができる環境が整備されることとなった。また、漁網やロープ、釣り針、各種釣り用ライン等の漁業実習用資材を補充したことにより、継続的な実習が可能となった。一方、カウンターパートである教員に対して技術的指導を行うことにより、教員の指導能力、施設・機器類の維持管理能力が向上し、施設の有効利用が図られることとなった。

チョンチ校はカルロス・コンデル提督財団が運営母体であり、運営予算は限られているものの、1988 年の設立以来堅実な運営が行われている。30年以上前から財団が実施してきた指導内容は今でも踏襲されている。

1978年から1980年にかけてチリに設立された我が国合弁会社４社のうち３社は、その後のチリ政府による漁場規制などにより撤退したが、１社は現在もトロール漁業を継続しており、ホキ、ミナミダラ、メルルーサなどを漁獲し、日本を含む海外に輸出するなど、チリの水産業の発展に貢献している。

一方、1985年に制定されたチリの漁業法により、漁船などの海上投資に際して同額の陸上投資を義務付けられることになり、漁船漁業への投資に伴う陸上投資としてサケ・マス養殖・加工事業への投資が進展した。チリ南部の沿岸海域では、サケ・マス類の養殖産業が急速に拡大し、チリはノルウェーに次ぐ養殖サーモンの生産国として知られるようになった。

チョンチ校での漁船機関分解指導（2009年）

なお、チリは2010年に経済開発協力機構（OECD）に加盟し、開発途上国を対象とする政府開発援助（ODA）の対象外となった。それ以降、ODA資金を財源とする事業は行われていない。

（3）カーボンニュートラル技術等支援事業

１）事業創設の背景

（ア）オゾン層破壊

1982年に日本の南極観測隊により発見された南極上空のオゾンホールは大気中のオゾン量が極端に少なくなる現象で、オゾン層の破壊の原因は、冷媒、溶剤、発泡剤、洗浄等の多くの用途で利用されていた合成物質フロンのひとつであるCFCが大量に大気中に放出されたためとされた。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収して地球上の生物を守る機能があるため、その破壊は過度の紫外線の通過を招き、皮膚の老化や皮膚がんの原因をつくるといわれている。

（イ）フロン対策

1985年に採択されたウィーン条約はオゾン層保護のための国際的な枠組みを定めた条約である。これに基づき、オゾン層を破壊する恐れのある物質の廃絶に向けた国際的な取極めであるモントリオール議定書が1987年に採択され、2022年１月時点で198か国及び地域が締結している状況にある。モントリオール議定書で合意されたオゾン層破壊物質廃絶スケジュールは締約国会議により更新されており、最新の取極めはギガリ改正となっている。

モントリオール議定書の発効により、オゾン層破壊係数が高い特定フロン（R-12に代表

されるCFCやR-22に代表されるHCFC）からオゾン層破壊係数ゼロの代替フロン（R-404aに代表されるHFC）への転換が進んでおり、HCFC廃絶のスケジュールは先進国が2020年まで、途上国は2030年までとなっている。

（ウ）地球温暖化

もう一方の地球環境対策の流れは地球温暖化対策である。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が1992年に採択されたことに端を発し、1997年に京都で開催された同条約第３回締約国会議（COP3）で先進国を対象とした拘束力のある削減目標を規定した京都議定書が合意され、2015年にパリで開催されたCOP21では途上国も含めたすべての締約国が削減目標を設定するパリ協定に合意した。その後も締約国会議は毎年開催され、パリ協定の実施状況等について議論が継続されている。

代替フロン（HFC）はオゾン層を破壊しないものの、地球温暖化を進行させる物質である。このため2016年にモントリオール議定書が改正（ギガリ改正）され、地球温暖化係数が高い代替フロンを同係数が極めて低いグリーン冷媒（イソブタン、アンモニア、CO_2等）に置き換えることが合意された。削減スケジュールは先進国では2036年までに基準年（2011年～ 2013年）の85％減、途上国第１グループ（開発途上国であって途上国第２グループに属さない国）は2045年までに基準年（2020年～ 2022年）の80％減、途上国第２グループ（印、パキスタン、イラン、イラク、湾岸諸国）は2047年までに基準年（2024年～2026年）の85%減となっている。

（エ）事業の変遷

地球温暖化などの環境問題への世界の関心が高まるなか、補助事業として2020年度に環境対策技術支援事業（通称「ECO-冷媒プロジェクト」）を開始した。実施内容は太平洋島嶼国を対象に、製氷機等で使用されている特定フロンを代替フロンに転換するものである。

2020年度及び2021年度のECO-冷媒プロジェクト（後述）では、フィジーにおいて特定フロン（R-22）を冷媒としている製氷機を代替フロン（R-404a又はR-448a）を使用した製氷機に換装した。冷媒の転換のためには、必要部品のみを交換して冷媒を交換する方法も選択肢のひとつとして考えられる。しかし、製造から20 ～ 30年が経過し、潮風に吹かれながら熱帯地方で使用されてきた製氷機は、発錆、損傷等の経年劣化が進み、設備全体としての耐用年数が極めて短くなっているのが現状である。冷媒転換後、製氷機をさらに長期にわたって使用することを想定した場合、部品交換による対応ではなく設備全体を交換することが、中長期的に見た場合、経済効果が高い。これが部品交換のみを行う方法を選択しなかった理由である。また同プロジェクトでは、製氷機換装の際に、新冷媒を利用する製氷機の運転方法や旧冷媒の回収・保管方法を水産局のカウンターパートに指導した。

2022年度から「カーボンニュートラル技術等支援事業」に名称が変わり、従来のオゾン層破壊対策に加えて地球温暖化対策にも対応することとなり、再生可能エネルギーの導入も実施メニューに加わった。この事業では、フィジーにおいて、既存製氷機（0.9トン/日）にソーラー発電システムを追加設置し、ソーラー発電で駆動する製氷機に転換した。これにより、以前は３か月間で1,000L ～ 1,600L消費していた軽油燃料を削減することができ、二酸化炭素（温室効果ガス）の排出削減に寄与することとなった。

世界的な地球温暖化対策は、特に太平洋島嶼国にとり待ったなしで対応すべきものである。今後の財団の支援がこの問題の解決に少しで

も貢献できるものになることを期待している。

2）ECO-冷媒プロジェクト

（ア）プロジェクトについて

特定フロンは前述のとおりオゾン層の破壊原因物質とされており、モントリオール議定書に基づき、途上国では生産及び消費（生産＋輸入－輸出）を2030年までに「全廃（ゼロに）」させることになっている。同議定書上、「全廃」とは「生産や輸出入の規制」を意味し、現在使用されている特定フロンの使用を制限するものではない。しかしながら、特定フロンの利用を続ければ機器の経年劣化等による冷媒漏れのリスクが増大し、また、今後特定フロンの入手が困難になり、入手コストの増大に伴い修理費用が高騰することが予測される。さらに、冷凍機部品メーカーでも特定フロン用の部品の生産を終了する傾向にあり、部品の入手そのものが出来ないという事態も予測されるなど、特定フロンの継続的な使用により様々なリスクに直面する恐れがある。

また、地球環境の保全という観点からも、同議定書上の「全廃」を達成した後であっても、特定フロンを、段階的にオゾン層を破壊しない代替フロン（R-404aやR-407c等）に転換することが望ましい。なお、代替フロンは地球温暖化係数（GWP）が高いことが問題点となっているが、GWPをゼロに近づけた次世代冷媒であるグリーン冷媒は未だ開発途上であり、特定の分野のみの使用に留まっている。技術革新が進むまでの当面の間は、GWPがより小さい代替フロンに転換することが現実的な対応となっている。

2020年度のプロジェクト開始に当たり、まず太平洋島嶼国を対象とした冷蔵冷凍施設及び製氷機等の水産施設の冷媒に関する調査を実施した。この調査はCOVID-19の拡大による各国の入国制限の下、永年のFDAPINプロジェクト実施を通じて友好関係を維持している相手国水産局カウンターパートや財団の専門家の協力を得て、通信手段を介した聞き取り調査により実施した（表「特定フロン（R22）使用施設数（2020年８月）」参照）。

（イ）対象国の選定

2020年度のプロジェクトは、具体的な実施要請があったフィジーを対象とした。フィジーには財団事務所があり専門家が駐在していたこと、またCOVID-19の影響下においても日本からの冷凍機専門家の入国が可能な状況であったことも対象国として選定した理由である。また、2021年度も同国から要請を受け、前年同様の理由により、フィジーで実施することとした。水産施設の製氷機を対象に、2020年度は２か所、2021年度は１か所で実施した。

フィジーはモントリオール議定書を批准しているため、R-22冷媒などの特定フロンを2030年までにその生産及び消費（生産＋輸入－輸出）を「全廃する（ゼロにする）」ことが義務となっている。フィジーでは特定フロンを生産しておらず、輸出入も国内法により規制されているため、既に「全廃」を達成しているが、フィジー政府は国内に残存する特定フロンの削減も目指しており、同フロンを使用する製氷機等を順次、代替フロンを使用するものに転換することに取り組んでいる。なお、本プロジェクトの実施により、フィジーでは特定フロンを使用する水産施設数は「０」となった。

表　特定フロン（R22）使用施設数（2020年８月）

国名	フィジー	キリバス	ソロモン	FSM	ツバル	PNG	ナウル	パラオ	マーシャル
特定フロン使用施設数	3	4	4	3	0	0	1	2	1

ラキラキ水産センター製氷施設（2021年度フィジー）

（ウ）プロジェクトの実施手法

2020年度及び2021年度に対象とした３か所の水産施設の製氷機は、いずれも1991年度に日本のODAで設置された特定フロン（R-22）仕様で日産３トンのプレートアイス製氷能力を有する。設置後30年近くFDAPINプロジェクトを活用しつつフィジー水産局技術者の手で修理が繰り返され運転が継続されてきたが、フィジー水産局が代替フロン仕様の機器への転換のため本プロジェクトを財団に要請をしたものである。プロジェクトでは、特定フロン（R-22）を使用している製氷機を代替フロン（2020年度はR-404a冷媒、2021年度はR-448a冷媒※）を使用した製氷機に換装することとした。

対象機器の冷媒のみを交換する方法も検討したが、対象施設は設置後30年を経過して経年劣化が進み、交換の際に配管から冷媒漏れを起こすリスクがあることから、冷媒交換ではなく、代替フロン用に作られた製氷機を設置することとした。また、製氷能力は各施設の氷の需要の実態を勘案し、日産1.5トンに落とした。新しい製氷機は製氷効率が良いため、製氷能力の適正化と相まって消費される電力も大幅に削減されることが期待される。

また、プロジェクトでは各種作業と特定フロン（R-22）の回収について、専門家がカウンターパートに対して以下の技術移転を行った。

①撤去する製氷機からのR-22冷媒の適切な回収方法

②代替フロンの特性、取扱い方法、代替フロン仕様のコンデンシングユニットの構造及び操作方法

③製氷機の換装方法

指導の結果、R-22冷媒の回収は所定の手順で行われ、カウンターパートが適切な技術及び知識を有していることを確認した。なお、冷媒の回収に際しては同国環境省の係官が立ち会い、回収された特定フロンは同係官に引き渡された。同係官の話によれば、同省で保管するか、あるいは成分テストを行い純粋なR-22冷媒であれば他分野で使用されている機器に転用することもあり得るとのことであった。これにより特定フロン（R-22）仕様から代替フロン（R-404a又はR-448a）仕様の製氷機への切り替えを完了した。

代替フロン製氷機の搬入（2021年度フィジー）

※：R-448a冷媒はR-404a冷媒に比べGWPが3分の1程度である。2021年度にR-448a冷媒を使用した小型プレートアイス型製氷機が発売されたことから、同年度からR-448a冷媒を使用することとした。

3）プロジェクト実施上の課題

プロジェクト実施国（太平洋島嶼国）で問題となるのが、代替フロンに交換した際に冷凍機や製氷機から回収した特定フロン（R-22）の破壊処理である。先進国等は回収済み冷媒を高温燃焼等で破壊する施設を有するが、プロジェクト実施国はこれを有していない。日本に持込んで（日本に輸出して）破壊する方法を検討したが、日本政府は特定フロンの輸入を禁止している。またフィジーは自国に冷媒破壊施設を有しないにもかかわらず輸出も禁じており、残念ながら、現状では手の打ちようがない状態である。本事業で回収した特定フロンは専用容器に密閉されたうえで同国環境省に引取られ安全とされる場所で保管されている。

一方、パラオでは、米国環境団体が同国農業漁業環境省と協力し、オーストラリアに特定フロンを輸出し破壊する計画があるようだ。しかし、実施されたという情報は聞こえてこない。他の太平洋島嶼国でも回収された特定フロンは専用容器に密閉され直射日光が当たらない場所で保管されているというが、回収した特定フロンは他の設備で利用されない限りはそのまま保管され続けるしかない。専用容器が老朽化して密閉度が失われ、内部の冷媒が大気中に放出される前に何等かの対策が必要であろう。

また、ギガリ改正への対応であるが、財団事業で扱うような小型の冷凍機や製氷機に適したグリーン冷媒（オゾン層破壊係数も地球温暖化係数もゼロ）は現在開発されていない。イソブタン、アンモニア、CO_2等のグリーン冷媒は、それぞれ燃焼性が高い、強い毒性を持つ、利用の際に高い圧力を必要とするなどの特性があり取扱いが難しく、現状では大型設備での使用に限定されている。2021年度から使用を開始したR-448a冷媒は従来品（R-404a等）より地球温暖化係数が低い（ゼロではない）ため、小型の冷凍機や製氷機に適したグリーン冷媒が開発されるまでの間はこれを使用することが最良の選択であろう。

カウンターパートへ冷媒回収作業の指導
（2020年度フィジー）

（4）水産技術普及推進事業

1）技術協力プロジェクトについて

財団が専門家を派遣し、資機材や施設を提供してプロジェクト運営費を負担する技術協力プロジェクトの形は、1981年度に創設された『海外水産開発協力研究調査事業』が起点となる。この事業が創設された背景には、財団の財政基盤が整ってきたことと、協力要請が多様化してきたことがあり、財団の独自資金で運営される独自事業として発足した。独自事業であるが故に、臨機応変に、小回りを利かせて実施できるという特徴があった。

一方で、1987年度に創設された『外国200海里水域漁業開発事業』及び1988年度に創設された『南太平洋諸国等沿岸漁業振興特別対策事業』は政府補助金で実施された最初の技術協力プロジェクトであり、事業はその後内容が細分化されたり、新規事業が加わったり、統廃合されたりして現在のプロジェクトタイプの技術協力事業になっている。極めて複雑な事業の変遷を辿っているが、その背景として日本政府の財政事情や水産業を取りまく状況の変化があり、補助金（政府開発援助:

ODA）の額にも大幅な変動があった。1997年度及び1998年度には財団が政府から受け取る補助金の額（予算）は30.2億円と最大を記録したが、2022年度には8.4億円になっている。

ここでは、2022年度に実施されている『水産技術普及推進事業』を、この事業の前身ともいえる類似する技術協力プロジェクトの変遷とともに、「漁場開発･魚食普及型プロジェクト」、「沿岸漁業振興型プロジェクト」、「資源管理・増養殖型プロジェクト」の３つに分けて説明する。

2）漁場開発・魚食普及型プロジェクト

（ア）事業名の変遷

外国200海里水域漁業開発協力事業（1987年創設）　⇒　漁場開発・流通振興総合協力事業　⇒　地域漁業振興協力事業（漁場開発事業）　⇒　国際資源環境対策事業（資源開発調査事業）（2008年度で終了）

（イ）プロジェクトの紹介

財団は、1987年度に未利用資源の開発、操業技術の移転、漁獲物または加工品の供給を通じた現地国内市場開発調査等を実施するプロジェクトとして『外国200海里水域漁業開発協力事業』を開始した。当時のプロジェクトの特徴は、沿岸国200海里水域内の漁場開発及びこれを利用した同国での魚食普及の２本立てであった。最初のプロジェクトはペルーで実施され、調査船でメルルーサ、アジ、サバ等を漁獲して船内加工し、ペルー水産販売公社を通じて低所得者の多い山岳民族を主対象に魚食普及を図るものであった。調査船は日本の現地合弁会社から用船したトロール船（706トン）で、漁獲量は1987年1,750t、1988年4,317t、1989年4,423tであった。プロジェクトは、切迫している食糧事情の改善に大きく貢献するものとして同国から高い評価を得た。

ほかにもチリ、モザンビーク、メキシコ、セネガル、ギニア、モロッコでプロジェクトを実施した。なお、漁場調査に使用する調査船は財団が日本の遠洋漁業者から用船して実施したが、事業後半にはJAMARCが用船した漁船を使用して漁場開発を行った。

その後予算の組換えにより、この事業は1997年度からは漁場開発・流通振興総合協力事業、2000年度からは地域漁業振興協力事業（漁場開発事業）へと移行していった。この間、ナミビア及びモロッコで水産加工開発及び魚食普及プロジェクトを、マダガスカル及びモザンビークではえびトロール漁業による混獲魚有効利用プロジェクトを実施した。この時代のプロジェクトも、引き続き沿岸国の200海里水域内の豊富な漁獲物の有効利用に重点を置いたものであった。例えば、魚の扱いに不慣れな国民へ魚食を普及するための水産物加工開発、コールドチェーンが未整備な環境下で内陸部まで運搬できる加工品の研究開発、大規模商業漁業の副産物である混獲物を有効利用するための研究開発を行った。

さらに、2002年度～2008年度には国際資源環境対策事業（資源開発調査事業）として実施し、この間、マダガスカルの西岸及び東岸の資源開発調査プロジェクト及びインドネシアでの深海魚資源開発プロジェクトを実施した。

インドネシアにおけるプロジェクトは、インド洋側200海里水域内の深海漁業資源の基礎データ収集を目的としたプロジェクトであった。

一方、マダガスカル東岸での資源開発調査プロジェクトは、これまで未利用であった底魚（ハチジョウアカムツ、ハマダイ、キダイ等）を電動釣機で漁獲する技術指導を実施した。当時、技術指導を受けたトアマシナ市のタザラ船主組合は現在も同様の操業を続けており、財団は同船主組合が利用・管理する製

水産技術普及推進事業を中心とした事業の変遷

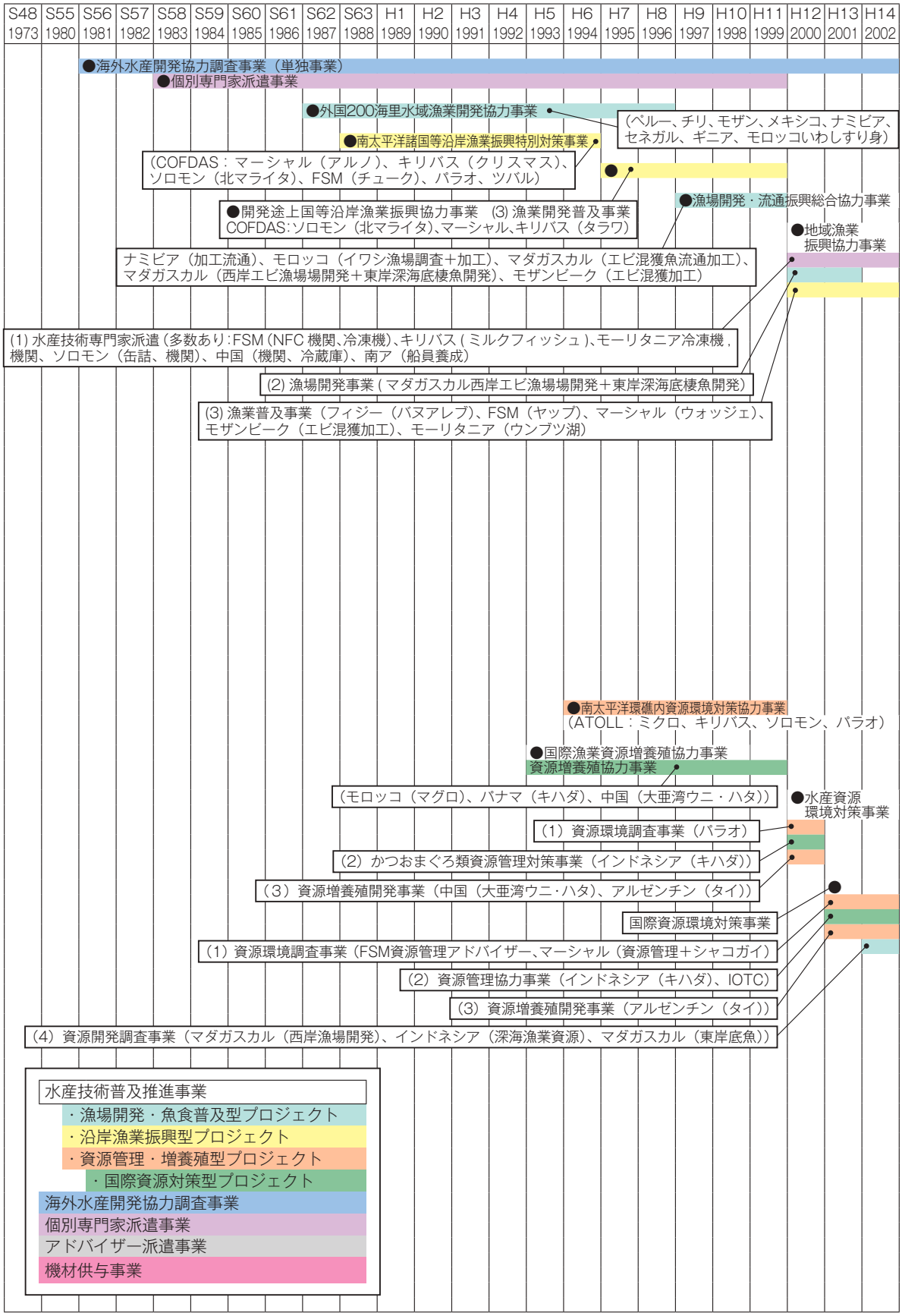

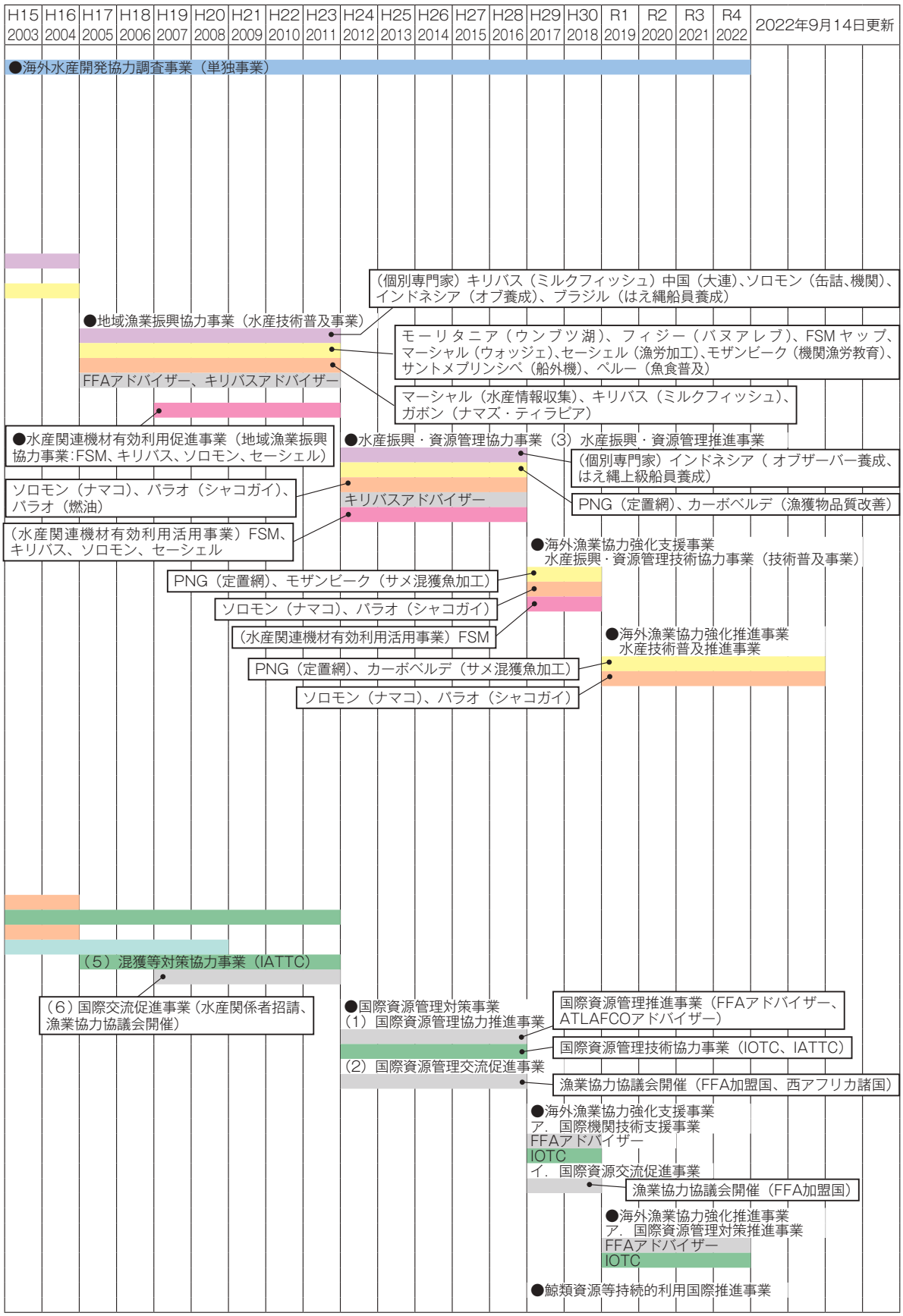
H15 2003
H16 2004
H17 2005
H18 2006
H19 2007
H20 2008
H21 2009
H22 2010
H23 2011
H24 2012
H25 2013
H26 2014
H27 2015
H28 2016
H29 2017
H30 2018
R1 2019
R2 2020
R3 2021
R4 2022
2022年9月14日更新
●海外水産開発協力調査事業（単独事業）
（個別専門家）キリバス（ミルクフィッシュ）中国（大連）、ソロモン（缶詰、機関）、インドネシア（オブ養成）、ブラジル（はえ縄船員養成）
●地域漁業振興協力事業（水産技術普及事業）
モーリタニア（ウンブツ湖）、フィジー（バヌアレブ）、FSMヤップ、マーシャル（ウォッジェ）、セーシェル（漁労加工）、モザンビーク（機関漁労教育）、サントメプリンシペ（船外機）、ペルー（魚食普及）
FFAアドバイザー、キリバスアドバイザー
マーシャル（水産情報収集）、キリバス（ミルクフィッシュ）、ガボン（ナマズ・ティラピア）
●水産関連機材有効利用促進事業（地域漁業振興協力事業:FSM、キリバス、ソロモン、セーシェル）
●水産振興・資源管理協力事業（3）水産振興・資源管理推進事業
（個別専門家）インドネシア（オブザーバー養成、はえ縄上級船員養成）
ソロモン（ナマコ）、パラオ（シャコガイ）、パラオ（燃油）
キリバスアドバイザー
PNG（定置網）、カーボベルデ（漁獲物品質改善）
（水産関連機材有効利用活用事業）FSM、キリバス、ソロモン、セーシェル
●海外漁業協力強化支援事業
水産振興・資源管理技術協力事業（技術普及事業）
PNG（定置網）、モザンビーク（サメ混獲魚加工）
ソロモン（ナマコ）、パラオ（シャコガイ）
（水産関連機材有効利用活用事業）FSM
●海外漁業協力強化推進事業
水産技術普及推進事業
PNG（定置網）、カーボベルデ（サメ混獲魚加工）
ソロモン（ナマコ）、パラオ（シャコガイ）
（5）混獲等対策協力事業（IATTC）
（6）国際交流促進事業（水産関係者招請、漁業協力協議会開催）
●国際資源管理対策事業
（1）国際資源管理協力推進事業
国際資源管理推進事業（FFAアドバイザー、ATLAFCOアドバイザー）
国際資源管理技術協力事業（IOTC、IATTC）
（2）国際資源管理交流促進事業
漁業協力協議会開催（FFA加盟国、西アフリカ諸国）
●海外漁業協力強化支援事業
ア．国際機関技術支援事業
FFAアドバイザー
IOTC
イ．国際資源交流促進事業
漁業協力協議会開催（FFA加盟国）
●海外漁業協力強化推進事業
ア．国際資源管理対策推進事業
FFAアドバイザー
IOTC
●鯨類資源等持続的利用国際推進事業

氷施設を2021年度の拠点機能等回復事業で整備することで同組合の自立運営を支援した。この時代のプロジェクトの特徴は、科学的な知見の収集と零細漁民支援を目的とした漁場調査を行ったことであった。

3）沿岸漁業振興型プロジェクト

（ア）事業名の変遷

南太平洋諸国等沿岸漁業振興特別対策事業（1988年）　⇒　開発途上国等沿岸漁業振興協力事業　⇒　地域漁業振興協力事業（漁業普及事業）　⇒　地域漁業振興協力事業（水産技術普及事業）　⇒　水産振興・資源管理協力事業（水産振興・資源管理推進事業）　⇒　海外漁業協力強化支援事業　水産振興・資源管理技術協力事業（技術普及事業）　⇒　海外漁業協力強化推進事業（水産技術普及推進事業）

（イ）プロジェクトの紹介

1987年度に開始された外国200海里水域漁業開発協力事業は、前述のとおり、商業的大規模漁業を通じた200海里水域内の資源開発と漁獲物の内陸部への流通促進が目的であり、対象地域は南米及びアフリカであった。一方、1988年度に開始された南太平洋諸国等沿岸漁業振興特別対策事業は現地の零細漁民を対象とした沿岸漁業振興プロジェクトであり、使用する漁船規模も漁獲量も小規模であった。

太平洋島嶼国政府にとり、急激に人口が増加する首都への食糧供給や自給自足の域を出ていない離島又は遠隔部の漁民の現金収入の機会創出は急務であった。このプロジェクトは、沿岸零細漁民等を対象に、沿岸水域の資源調査、漁労及び漁獲物処理・加工方法、漁船等の整備技術の移転並びに漁民の組織化などを相手国水産当局と共同して行う事業であり、COFDAS（コフダス）（Costal Fisheries Development Assistance Project）と呼ばれた。2000年度から開始された地域漁業振興協力事業（漁業普及事業）は対象地域の制限を撤廃し、アフリカ地域でも実施された。

最初に実施したプロジェクトは、1988年度から開始されたマーシャルにおけるCOFDASである。同国人口のおよそ半数が住む大消費地である首都マジュロに、生産地である離島アルノから漁獲物を運搬して販売する離島振興のパイロットプロジェクトであった。このプロジェクトは、アルノ漁民から現金で魚を買い取り、買い取った魚をプロジェクト用の運搬船で首都マジュロに運び、スーパー、小売店、学校、病院等に販売するというものであった。プロジェクトを実施した４年弱で総漁獲量約130t（月平均３t）、総買付金額（アルノ漁業者約250名の収入金額）約22万ドル（月平均約5,000ドル）、総販売金額約32万ドル（月平均7,500ドル）となった。プロジェクト終了時には彼らが自らプロジェクトを継続する資金として約15万ドルが同国水産当局の専用銀行口座に積立てられ、本パイロットプロジェクトは成功裡に終了した。その後も財団は、FDAPINプロジェクトを通じて関係水産施設を整備するなど協力を継続しているが、最初のCOFDASで供与した運搬船JOROK号は修理修復や船外機・船体の交換等を経て、現在も活躍している。1999年度からは、プロジェクトの対象とする離島を

内水面漁業開発プロジェクト・ウンブツ湖資源調査（2003年モーリタニア）

追加して同様のCOFDASを実施した。また漁労・流通販売等を指導する沿岸漁業振興プロジェクトをキリバス（クリスマス島）、ソロモン（北マライタ）、ミクロネシア（チューク州）パラオ及びツバルにおいても実施した。

2000年度から開始された地域漁業振興協力事業（漁業普及事業）では、太平洋島嶼国に加え、西アフリカのモーリタニアで内水面漁業開発プロジェクトを実施した。同国政府は内陸部国民の貧困撲滅、雇用創出、食生活改善を目標としており、本事業では、①ウンブツ湖（灌漑用ダム湖）周辺のモーリタニア人の漁労指導及び組織化、②漁獲した魚類の域内各地への流通、③ウンブツ湖内の資源状態把握のための情報収集を支援内容とした。３年間実施した結果、160名以上のモーリタニア人が漁業者としてウンブツ湖でナマズ、コイ、ティラピア等を漁獲し、年間134t（2005年）が流通し、流通関係を含めて約700名の新規雇用を創出し、地域住民の生活は向上した。食料供給先まで含めると２万人を超える周辺住民に裨益したと考えられ、このプロジェクトに対する同国政府の評価は高かった。

2005年度から開始された地域漁業振興協力事業（水産技術普及事業）では、フィジー及びミクロネシア・ヤップ州でCOFDAS、マーシャルで離島製氷機設置支援プロジェクト、セーシェルで沿岸漁業加工支援プロジェクト、モザンビークでの水産学校での漁労航海・機関指導の人材育成プロジェクト、サントメ・プリンシペでの船外機講習プロジェクト、ペルーでの魚食普及プロジェクトを実施した。この中で特筆すべきはミクロネシア・ヤップ州で実施したCOFDASである。これは大型台風襲撃により漁船を失ったヤップ漁業公社（以下「YFA」という。）を対象に、５トン型漁船１隻を供与し漁業活動を再開させ同州住民への食料安定供給を回復する事業であり、漁獲物の流通販売及びYFAの経営指導並びに漁船及びYFA施設の整備指導を実施した。YFAは、上述プロジェクト供与船、世界銀行から援助された同型船、財団が他事業で供与した小型船の３隻を活用し、プロジェクトが終了した2008年度から2022年まで漁業・販売活動を継続している。

COFDAS試験用漁具製作指導
（2009年ミクロネシア・ヤップ）

さらに予算の組換えにより、事業名が2012年度から水産振興・資源管理協力事業（水産振興・資源管理推進事業）、2017年度から海外漁業協力強化支援事業のうちの水産振興・資源管理技術協力事業（技術普及事業）、2019年度から海外漁業協力強化推進事業（水産技術普及推進事業）へと移行している。この間に、資源管理支援を目的とし、パラオに対し同国漁業取締船レメリーク号が行う違法操業取締活動に必要な燃油及び潤滑油を供与するプロジェクトを2012年度、2014年度、2015年度及び2016年度に実施したほか、モザンビーク及びカーボベルデで混獲魚加工プロジェクトを実施するとともに、2022年現在も実施中のパプアニューギニアの定置網漁業の開発に関する技術指導を2013年度に開始した。

モザンビーク及びカーボベルデの200海里水域には、日本かつお・まぐろ漁業協同組合（以下「日かつ漁協」という。）傘下の遠洋まぐろはえ縄漁船が入漁していたが、混獲され

るサメ類については日本には持ち帰らないことが多く、速やかにリリースまたは途中経由地で陸揚げしていた。モザンビークは魚が不足気味で冷凍魚を輸入していたこと、カーボベルデも食料品をほぼすべて輸入していたことから、日かつ漁協は混獲されるサメを原料とする加工プロジェクトを財団に提案し、先方政府からも食糧確保を目的としたプロジェクト実施の要請があったことから、財団は混獲魚利用プロジェクトを実施することとなった。両国民にはサメ肉を食する習慣がないことから、見た目、味、食感を変える必要があり、サメ等から落とし身を作りこれを基に魚肉ハンバーグ等を製造した。その際、畜肉ハンバーグのような粒状感を持たせるように製造方法を工夫し、また、食感を良くするために地元の安価な多獲性魚等も合わせ使用するなどの工夫を行うことにより、関係者、一般消費者から高評価を得ることができた。カーボベルデでは2022年現在もプロジェクト実施機関が事業を継続している。

水産加工プロジェクト（2016年モザンビーク）

パプアニューギニアの沖合水域では、カツオとキハダを主対象とする日本、台湾、韓国、フィリピン、中国等の外国資本によるまき網漁船が多数操業している。パプアニューギニアはまぐろ漁業に関連する陸上投資を促進しており、その結果、外国のまき網漁船の操業はまぐろ加工という形で陸上投資と結びついている。日本は、陸上投資に替えて実施可能な漁業協力を模索していた。

このようななか、パプアニューギニアは日本の漁業会社に対して漁業振興に関する支援を要請し、漁業会社は小型定置網の導入を提案した。パプアニューギニア漁業公社（以下「NFA」という。）は、独自資金で日本の製網会社から定置網を購入し、小型定置網を設置して試験操業を開始した。しかし、操業に関する技術的事項や定置網漁業を漁民を含む組織（漁民グループ）として運営管理する手法を指導する人材がいなかったことから、財団が支援することとなり、2013年度に定置網パイロット試験プロジェクトが開始された。これまでに、NFAが独自に調達した定置網３基に加え、財団が新たに５基を供与・設置し、成功と失敗を繰返しながら、操業に関する技術的知見が蓄積されてきている。一部課題として残るのは、島嶼国（メラネシア地域）特有の事情として、住民の地域や部族への帰属意識が強いこと、また、海面の境界があいまいな一方で、地域や部族間でその権利を強く主張しあう慣習などを考慮する必要があり、ソフト面、すなわち漁業全体の運営管理面についてさらなる指導が必要なことである。漁民グループへの運営管理面の指導は定置網漁業の許可権限を持つNFAが行うことになっているが、問題の解決には時間を要している。

4）資源管理・増養殖型プロジェクト

（ア）事業名の変遷

南太平洋環礁内資源環境対策協力事業　⇒　地域漁業振興協力事業（水産技術普及事業）　⇒　水産振興･資源管理協力事業（水産振興･資源管理推進事業）　⇒　海外漁業協力強化支援事業　水産振興・資源管理技術協力事業（技術普及事業）　⇒　海外漁業協力強化推進事業　水産技術普及推進事業（注：増養殖型

プロジェクトは、国際資源管理対策推進事業でも実施されている。）

（イ）プロジェクトの紹介

この事業の背景には、1992年６月にリオ・デ・ジャネイロで開催された地球環境サミットでアジェンダ21が採択される等環境保護に人々の関心が集まってきた時代に、太平洋島嶼国では人口の首都集中、それに伴う沿岸域での漁獲努力量の高まりによる資源悪化が心配されていたことなどがある。財団は、相手国からの沿岸域における漁業管理、資源管理に関する協力要請を受け、1994年度からミクロネシア（ポンペイ州）、キリバス、ソロモン、パラオで南太平洋環礁内資源環境対策協力事業（通称ATOLL Project）を実施することとなった。

１つのプロジェクト実施期間は基本的に約５年で、実施内容は①海洋環境・水産資源等の基礎調査、②有用適種の基礎的な培養研究、③資源管理方法等に関する助言であった。①の基礎調査は短期派遣専門家、コンサルタント及び長期派遣専門家が共同で実施した。②の有用適種はプロジェクト開始時から決まっている場合もあれば、①の基礎調査の結果を参考に決定する場合もあった。培養研究対象種はFSMではタカセガイ、シャコガイ類及び有用ナマコ類、キリバスではイシナマコ、ソロモンはヤコウガイ及びタカセガイ、パラオはハタ類であった。③については、FSMでは継続的な基礎調査の実施に加え、タカセガイは漁獲規制の導入、シャコガイは資源悪化が著しい一部の種の禁漁区の設定、ナマコ類は資源回復までの禁漁とした。キリバスでは、漁業規制・禁漁期の設定、プロジェクトを実施する島の外からのナマコ漁業への参入禁止、漁獲・輸出サイズの制限、スキューバ等潜水具を使用したナマコ漁の禁止等とした。ソロモンではヤコウガイの漁獲規制、サンクチュアリーの設定、パラオではハタ類の禁漁期間の延長、産卵場所の保全とした。

南太平洋環礁内資源環境対策協力事業は1999年度に終了したが、資源増養殖型事業は、2005年度から地域漁業振興協力事業（水産技術普及事業）、2012年度から水産振興・資源管理協力事業（水産振興・資源管理推進事業）、2017年度から水産振興・資源管理技術協力事業（技術普及事業）、2019年度から海外漁業協力強化推進事業（水産技術普及推進事業）の中でも継続されてきた。この間、マーシャルで水産情報収集プロジェクト、キリバスでミルクフィッシュ・養鶏・養豚の複合飼育プロジェクト、ガボンでナマズ・ティラピア養殖プロジェクト、ソロモンでナマコ種苗生産・資源管理プロジェクト、パラオでシャコガイ種苗生産プロジェクトを実施した。なお、最後の２件のプロジェクトは2023年３月現在も進行中である。

ナマズの生産システム開発（2010年ガボン）

ナマコ資源管理プロジェクト・稚ナマコの放流（2016年ソロモン）

トピックス 10

外国200海里水域漁場開発協力事業

プロジェクトタイプの協力事業は、漁具・漁法の導入による沿岸漁業開発、漁獲物の保存・加工、魚介類の種苗生産と養殖等様々な分野を対象としており、夫々に固有の面白みがある。中でも、単純明快な分り易さとダイナミックさを備えているのは比較的大型の当業船を投入して実施する未開発漁場での漁場或いは資源調査ではなかろうかと筆者は考えている。

当業船を使用したプロジェクトの端緒は米国政府の要請に応えて海外水産開発協力研究調査事業で1984～85年度に実施した「メキシコ湾漁業資源調査」である。初年度の調査対象はメキシコ湾北部水域（ミシシッピ川河口）におけるイカ資源で、２年度目はイカ及びシズ（イボダイ）資源を対象とした。この時、民間漁業会社から用船して調査に投入した漁船は第201日進丸（エビトロール漁船、98.71トン）である。同調査はメキシコ湾のエビ漁業の代替漁業開発が目的で、イカについては空振りだったがシズ資源の確認が出来たことにより所期の目的は達成することが出来た。

他方、当業船の用船には、漁船のサイズにもよるが、多額の用船料が必要であり、前記の調査操業が84年度38日間、85年度48日間に止まった理由の一つに予算の制約もあったのではないかと考えられる。このころから1990年代半ばまで技術協力事業の予算は右肩上がりで、1987年度には外国200海里水域内の未利用資源等の開発と事業実施国における魚食普及を目的とする外国200海里水域漁場開発協力事業費として170百万円弱が初めて予算に計上され、漁場開発と魚食普及に特化した事業が実施されるようになった。

事業各論の水産技術普及推進事業に記載のとおり、この事業の最初の対象国はペルーであり、政府関係者にも非常に評判がよかった。現地法人所属のトロール漁船キンカ号（706トン）を用船し、漁獲物は冷凍してアンデス山間部の貧困地域に供給していた訳だが、当時のアンデス山間部は極左武装組織センデロ・ルミノッソの勢力下にあり極めて物騒な場所であった。それにもかかわらず、キンカ号の魚を運ぶペルー水産物販売公社の冷凍運搬車はプロジェクト実施中一度も襲われるようなことはなかったと聞いている。

その後、チリでのチリマアジ調査では第55富丸（349トン北転船）、モザンビークの深海エビ等の調査では第21大清丸（278トン北転船）、メキシコの底魚資源調査では第118俊洋丸（499トン転換トロール船）、セネガルの漁場開発調査では第51大慶丸（349トン単船まき網漁船）、ナミビア及びギニアでの漁場開発調査では松山丸（139.59トン以西底びき網漁船）、モロッコでの表層魚類漁場開発調査では現地船カイバー号（93.21トンまき網漁船）を用船して実施している。

船を動かして魚を獲るプロジェクトの場合、ほぼ毎日本船からその日の漁獲成績の報告がある。どんな魚でも獲れていればいいのだが、獲れないこともある。メキシコの調査では108日間で98回の着底及び中層トロール操業を行ったが、499トンのトロール船で総漁獲量は10.45トンにとどまった。特に第１次航海は初日から４日目まで漁獲０kg、その後も０～36kgと低迷しプロジェクト担当者がホワイトボードに掲示していた漁獲集計を見るのが憚られる雰囲気となっていった。最後まで挽回出来ず、アカプルコの沖（メキシコの太平洋岸75m以深が調査水域）には魚はいないようだと結論付けるしかなかったが、こういうプロジェクトの担当は辛い。億単位の経費をかけ第一線の漁業者に網を入れてもらっても魚がいなけりゃ獲れないということを痛感させられた。

事業名が漁業開発・流通振興総合協力事業、漁場開発事業、資源開発調査事業と変遷し、2008年度をもって漁場或いは資源開発を看板にした事業は無くなった。掉尾を飾ったのはマダガスカル共和国

東岸の底魚資源開発調査プロジェクトである。同プロジェクトの内容は本文でも若干触れたが、マダガスカルではこのプロジェクトを開始する前に西岸のエビ資源及び未利用水産資源調査に現地合弁法人ソマペッシュ社のメナベ２号（150トンエビトロール船）、東岸未利用深海魚類漁場開発調査に第23安洋丸（349トン底はえ縄漁船）、さらに、西岸の底魚漁場での開発調査にソマペッシュ社のアンタリ２号（100トンエビトロール船）、現地企業ソジェデプロマ社のサレロ６号（6.59トンエビトロール船）、９号（29トンエビトロール船）を用船してエビトロール、底はえ縄、底建縄漁法による魚類分布、漁場環境等のデータ収集・分析、現地小型漁船による商業漁業可能性調査を行っている。これらの先行プロジェクトで得られた経験や知見が、その後実施された東岸の底魚資源開発調査プロジェクトにおいても活用され、アンタリ６号（100トンエビトロール船）による漁場調査とTAZARA組合所属手釣り船（アンタファ号８トン、オランダバ号2.3トン）による商業漁業可能性調査の順調な遂行に貢献したと考えられる。まさに継続は力なりである。

調査船アンタリ6号（2006年）

調査船アンタリ6号での漁場開発調査（2006年）

魚を獲るという行為は一部の人間の本能に強く訴えかけてくるようで、昨日は〇〇が大漁だったといった報告を見ると単純にワクワクしてしまうのは筆者だけではあるまい。そんな時代でないことは承知の上だが、漁場・資源開発型のプロジェクトがなくなっているのは寂しい限りである。

（首藤剛）

トピックス 11

コミュニティーベースの沿岸漁業振興
（パプアニューギニアにおける定置網漁業を通じた沿岸漁業振興）

パプアニューギニア（以下「PNG」という。）は世界第二の大きな島であるニューギニア島の東半分と多数の島々からなる。PNGは起伏の激しい熱帯山岳地域を有し、海岸線は長く、沿岸部には伝統的なコミュニティが点在し人々が暮らしている。このようなコミュニティで行われている自給自足の沿岸漁業をどのように開発していくかは難しい問題であり、コミュニティの人々の考え方や生活習慣に配慮しつつ適切な管理体制を構築していかなければならない。

2013年、NFAは東セピック州メニ沖に同国で初めて小型定置網を自ら設置するとともに、定置網漁業の操業や持続的管理運営に係る技術支援を財団に要請した。財団は漁業専門家を毎年派遣し、PNG

が主導するコミュニティーベースの沿岸漁業振興を側面から支援している。

沿岸コミュニティには伝統的な土地所有制度があり、地先の海まで村の所有権が及ぶため、他の地域の村人が勝手に定置網を設置することができない。そのため、定置網の設置に際して、海況、水深、地形など自然条件のほか、NFAと州政府がコミュニティと連携をとり、コミュニティのメンバーである村人の協力を得ながら進めている。

NFAは現在までに８基の定置網を設置している。それぞれの定置網は、その海を所有する村人で運営されている。定置網が設置されたコミュニティでは、専門家の指導により定置網漁民ワーキンググループ（漁民グループ）を組織し、自立的運営を目指した定置網の操業が行なわれている。漁民グループは同じコミュニティ出身の村人で構成され、それぞれの定置網は、その海を所有する村人で運営されている。漁民グループは日々、定置網操業を行い、漁獲物の販売、漁獲・販売データの記録、定期的な網のメンテナンス作業等を行っている。

箱網設置のためのボートへの積み込み（ウェワク）

定置網漁業を成功させるためには、コミュニティの自立的な運営体制の構築が大きな課題となっており、課題解決のために試行錯誤を繰り返しながら活動内容を修正してきた。各コミュニティでは、中央政府であるNFA、州政府水産局、漁民グループ、専門家を含めたすべての関係者で構成されるプロジェクト関係者会議において、活動レビュー、会計処理の確認及び問題発生時の対応策等の議論を行っている。このプロジェクト関係者会議は専門家の派遣に合わせて開催されており、多くの実績を積んでいる。

定置網の操業（ウェワク）

また、管理・運営上の問題で過去に定置網が

プロジェクト関係者会議（アロタウ）

プロジェクト関係者会議（ウェワク）

操業できなくなったときの経験を踏まえ、漁民グループ内にコミュニティの管理・運営体制をより強化するためのマネジメント委員会を設立し、操業に係るルールや売上金の使途、参画者の役割の明確化を行う等、州政府との共同管理体制を取っている。

NFAによると、定置網はPNGにとって新しい漁法のため、これまでに多くの課題があった。NFAが沿岸漁業の振興に取り組むということは、各コミュニティの人たちと関わっていくということを意味しているという。定置網漁業の導入はコミュニティの機動力を上げ、その地域の人たちが協同して活動する機会を作る試みであり、コミュニティ内に新たな秩序をもたらした。そのような秩序の下で、定置網漁業を進めることによって収入が得られることを実感することは重要である。また、同時にリーダーシップを誰がどのようにしてとっていくかも重要な課題である。このような様々な課題に取り組む上で、財団のソフト面での支援が必要とされている。

定置網の修理作業（ラエ）

定置網の修理作業（ラエ）

定置網は、適切な場所に設置すれば、待ちながらにして魚を収穫できる優れた漁法である。PNGにおいても、将来に向けて持続可能な沿岸漁業を展開することを目指したい考えである。

（堀之内康宏）

（5）持続的海洋水産資源利用体制確立事業

1）はじめに

持続的海洋水産資源利用体制確立事業は、マグロ類や鯨類等の海洋水産資源の持続的利用という考え方に対する国際社会の理解を深めるため、ワシントン条約（CITES）や国際捕鯨委員会（IWC）、マグロ類の保存管理等に関係する多国間の交渉の場において、持続的利用支持国の拡大とこれらの国々との協力関係の強化を図ることを目的とし、持続的利用の考え方を支持または今後支持することが期待される国を対象としてアドバイザーを派遣して仲間づくりを促進する事業である。派遣されたアドバイザーは、水産資源の持続的利用を図るためには科学的根拠に基づいた適切な資源管理を行うべきという基本的な考え方が、派遣先国政府に理解されかつ具体的に現地で適用されるよう、必要な働きかけや行政機関の施策立案に助言等を行う。

本事業は、2017年度から開始された水産庁の補助事業「鯨類資源等持続的利用国際推進事業」が起源となっている。2018年度には事業名が「持続的利用体制確立事業」に変更され、2020年度には「持続的海洋水産資源利用体制確立事業」という形となり2022年度に至っている。派遣されたアドバイザーは、財

団の協力事業を含むその他の日本の協力事業との連携を図りながらそれぞれの派遣国との信頼関係を強化し、水産資源の持続的利用という考え方に賛同する国との連携強化を図っている。

アドバイザーの派遣国は、IWCやCITESなどの海洋水産資源の持続的利用に関連する国際会議における日本との協調体制やこれまでの財団事業の実施状況などを勘案し、太平洋及びアフリカ諸国から選定することとし、2017年度には、太平洋島嶼国のキリバス、ソロモン、パプア･ニューギニア、マーシャル、ツバル、ナウル、パラオ、アフリカのカーボベルデ、カメルーン、タンザニア、サントメ･プリンシペの11カ国と国際機関ATLAFCOとすることにした。

財団は、本事業の開始以前から、専門家を関係国に派遣し資源管理型漁業の推進による持続的な水産資源の利用に向けての取り組みを技術協力として行ってきた経験を有する。国連海洋法条約に基づく新たな海洋と漁業の秩序が構築される中で、沿岸国は自国漁業の開発振興を図るため財団に技術協力を要請し､財団はこれに応える形で専門家を派遣し、資源調査､漁獲統計整備､漁業管理､資源増殖､水産物の有効利用などの分野で協力し、沿岸国政府との信頼関係を構築してきた。この信頼関係は、我が国政府や業界が沿岸国政府と協調関係を築く際の一助となってきた。

また、現在のアドバイザーに系譜を継いだと考えられる専門家派遣事業として、情報員と漁業アドバイザー派遣があり、これは技術協力のための専門家とは異なり、情報収集と漁業振興に関するアドバイスが主な役割であった。まず､1981年度からラスパルマス（北西アフリカ地区）、ブエノスアイレス（南米地区）、ソロモン諸島（南太平洋地域）に情報員を派遣し、漁業協力の円滑な促進を図るために活動を行ってきた。現地でのヒアリング、調査、新聞・刊行物等により収集した情報は、情報誌の発行などを通じて、我が国関係者にも提供されてきた。その後、情報員は漁業アドバイザーに形を変え、地域の漁業振興策に対するアドバイス等を行うことを主な業務として、1989年に南太平洋フォーラム漁業機関（FFA）、ミクロネシア連邦漁業公社（NFC）、1991年に南太平洋委員会（SPC）及び1998年にはキリバス天然資源省に派遣された。FFAへの漁業アドバイザーの派遣は現在も継続されており、また、キリバスの漁業アドバイザーは2017年度から水産資源持続的利用アドバイザーに切り替えて派遣が継続されている。

なお、持続的海洋水産資源利用体制確立事業には「水産資源の持続的利用に関する考え方を漁業者レベルで醸成させるため、対象国の漁業者と意見交換等を行うワークショップを開催する」というコンポーネントもあり、これは共同企業体のパートナーである一般社団法人大日本水産会が担当している。

2）事業創設の背景及び特徴

（ア）2017年度及びそれ以降の日本の捕鯨を取り巻く状況

2017年６月、商業捕鯨の再開による水産業及びその関連産業の発展を図るとともに海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的として「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」（以下「商業捕鯨法」という。）が成立した。

一方、IWCにおいては鯨類の持続的利用支持国と反捕鯨国の２極化が進み、その対立はIWCの機能不全を引き起こすまでに激化した。2018年にブラジルのフロリアノポリスで開催されたIWC第67回総会において、日本を含む持続的利用支持国が提案した「立場の異なる加盟国の共存に係る提案」（総論38ページ参照）は反捕鯨国の強硬な反対により否決

され、一方で、商業捕鯨モラトリアムの継続と鯨類の非致死的調査を推奨するフロリアノポリス宣言が加盟国の過半数を占める反捕鯨国の賛成により採択された。この結果、日本政府はIWCに見切りをつけ、脱退に向けて舵を切ることとなった。

その後、日本政府は、2018年12月26日に国際捕鯨取締条約からの脱退を表明し、2019年７月１日に商業捕鯨を再開することとなった。

再開された商業捕鯨は母船式捕鯨業及び基地式捕鯨業（沿岸捕鯨）の二つの方式とし、いずれも日本の領海・排他的経済水域内での操業が許可されている。またTAC（捕獲可能頭数）はIWCで採用された科学的に認められた方法により算出されている。2022年度は、母船式で１社４隻及び基地式で５社５隻に大臣許可が与えられており、ミンククジラ（基地式）、ニタリクジラ（母船式）、イワシクジラ（母船式）を対象にTAC345頭（2022年４月14日付けTAC配分数量の期中改訂後の値、数量は定置網の混獲数を差し引いた値で、水産庁留保分を含む。）を上限として商業捕鯨が営まれた。

なお、商業捕鯨の再開に伴い、2019年12月、商業捕鯨法の改正法が成立した。この改正法は、名称を「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」に改め、捕鯨業は「条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること」と明記された。これは、国連海洋法条約第65条の海産哺乳動物に関する条文「いずれの国も、海産哺乳動物の保存のために協力するものとし、特に、鯨類については、その保存、管理及び研究のために適当な国際機関を通じて活動する。」が考慮されたことによる。

また、改正法第17条には国際協力の推進等に関し、鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進、科学的知見の普及・活用、鯨類に関する文化等についての広報活動の充実、学校給食等における利用の促進のほか、「政府は、捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るため、関係国との連携及び関係国への働きかけの強化その他必要な外交上の措置を講ずる」ことが明記された。

（イ）事業の特徴

日本政府は、IWC脱退と商業捕鯨の再開以降現在に至るまで、捕鯨業を重要な政策として位置付けている。また、捕鯨業は遠洋漁業の漁場確保や水産物の安定供給と強く関連していることに加え、捕獲した鯨類に関するデータは海洋水産資源の適切な保存・管理と持続的利用に資するものとなる。

2022年３月25日に閣議決定された新たな水産基本計画に、遠洋漁業の課題として、ア）遠洋漁業の構造改革、イ）国際交渉等、ウ）捕鯨政策 の３つが掲げられている。

具体的には、捕鯨政策は「鯨類をはじめとする水産資源の持続的利用の推進のため、我が国と立場を共有する国々との連携を強化しつつ、国際社会への適切な主張・発信を行うとともに必要な海外漁業協力を行うことにより、我が国の立場の理解と支持の拡大を推進する。」とされている。マグロ類等については、国際交渉等の下で、「漁業交渉については、カツオ・マグロ等公海域や外国水域に分布する国際資源について、RFMO や二国間協議において、科学的根拠に基づく適切な資源評価と、それを反映した適切な資源管理措置や操業条件等の実現を図りつつ、我が国漁船の持続的な操業を確保するとともに、太平洋島島嶼国をはじめとする入漁先国のニーズを踏まえた海外漁業協力の効果的な活用などにより海外漁場での安定的な操業の確保を推進する。」とされている。

本事業は、これらの水産基本計画に掲げられた理念や商業捕鯨法の改正法の考え方を関

係国と共有し、鯨類を含む水産資源について、科学的情報に基づく適切な保存・管理を通じた持続的利用を実現させていこうとするものであり、本事業の目に見える形の上位目標は「国際場裡での我が国への支持」ということになる。同目標を達成するためにはまず派遣されるアドバイザーが相手国当局に溶け込み信頼されることが求められる。

3）事業の実施

2022年度におけるアドバイザーの派遣先国等は、キリバス、ソロモン、PNG、マーシャル、ツバル、ナウル、パラオ、カメルーン、カーボベルデ、サントメ・プリンシペ、ATLAFCOの10か国と１国際機関である。

既に述べたとおり、本事業は科学的根拠に基づいた海洋水産資源の持続的利用に関する日本の取組や考え方を関係国と共有し持続的利用支持国の拡大とこれらの国々との協力関係の強化を図ることにある。持続的利用を支持する開発途上国の多くは、国内の経済開発のため自国沿岸漁業の開発振興を重要な課題としている。中には、反捕鯨国の思想がやがて自国にとって重要なマグロ類などの資源にも及ぶことを危惧して、積極的に持続的利用の考え方に賛同する国もある。

本事業を推進するための具体的な手法は派遣国の実情により様々であり、柔軟性を持って幅広く活動することが求められる。例えば、沿岸漁業管理や資源管理についての助言、沿岸漁民が使用する船外機のメインテナンスやそのためのワークショップに対する技術指導、漁業開発プロジェクトなど日本のODA事業の計画策定に対する助言などである。

本事業の実施により、サントメ・プリンシペがIWCに新規加盟し、2018年９月にブラジルのフロリアノポリスで開催された第67回IWC総会に参加するなどの成果も上がっているが、日本以外の国もアドバイザーを派遣しているところもある。我々が派遣するアドバイザーには、派遣先国の実情に応じた様々な活動を通じ派遣国との間の信頼の絆を深め、水産資源の持続的利用の実現に向けさらなる努力を積み重ねていくことが求められる。

（6）地域水産物新規流通発掘調査事業

2018年度から2020年度にかけて水産庁からの委託を受けて地域水産物新規流通発掘調査事業を実施した。内容は、太平洋島嶼国において生産される水産物の国内流通の現状、我が国を含む海外市場での需要などを調査し、未利用、低利用の水産物を発掘して新たな流通の可能性を探るというものであり、具体的には、パラオ、PNG及びマーシャルを対象として対象水産物を特定したうえで、その有効利用の可能性を各国への提言としてとりまとめ水産庁に報告した。

なお、この委託事業の成果を受けて、2021年度からは、取り組みを発展させた補助事業「水産物有効利用開発事業」として、簡易調理による加工品の開発やそれらの販路の調査を行うプロジェクトをPNGを対象に実施している。

1）事業の背景

太平洋島嶼国は、我が国かつお・まぐろ漁船にとって重要な漁場を有するばかりでなく、国際場裡で水産物の持続的利用の観点で我が国と協調してきた重要なパートナーである。このため、従前から専門家の派遣や行政担当官を対象とした研修等による支援を行ってきたが、太平洋島嶼国のニーズが、外貨獲得・雇用創出に直接つながる漁業協力にシフトしてきたためそれに対応することが必要となっていた。

他方、太平洋島嶼国で漁獲される水産物に

は、シャコガイやナマコのように海外市場において高く評価される可能性のある産品や、離島から本島に運搬・販売すれば需要が見込まれる産品が存在すると考えられるため、このような水産物を発掘して上述のニーズに応えようとしたのが本事業の背景である。

2）事業の体制と進め方

財団には太平洋島嶼国の水産物の事情に明るい専門家が多いという強みはあったが、「未利用・低利用の水産物の流通の可能性を探る」という作業の経験が少なかったことから、本調査事業の実施に当たっては、「地域水産物新規流通発掘調査事業支援委員会」という枠組みを作って外部有識者の支援を得ながら対応することとした。なお、有識者は、漁村振興、水産経済、水産流通、利用加工、商品開発、熱帯地域の生物等を専門としている。

事業の主体となる活動は対象国での現地調査であったが、それを補足するために商品化の可能性を調査するための日本内外の市場調査を実施し、これらの情報を基に対象国ごと、対象種ごとに商品化に向けての課題等を取りまとめた。

年度ごとの活動と提言の概要及びそれに基づく所見（まとめ）は以下のとおりである。

（ア）2018年度

①対象国及び対象種の選定

太平洋島嶼国８か国の特徴や水産物・水産加工品について、現地に派遣されている水産資源の持続的利用アドバイザー、その他の専門家から情報を収集して各国の情報を整理した。その結果、対象国としてパラオとPNGを選定し、対象種をパラオがシャコガイ及びマングローブクラム（二枚貝の一種）、PNGがマガキガイ、シラヒゲウニ及びメアジ等の低利用・低価格魚とした。

②パラオを対象とした調査及び提言

２回の現地調査と、沖縄県での商品化可能性調査、台湾国際シーフードショー及び大阪シーフードショーへのシャコガイの出展を行い、提言をとりまとめた。

シャコガイについては、２回のシーフードショーでも好評だったことから、台湾及び日本への輸出品目として検討する価値があること、その際、パラオが種苗生産から一貫した養殖システムを構築しているためワシントン条約による貿易の制限をクリアしている点も強みであることを提言した。

マングローブクラムはパラオの日本食レストラン等で提供されており、調査団に最も評判がよい水産物であった。ただ、資源の開発程度が不明なため、まずは資源状態を明らかにする必要があることを提言し、調査も、将来の日本への輸出を視野に入れた旨味成分や栄養的特性の把握にとどめた。

マングローブクラム（パラオ）

③PNGを対象とした調査及び提言

現地において２回の調査と商品化可能性調査を実施し、高知県、沖縄県及び米国ロサンゼルスで商品化可能性調査を行った。

マガキガイについては、PNGの市場で安価で大量に販売されていることを確認した。日本でも、高知県や沖縄県など限られた地域ではあるが強い需要があることから、スチーム処理した後に急速凍結した商品であれば、砂抜きが効果的にできるとの条件で日本国内での流通は可能ではないかと考えた。また、

輸出産品としての価値が認められれば乱獲状態に陥る可能性が高いこと、PNGでの本種の分布や漁獲の情報がほとんどないことから、まずは資源管理のための基礎情報を集積する必要があると提言した。その際、マガキガイが地域コミュニティにより漁獲されている場合には、コミュニティと連携をとり、コミュニティの協力を得つつ慎重に調査に臨む必要があることも付記した。

マガキガイ（チャンバラガイ）（PNG）

シラヒゲウニについては、ボイルしたウニをバナナの皮でくるんで蒸し焼きにしたものが現地で非常に安価で販売されており、食味も問題ないことを確認した。

本種については、日本及び米国で一定の需要があることから、一次処理や輸送等の条件がクリアできれば輸出の可能性はあると考えた。しかしながら、日本等への輸出により資源を大きく減少させた他国の事例があることから、輸出を検討する際には資源管理の取組を並行して進める必要があり、まずは漁獲情報に基づいて管理方策を検討することが妥当と提言した。

シラヒゲウニ（PNG）

メアジ等については、PNGの市場で他の多くの魚種より安価で流通していることを確認した。ただ、提言では、脂質が少ないため日本への輸出には向かず、輸出先としてはタイ、ベトナム等での加工向け原料とするのが現実的であることを指摘した。また、加工向け原料としての輸出の場合でもPNGで凍結等の一次加工を行うことは必須であり、そのための凍結設備、冷凍保管庫及び梱包用機材の整備やドレス加工技術等の習得が必須であることもあわせて提言した。さらに、PNG国内での消費拡大のためには、食べ方の提案会を数多く開催し、販売業者や消費者に実際に試食する機会を数多く与えることが有効であるということを付記した。

メアジ類（PNG）

（イ）2019年度

①対象国及び対象種の選定

対象国に関しては、パラオについては区切りがついたと整理して、PNGに加えて新たにマーシャルを選定した。対象種はPNGについては前年度に対象したマガキガイ、シラヒゲウニ、メアジ等多獲性魚類にウミブドウを加え、マーシャルについてはブダイ等の不

人気魚、マガキガイ、ウミブドウ及びオゴノリとした。

②PNGを対象とした調査及び提言

２回の現地調査に加え、商品化可能性調査を高知県（２回）、宮城県（２回）及び沖縄県で実施し、また、東京で開催されたジャパンシーフードショーに出展して商品化の可能性を調査した。

マガキガイについては、基本的には前年度の報告を踏襲し、日本への輸出を検討する際の商品形態としては「殻付でなくむき身の冷凍」を提言した。理由は、輸送コストの低減、殻付きで出荷・流通させる我が国の生産者等への影響の軽減と差別化、新規マーケット開拓の可能性等を考慮したためである。なお、前年度の課題であった「砂抜き」に関しては、日本国内の商品化可能性調査で入手した情報を基に解決することができた。

シラヒゲウニについては、調査により漁獲実態や日本市場での流通可能性等に関する知見が集積されたものの、提言としては前年度と同様とした。

メアジ等の多獲性魚類については、メアジ、ホシヤマトミズン等の多獲性魚類が、現地の定置網でも相当量漁獲され、魚の中では安価で、ロウニンアジ等の大型魚対象の釣り餌としても利用されていること、食用とする場合は焼く、揚げる、あるいは燻製等の形で利用されていること等を把握した。また、ジャパンシーフードショーでは、メアジ及びホシヤマトミズン等についてみりん干しの原料や釣り餌として関心を有する来場者の存在が確認されたが、同来場者から提示された価格では輸出に必要なコストに見合わないため、輸出に関しては前年度と同様の提言とした。

また、PNGでの試食会やシーフードショーで魚肉ハンバーグ及びみりん干しが好評であったことから、講習会や試食会を通じてこれらのメニューをPNG国内で普及させることも有効であることを付記した。

ウミブドウについては、アロタウの市場に水揚げされており、採捕場所を確認するとともに、現地で市場流通され消費もされていることを確認し、試食も行った。

提言としては、現地で本格的な市場流通を目指すには、採捕場所及び資源量の調査が必要であり、そのためには漁民からの情報と目視観察で採捕場所の概況を把握するのが現実的であること、地域ごとの採捕者数、資源量や成長などの生物特性等の概要を把握するとともに、PNG国内あるいは我が国等に需要が見込まれるなら、まずは天然の資源に配慮しながら採捕を進め、需要が大きければ養殖への取り組みも検討すべきであることを述べた。なお、アロタウで採集したウミブドウは苦みがあり、日本人の味覚には合わない可能性が高いことから、形状（涙型）を活かした刺身のつまや料理の添え物などとしての可能性を指摘した。

また、ウミブドウ特有の課題として、輸送の際にブドウ型の形状を維持するための温度及び浸透圧等の管理が重要であることも指摘した。

③マーシャルを対象とした調査及び提言

２回の現地調査と、商品化可能性調査として高知県（２回）、宮城県（２回）及び沖縄県での調査（PNGと共通）を行った。

ブダイ等の不人気魚については、現地で鮮魚又は冷凍のラウンドやフィレで流通していること、価値・価格の低いカテゴリーの魚の過半を占めていること等を把握した。

マーシャル側には国内の流通促進と輸出促進の両方の希望があるが、国内における魚の一般的な価格の高さ、安定供給の必要性、一次処理における衛生管理の状況等を勘案すれば、まずは国内向けの商品化を図ることが現実的と整理した。国内向けの流通促進の方策としては、ブダイ等が不人気である理由が特有の臭気であると考えられることから、血抜き・水晒処理、新たな加工法としての素干し

や味りん干し、フィッシュジャーキー等を提言した。

マガキガイについては、マジュロ環礁の５か所の調査において本種の分布を調査したが、群生地は確認できず資源が豊富かどうかは不明であった。そのため、本種を本格的に利用する際には、実態調査を行って資源管理の基礎情報を集積していく必要があること、マガキガイが地域コミュニティにより採捕されている場合には、コミュニティと連携をとりながらコミュニティの協力を得つつ慎重に調査に臨む必要があることを提言した。

ウミブドウ（ウミヅタ科）及びオゴノリについてはマジュロ環礁に分布することを確認したが、両種とも群生地は確認できず、国内で流通していることも確認できなかったことから、いずれも基本的に未利用資源だと考えられた。オゴノリについては、モイ（ナンヨウアゴナシ）の養殖場で試験栽培を実施中であり、今後生鮮の状態でハワイへの輸出を検討していることを把握した。ウミブドウについての提言は基本的にはPNGのウミブドウの記述に準拠したが、以下を追記した。

「出荷形態は生鮮あるいは塩蔵で、空輸で東京市場に搬入することを想定するが、市場に到着するまで形状を維持する保存法を確立することが課題である。」

オゴノリについての提言は、「ハワイあるいは日本向けの輸出が想定されるが、ある程度の量の安定供給と夾雑物の除去等が前提。」とした。

比較的資源量の多い不人気魚や回遊魚を有効利用する方策として、カジキやカマスサワラで魚肉ミンチを製造し、ハンバーグ及びソーセージの調理方法を紹介する調理講習会を開催した。参加者は魚肉とは思えない食感とマーシャル国内で販売している調味料だけで作られたことに驚きつつ高く評価した。

調理したハンバーグ等の試食会にはマーシャル天然資源商業大臣ほか多くの海洋資源局関係者が参加し、その中で海洋資源局長は、不人気魚に不可価値を付けることができれば国内消費の増加が期待されると述べた。

魚肉ハンバーグ試食会（マーシャル）

魚肉ハンバーグの試作（マーシャル）

（ウ）2020年度

①対象国及び対象種の選定

対象国は前年度に引き続きPNG及びマーシャルとした。調査対象水産物は、PNGはマガキガイ、シラヒゲウニ、メアジ等多獲性魚類及びウミブドウとし、マーシャルはブダイ等不人気魚、ウミブドウ、オゴノリとした。

②PNGを対象とした調査及び提言

COVID-19による渡航制限のためPNGでの現地調査は実施できなかった。国内調査については、調査先の受入体制を考慮しながら、神奈川県水産技術センター、東京海洋大学、高知県（２回）及び沖縄県で実施した。2020年度は、通常の調査に加え、調査内容の動画撮影、食品の衛生管理についての文献の編集・翻訳を行い、提言とあわせてPNGに提供し

た。

マガキガイについては、2019年度の提言に以下を追記した。

・日本市場を前提とした商品化のためには水道水の滅菌装置も必要。
・むき身で出荷する場合には、一定量（500gあるいは１kg単位）を凍結して真空パックする処理が考えられる。
・輸出に取り組む際にはサプライチェーンの構築、ビジネスモデルとして成り立つのかの検証、及び商業的に採算が合うかどうかの検討が必要。
・日本への輸出には、貝毒を含め、食品衛生、防疫等を目的とした日本における様々な規制のクリアが必要。
・市場開拓の際には漁獲時期・場所、漁獲量及び資源水準の情報、加工の状況等の情報を供給先候補に提示することが有益。
・PNG国内の外国人客相手のホテル・レストランに向けて出荷する場合も冷凍品の方が安定供給が可能で利用されやすい。

シラヒゲウニについては2019年度の提言に以下を追記した。

・シラヒゲウニを輸出する際には、身入り、色味、味の良いウニを一定量確保することが必要なため、天然ウニを漁獲するだけでなく、生息適地への移殖、養殖（蓄養）を検討し、将来は種苗放流技術の導入を検討することも必要。
・現地に処理・加工施設を整えれば生産性の向上に加え、雇用創出、人材育成及び外貨獲得にも有効。
・良質のウニを漁獲できる漁場及び身入りの良い時期を把握して効率的に漁獲することが必要。

なお、継続して提言してきたPNG政府機関による資源調査については、同国にOFCFが派遣中の専門家（持続利用アドバイザー）がNFA職員及び現地の漁業者とともに月１回の調査を開始し、水温、塩分に加え、採集したサンプルの生殖腺の重量、色を記録するようになったという進展があった。

メアジ等の多獲性魚種については、2019年度の報告を踏襲するとともに、2020年度に作成した高知県産のメアジを用いた「メアジの捌き方」及び「調理方法」の紹介ビデオを活用して、PNG国内消費の拡大を図るべきことを付け加えた。

ウミブドウについては、2019年度の報告に以下を付記した。

・日本に輸出する際には、ヨコエビなどの夾雑物の除去及びツブレ（粒状部がしぼむこと）の回避が必要になる。特に食用とする場合は紫外線殺菌などの高精度な処理が求められる。
・PNG産ウミブドウ（センナリズタ）は苦みがあり日本人の味覚には合わない可能性が高いため、シーフードショーなどではサラダ用でなく「つま物」として展示する方が関心を集める可能性がある。
・仮に刺身のつま等として日本に輸出する場合には、生鮮より味が落ちるものの、高塩分水（塩分20%～25%）での保存が現実的。

③マーシャルを対象とした調査及び提言

調査に関しては、PNGの項目に記載したとおりである。

ブダイ等の不人気魚については、2019年度の報告に以下を追記した。

・持続的利用の観点から、潜水調査を継続して、分布域、分布量、魚体の大きさ等をモニタリングし、おおよその資源状態を把握しておくことが必要。
・漁業者が氷を十分に使用することで商品ロスの削減及び付加価値向上を図ることができ、漁業者のみならず市場や水産加

工業者にとっても有益。

・魚を水揚げ後に素早く捌いて内臓や鰓を取り除きドレスやフィレ、ロインに処理すれば、鮮度保持のみならず消費者や加工業者も調理しやすくなる。捌き方の紹介ビデオを政府職員だけでなく一般のマーシャル国民にも幅広く視聴していただき、水産物を捌く方法を多くの人に広く知っていただくことが望ましい。

・聞き取りの結果、不人気な理由として「脂分が少ない」が多いことから、魚肉ハンバーグ、ソーセージ及びみりん干しといった、この欠点をカバーする新たな調理製品を開発することも有効。これら製品の製造法を示すビデオを活用することが有効。

オゴノリについては、2019年度の報告に以下を追加した。

・粗放的手法でも養殖が可能で、緯度の高い沖縄と異なり摘採後の回復が速く年中収穫できる等、養殖には有利な面がある。ただし、初期投資が必要になることとアイゴ等による食害があることに留意すべき。

・日本に輸出する際は夾雑物の除去が必要であり、生食用の場合には紫外線殺菌等の高度の処理が必要。

・輸出の際はボイル後に密閉容器に入れて冷凍保存するのが望ましいが、用途によっては（日光遮断の）塩蔵あるいは乾燥でも可能であり、これらの場合１年程度は保存可能。

ウミブドウについては、2019年度に追加する提言はなかった。

3）まとめ

本事業の目的にある「太平洋島嶼国における外貨獲得」を実現するには、各国が持っている水産物資源を利用することがまず考えられる。資源は豊富であるが、それを有効活用できないことが長年の問題であったところ、本事業では、具体的にどのような有用な水産物があり、それをどのように商品化に結びつけるかということに正面から取り組んだ。特にカツオ・マグロなどの一般的な魚種ではなく、現地消費が主で、あまり開発されていない水産物をターゲットにし、まずは「付加価値」を付けることと「衛生面に配慮した上での国内流通」が重要であることを相手国に十分に認識させることができた。太平洋島嶼国の幹部は、加工品を製造すると「次は輸出だ」と短絡的に考えるが、そこに行くまでには多くの過程があることに気付いていないことが多い。今後は、このギャップをコツコツ埋めていくことが極めて重要である。

事業３年目となる最終年度はCOVID-19の影響により現地に出張できず国内調査と文献調査による事業実施となった。日本国内での調査では、多くの工夫を凝らしつつ、衛生管理や調理方法等に関するビデオ動画を含む多くの資料を作成して、相手国に提供することができた。COVID-19という負の影響を、知恵と工夫で大きな成果に変えることができたと考えている。また、これら各種資料の活用により事業の成果が徐々に広がっていくことが期待される（表「調査対象国に提出した資料一覧」参照）。

委託事業で始まった本事業は、2021年度からは補助事業化され、2022年度までPNGのマヌスをプロジェクトサイトとして加工施設の衛生管理、多獲性魚の燻製、南蛮漬け等の加工、真空パック包装による保存方法等について指導を行っている。委託事業の成果は引き続き有効利用され具現化されていくこととなった。

表　調査対象国に提供した資料一覧

対象種	提供した資料
パプアニューギニア	
マガキガイ	資源管理計画
	一次処理法の資料
	新レシピの調理方法の紹介資料
	下痢性および麻痺性貝毒に関する資料
ウニ	ウニの生態学的特性の資料
	資源管理シート
	蓄養・移植・養殖に関する資料
	種苗生産・放流に関する情報提供
	処理工程の資料
	持続利用アドバイザーの調査結果まとめ
メアジなどの多獲性魚類	調理動画
	レシピ集
	PNG展示水産物一覧
マーシャル	
ブダイなどの不人気魚	OIFMC Fish category
	水揚げ後の一次処理方法に関する動画作成
	レシピ集
	調理動画
	シガテラに関する資料
ウミブドウ	沖縄の養殖に関する資料
	輸送方法に関する情報（天然資源採捕、塩蔵・塩水漬け、収穫後の培養の処理工程含む）
対象国共通	
全対象種共通	衛生管理の動画とマニュアル（手洗い・毛髪ローラーなど）
	品質管理の資料（漁業・養殖・水揚げ・加工・流通・販売のそれぞれの観点、HACCP）
	微生物検査（一般生菌）の紹介動画とマニュアル
	微生物検査（大腸菌・大腸菌群）の紹介動画とマニュアル
	試食会の報告

（7）海外水産開発協力研究調査事業

１）事業創設の背景

設立当初の財団事業は、融資事業、専門家の確保・養成等であったが、その後の情勢の変化の中で関係沿岸国の様々な協力要請に応じ新しい事業を加え現在に至っている。設立２年目の1974年度の要人招請、研修生受入れに加え、1976年度には技術専門家の派遣が始まった。これは、関係国のEEZへの入漁や合弁事業の進出に際して条件とされた様々な要請に対応するため、従来の専門家の確保、養成及びあっせんに専門家派遣を財団の業務に加えたものである。年を追うごとに関係国の自国漁業の開発・振興への期待は高まり、これに応えるため1977年度には中小漁業投資前調査専門家派遣と機材補助事業が、1979年度には協力調査補助事業が開始され、さらに1981年には、海外水産開発協力研究調査事業が開始された。

2）特徴

従来の専門家派遣、機材補助、協力調査補助などが、補助金を原資として日本の漁業者が実施する協力に支援するものであったのに対し、本事業は財団独自財源によるプロ

ジェクト方式の最初の協力であった。実施内容は、専門家派遣、施設の建設を含む資機材供与、運営費の負担等をパッケージとして、漁具漁法の改善、新規の漁具漁法の導入、流通の改善、加工品の開発、増養殖技術指導等を実施する沿岸漁業振興を目的とした総合的な技術協力プロジェクトである。

この事業は、関係沿岸国政府をカウンターパートとして独自事業として開始されたが、1988年度に水産庁補助事業である南太平洋諸国等沿岸漁業振興特別対策事業が始まってからは、プロジェクト方式技術協力の主軸は徐々に補助事業に移っていった。そのような中でも、本事業は財団独自財源での実施であることからODA対象国ではない先進国への技術協力プロジェクト、補助事業では予算年度・額の関係から即時対応が困難なプロジェクト、補助事業の要件を満たせないプロジェクトなどにも柔軟に対応することが可能であり、また、本格的なプロジェクトの実施のほか、他のプロジェクトの補完にも活用可能な間口の広い事業であった。

1981年発足以来、2022年度までに38件のプロジェクト協力を実施しており、ここではその幾つかを紹介する。

3）プロジェクト紹介

（ア）スリナムへの技術協力

1981年に開始された本事業の最初のプロジェクトである。当時、ガイアナ、スリナムの南米北岸水域では日本船籍のエビトロール漁船が操業していたが、スリナム政府は、自国沿岸漁業振興を南米北岸底曳網漁業協会（当時）を通じて財団に要請した。当時の財団事業は、漁業者団体等が実施する協力事業に対して補助するものであったが、この要請を契機に、財団が直接協力事業を実施することとし、このプロジェクトを開始した。

スリナムにおける沿岸漁業開発プロジェクト（1981年12月～ 1986年8月）

漁労と加工の専門家を派遣し、固定式の底刺網と浮き刺網及び流し刺網の漁獲試験並びに塩干、塩蔵及び酢漬製品の品質改良試験を行った。通算３年間の研究調査を通じ、最終的に、漁労部門では小型スリナム型漁船の底はえ縄に対しスナップ式改良型の導入、加工部門ではウミナマズ、ヒラアジ、ニベ類の燻製品の試作のほか、利用価値の低いウミナマズで魚肉練製品（フィッシュボール）を試作した。燻製品は量産化試験を経てスーパーマーケット等で試験販売し消費者から好評を得た。

1983年３月～ 12月にかけて、スリナム国内の政情不安のために一時中断したものの、ほぼ４年にわたるプロジェクト協力を行った。

（イ）ニュージーランドへの技術協力

ニュージーランド周辺水域は当初まぐろ漁場として開発され、その後はトロール漁業やいか釣漁業の漁場としても利用されており、1960年代には日本遠洋漁業の重要な漁場となっていた。同国は1978年から200海里経済水域を設定し、自国漁業の振興を第一優先に据えて外国漁船の入漁を極力抑えてはいたが、一方で外国からの投資・技術協力を必要としていた。我が国水産業界は、かつお・まぐろ漁業のみならず、トロール漁業、いか釣り漁業などにも大手から中小にいたる漁業者が関係していることから、財団はニュージーランド対策の重要性を認識し、要人招請、役職員派遣、研修生受入れ、我が国合弁会社への支援等様々な協力事業を実施するとともに、技術協力プロジェクトとしてホタテ貝増殖プロジェクトを実施することとした。

南島ゴールデン湾におけるホタテガイ増殖プロジェクト（1983年8月～ 1986年12月）

ホタテガイ増殖プロジェクトは1983年に南島のゴールデン湾で開始された。本プロジェクトは、当初ニュージーランド水域に形式用船方式で入漁していた民間企業に対して要請された協力案件であったが、同社は技術上の問題のほか資金面の問題もあったことから、財団がこれを引継ぐこととなった。ニュージーランドホタテガイは重要な二枚貝で、主要産地の南島ネルソン地方では1959年から漁獲が始まり、その後操業隻数が急激に増え乱獲による資源枯渇に陥っていた。漁獲の中心地であるゴールデン湾の資源量の安定化を図るため、地蒔き式ホタテガイ増殖技術の導入を計画し、日本の技術協力を求めていた。

財団とニュージーランド農漁業省（MAF）との間のホタテガイ増殖プロジェクトは1986年12月に専門家の引揚げを完了するまで３年４か月間実施した。プロジェクトでは、三期にわたって採苗・放流試験を繰返し、ゴールデン湾におけるホタテガイ増殖技術体系をほぼ完成することに成功し、MAF主導による新組織がホタテ増殖事業として継続運営するに至った。

北島コロマンデル半島におけるホタテガイ増殖プロジェクト（1987年7月～ 1989年5月）

MAFの要請により、南島に引き続き1987年から北島コロマンデル半島におけるホタテガイ増殖プロジェクトを実施した。年間1,000万個のホタテガイ種苗を天然採苗し放流することを計画したが、採苗は天候不順のため603万個と計画を下回った。放流適地選択調査では放流稚貝は水深17mに無事着底したが、10分後にはタイ、カワハギなどが集まりだし捕食される状況であったため、この地域では稚貝の放流サイズは殻長１㎝ではなく３ ～ ５㎝としなければならないことが判明した。このような問題により、この地域でのホタテガイ増殖計画は再検討を要することとなった。

（ウ）チリへの技術協力

チリ政府は1952年８月と極めて早くから200海里領海を宣言し、外国船の操業を厳しく管理していた。1978年から1979年にかけて日本の大手水産会社が大型トロール漁船で操業を開始したが、入漁許可を得る際に、①チリ国内に何等かの事業を起こす、②船の幹部にはチリ人を充て全体の20％はチリ人乗組員とするなどの条件が付された。財団はこれらトロール漁船の長期かつ安定的操業を確保するため、協力事業を実施することとした。チリ政府からのプロジェクト協力要請に基づき、トンゴイ湾ホタテガイ増養殖プロジェクト、チロエ周辺水域でのチリガキとウニの増養殖プロジェクト及びマゼラン海峡水域のカニ製品市場開発調査を本事業の中で実施したほか、本事業とは別に、中層びきトロール漁法によるマアジの資源調査及び魚食普及プロジェクトを外国200海里水域漁業開発協力事業として実施した。

トンゴイ湾ホタテガイ増養殖プロジェクト（1982年7月～ 1986年3月）

財団は、既に日本の水産会社が実施していた増殖プロジェクトを引き継いだうえで養殖も対象として実施することとした。専門家を派遣して天然採苗を実施し、日本の水産会社の現地法人が中間育成した稚貝を入手して10㎝～ 12㎝まで養殖して出荷した。本プロジェクトによりホタテガイの採苗、養殖の有効性が実証され、またトンゴイ湾のホタテガイ資源を回復させるには多量の稚貝放流と適切な管理を必要とすることを明らかにした。

チロエ周辺水域でのチリガキとウニの増養殖プロジェクト（1985年11月～1989年6月）

天然のチリガキは成貝になるまで３～４年を要することから、養殖により生産期間を短縮し、あわせて経費を削減することをプロジェクトの最大のテーマとした。プロジェクトにより技術的知見が得られ、養殖業に対する技術的、財政的支援体制を整える必要性を確認した。ウニについては日本のエゾバフンウニの技術を基に調査を実施し、中間育成で重要な餌となる海藻が大量に入手できること、Erizo種は環境の変化に強く飼育し易いこと、ウニの生息に適した場所が多いこと、禁漁対策の重要性などを明らかにした。

マゼラン海峡水域のカニ製品の市場開発調査（1986年2月～1987年2月）

チリの南端の第12州からマゼラン海峡の水域で混獲されるカニ、「セントジョン」についての市場開発調査の依頼があり、市場開発可能性調査に関する技術協力を行った。専門家を派遣し、日本での市場調査用に現地の加工場でセントジョンの冷凍精肉を約1.5トン試作した。販売調査は日本の大手水産会社数社に委託し、日本で流通しているカニ商材の代替品になる可能性を調査した。調査の結果、肉質・風味・フレーバーを基準に考えると、セントジョンは高級カニの部類には入らず、ズワイガニより市場価値の低いベニズワイガニのフレークの２級又は３級と競合することが判明した。また、派遣した専門家がセントジョンの肉の不快な臭いと味の改善のための各種実験を重ねたが、完全な解決には至らなかった。

（エ）米国への技術協力

米国政府は1977年から200海里漁業水域を設定し、1980年代に入ってからはマグナソン漁業保存管理法を制定して漁業の自国化を進めた。このため、自国水産振興のための協力を漁獲割当ての際の主な考慮要件とするフィッシュ・アンド・チップス政策を導入し、日本の水産業界は、対日漁獲割当を確保するために様々な漁業開発協力事業を実施することとなった。1985年、財団は大日本水産会とともにアラスカ州政府との間で日本アラスカ水産業協力開発委員会を発足させ、すり身加工訓練カリキュラム開発、ホタテガイやコンブの増養殖可能性調査プロジェクト、地域沿岸漁業開発協力事業などの漁業開発協力事業を実施した。

すり身加工に関する訓練カリキュラムの開発と実施訓練（1986年5月～1987年3月）

本プロジェクトの目的はスケトウダラを原料としたすり身加工に関する訓練カリキュラムを共同で開発することであった。財団は北海道の協力を得て専門家をアラスカに派遣し、訓練カリキュラムを開発し、座学５日間及び実施訓練10日間の訓練を実施した。これに先立ち、財団は米国から科学者１名を招請し、日本の陸上すり身加工場においてすり身の製造工程を研修させるとともに、原魚処理から製品完成までの製造工程をビデオに撮影し、すり身製造の理論と技術の実際を教科書として作成した。

ホタテガイ及びコンブの増養殖開発可能性調査プロジェクト（1986年8月～1989年10月）

アラスカ州コディアック島で実施されたホタテガイ増養殖可能性調査では、過去にホタテガイの母貝集団が存在しホタテガイ漁が行われていた同島周辺水域において、日本のホタテガイ採苗技術を用いた天然採苗可能性を調査した。財団は、水産庁北海道区水産研究所（当時）及び北海道庁の協力を得て専門家を派遣した。天然採苗には産卵期と幼生の付着時期の推定が不可欠であり、母貝の生殖巣

成熟度調査、浮遊生物調査、稚貝付着調査、水温、塩分濃度等の海洋環境調査を行い、採苗、稚貝育成試験、中間育成試験を２シーズンにわたって実施し、関連技術を移転した。

また、バラノフ島シトカで実施されたコンブ（ジャイアントケルプ）の養殖可能性調査プロジェクトは、アラスカ州のかずのこコンブ漁業でニシン卵の付着基質として利用されている天然ケルプの使用に替えてより利用しやすいジャイアントケルプの養殖の可能性を探るものであった。財団は派遣した専門家の協力の下、南東アラスカにおけるジャイアントケルプ養殖の可能性を明らかにした。

（オ）オーストラリアへの技術協力

オーストラリアの周辺海域は日本のまぐろ漁業にとっての好漁場であり、一時期は遠洋まぐろはえ縄漁船の30％にあたる約300隻が操業し、漁獲金額の比率も25％を占めていた。オーストラリアとは、同国が1968年に12海里漁業水域を設定したときからまぐろはえ縄漁業の操業確保のための漁業協定が結ばれていた。この協定期限（1975年）が近づいた時期に行われた日オーストラリア協議の結果、日本側はオーストラリア側が漁獲したミナミマグロを刺身マグロとして日本に輸出する計画に協力することとなり、1976年度及び1977年度には1,000tの超低温冷凍運搬船を提供し専門家を派遣した。相互に協力しての実験事業であったが、刺身用に原料を提供したため缶詰用の原料が不足し余計な出費がかさむなど予想せぬ苦労があった。さらに悪天候や不漁もあって、オーストラリアの漁業者は刺身マグロ生産のための操業転換に取組まず本プロジェクトは中途で頓挫することとなった。このプロジェクト協力の経験は、このころから増えてきた沿岸漁業開発振興等の協力に対しては、これまでの専門家派遣、機材供与、研修といった個別メニューの組合せでの対応では不十分であることを明らかにするものとなった。これがその後開始される財団直轄によるプロジェクト方式の協力事業の展開を促す契機となった。

以下は、その後に実施した技術協力プロジェクトである。

タスマニア州ホタテガイ増殖プロジェクト（1987年8月～1993年9月）

タスマニア州は、乱獲により減少したタスマニア島のホタテガイの資源回復のための協力を要請した。財団は青森県の協力を得て専門家を派遣し、同島東海岸のグレートオイスター湾を主要海域とした５年間のプロジェクトを実施し、採苗、中間育成、放流、垂下式養殖に関する技術を移転した。

ミナミマグロ蓄養技術開発プロジェクト（1990年12月～1993年5月）

1960年代後半になるとミナミマグロの漁獲量が伸び悩むとともに漁獲物の小型化が確認され、その後、1984年には日本、オーストラリア及びニュージーランドの３か国による総漁獲量規制が開始された。当初オーストラリアの割当量は14,500tであったが、1989年には5,265tまで削減された（1989年の日本の割当量6,065t）。この割当量の大幅削減によりオーストラリアのまき網及び一本釣りまぐろ漁業者は経営的に厳しくなり、オーストラリアまぐろ漁船船主協会（TBOA）は傘下のまぐろ漁業者の経営改善を目的に、小型まぐろの一時蓄養による付加価値向上を図るためのまぐろ蓄養の技術指導を財団に求めた。一方、オーストラリア政府は蓄養技術移転を日本への割当量譲渡の条件の一つとしたことから、財団は、我が国遠洋まぐろはえ縄漁船の安定的な操業を図るため、南オーストラリア州ポートリンカーンのボストン湾に専門家を派遣して調査研究を開始した。

1991年度は現地のまぐろ一本釣漁船で捕獲した約15kgのミナミマグロ850尾を直径30mの円形生簀２基で蓄養試験を実施し、1992年度は25m×25mの角型生簀を１基追加設置し、30mの円形生簀２基と併せ、新たに捕獲したミナミマグロ720尾の飼育を開始した。また、プロジェクト終了後、オーストラリアの要請に応え、養殖可能性調査のための専門家を1993年から２年間派遣した。これらが礎となり、現在までポートリンカーンではミナミマグロの蓄養業が継続されている。なお、現在は、豪州まき網漁業により捕獲されるミナミマグロのすべてが蓄養にまわされ、一定の大きさまで蓄養されたミナミマグロが日本を含む複数の市場に供給されている。

ミナミマグロ漁業技術移転プロジェクト（1992年3月～ 1995年3月）

オーストラリアのミナミマグロ漁業界は、水産資源の有効利用の観点から小型マグロを対象とした小型のまき網及び釣り漁業から大型マグロを対象としたはえ縄漁業への転換を図ることとし、TBOAは財団にはえ縄漁法に関する乗組員育成のための陸上及び海上訓練の実施を要請した。財団はこれに応えて専門家を派遣し、６か月と12か月の２つの訓練コースを実施した。また、海上訓練の一環として実施される操業訓練においては漁獲可能性調査をあわせて実施した。

（カ）モロッコへの技術協力

モロッコの大西洋沿岸南部は豊かなイワシ漁場であり、1986年の同国総漁獲量の約半分の27万tがイワシであった。漁獲されたイワシの約60％は生鮮又は缶詰原料として消費され、残りはフィッシュミールとなっていた。モロッコは沿岸部を除き魚食文化が広まっていない国であり、同国政府は、豊富なイワシ資源の食用化を進めるため、すり身加工品の技術協力を財団に要請した。

イワシの落し身、すり身加工品開発プロジェクト（1988年2月～ 1993年2月）

財団は、専門家を派遣して、イワシの落し身、すり身の製造、それを原料とした２次加工品の開発研究調査を国営漁業公社（ONP）を実施機関として実施した。アガディールにイワシすり身製造及び加工品試作プラントを建設し、製造したすり身を原料にフィッシュボール、魚肉ハンバーグ、魚肉ソーセージを試作した。試作品はホテル、スーパーマーケット、大学、レストラン等で試食に供し、モロッコ国民の嗜好に合うように改良を重ね普及に努めた。加工品はさらにエビボール、メルゲーズ（モロッコ風ソーセージ）、ブリワッツ（モロッコ風春巻）を加え、全部で６品を製造・販売した。すり身生産技術の移転、モロッコ国民の嗜好に合った２次加工品の開発、販売試験も行い、当初目標は達成されたとしてプロジェクトを終了した。

その後、モロッコ政府の要請により、1996年度から1998年度まで、表層魚（主としてイワシ）の漁場開発調査及び漁獲物を利用した加工販売プロジェクト（漁場開発・流通振興総合協力事業）をONPと共に実施し、さらにフォローアップ事業として、1999年５月から2000年８月にイワシ加工品及び加工技術の民間移行プロジェクトを実施した。プロジェクトを引継ぐ民間企業は入札によって選定されることとなり、専門家帰国後にプロジェクトを継承する企業が決定された。

クロマグロ増養殖研究開発プロジェクト（可能性事前調査プロジェクト：1992年11月～ 1993年8月）

このような中でモロッコはクロマグロ増養殖プロジェクトの実施を財団に要請し、財団はモロッコ海洋漁業・海運省（当時）と覚書

を締結し、プロジェクト実施機関をモロッコ国立水産科学研究所としてプロジェクトを実施した。プロジェクトは水産庁、水産庁水産研究所（当時）、日本栽培漁業協会（当時）を始めとする関係機関の支援を受けて実施した。

第一段階として、1992年12月～1993年８月まで可能性調査プロジェクトを本事業で実施し、第二段階として、1993年９月～2000年３月までクロマグロ増養殖可能性プロジェクトを国際漁業資源増養殖協力事業で実施した。

モロッコの地中海沿岸のテトワン県ムディックを実施場所として海上生簀を設置し、1993年９月から大西洋クロマグロの親魚の飼育を開始した。親魚は定置網で捕獲したいわゆる下りマグロ（地中海に来遊して産卵した後に大西洋に回遊するマグロ）を使用した。親魚の越年飼育に成功し、サンプリングにより成熟度調査を行い、産卵にかかる多くのデータを収集した。また、定置網で捕獲した小型クロマグロ（当歳魚）の飼育試験も行い、養殖種苗としての利用の可能性を明らかにした。一方、陸上施設として、第１飼育棟（餌料培養棟・餌料栄養強化棟）、第２飼育棟（孵化・飼育事務棟）、海水取水施設、機械室等の整備を行った。さらにプロジェクト関係者を日本に招聘し、水産庁関係機関、日本栽培漁業協会の各事業場等関連施設において技術研修を実施した。その後、フォローアップ事業にて、クロマグロ採卵及びタイ類、ハタ類の種苗生産技術指導を2000年４月～2001年３月に実施し、本事業でさらにタイ類、ハタ類の種苗生産技術の基礎的研究開発プロジェクトを2001年度～2003年度に実施した。

プロジェクトを通して、増養殖研究にかかる人材育成と技術移転が進展し、現在、ムディックの水産研究施設はモロッコにおける増養殖研究の中心となっている。

（キ）中国への技術協力

1972年の日中共同声明により日中間の国交が復活し、1975年に民間協定に代わって政府間漁業協定が締結され、我が国漁船（以西底びき網漁船・まき網漁船）の安定操業が実現した。当時日本と中国は東シナ海・黄海を共通の漁場としており、我が国は漁業秩序の確立と、海上紛争のない安全操業に腐心してきたが、東シナ海・黄海は中国漁船の主要漁場であり、底びき網漁業による漁獲が飛躍的に拡大していた。

渤海（遼寧省営口）における大正エビ・ガザミ増殖プロジェクト（1985年11月～1988年11月）

中国政府は、第７次５か年計画において渤海水産資源増養殖計画を策定し、資源回復を図るため本計画の遂行に際して財団の協力を要請した。財団は中国の資源増殖政策に協力するために要請に応じることとし、大正エビの効率的な放流及び増殖技術並びにガザミの種苗生産、中間育成、放流技術の研究調査の実施のため、日本栽培漁業協会の協力を得て専門家を営口に派遣した。両対象種ともに期待された成果を残し、関連技術が移転された。

山東省小麦島マダイ種苗生産プロジェクト（1990年2月～1993年3月）

中国政府の要請を受け、また東シナ海の水産資源が枯渇している状況に鑑み、財団は、中国では未着手のマダイ種苗の大量生産技術を同国に適する形で移転するプロジェクトを実施することとし、日本栽培漁業協会の協力を得て専門家を青島市小麦島に派遣した。本プロジェクトは小麦島増養殖実験站にて我が国のマダイの大量種苗生産技術（10万尾規模）を中国の条件に適した形で技術移転を図る試験研究事業であり、２年目には目標を超える稚魚を生産して関連技術が移転された。

福建省東山湾におけるフクトコブシ、カンパチの種苗生産プロジェクト（1994年3月～1997年3月）

本プロジェクトは、日本のフクトコブシ及びカンパチの種苗生産技術を中国に適した形で技術移転し、日中両国の水産分野における漁業協力関係の維持発展に寄与することを目的とし、専門家を東山湾水産増殖センターに派遣した。目標を、フクトコブシ稚貝（殻長20㎜）の生産20万個、カンパチ稚魚（体長25㎜）の生産20万尾とし、共にこれを上回る実績を残した。種苗生産技術は、概ね中国が求める条件に適した形で移転することができた。このことにより、本プロジェクトは東山湾周辺水域における種苗生産の模範となった。

中華人民共和国における冷凍まぐろ市場開拓プロジェクト（2003年11月～2006年3月）

中国の大型まぐろはえ縄漁船勢力が急激に増大したことを背景に、2001年２月、日中まぐろ漁業協議が初めて開催された。その後、日中まぐろ業界の協調体制確立に向けての取組みが進められ、中国の便宜置籍漁船廃絶対策を目的とした責任あるまぐろ漁業推進機構（OPRT）への加盟を前提に日中まぐろ業界の協力事業が計画された。日本鰹鮪漁業協同組合連合会（当時）は、マグロ類の日本市場への集中的な供給を緩和して魚価の安定を図るため中国国内における超低温まぐろ市場の開発に協力することし、同連合会の要請を受け、財団はプロジェクトを実施することとなった。なお、中国漁業協会遠洋分会がOPRTに正式加盟したのは2003年５月であった。

本プロジェクトの目的は、北京における超低温マグロ類の消費拡大モデルの構築であり、実施項目は、①実験的小規模コールドチェーンの整備（50t型超低温冷凍庫及び実験的加工室の設置、冷凍マグロ保管用ストッカー、ショーケースの供与）、②マグロ消費拡大のための広報活動及び講習会の開催等、③新中間層を対象とした市場調査及びモニタリングとし、財団は専門家３名を派遣した。プロジェクトは計画どおり実施され、まぐろを食べる習慣のない中国において、2005年に北京で超低温保管のマグロ刺身を年間59t流通させることができた。

冷凍マグロ市場開拓プロジェクト（中国）

（ク）ペルーへの技術協力

ペルー沖合200海里水域はアメリカオオアカイカ漁場であり、我が国遠洋いか釣り漁船が1990年から出漁しており、同水域は南西大西洋に次ぐ重要な漁場であった。また、同国カヤオ港は、西経漁場で操業する我が国遠洋まぐろはえ縄漁船の重要な補給入港地でもあった。

ペルー共和国 イワシ及びアンチョビー加工流通プロジェクト（1996年11月～2001年5月）

同国沖合水域は世界有数のアンチョビー漁場であったが、漁獲物のほとんどがフィッシュミールの原料となっていたことから、ペルー政府はアンチョビーを食用化する政策を策定し財団に協力を要請した。1987～1989年度の外国200海里水域漁場開発協力事業及び1990～1991年度に本事業で実施したト

ロール漁業の漁獲物を冷凍水産物として沿岸域に供給した事例はあったが、コールドチェーンが整備されていないため、大多数の山岳部の住民は海産魚を食べた経験がほとんどなかった。また、貧困層では動物性タンパクの摂取が不足していることなどから、財団は、イワシ及びアンチョビーの食用化促進協力プロジェクトを実施することとした。プロジェクトは２期に分かれ、フェーズⅠはイワシ及びアンチョビーを原料とした加工品開発、フェーズⅡは開発された加工品の流通販売調査であった。このプロジェクトは、長期派遣専門家の派遣直前に在ペルー日本大使公邸人質占領事件が発生したため、専門家派遣計画を長期派遣から短期派遣を複数回繰り返す形に変更して開始された。フェーズⅠでは、落し身・すり身の製造技術指導を行い、国内市場向けの試作及び改良研究を続けた結果、生産目標である魚肉ソーセージ3,000本/日、ハンバーグ1,000個/日を達成した。また、試作したソーセージ11.5tを洪水被害者に提供した。フェーズⅡでは、山岳部での流通調査を同国貧困対策組織が担うこととなり、加工品の増産、同組織内のカウンターパートへの技術指導を実施した。

財団は所期の目的を達成したことからプロジェクトを終了し、フォローアップ事業（2001年度）を経てペルー政府がプロジェクトを継続した。その後数年間はペルー側のみでプロジェクトは運営されていたが、異常海況によるアンチョビー不漁のため原料魚が入手できなくなり加工品の生産は中断を余儀なくされた。

４．国際的な資源管理推進のための協力

（1）国際資源管理対策推進事業

1）事業の概要

この事業は、国際機関が定める資源管理措置等の実施に際し、漁業管理等の専門家の国際機関への派遣等を通じ、途上国の取組みに対する助言や技術的な指導を行うものである。2000年度補正予算によって創設された国際漁業・資源管理協力事業を前身とし、翌2001年度からは国際漁業振興協力事業の枠組みの下に国際資源環境対策事業として予算措置されたことがそのルーツである。その後、幾度かの予算の組み換えの下に名称が変更され現在に至っている。

財団の技術協力は二国間の漁業関係の下で行う二国間（バイ）協力が中心であるが、この事業はカツオ・マグロ類に代表されるような高度回遊性魚種の国際的な資源管理に貢献することを目的としたもので、地域漁業管理機関（Regional Fisheries Management Organization：RFMO）や地域漁業機関（Regional Fishery Body：RFB）を通じた多国間（マルチ）協力であることが特徴である。

なお、この事業創設当時はマルチ協力のほかに、有用水産資源の開発調査、資源水準の低い水産資源の増養殖のための研究開発等の二国間協力も包含していたが、これらは2008年度で終了した。また、2007年度から2016年度までは国際交流促進のための水産関係者招請や国際機関関係者とのシンポジウム開催なども実施した。2022年度は、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）に短期専門家を、太平洋諸島フォーラム漁業機関（FFA）に長期専門家を派遣した。

2）マルチ協力開始の背景

国際的な海洋生物資源管理という考え方は1994年に国連海洋法条約が発効する以前から存在したが、同条約の署名（1982年）がこの考え方を世界に広め、1995年にFAOが採択した「責任ある漁業のための行動規範」がこれを強力に後押しした。後者は法的拘束力を持たない自主的な規範ではあるものの、このような規範が採択された背景には、当時世界の海洋生物資源の多くが満限まで利用されており、将来とも利用していくためには生態系や生物多様性に配慮を払いつつ、生物資源の有効な保存・管理及び開発を確保するために責任ある行動をとっていくことが求められたことがある。

また、日本のかつお・まぐろ漁業の重要な漁場である中西部太平洋においては、2000年９月に開催された「中西部太平洋を対象とした条約の起草及び交渉のための多国間ハイレベル会合（MHLC）」の第７回会合で中西部太平洋まぐろ類条約（WCPFC条約）が採択されたが、対象水域や紛争処理方法、取締規定等とともに、意思決定方式などに関して日本をはじめとする漁業国の立場・主張が必ずしも十分に反映されたものにはならなかった。

そこで水産庁は、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）が科学的根拠に基づく水産資源の持続的利用を目指したRFMOとしてしっかり機能するよう我が国が主導して対応するために、資源管理に係る国際会議の開催及び高度回遊性魚類の管理に関わる研究を促進するための予算を2000年度補正予算として確保した。

財団もこれに合わせて同年12月に寄附行為の改正を行い、「水産資源の持続的利用を目指した国際的な資源管理の推進に資する事業」を財団事業の柱の一つとして明確にし、以来、国際的な資源管理を推進する事業にも積極的に取り組むこととなった。

3）二国間技術協力

この事業の枠組みで行われた二国間協力は、①有用水産資源の保全に関する基礎調査及び資源管理方法に関する指導、②低下した資源水準の回復のための増養殖技術指導、③関係沿岸国の排他的経済水域内における漁場開発のための調査を行うものに大別することができる。

①はミクロネシアとマーシャル、②はアルゼンチンとインドネシア、③はマダガスカルとインドネシアを対象とし、いずれも長期・短期の専門家派遣によるプロジェクトタイプの技術協力であった。

4）国際交流促進

2007年度から2011年度までの５年間、当時、国際資源環境対策事業と呼ばれていたこの事業の枠組みの下で海外の水産関係者を招請した。

また、日本の沿岸域を含めた中西部太平洋水域でのかつお・まぐろ漁業の権益を継続的に確保していくため、WCPFCに加盟する島嶼国が加盟する太平洋諸島フォーラム漁業機関（FFA）との関係強化を図るためのシンポジウムを2007年度から2016年度（2008年度以降は日FFA漁業協力協議会と呼称を変更）まで毎年開催した。これは、WCPFC北小委員会が毎年日本で開催されていたことから、これに合わせ漁業協力協議会を開催したものである。2017年以降は同委員会の日本開催が隔年となり、同協議会もこれに合わせた開催となった。しかし、2020年以降はCOVID-19の全世界的な蔓延のため同委員会がオンライン開催となり、漁業協力協議会も2018年度を最後に2022年度まで開催されていない。

5）国際機関を通じた協力 その1

この項では日本が加盟するRFMOを通じた加盟国への協力について述べる。協力実績がある機関はインド洋まぐろ類委員会（IOTC）と全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）の２機関である。

IOTCは、インド洋におけるマグロ、カツオ、カジキ類の管理、保存及び最適利用の促進を目的として1993年にFAOの下部機関としてその設立が決定され、1996年に設立したRFMOである。2023年３月現在の加盟国は日本を含む31の国・地域であり、その事務局はインド洋西部に位置する島嶼国セーシェルの首都ビクトリア（マヘ島）に置かれている。

IOTC加盟国はIOTC対象種に関する自国漁船の漁獲データをIOTC事務局に提出することとなっており、事務局はこの報告を基に漁業統計を整備し、それらは作業部会や科学委員会における資源評価、そして資源管理措置の提言の重要な基礎資料となる。しかしながら、設立当初のIOTCは、インド洋のマグロ類の資源状態を評価するために必要な漁業統計データが質・量ともに十分ではなく、早急なデータの精度改善が課題とされていた。財団は、IOTCからの要請を受けて2002年度からIOTC加盟の途上国を中心とした漁業統計情報システムの整備支援と人材育成に関する技術協力プロジェクトを開始した。

かつお一本釣り体長データ収集支援プログラムのモニタリング（2005年モルジブ）

このプロジェクトは、加盟国ごとに事情の異なる漁獲統計データの実態を調査してそれぞれの問題点を把握することから始め、インドネシア、タイ、オマーン、モルジブなど16か国に対しサンプリング調査やワークショップ開催、データベース構築支援などを行った。プロジェクトは2021年度に開始20周年を迎え、実施内容を状況に合わせて変えつつ現在まで途切れることなく継続実施中である。この間、特に資源評価を困難にしていた加盟国の沿岸零細漁業によるマグロ類の漁獲データの精度が向上し、一定程度の資源評価が可能となり、暫定的ではあるものの各国でTACを決定できるようになった魚種もある。また、IOTCの年次会合、科学委員会及び各種作業部会では、統計データから得られた知見を公表するときなどに本プロジェクトの名前が度々登場し、IOTCにおける日本のプレゼンスを高めることに貢献している。

サンプリング調査（2014年インドネシア）

全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）は、東部太平洋のカツオ・マグロ類資源の持続的な利用を目的とするRFMOであり、日本は1970年に加盟した。なお、最初の条約は1950年に発効したが、2010年８月に新条約（全米熱帯まぐろ類委員会強化条約）が発効している。加盟国は日本のほか、米国、カナダ、パナマ、エクアドル等21か国・地域で事務局は米国カリフォルニア州サンディエゴのラホヤに置かれている。

1990年代後半になって、IATTC等のRFMOやFAOでははえ縄漁業等の操業に伴うサメ、海亀、海鳥類の混獲が問題となり、漁獲対象生物だけでなく混獲生物を含む海洋生態系に対する配慮が一層求められるようになっていた。

FAOが2005年に「漁業操業における海亀死亡削減ガイドライン」を定める１年前、IATTCは「海亀混獲削減３か年計画」を採択した。このような世界的な動きのなか、海洋生態系の保全と漁業の持続的発展を図ろうとするRFMOの活動に積極的に協力するために財団は2005年度からIATTC及びエクアドルとの３者共同で海亀混獲削減のための協力プロジェクトを開始し、翌年にはパナマで同様のプロジェクトを開始した。2012年度までの８年間にわたって中南米９か国（パナマ、エクアドル、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル、ペルー、コスタリカ、メキシコ、コロンビア）を対象に零細はえ縄漁業によるウミガメ混獲削減プロジェクト、サメなどのはえ縄混獲魚の情報整備のための協力プロジェクトを実施した。

プロジェクトでは対象国漁業の実態調査、零細はえ縄漁業者に対する講習会、漁具（釣針）の改良・交換、オブザーバーを乗船させての効果検証、啓蒙普及活動、各国の行政官を集めたプロジェクト普及のための会合などを行ったほか、零細漁業の漁獲データ収集整備の技術指導、人材育成を行った。

６）国際機関への協力 その２（FFAとATLAFCO）

この項では日本が加盟できないRFBを通じた加盟国への協力について述べる。協力実績がある機関はFFA及び大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力閣僚会議（略称は英語で「ATLAFCO」、仏語で「COMHAFAT」）の

２機関である。なお、RFBとは漁業に関連する地域的な団体全般を指し、FAOではRFBのうち資源の保存管理措置について法的拘束力のある合意を採択できるものをRFMOとして区別している。

FFAはオーストラリア、ニュージーランドを含む太平洋の17か国・地域で構成されるRFBであり、事務局はソロモンの首都ホニアラに置かれている。その歴史は1977年にパプアニューギニアで開催された第８回南太平洋フォーラム（South Pacific Forum：SPF、2000年から太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum：PIF）に改称）において採択された「海洋法と地域漁業機関に関する宣言」に始まり、この宣言に基づき、太平洋の海洋生物資源、とりわけカツオ・マグロ類に代表される高度回遊性魚種の管理と開発を支援することを目的として1979年にフォーラム漁業機関協定の署名がなされ、設立に至ったものである。

FFA加盟国・地域の周辺水域はカツオ・マグロ類資源に恵まれており、日本のかつお・まぐろ漁船にとって重要な漁場である。財団は、FFA加盟国のうち漁業関係の深い沿岸国と良好な関係を構築するためFDAPIN（各論「３．水産業の振興や資源管理のための漁業協力（1）地域巡回機能回復等推進事業」参照）に代表される様々な協力を行ってきており、FFAに対する協力の歴史も1989年まで遡ることができる。当時は関係沿岸国との漁業取極交渉や当該国に対する漁業協力を円滑に推進するために必要な情報を収集し、日本の関係団体等に提供することを目的として設置された海外情報員派遣事業（財団の単独事業）の枠組みによるFFA事務局への専門家の派遣であった。専門家は漁業アドバイザーとしてFFA事務局に派遣され、漁業取極交渉の支援の他、関係諸国の漁業開発に関する助言等を行った。

漁業アドバイザーの派遣は４代、16年３か月にわたったが、2005年度からは国の補助事業に移行するとともにFFAと新たな専門家派遣に係る覚書を交わし、派遣される専門家は、まぐろ産業アドバイザーとしてFFA事務局及び加盟国に対してまぐろ産業の振興等に関する助言を行うとともに関連情報の収集を行うこととなった。まぐろ産業アドバイザーは現在まで３代、18年間途切れることなく派遣が続いている。

2008年５月には、財団とFFAの間で「中西部太平洋における日本とFFAの互恵的協力関係を推進するための資金（プロモーションファンド）」の協力の枠組みに関する合意書が交わされ、現在はこの合意書に基づきまぐろ産業アドバイザーがプロモーションファンドの資金管理を兼務している。

ATLAFCOはアフリカ大西洋岸北部のモロッコから南部のナミビアまで22か国が加盟している。事務局は、モロッコの首都ラバトに置かれている。

ATLAFCOベナブー事務局長財団表敬（2016年）

FFAマヌ長官財団表敬（2019年）

ATLAFCOの成り立ちは、1980年代に入って漁業資源の乱獲が著しく進んだことを懸念した大西洋沿岸のアフリカ諸国が、資源管理と漁業開発の両立を目指して、1989年にラバトで開催した第１回閣僚会議で「ラバト宣言」を採択したことに始まる。1991年にセネガル共和国のダカールで開催された第２回閣僚会議でATLAFCO条約を採択し、1995年に同条約が発効し、FAO憲章第13条に基づきFAO事務局長が協力を承認した国際機関、いわゆる「FAO第13条機関」としてスタートした。

アフリカ大西洋沿岸もまたカツオ・マグロ資源の好漁場であり、その開発と利用を通じてATLAFCO加盟国と日本の間には長い友好の歴史がある。ATLAFCOの設立当初は加盟国の分担金制度が創設されておらず、資金難により漁業資源開発や保全等に関する独自の活動が十分に実施できない状況が続いていた。

財団は、2009年に「水産資源の持続的利用に係るATLAFCO加盟国と我が国との間の互恵的協力関係の強化を通じた双方の利益の実現を図ることを目的とする長期的(10年間)な協力の枠組み」としてプロモーションファンドを設立した。以来、日本、そして財団にとってATLAFCOはアフリカ地域における重要かつ主要なパートナーとなり、事務局には財団の専門家が常駐し（２代、13年半)、プロモーションファンドを通じて様々な活動をサポートしてきた。

なお、ATLAFCO に派遣される専門家は、2017年４月から持続的利用体制確立事業のアドバイザーとしての業務も行っている。

トピックス 12

地域漁業管理機関（IATTC）との資源増殖事業

パナマの太平洋岸にあるアスエロ半島アチョチネス湾沖周辺は、周年キハダの産卵が行われている。1985年、カリフォルニア州ラホヤに本部を置くIATTCは、この地の利を活かし、キハダの初期生活段階に関する研究を行うアチョチネス研究所を開所した。当初は、アチョチネス湾沖の海上で、プランクトンネットで採取されるキハダの稚仔魚を利用してキハダの初期生活史の研究を行っていたが、IATTCは、研究を安定的に行うために、マグロ類の親魚養成飼育を行うことを計画し、当時クロマグロとキハダの親魚養成と産卵に関する研究を行っていた日本栽培漁業協会八重山事業所との研究交流を望み、日本のかつお・まぐろ漁業団体を通じて、財団に協力を求めてきた。

財団はこの要請を受けて、1992年に日本栽培漁業協会専務と八重山事業場長の２名をIATTC本部及び同研究所へ派遣し、調査、検討を行った。その結果、IATTCとの研究交流と同研究所の施設整備に関する協力を行うことを決定した。研究協力の内容は、①まぐろ類の稚仔魚の飼育に必要な初期餌料の生産開発の研究、②キハダの親魚の育成による稚仔魚供給の可能性についての共同研究、③パナマ共和国が同研究所を利用して研究しているスナッパー及びニベ類の親魚育成技術と初期餌料の生産に関する開発協力の３点とし、このうち、②のキハダの親魚の育成で必要となる飼育施設については、①海上での生簀方式、②陸上における大型組み立て水槽方式、③陸上における大型コンクリート水槽方式の３つが検討された。アチョチネス沖は、海岸から８km以内で水深200mに達する程の急深な水域で潮流も速いことから海上生簀は適さず、陸上における大型組み立て水槽方式は、水槽壁が薄いため育成中の親魚が外部の騒音等の影響で暴走し斃死する恐れがある。これらのことから、結果として、陸上における大型コンクリート水槽による親魚養成の方法を採用することとなり、そのための施設整備を行うこと

となった。当時の八重山事業所の研究者や施設関係の方々の協力を得て施設の詳細を検討した結果、キハダ親魚育成用として直径17m深さ６mのタンク１基、馴致用として直径8.5m深さ３mタンク１基のほか、スナッパー及びニベ親魚育成用としても直径8.5m深さ1.5mタンク１基を作成し、必要な海水取水設備及び餌料培養施設等を整備することとなった。

施設の建設は1994年の年初頭から開始され、1996年２月に完成した。竣工式にはパナマ大統領、商工大臣、IATTC事務局長、在パナマ日本国大使、財団理事長ほかが出席し、パナマ国内に大きく紹介された。完成した施設を利用してキハダの親魚養成が開始され、その年の10月には80粒のキハダの産卵が確認された。また、スナッパー及びニベ類の産卵も確認された。同研究所ウエブサイトによると、2022年現在まで25年間にわたりキハダの産卵が確認されているとのことである。財団が協力した施設がこれほど長期間利用されているのは、同研究所スタッフやパナマ政府による絶え間ない維持、管理のおかげであり、当時の担当者としては感謝に堪えない。

（手代木宏）

（2）科学オブザーバー調査分析事業

1）はじめに

財団は日本エヌ･ユー･エス株式会社（以下「JANUS」という。）と共同企業体を組織して水産庁の委託事業である科学オブザーバー調査分析事業を2013年度から受託し、「日本オブザーバー計画」（Japan Observer Program ： 以下「JOP」という。）の事務局として当事業を実施している。2022年度で10年目を迎えた。

JOPとは、日本漁船が漁獲対象とする水産資源の持続的な利用を確保するため、地域漁業管理機関等から求められている精度の高い科学的情報の収集、効果的な科学オブザーバーの管理及び科学データの整備や評価を確実に、かつ効率的に実施するための計画であり、年度毎に水産庁、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所（2022年度現在。以下「資源研」という。）、かつお・まぐろ関係団体及びJOP事務局により最新の規則に沿って策定される。なお、JOP事務局は「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）」より、WCPFCが定める科学オブザーバー育成・派遣機関の監査基準をクリアしたオブザーバー育成・派遣機関として認定されている。また、その他の地域漁業管理機関においては、操業する漁船の旗国として科学オブザーバー派遣プログラムを持ち合わせることが必要になっており、JOP事務局がその役割を果たしている。

2）事業実施の背景

国連海洋法条約（UNCLOS）には、特定の国の排他的経済水域を越えて広く回遊するカツオ・マグロ類等の高度回遊性種について、国際機関を通じて保存を確保し、最適利用を促進するために協力することに言及した規定（第64条）がある。これに基づくものとして、カツオ・マグロ類資源の保存管理を目的とする地域漁業管理機関は世界に５つある。具体的には、太平洋にはWCPFC及び「全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）」の２つがあり、このうちIATTCは東部太平洋を対象水域としている。インド洋には「インド洋まぐろ類委員会（IOTC）」が、大西洋には「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）」がある。このほかに、対象水域は設定されていないが、ミナミマグロという特定魚種を対象とした「みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）」がある。

日本はこれら５つの地域漁業管理機関すべてに加盟しており、それぞれの機関が採択する保存管理措置を履行する義務がある。各地域漁業管理機関は、その保存管理措置の一つとして、科学オブザーバーによる漁業情報等の収集に関する規則を定めている。

JOPに基づき実施されている科学オブザーバー事業の主たる対象漁業は「まぐろはえ縄漁業」である。また、太平洋及びインド洋においては日本の「大中型まき網漁業」も科学オブザーバー調査分析事業の対象漁業となっている。

3）ポートサンプリング調査

ポートサンプリング調査は、科学オブザーバー調査分析事業の調査項目の一つで、JOPでは2013年度から2019年度まで実施した。調査の実施場所は、太平洋水域でカツオを漁獲対象として操業するまき網漁船の陸揚げ地である焼津漁港、枕崎漁港、山川漁港の３か所である。

モッコを使って陸揚げされた漁獲物
（2017年山川漁港）

漁獲物の体長測定（2017年山川漁港）

調査の内容はモッコ調査と銘柄別調査である。モッコ調査は、まき網漁船の魚艙からモッコを使って陸揚げした直後の漁獲物について、その場で魚種判別を行い、体重、体長を計測してデータを収集する調査、銘柄別調査は、陸揚げ後に各漁港で魚種別・体重別に仕分けされた（これを銘柄という）漁獲物を一定数サンプリングし、体重、体長を計測してデータを収集する調査である。

計測・集計したデータのほか、胃の内容物や耳石分析のため漁獲物数尾を資源研に送付する。これらは熱帯水域等においてまき網漁船が漁獲対象とするカツオ・マグロ類の資源評価をより精度よく実施するための分析に供される。

なお、2020年度以降、科学オブザーバー調査分析事業予算が削減され、ポートサンプリング調査は事業内容から除外された。

４）科学オブザーバーの目的・役割

５つの地域漁業管理機関を設立する条約のうち最後に発効した中西部太平洋まぐろ類条約（WCPFC条約）の第28条第１項に規定されている科学オブザーバーの目的は、要約すると次のとおりである。

(a) 検証された漁獲データの条約区域からの収集
(b) その他の科学的データの条約区域からの収集
(c) 追加的な漁業に関する情報の条約区域からの収集
(d) 委員会が採択する保存管理措置の実施の監視

上記の各項目については、他の地域漁業管理機関が定める規則においても、(d)を除き類似の規定が存在する。その意図するところ

をWCPFC条約の項目毎に次のとおり整理してみた。

(a) 検証された漁獲データの条約区域からの収集

地域漁業管理機関の主たる目的は、カツオ・マグロ類資源を持続的に利用可能な水準に維持することである。この目的達成のため、各地域漁業管理機関では対象水域における管理対象種について定期的に資源評価を実施し、当該魚種の資源状況の把握を試みている。

本事業のオブザーバーによる情報収集活動は、WCPFCの監査を受けるJOPの下で行われており、WCPFC条約の要求する水準を満たしている。

(b) その他の科学データの条約区域からの収集

漁獲データのほかに、漁獲物の体長・体重データ、性別、年齢推定のために採取される耳石の情報、漁獲物から回収された標識のデータ等から得られる情報が資源解析に用いられるが、これらの科学データの収集を漁業者に依存することは通常困難なため、科学オブザーバーが収集している。

(c) 追加的な漁業に関する情報の条約区域からの収集

科学オブザーバーが収集する（a）漁獲データ及び（b）科学データは、他の追加的情報、例えば“5W1H”（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように）に相当する情報が伴って真の意味を持つ。そのため、各地域漁業管理機関は科学オブザーバーが収集すべき情報の内容とその基準を定めている。

「いつ」、「どこで」は文字どおり読んで字の如くであるが、「日時」は世界標準時を原則使用し、操業の開始及び終了日時の情報、「位置」にはGPSに基づく緯度・経度の情報がある。

「だれが」には漁船の主な要目（総トン数、全長、機関出力、船速、魚艙容積等）、搭載している漁労機器・魚群探索機器等の情報があり、これらを基に漁船の基本的な漁獲能力を推測することができる。

「どのように」には漁船が用いる漁具の仕立てや操業形態に関する情報がある。はえ縄漁業では幹縄及び枝縄の素材や長さ、浮き縄の長さ、一鉢当りの使用枝縄本数、餌の種類等が、まき網漁業では集魚装置を用いた操業（FADs操業）かそれ以外の素群れ操業かという情報となる。

このような操業実態に関する情報は、水産資源管理を実施するうえで非常に重要である。

(d) 委員会が採択する保存管理措置の実施の監視

WCPFCの場合、漁船の違反行為の監視が科学オブザーバーの任務の一つとして条約本文中に謳われているという特徴がある。

はえ縄漁業の場合、全く捕獲の意図がないにもかかわらず海鳥類、海亀類、サメ類が偶発的に捕獲されてしまうことがある。これらは混獲生物、あるいは生態学的関連種（ERS）と呼ばれており、一定の生物種を対象に漁業からの影響を緩和するための管理措置が講じられているケースがある。例えば、餌を付けた針を海中に投入する際に海鳥を混獲する数を削減させるための装置の使用を義務化しており、海亀類が混獲された際には、捕獲後のダメージを最小限にして海へ戻すための手順を定めている。

また、サメ類については、蒲鉾やはんぺん等の練製品の原材料となるヨシキリザメ等のサメ類を漁獲の主対象魚種として操業する一部はえ縄漁船がある一方で、まぐろ類を漁獲対象魚種として操業するはえ縄漁船では混獲物として扱われる。各地域漁業管理機関は、サ

メ類資源の有効利用の観点から、サメ類を捕獲する場合にはサメのヒレと胴体を水揚地まで船上に保持すること、また、サメ類を保持しない場合には、放流後の生存率が可能な限り高くなるよう釣り糸をできるだけ釣鉤に近い位置で切断して放流することを義務付けるなどの管理措置を講じている。

これらの各地域漁業管理機関が定めた管理措置は、日本では、指定省令等で漁業者に当該措置を周知させ遵守を義務付けている。このため、洋上においては、これらの管理措置が適切に実施されているか否か、科学オブザーバーによる観察情報が必要とされている。

まき網漁業を対象とする保存管理措置は、はえ縄漁業とは異なっている。日本のまき網漁船が主に操業するWCPFC対象水域では、国別漁獲枠といった漁獲量管理ではなく、３カ月間のFADs操業の禁止といった操業上の制限が課せられている。この制限を含めた操業上の制限が正しく運用されているか否かは、科学オブザーバーによる確認が不可欠となっている。また、まき網漁業の場合、漁獲物の魚種組成（カツオ、キハダ、メバチの比率）も重要な情報である。特にFADs操業ではカツオ程度の大きさの小型のキハダ、メバチがカツオと一緒に漁獲されることがあり、まき網漁業の科学オブザーバーは、漁獲物からランダムにサンプルを抽出して漁獲物の魚種組成を確認することが求められている。

JOPの活動の根拠となるまぐろ類地域漁業管理機関の保存管理措置については、その改善に向け、様々な見地から絶え間ない議論が続けられている。本事業がこうした動きに的確に対応し続けるためには、常に各機関の動向を注視し、臨機応変に対応できる柔軟性が必要である。

5）実施内容

JOPの下での活動は、地域漁業管理機関の保存管理措置に基づき、国際基準に準拠した科学オブザーバーを育成して漁船に乗船させ漁獲対象魚種及び混獲生物に関する漁獲及び科学データを収集するものである。JOPの策定以来実施してきた事業内容については資料編も参照していただきたい。

なお、コロナ禍の影響を大きく受け乗船配乗の機会が著しく減少したため、2023年３月末現在JOPに所属する日本人科学オブザーバーは３名、インドネシア人科学オブザーバーは43名となっている。新型コロナウイルス感染拡大の影響が収束に向かいつつあり、JOP事務局としては事業を受託できる限り、科学オブザーバーの育成と日本漁船への配乗により、まぐろ類地域漁業管理機関が求める必要な情報収集に努めていく所存である。なお、2020年、2021年、2022年の各年度には、各RFMOで導入に向けて議論されている電子モニタリング（EM）の試験実験を行った。試験を通じて、科学オブザーバーが行う活動と比較したり、メーカーごとの特性や耐久性の把握、解析ソフトなどの知見を収集することが目的である。EM映像の解析は多くのマンパワーが必要であり、また、それに従事する事務スペースを要することから、EMを本格的に実施する場合には、試験実施の単なる拡大・延長ではなく、実施体制を整備し直す必要があるものと考える。

オブザーバー講習会（2018年ジャカルタ）

科学オブザーバー調査分析事業の実績（人数、ポートサンプリングは回数）

年度	科学オブザーバー育成講習会出席者数		科学オブザーバー配乗実績				ポートサンプリング
	日本人	インドネシア人	遠洋はえ縄	近海はえ縄	海外まき網	近かつ船	
2013	33	49	56	36	4	−	26
2014	19	62	58	75	6	17	26
2015	6	63	59	99	6	−	26
2016	11	57	53	73	9	32	26
2017	13	59	56	78	7	12	26
2018	11	98	59	77	7	10	26
2019	33	116	50	100	10	36	23
2020	12	51	8	×	×	×	
2021	4	54	×	1	×	×	
2022	2	102	18	8	0	−	

注　−：近かつ船への配乗業務を受託せず。　×：COVID-19 の影響のため新規配乗できず。

トピックス 13

科学オブザーバーに求められる適切な能力

科学オブザーバー調査分析事業は、予算年度毎に水産庁が委託事業実施者を公募して実施されている。水産庁が提示した令和４年度（2022年度）の企画競争応募要領には、事業実施の目的として、「かつお·まぐろ類の資源は５つの国際的な地域漁業管理機関により管理されており、具体的な資源管理措置として、適切な能力を有する科学オブザーバーを一定割合の漁船へ配乗し、漁獲対象種や混獲生物の情報を集めることや、海鳥等の混獲を削減する混獲回避措置を実施すること等が定められている。我が国は５つの地域漁業機関の加盟国であることに加え、かつお·まぐろ類の主要な漁業国·市場国として、これらの機関で決定された資源管理措置を速やかに、かつ適切に実施する必要がある」と記述されている。

この事業実施の目的の中における「適切な能力を有する科学オブザーバー」とは何であろうか。それは“心技体”それぞれにおいて適切な能力を有する科学オブザーバーと考えている。

まず“心”についてである。JOPは地域漁業管理機関において規定されている科学オブザーバーの行動規範を基に、科学オブザーバーに求める行動規範を規定している（表）。科学オブザーバーはまずこの行動規範を遵守しなければならない。これら項目を遵守するには、気遣い、気配りができ、道徳心、倫理観、几帳面さ、謙虚さ、規律性、協調性、社交性を兼ね備えなければならない。ワンチームで運航している漁船に、知り合いが皆無という外部の立場で入り込み、漁業活動の「監視者」として異分子扱いされる可能性があるなかで、船側の理解と協力を得ながら操業中に科学データを収集することになる。正確なデータを得るには、船側に癒着せず一定の距離を取りつつ良好な関係を築かなければならない。船側の不信感を買うことなく船側の懐に入り、必要なデータを取ることができる間合いを保てる冷静な“心”が必要である。

次に“技”である。科学オブザーバーは、JOPで定めた漁業種別の調査ガイドラインに沿ってデータを収集する。漁業種別、地域漁業管理機関別に収集するデータは若干異なるが、揺れる環境、時には時化で大揺れとなる船上で、操業や漁獲等のありのままを注意深く観察し、漁獲された生物の大きさ、漁具装備のサイズ等を測定し、その測定結果やその他の観察した出来事を客観的かつ正確に記録する。記録する項目は多岐にわたる。また、船長や漁労長から漁具や漁労機器の情報を聞き取り、雲量、風向、波向、うねり向等の気象・海象の状態を把握し、はえ縄であれば釣鈎数、枝縄数等を数え、枝縄長、浮縄長等を測定し、まき網であればFADsの状態を確認し、漁具の材質や形状も見分ける。はえ縄の場合

は混獲回避措置の実施の有無についても記録するが、そのためには正しい混獲回避措置の定義を理解していなければならない。さらに、漁獲物・混獲物の種を判別するとともに体長を測定し、これらの生物情報を記録しなければならない。製品となるマグロから耳石を採取する場合もある。マグロの耳石は小さく、製品の品質に影響を与えないように採取するには技術を要する。船側の漁労作業を止めることなく、これらの情報を集めて記録するために、海産生物の生態を習熟し、かつ一連の操業の流れを十分理解していなければならず、操業中に瞬時の判断の下で情報を収集･記録することが必要である。加えて、コミュニケーションをとるための技術も必要である。そのためには、外国人科学オブザーバーは、日常会話以上の日本語運用能力が求められる。

最後の“体”であるが、これが最も重要になるかもしれない。コントロールの効かない自然環境の中で船上作業に耐えうる“体”が必要となる。雨や雪が降れば体温を奪われ、天候が良く快晴となっても容赦なく太陽は照りつけ、陸上での作業と比べ格段に強靭な体力が必要となる。船上では自然の猛威を避ける場所がないのである。漁獲物を測定するにしても、自然相手の作業であり、漁獲物が揚がるタイミングをコントロールできるわけでもなく、そのタイミングを集中力を持って待つ必要がある。集中力を維持することにも体力は必要である。合羽、長靴、救命胴衣を着用しながら、波をかぶっても、船が揺れても、びくともせずに作業し続ける強靭な体幹とスタミナも必要不可欠だ。

内実を知らない人は、乗船して漁業活動のデータを取ることができればいいだけではないかと単純に思うかもしれないが、JOP事務局は、地域漁業管理機関が適切な保存管理措置を導入するために必要な重要なデータを取得するため、上述のとおり“心技体”が揃った科学オブザーバーを育成した上で派遣している。乗船前には、講習会を開催しデータ収集に必要な知識や技能の指導を行い、乗船終了後も航海毎に収集データの精度を確認するためのデブリーフィングを行うとともに、業務遂行上の改善点を確認・指導することで、さらに科学オブザーバーとしての資質に磨きをかけている。

直接本事業にかかわらない限り、科学オブザーバーが収集するデータそのものを目にする機会はないと思うが、カツオ・マグロ類の持続的利用のために国際会議等で示されるデータの裏には、“心技体”が揃い、現場で“体”を張る科学オブザーバーがいるということを意識してみていただければ、そのデータの価値や重要性をより理解できるのではないだろうか。

（山田朋秀）

JOPがオブザーバーに求める行動規範

	行　動　規　範
一般的注意事項	乗組員に適用される船内秩序及び一般行動規則を遵守する
	日本漁船の習慣及び乗組員の民族的伝統に配慮する
	船内の飲酒・喫煙の秩序に従う
	乗組員の私物及びプライバシーを侵さない
乗船者としての注意事項	乗船時、船長／漁労長及び乗組員に対し自己紹介をする
	オブザーバーの私物及び職務上必要な資機材等の整理整頓を行う
	自身を清潔に保ち、船内の衛生保全に留意する
	船内での争い事から距離を置き、冷静を保つ
	船舶通信設備を無断で使用しない
オブ業務に係る注意事項	オブザーバーの作業実施に当たり、漁船の通常活動及び操業の邪魔をしない
	オブ業務の実施に当たり、船長／漁労長の了解を得た上で作業を行う
	オブザーバーに指揮権は無い、乗組員に対して指図をしない
	漁船側から金銭・物品等を受け取らない
	データの守秘義務

5．漁業関係団体等への支援

（1）漁業取極等促進事業

1）漁業取極等促進事業とは

財団が定款で目的として掲げる「海外漁場の確保」とは、主に我が国の遠洋漁船が日本のEEZ外で操業する機会と場を確保することを意味する。漁業取極等促進事業は、この漁場確保に必要な入漁協定等に基づく入漁条件に関する交渉等の場において、我が国政府や漁業者を支援するための事業である。

入漁料や操業区域等の具体的な操業条件が協議される二国間交渉の場に、本事業により職員及び専門家を派遣し、関係沿岸国等が求める漁業協力事業に関する要望を聞き取ることによりその実施可能性を探り、また協議が円滑なものとなるようロジ的な側面支援を行っている。二国間の交渉以外の国際会議の場でも同様の支援を行っている。

本章においては漁業取極等促進事業の説明を中心としつつ、同事業に関連する事業や交渉と協力の関係等にも触れ、これらを俯瞰して記述する。

2）事業創設の背景及び我が国を取り巻く環境の変化

米国やソ連による200海里漁業水域宣言等により、いわゆる「200海里体制」が実質的に国際的な基準になって以来、それまで公海自由の原則のもとに操業を行ってきた我が国遠洋漁船は、これまでと同様の操業を実現するために各国EEZ入漁のための個別の交渉を余儀なくされた。漁業取極等促進事業は財団が設立され1973年度から実施してきたが、事業の拡大に伴い、1978年７月５日、業務部に指導課を設置し、漁業取極交渉の促進、中小漁業関係者が実施する海外漁業協力事業等に対する助成及び支援等の業務を担当するようになった。その中で、本事業は、①関係国の漁業の実態及び我が国の漁業協力の可能性等に関する調査、②関係国との漁業取極交渉の促進支援、③財団の海外漁業協力事業に関する実施状況調査等を行うことを内容とし、これらの事業を通じ、これまでに70か国以上の国に役職員を派遣してきた。一方、関係国の水産関係要人を「要人招請事業」により我が国に招請した際に、要人を含む関係国代表団と入漁協議や漁業協力等に関する協議を行って漁業取極交渉の促進支援を行うこともある。

日ソロモン入漁協議（2015年）

我が国と太平洋島嶼国との間には、漁業の分野に限ってみても相互に補完的な関係があり、互いに相手国の実情を正しく把握し理解することが、漁業交渉を進める上でも技術協力を実施する際にも極めて重要である。かかる観点から、これらの国の要人などを我が国に招請して、関係機関、漁業者団体、関係都道府県等との意見交換や現地調査を踏まえたうえで入漁交渉を行うことは有用な方法と考える。また、シンポジウムなどの開催も同様の理由で重要である。関係国の漁業担当者を招待し、我が国の多くの関係者の参加の下に一定のテーマについて意見交換を行うことにより双方の考え方やニーズについて理解を深めることを期待するものである。

日モロッコ政府間協議署名式（2016年）

一方、海外漁場は当事国同士だけではなく国際的な枠組みの影響も受けるようになっている。海外漁場の安定的な確保のためにはこのような枠組みの議論にも対応していく必要がある。特に、多数の国の漁船が操業を行う公海では、水産資源の保存・管理や持続的な利用を確保するために、すべての関係国が共通のルールの下に操業する必要があり、このルール作りとルールの遵守は必要不可欠なものとなっている。カツオ・マグロ資源等の高度回遊性魚種やストラドリング資源については、UNCLOS及び UNFSAの理念の下に地域漁業管理機関（RFMO）が設立され、この考えを実現している。特にカツオ・マグロ資源については、ICCAT、CCSBT、IATTC、WCPFC、IOTCがRFMOとして重要な役割を担っており、我が国漁船もこれらRFMOで採択される保存管理措置を遵守しつつ操業することが求められている。

これらの中で我が国漁船が数多く操業するWCPFC水域に着目すると、中西部太平洋海域の多くの部分をメンバー国のEEZとしているFFAや、漁業収益の最大化に重点を置いてFFAメンバー国の一部が結成したナウル協定加盟国（PNA）のグループは発言力を増大させており、WCPFCでの議論に大きな影響を及ぼすようになっている。この結果、この海域での資源の保存管理、持続的漁業の実現のためには、このようなグループとの不断の意思疎通と意見交換が重要となってきている。

WCPFC第15回年次会合（2018年米国・ホノルル）

また、前述のRFMOを含め、FAO、CITES、IWC等の国際会議においては、環境保護団体等が与える影響が大きくなってきており、その結果、漁業そのものを脅かす状況となってきている。科学的根拠に基づく水産資源の持続的利用を実現するためには、国際会議等において健全な国際世論が形成され、広く世界的なコンセンサスを得ることが必要となるが、関係沿岸国の中には水産資源に大きく依存しているものの、資金的な問題から国際会議等に参加できない国もあり、健全な国際世論が形成されているとはいい難い状況である。このため、UNCEDで採択されたリオ宣言に謳われている「海洋水産資源の持続的利用」の原則を推進することを目的に、関係国が国際会議等に出席する場合、その必要経費を助成するため、漁業取極等予備調査及び漁業取極等交渉支援に加え、1994年度に国際会議参加支援事業を新設した。なお、IWCを我が国は2019年６月30日をもって脱退し、同年７月１日より1988年以降中断していた商業捕鯨を31年ぶりに再開しており、現在は日本の領海やEEZでミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラを対象とした商業捕鯨が行われている。今後我が国はIWCにオブザーバー

の立場で関わっていくが、科学的情報に基づく持続的利用の実現に向けて関係沿岸国と引き続き協力体制を構築していく必要がある。

ICCAT第18回特別会合
（2013年モロッコ・アガディール）

3）問題点と今後の展望

地域巡回機能回復等推進事業（FDAPIN）に象徴される財団の海外技術協力事業は我が国海外漁場確保等を目的として実施されてきた。これら協力事業は沿岸関係国の漁民等に直接裨益するものとしてこれまで非常に高く評価され、また日本が行う無償資金協力との親和性も高く、これをサポートするものとして機能してきた。予算規模は我が国の遠洋漁業が盛んであった頃に比べると縮小されたが、他国にはこのような継続的な支援がないことから、財団が協力事業を通して形成してきた沿岸国との信頼関係と高いプレゼンスは今でも維持されている。

しかしながら、PNAがまき網船の隻日数制度（VDS：Vessel Day Scheme）を導入し、2012年には操業１日当たりのの最低価格（ベンチマーク価格）を設け、その後2015年にはえ縄のVDS導入プランも正式に承認して以降、我が国漁業者の経済的な負担は顕著に増大した。また、PNA各国はこのベンチマークにさらに上乗せをする形でVDの単価を提示してきている。島嶼国は二国間交渉の場では日本側の協力について謝意を示しながらも、「価格の交渉について漁業当局だけでは決定が出来ない」などとして、二国間交渉で実質的なVDの価格交渉を行うことが困難な状況になってきていると感じられる。このため、これまでの「協力事業を以って有利な入漁条件を勝ち取る」という単純な図式は成り立ち難くなったと感じられる。また、VDSの導入に伴う「自国の漁業資源から莫大な収入が得られる」という成功体験は、島嶼国に自信を与え、自国での漁業・水産業の産業化を本気で取り組む姿勢も感じられる。今後我が国の海外漁場での操業を継続するためには、こういった島嶼国の政策等を十分に踏まえた協力を実施する必要があるのかもしれない。

もう一点、財団が注意すべきと考えられる点がある。交渉の相手たる関係沿岸国の省庁・団体において人的資源の新陳代謝が起きているということである。これまでの友好関係を維持するため、新たな相手国担当者とできるだけ早く良好な関係を作り上げることが必要である。特に、COVID-19の世界的蔓延により海外渡航が制限され直接顔を合わせることができない期間が続いたここ数年間の影響は無視できず、今後は要人招請や研修等のスキームをフルに活用していくことが重要であろう。また、協力事業を実施していく際にも、人的交流の促進を考えつつ行うことがより一層望まれることになろう。

トピックス 14

国際会議関連業務への支援

財団は様々な海外漁業協力事業を行っているが、その中でも国際会議関連業務への支援については、協力事業としてなかなか想像ができないものではないだろうか。

国際会議と一口にいっても、日本の漁船が沿岸国の排他的経済水域（EEZ）内に入漁する条件等を決定するための入漁協議を含む二国間協議、沿岸国や漁業国が一同に会して共通の関心を有する資源の管理方策等に関する話合いを行う多国間会議があるが、財団はこのいずれにも我が国海外漁場の確保の観点から協力を行ってきた。

二国間協議は、日本側の当事者が国か民間団体かという違いはあるものの、日本の漁船が相手国のEEZ内で操業する条件を交渉するものであり、日本側としては日本の漁船が有利な条件で入漁できるように尽力し、相手国は自国EEZ内の漁業資源を日本に渡すことにより享受できるメリット（財団が行うプロジェクトを含む）を最大化しようとする。そのため、個別の漁業経営や相手国の産業発展に直結する極めてシビアな議論が行われるが、一方で、双方の実情を勘案し、最終的には一定の妥協点に達することも多い。支援する立場としては、協議中はハラハラもするが、妥協点を見出し合意できた時に交渉当事者と同じ空気を感じることができることは非常に心地よい。

一方、多国間会議は、WCPFCやICCATなどを始めとする地域漁業管理機関（以下「RFMO」という。）やその他の国際漁業会議等であり、我が国と協調する関係国が会議に参加するための支援等も行っている。過去の担当者からは、二国間協議の場合にはなかなか会えない相手国の関係者等とも顔を合わせて絆を深める良い機会でもあったとの感想も聞かれた。

筆者は二国間協議において会場手配等の側面支援を行った経験もあるが、本稿では多国間会議への支援、スペインにおけるかつお・まぐろ関係のRFMO合同会議作業部会における途上国からの参加者支援に携わった経験を記したい。かつお・まぐろ漁業に関係するRFMOは５機関（ICCAT、WCPFC、IATTC、IOTC、CCSBT）あるが、それぞれが独自に運営していることから、共通の諸問題について協調して取組むために開催される規模の大きな合同会議がある。マグロ類RFMO合同会合は、世界的に過剰となっているまき網漁船の漁獲能力の問題、資源管理の厳しい海域から緩い海域に漁船が移動する問題など、それぞれの海域ごとの管理のみでは対処できないグローバルな問題に対処するため、我が国が2005年のFAO水産委員会において開催を提案し、実現したものである。合同会合には世界各国・地域に加え、国際機関、まぐろ業界、NGO等から関係者が参加するため、作業部会も規模が大きくなる。筆者が携わった合同会合では科学及び監視取締の作業部会が、日本・EUの共催形式で開催された。合同会合での議論をマグロ類RFMOの保存管理措置として反映するには開発途上国の参加が必要であるため、財団が参加支援を行った。合同会合をフォローしつつ、関係沿岸国途上13か国（エジプト、ギニア、キリバス、ケニア、シエラレオネ、セネガル、タンザニア、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、マーシャル、モーリシャス、モーリタニア）への支援を行ったが、当該作業部会参加後に他国で行われる別の会議へ参加す

RFMO合同会合（2010年バルセロナ）

ることが急に決まった者の旅程変更を現地航空会社事務所まで行って代行手配したり、朝起きられずに会議に出席していない参加者に連絡して出席を促し、出席できない場合にはその事情を聞き取ることまで行った。このおかげでとある参加者からは“親しみ”を込めてstallion（種馬）というあだ名を付けられた（あだ名そのものについてはあまりうれしくはなかったが、その後うれしいことに、この参加者は自国で漁業関係ではない省庁の次官まで出世を果たしている。）。また、我が国かつお・まぐろ漁業界にとってキーパーソンとなる者も各国代表の中には当然含まれていたことから、業界と当該代表との食事の席に同席し、情報収集・意見交換も行った。財団の支援に対して途上国の参加者から感謝されたこともさることながら、やはり参加者の多くが二国間漁業協議や財団が実施するプロジェクトの関係者（少なくとも当事者の友人）であることもあり、会議場外で多くの意見交換を行う良い機会が得られたことを覚えている。今後も「裏方」の仕事をしっかりと遂行し、その際に途上国の担当者等との良い関係を築き、水産資源の持続的利用の一助となることができれば幸いである。

（細川明快）

トピックス 15

中西部太平洋かつお・まぐろ漁業シンポジウム（通称：ナウルシンポ）の開催

関係沿岸国の排他的経済水域（EEZ）内における日本漁船の操業は、政府間または日本の民間団体と相手国政府間の２国間協定に基づき実施されてきた。しかし、将来に向けて安定的な漁場を確保するためには、２国間協議だけでなく、関係沿岸国が一堂に会して様々な課題について意見交換を行うことで、相互理解を深めることが重要であるとして、財団はこれらの国の代表を日本に招き対話の場を提供してきた。

中西部太平洋においては世界のカツオ・マグロ類の約半分が漁獲されており、我が国のかつお・まぐろ漁業にとって最も重要な漁場となっている。

1982年に採択された国連海洋法条約の発効が近づき中西部太平洋においてもカツオ・マグロ類の地域的保存管理枠組の設立に向けた動きが活発化する時期に、同地域の関係沿岸国、特に自国のEEZが優良な漁場であるナウルグループ諸国（次のトピックスにおいて詳説）と太平洋諸島フォーラム漁業機関（以下「FFA」という。）関係者を日本に招き、意見交換を通じて相互理解を深めるためにシンポジウムを開催した。

既に太平洋島嶼国との友好関係を築いていた財団が設ける対話の場には島嶼国側も積極的に参加し、政府間の協議とは異なる非公式な立場で双方が率直な意見交換を行う雰囲気を醸成することで、その後の様々な交渉を進める上でも良い効果をもたらした。

1993年３月の第１回中西部太平洋かつお・まぐろ漁業シンポジウムにはキリバス、ソロモン、ツバル、パプアニューギニア、パラオ、マーシャル、ミクロネシアの７か国とFFA事務局が参加した。同シンポジウムの前半ではマグロ類資源と漁業、漁業と環境、マグロ市場などのテーマで講演と質疑応答が行われ、後半の意見交換の場では、中西部太平洋におけるまき網漁船急増に共通の懸念が確認されるとともに関係国間での意見交換の継続が必要であるとの意見の一致を見た。以後、1994年２月の第２回（第２回以降は中西部太平洋かつお・まぐろ漁業シンポジウム）、1995年７月の第３回、1996年６

月の第４回まで４年続けて開催され、日本側からFFAの措置に関連する懸案事項や今後の中西部太平洋のかつお・まぐろ漁業に関する多国間ハイレベル会議（Multilateral High Level Conference on Tuna Fisheries：以下「MHLC」という。）における我が国の立場について関係国の理解を求めた。

1994年12月にはFFAが主催するMHLCの第１回会議が遠洋漁業国を招いて開催され、中西部太平洋諸国と遠洋漁業国の議論の場はこちらに移ることになったが、同会議において審議される条約案の中身と審議の流れに日本の意向が十分に反映されていなかったことから、1999年６月に３年ぶりに第５回シンポジウム、を開催し我が国の立場について理解を求めた。このシンポジウムでは高度回遊性魚種の定義、地域漁業管理機関における意思決定、VMS（Vessel Monitoring System）機器の開発等について講演と意見交換を行った。シンポジウムの場は結論を出すものではなかったが、日本と参加国との間で懸案になっている問題点が共有された。

その後MHLCは2000年９月まで計７回開催され、「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約」（通称：中西部太平洋まぐろ類条約）の採択、調印に至った。同条約は2004年６月に発効し、同年12月に中西部太平洋まぐろ類委員会（Western and Central Pacific Fisheries Commission：WCPFC）が設置され第１回会合が開催された。

（高橋淳）

トピックス 16

PNA設立とVDSの構築

中西部太平洋における漁業管理機関の先駆けは、1979年に設立されたFFAであった。

FFAの主な機能は（１）地域の海洋生物資源、特に高度回遊性魚種に関する統計的及び生物学的情報の収集、分析、評価及び普及、（２）管理手続き、法律及び協定に関する関連情報の収集と普及、（３）魚及び魚製品の価格、出荷、加工及び販売に関する情報の収集と普及、（４）加盟国の要請に応じた漁業政策の策定及び交渉における支援並びに許可の発給、料金の徴収、監視と執行に関する技術的助言及び情報の提供となっている。

一方、FFA加盟国・地域の中で自国EEZ内が特に良好なカツオ・マグロ類の漁場となっているキリバス、ソロモン、ツバル、トケラウ、ナウル、パプアニューギニア、パラオ、マーシャル及びミクロネシアは、域外の遠洋漁業国との入漁協議を有利に進めるために、入漁許可条件を統一化し共通の立場で交渉を行うことを目的として1982年にナウル協定（Nauru Agreement）を締結した。これらの国等をナウルグループ（Parties to the Nauru Agreement：以下「PNA」という。）諸国という。

PNA諸国は、自国EEZ内の漁業資源から最大限の利益を得ることを目指すために資源の保存・管理、外国漁船対策を重要な課題としており、ナウル協定は、漁業許可の方式、入漁料計算方式、データ要求、オブザーバーの乗船、漁船標識、外国との入漁協定形式の統一を目指すとしている。

PNA諸国が協定に定めるこれら入漁条件の具体的な実行に関しFFAの協力を求めたことで、FFAは遠洋漁業国との交渉にあたる地域の主体としての機能を持つことになった。その後PNA、FFA内の検討を経て、漁船地域登録制と共通最低入漁条件（Harmonized Minimum Terms and Conditions for Access by Fishing Vessels：HMTC またはMTCs）がFFAによって採択された。

PNA諸国は、まき網の過剰漁獲能力と隻数増加に対応したカツオ・マグロ類資源の管理を行うため、1992年10月にまき網漁船の隻数制限を規定するパラオ協定を締結した。パラオ協定ではまき網漁船の総隻数を定めるとともに旗国別の配分を行い、これを常時見直すことで域内船の増加と域外船のフェーズダウンを目指した。

パラオ協定の実施により新造船による漁獲能力の増加には一定の抑止力が働いたが、同時に域内船の開発を妨げることにもなった。また、隻数制限は入漁料収入の増加には繋がらなかったことから、PNAでは新たな管理方式の検討を始めることとなった。

2000年頃に始まったパラオ協定の見直し作業により、従来の漁船隻数の制限に代えて漁場に滞在できる日数（以下「VD」という。）で管理する隻日数方式（以下「VDS」という。）が考案された。PNA地域における過去の操業実績を基に漁獲努力可能量（TAE: Total Allowable Effort）を日数で定めてこれを上限とするというものである。この日数を加盟国に配分し、加盟国は入漁を希望する漁業者にこれを販売することとし、2006年５月にVDS導入MOUにPNA諸国が署名し2007年12月から暫定的試行が開始された。

これによってPNA諸国のEEZ内の漁獲はPNAの主導によることとなった。WCPFCにおいてもVDSが正式な管理措置として導入され、その後もポケット公海の禁漁、FADs操業禁止期間の設定といったPNA諸国が主導した管理政策が取り入れられた。ポケット公海禁漁措置後はその後の年次会合で廃止となったが、PNA内の決定事項としてPNA諸国に入漁する場合の条件として実行されている。このように入漁と絡めてPNA諸国の意図する様々な措置が課されている。

2023年2月に正式にオープンしたPNA事務所（マーシャル、マジュロ）

2010年にはPNAが独立した事務局をマーシャルの首都マジュロに設置され、翌2011年７月のPNA大臣会合において、VDの最低価格を2012年１月から5,000米ドルとすることが決定された。これまでの入漁料水準に比べ大幅な増額となるほか、漁獲実績に応じた支払いではなく、事前に見込みで日数を購入する必要がある等、入漁する漁船側にとっては極めて不利な制度である。しかし、この制度は、操業日数が制限されていることから漁業国側をライバル関係にする結果となり、漁業国側としてはこれを受け入れざるを得なかった。

その後、最低価格は何度か引上げられたが、2023年現在は8,000米ドルで据え置かれている。しかしこれは最低価格であって、入札という形で価格が決定される場合もあり、実際はこれを上回る価格で取引されている。しかも、VDS導入当初、漁業者は日数不足で操業できないということにならないように余裕のある日数を購入していたが、その結果多くの日数を使い残す事態が発生していた。ただ、その後の価格高騰の影響もあって日数をより精査して購入するようになり、

PNA事務所入口

国によっては売れ残りが発生するケースも起きている。
　それでもVDSの導入によってPNA諸国の入漁料収入は格段に増加した。
PNAは、はえ縄漁業についても同様にVDSによる漁獲努力量管理を行うとして作業を進め、2015年３月にはえ縄VDS実施協定が発効した。
　ただ、はえ縄VDSについては、その経済的な価値がまき網VDSと比べて小さいこと、また、はえ縄船の主漁場が公海域であることからPNAの影響力は大きいとはいえず、PNAとしては2019年のPNA会合で2021年からの完全実施を決定したものの、完全実施に至った国はまだ少ない。

（高橋淳）

（2）協力可能性調査等事業

1）背景および目的

本事業は1977年度に中小漁業投資前調査専門家派遣事業として開始し、その後、名称が変更され2000年度に協力可能性調査事業に、さらに、2002年度に協力可能性調査員派遣事業に、2008年度に協力可能性調査等事業となり現在に至っている。

財団設立から200海里時代に突入するまでの、いわば財団の「創成期」には、経済の国際化、沿岸国における200海里制度の運用の方向からみて、公海自由の原則の下、日本で建造した漁船に日本人が乗り込み、日本フラッグの下に日本固有の技術ノウハウによって操業を行い、漁獲物の大半を日本市場に搬入するという日本が得意とした遠洋漁業発展の伝統的形態での操業が困難になりつつあった。つまり、「200海里水域」の設定とともにそれまで操業していた海域での権益を継続するためには沿岸国との交渉が必要とされることとなり、仮に閉め出されれば操業の場を失うこととなった。こうした状況下では、中小漁業者や中小漁業者団体も沿岸国が要請する経済又は技術協力に応じることが必要となり、一方で日本フラッグにこだわることなく、現地の労働力を大量に受け入れて、市場も広く海外に求めるという判断を下す漁業者も多く、これらを支援するための一助として本事業は始まった。

一般に中小漁業者は、人材の層が薄くかつ資金力も弱いのみならず海外直接投資の経験も乏しい。このため、投資資金のニーズについては財団が貸付事業により対応するとともに、中小漁業団体などの申請に基づき、財団が調査に係る専門家を派遣し、現地で漁場を確保して操業するために必要な条件について事前の情報収集を行い、また、漁業協力の必要性や可能性について調査や諸外国と協議を行ったのが事業の始まりであった。

以下に各事業の概要について紹介する。

2）各事業の概要

（ア）1977年度～　中小漁業投資前調査専門家派遣事業

諸外国の周辺水域で操業する場合に留意すべき諸制度、労働関係、税制関係、その他漁場確保のための課題や海外漁業協力事業の実施上の課題等を的確に把握するために専門家を短期間派遣し、調査に当たらせることとした。当初はかつお・まぐろ漁場確保を目的とした案件が多く、次にいか釣り漁業関連が続いたが、後者では好漁場を求めてニュージーランドやオーストラリア周辺の漁場に進出するための調査を行った。

また、米国及びカナダが外国に漁獲割当を行う際には漁業開発等に協力した国に対して割り当てを優先するという政策をとったた

め、これに対応する必要が生じ、それぞれの国が求める漁業開発協力の詳細を調査するために専門家を派遣した。また、その結果を用い、相手国の要望に対応してできる限りの協力を行った。さらに、南米を中心としたえび漁場の確保のため、ガイアナ、スリナム、仏領ギアナ、ブラジル等に専門家を派遣し、それぞれの国の要請に対する協力を行ったほか、北洋はえ縄・さし網漁船の漁場転換を図るために仏領ケルゲレン諸島における調査操業の可能性について調査を行うなど、アフリカ、北太平洋、南太平洋、中南米、南アジア、東アジア、中東などの様々な地域で事業を実施した。

（イ）2000年度～　協力可能性調査事業

この事業では入漁に係る情報や漁業協力ニーズの把握、協力事業実施の際に留意すべき情報の収集等に主眼を置いた。南アフリカでは、漁業を所管する省庁が漁業省から環境観光省に変更されるなど環境保護色が強くなった結果、外国漁船排斥の動きが発生し、これに対する対応を探るための調査を、またペルーやミクロネシアにおいては日本船の操業形態効率化のための検討材料を探るため、またパナマほか南米数か国が自国のかつお・まぐろ漁業の振興政策を策定しこれを実現するための海外のパートナーを探していたことから、これらの国で日本漁船の入漁機会を探るための調査を実施するなど、アフリカ、北太平洋、南太平洋、中南米、南アジアなどの世界各地で事業を実施した。

（ウ）2002年度～　協力可能性調査員派遣事業

中国まぐろ漁船の増加に伴う対策として中国でまぐろ市場開拓に関する調査を行い、その後の技術協力プロジェクトへつなげたほか、カナダにおける新たな漁場開発の可能性調査、モーリタニアやセネガルにおいて我が国遠洋まぐろはえ縄漁船の長期的かつ安定的な入漁確保のための協力体制に係る調査を行うなど、東アジア、東南アジア、南太平洋、北米、南米、アフリカ、欧州などの世界各地で事業を実施した。

（エ）2008年度～　協力可能性調査等事業

魚価低迷、燃油高騰、RFMOによる操業規制などによりかつお・まぐろ業界の経営の厳しさが増す中、マダガスカルとの入漁に係る協議に先立ち、追加入漁条件等とその実現可能性や将来性について知見を得るとともにマダガスカルの地域活性化のための協力事業の可能性について調査を行った。また、ニュージーランドにおける底魚漁業資源調査方法変更に係る技術的な検証及び日本漁船の操業への影響調査、ペルーにおける大型いか釣漁船の操業条件調査と日本での研修の効果を上げるためのペルー研修生との来日前の意見交換など、太平洋、北米、南米、アフリカ、欧州などの世界各地において事業を実施した。

（3）機材供与協力事業

1）事業の概要

機材供与協力事業は、我が国中小漁業者団体等（以下「団体」という。）が関係沿岸国との取極等により同国の漁業開発振興のための関連機材を供与する場合に、団体の申請に基づき、機材供与に要する経費の一部を財団が助成するものである。

その歴史は1977年度まで遡ることができるが、その後幾度かの事業の組み換えがあった。当初は事業の名称も現在とは異なり、「機材補助事業」であった。これは国からの補助金を原資とし、団体が機材供与のために要した費用の４分の３を助成する間接補助事業であり、1998年度まで続いたが、翌年からは財団独自財源をもって助成する単独事業へと移行

した。

その後、2007年度から2017年度までは、団体の要望に基づき財団が国から補助金交付を受けて自ら実施する補助事業（補助率４分の３）と上記の単独事業の二本立てとなった。この時の単独事業はODA対象国ではないものの我が国の海外漁場確保の上で重要なロシアを対象とした。また、補助事業の対象国はミクロネシア、キリバス、ソロモン、セーシェルであった。

補助事業、単独事業共に2017年度をもって一旦終了したが、財団は2021年度から単独事業（ただし、財団が100％助成）の予算措置を復活させた。

事業創設から2022度末までの46年間で財団は、中小漁業者団体からの33か国・地域を対象とした352件の申請・要望を受け付け、事業費は累計5,378百万円となった。

2）事業創設の背景と補助事業化

1970年代後半の米国及びソ連（当時）による200海里宣言に前後して、関係沿岸国では自国水域内水産資源の開発・利用の意識が高まり、我が国との漁業交渉や協議の際に各種技術協力の実施や漁船・漁具をはじめとする機材の供与を入漁条件の一つとして要請する事例が増えていた。一方で財団が実施していた個別専門家派遣事業では受入国側の機材の欠如や不足により技術移転に支障をきたすなどの問題も見られていた。

財団は我が国海外漁場の確保のための漁業者支援と関係沿岸国の漁業開発振興を一貫して進めるとの観点から、国に対し機材補助事業の実施を働きかけ、1977年度から国の補助金を得てこれを実施することになった。

事業創設当初の実施要領で定められた実施の要件は以下のとおりである。

①相手国政府または団体などから協力要請があること。

②中小漁業者団体などが行う事業であって、漁場確保に著しく資すると認められるものであること。

③財団の派遣専門家による技術協力との関連があること。

④供与する１件当りの機材費は、原則として3,000万円以内とし、中小漁業者団体などからの申請に基づいて、財団は機材費の４分の３を補助する。

⑤対象機材は、漁業、水産加工、流通、水産増養殖または沿岸漁業振興に必要と認められるものであること。

3）間接補助事業の時代

ここでは1977年度から1998年度までの22年間に間接補助事業の仕組の下で実施した機材補助事業について述べる。

この間に団体から受け付けた申請は205件あり、27か国・地域で団体が供与した機材に対し、財団が総額2,904百万円の助成（総費用の４分の３）を行った。平均すると１年当たり８件、130百万円となるが、1986年度以降は申請が増え、11か国・地域を対象に15件もの助成を行った年もあった。

実績の大半はかつお･まぐろ漁業（はえ縄、一本釣り）に関連するもので、件数ではキリバス、ミクロネシア、ソロモンの３か国が突出し、ほぼ毎年団体による機材供与が行われた。かつお・まぐろ漁業関係ではこのほかに太平洋の仏領ポリネシア、ピトケアン島(英)、ワリス・フテュナ島（仏)、マーシャル、パラオ、大西洋ではポルトガル、セントヘレナ(英)、モロッコ、チュニジア、南アフリカ、インド洋のセーシェルなどがある。

22年間に供与された機材の内容は様々であるが（資料編参照)、FRP漁船や船外機、漁具のほか、製氷機、冷凍庫、車両などが多く、中には事務用コンピュータやワープロなど時代を反映するものも見られた。

このように、我が国のかつお・まぐろ漁業団体は、操業の場を確保するため数多くの国・地域と交渉して、協力要請に応じてきたが、機材補助事業は総費用の４分の１は業界負担であり、最終的には漁業者一人一人がこれを負担したということに留意しておきたい。

4）単独事業の時代

当該事業は1999年度に財団の単独事業として衣替えし、名称も「協力支援補助」となった。さらに2004年度からは「機材供与協力事業」に改称された。

事業実績は、1999年度から2006年度までの８年間で申請受付が15か国・地域79件、助成金交付総額1,190百万円となっている（４分の３補助は変わらず）。この期間に新たに機材供与対象国となったのが４か国、逆に間接補助事業時代の22年間から名前が消えたのは16か国・地域であった。名前が消えた国・地域の中には入漁関係が希薄になったところもあるが、財団の技術協力事業が充実し機材と技術移転がセットになったプロジェクト形式の協力が開始されたため、この協力に関係沿岸国の関心が移ったこと、プロジェクト形式の協力であれば漁業者負担が無くなることから業界としてもこちらにシフトしたという面もあると考えられる。

2007年度からは、国の補助の下に、団体の要望を受けて財団が直接事業実施者となる直接補助事業が始まり（次の５）に詳述）、単独事業の「機材供与協力事業」は、同年以降2017年度までの11年間、予算規模を縮小し、ロシアのみを対象として実施することとなった（単独事業と補助事業の二本立ての時代）。

この分を加えた1999年度から2017年度までの19年間の単独事業の実績は、対象国・地域数は15と変わらず、申請113件に対し助成金交付総額1,645百万円となっている。

単独事業は2017年度まで実施されたが、長引く低金利の中で2007年度から財団が赤字決算を続けるようになると管理費の削減だけではこれをカバーできず、単独事業予算の縮減も行わざるを得なくなった。業界、水産庁とも相談した結果、実質的にロシア入漁支援だけとなっていた単独事業は、別途水産庁が予算化し別の民間団体が引き受けることとなった。

5）直接補助事業の実施

2007年度からは直接補助事業、すなわち財団が国の補助金を得て機材供与を主体的に行うようになった。この背景には長く続く低金利時代による財団の財政状況のひっ迫があり、従来のような独自財源による助成が難しくなったという事情があった。この補助事業は、財団が機材供与の必要性を訴えて事業の一部の補助事業化を強く要望した結果、水産庁の尽力により事業の拡充として実現したものである。

事業は「水産関連機材有効活用促進事業」と名付けられ、我が国と入漁関係のある途上国の水産業の振興を図るために必要な水産関連機材の選定に関する助言、機材の供与、当該機材の適切な使用及び管理方法に関する技術指導を行う補助事業として新規に創設された。

本事業のことを協力相手国に“Goods & Service Program”と説明しており、ここから

キリバスに供与したトラック（2010年）

通称GS事業またはGS Programと呼ばれた。

対象国はミクロネシア、ソロモン、キリバス、セーシェルであったが、このうち、セーシェルについてはソマリア沖の海賊問題から同国水域への我が国のかつお・まぐろ漁船の入漁が困難になったことに伴い、2010年度以降は対象国から外された。

GS事業は2007年度から2017年度まで国の予算措置がなされ、2009年度からは公募事業となった。この事業は補助率４分の３の補助事業であり、事業に要した経費の４分の１に相当する部分は財団の独自資金で賄う必要があった。

11年間のGS事業の実績は、４か国を対象に31件の機材供与行い、財団負担分を含めた総事業費ベースで825百万円となっている。

GS事業がそれまでの間接補助事業や財団単独事業と最も大きく異なる点は、財団が事業実施者である点であり、財団が相手国で事前調査を行い、相手国と覚書・実施計画書を締結し、自ら機材を調達して引き渡しを行った。また、事前調査時には、財団専門家が実際に供与機材を使用・管理する水産当局の職員等に対して現状に見合った適切な機材の選定ができるよう助言を行い、引き渡し時においても据え付けの指導や使用方法、管理方法等に対する技術指導を行った。代表的な供与機材としてはFRPボート、船外機、無線機、製氷機、発電機などがある。

ミクロネシアに供与したFRP水槽（2011年）

GS事業は主にミクロネシア、ソロモン、キリバスで実施されてきたが、この３か国にパラオ、マーシャル、ナウル、ツバル、パプアニューギニアを加えたPNA諸国は、2000年代後半から2010年代にかけて、まき網を対象とした入漁料の決定方法を、それまでの漁獲実績や市場価格を反映させる方法から外国漁船１隻・１日当たりの操業単価で一律に決定する方法（VDS）に強引に梶を切った。この方法はPNA諸国の入漁料収入を飛躍的に増大させ、各国の水産業の振興や沿岸漁業の管理の促進にも貢献したが、その中でGS事業は所期の目的を達成したものと判断され、2018年度以降は国の予算措置は行われなくなった。

ミクロネシアとのGS覚書協議（2013年）

6）機材供与協力事業の復活

財団の財政事情から単独事業を継続することが困難な状況下でGS事業の国の予算措置が終了して２年が過ぎようという2020年１月、世界で感染拡大の兆しを見せ始めていたCOVID-19の感染者が我が国でも初めて確認され、同年３月には世界保健機関（WHO）がパンデミックを宣言した。COVID-19は世界中のあらゆる産業に影響を与えたが、遠洋漁業もまた深刻な打撃を受けた。

このような中で財団は、COVID-19により厳しい経営状態に置かれている我が国遠洋漁業者への支援を強化するため、2021年度から団体と関係沿岸国との漁業交渉に対する側面

ソロモンに供与したFRPボート（2011年）

支援策として財団独自財源で予算措置を行い、「機材供与協力事業」の名称で同様の事業を業界からの負担を求めない定額助成事業として復活させた。

復活一年目の予算規模は当該事業のピーク時に比べれば極めて小さいものの、大西洋アフリカにおけるかつお・まぐろ漁場の確保のために日本のかつお・まぐろ団体からカーボベルデ政府に大型クーラーボックスが供与された。

2022年度も同じくカーボベルデ政府に対しハンディ GPS、船外機が供与されており、本事業は厳しい経営状態に置かれている我が国遠洋漁業者への支援となっている。

６．水産専門家の育成

海外水産協力人材育成事業

1）事業の背景

日本は、政府開発援助（ODA）に参画した1955年から政府ベースによる海外への専門家派遣を開始した。財団が設立された1973年までの19年間に海外に派遣した政府ベースの長期水産専門家は延べ101名であった。財団では設立当初、専門家を安定的・継続的に確保するため水産分野の専門家登録制度を導入するとともに、登録した専門家を養成した。登録された専門家は、水産業界、国家公務員、地方公務員、民間の研究ないし普及機関勤務の者等、所属先も年齢層も様々であった。

財団は、これら登録専門家の中から、本人の希望、専門分野、経験、能力及び海外からの協力要請の可能性等を勘案のうえ、学識経験者で構成される人材委員会の意見を聴いた上で、毎年若干名の専門家を「確保専門家」として選定してきた。確保専門家は国内で待機している期間だけの身分であり、海外に派遣されたときに「派遣専門家」となる仕組みであったが、確保専門家とはいつでも海外に派遣できるよう確保契約を結ぶとともに、契約に基づく確保手当を支給して身分を保証した。また、必要に応じ水産技術、各種語学及び社会・経済・国際事情に関する研修を受講することができた。

登録・確保専門家は、日本と漁業関係のある沿岸国からの水産分野における技術協力の要請を受けて国際協力機関や民間企業が専門家を派遣する際に、適性を判断したうえで財団からあっせんされ業務に従事した。

あっせんは水産庁を通じて行われ、あっせん先はJICAが大半を占めていたが、JICAの技術専門家のリクルートが公募に移行した2007年度に財団のあっせんは終了した。現在は、財団の技術協力事業に従事する専門家を確保・養成することが事業の目的となっている。

なお、確保専門家制度は財団の財政事情の悪化から2016年度に廃止された。その後、2017年度から関係沿岸国及び国際機関のそれぞれの技術協力の要請に見合った特定の専門家を確実かつスムーズに派遣するため、派遣前の一定期間を準備期間として契約を結ぶ待機専門家制度を導入した。

2）事業の概要

財団は、我が国漁業と関連の深い関係沿岸国等からの水産分野における技術協力の要請に応じ、財団の協力事業の一環として専門家を派遣している。関係沿岸国からの要請が年々多様化する中、これらのニーズに応えるため、財団のホームページや発行する情報誌等により専門家候補者を広く求め、応募者のうち専門家として適格であると認められる人材を登録している。また、必要に応じて登録専門家の技術レベル等の向上を図るとともに、外国語研修を行う等、人材の育成に努めている。さらに、専門家の登録は５年毎に更新する仕組みとしており、登録者数は2023年３月時点で55名となっている（登録専門家の推移等については資料編を参照）。

トピックス 17

専門家の安全管理

1992年２月10日（月）の夕方、モザンビークからの国際電話が緊急事態を伝えた。前年から開始していたモザンビーク共和国200海里内漁業開発及び魚食普及プロジェクトにコーディネーターとして派遣していた専門家が重傷で発見されモザンビーク中央病院に搬送されたが、同病院では手の施しようがなく隣国南アフリカの病院に緊急移送されたという内容であった。

この連絡は、当時モザンビークでエビトロール漁業を行っていた現地合弁法人で勤務する日本の水産会社の現地駐在員からあったもので、これを受けて財団本部は現地での対応にあたる者を至急送り込むこととし、筆者が移送先であるヨハネスブルグに飛ぶこととなった。

翌日は「建国記念日」だったため事務所も金融機関も休み、航空券のデリバリーもなくパスポートと現金（当時の総務部長が「持ってけ」と渡してくれた50万円。休日なのにどうやって工面したのかしら？）だけ持って成田に向かい、BA（英国航空）のチェックインカウンターでヨハネスブルグ迄の航空券を発券して貰ったことは忘れ難い。

日本の水産会社も本件のサポートのため本社海外事業部から担当課長を出張させてくれていて、ロンドン（ヒースロー空港内）で合流し、ヨハネスブルグに到着したのは２月12日だったと記憶している。

専門家は２月10日未明に自宅で何者かに襲われ、転倒した際に後頭部を強打し脳に深刻なダメージを受けていて意識不明。ヨハネスブルグへの移送後直ちに手術をして小康状態となっているが全く予断を許さないとの説明を執刀医から受け、その日から病院に隣接するホテルに宿泊しつつ交代でICUの外に詰めるという日が続いた。

２日遅れくらいで別の財団職員の付き添いのもとに奥様が到着し、どのくらい回復したら日本に帰れるかといった相談もポツポツし始めていた。しかしながら、残念なことにご本人の体力が尽き、２月18日に不帰の人となってしまった（享年56歳）。

実は、この年には太平洋地域で永年活躍され1988年からミクロネシア連邦漁業開発アドバイザーとして同国ポンペイ州に派遣されていた専門家も現地で体調を崩し、６月に病気療養のため緊急帰国したが薬石効なく７月15日に永眠（享年63歳）されており、傷害と疾病で原因は異なるものの、医療環境の整っていない発展途上国での生活の厳しさを身をもって知らされた年となった。

当時財団には、海外に派遣している専門家の安全管理に関し、夜間照明やバーグラーバー（窓やドアに取り付ける鉄格子）等の泥棒除けの用器具の設置、警備員の傭い上げにかかる経費等の補助制度（モザンビークの専門家も夜間の警備員を配置していたが残念ながら事件を防止できなかった。）はあったが、重大な傷害を負ったり疾病に陥った際にレスキューして医療先進地でケアーする手段は講じていなかった。幸いにも専門家の移送の際は、日本の水産会社が自社の駐在員や乗組員用に契約していたヨーロッパ・アシスタンス社に対し必要な経費を全額ギャランティーしてくれたので、同社の手配で当時の南部アフリカでは最高水準の医療の提供を受けることができた。図らずも緊急支援サービスの必要性と有効性を実感する機会となり、財団も翌年度から海外旅行傷害保険の付保とは別に緊急医療支援サービスに加入することとし、現在に至っている。

さらに、外国の医療機関での手術や入院は費用が高額になり財団で付保していた旅行傷害保険の疾病治療や救援者費用の限度額では賄えない場合があるということも徐々に分かり、役職員、専門家に付保する治療費用の支払い限度額は無制限とする等の保障を拡充する改善を行ってきている。

2000年６月にはソロモンにおいてエスニック・テンションと呼ばれる民族紛争が発生、日本大使館からは危険度５の退避勧告が出たものの、航空便等の移動手段が途絶え、同国ホニアラに所在する太平洋諸島フォーラム漁業機関（以下「FFA」という。）に派遣していた専門家、FDAPINソロモンプロジェクトの事前調査のため現地入りしていた３人の専門家の身動きが取れない状況に陥った。邦人避難のため自衛隊機を飛ばす等の種々の方策が検討されたと記憶しているがどれも実現せず、最後はオーストラリア政府が在留オーストラリア人、ニュージーランド人救出のため派遣した軍艦（揚陸艦TOBRUK号）に同乗し、ケアンズ迄運んでもらって事なきを得るという結末となった（TOBRUK号では乗船している避難民が船酔いで苦しんでいる中、財団専門家は夕方無償で配給される缶ビールを何度もおかわりし「またお前か」といわれた一幕もあったそうである。太っ腹なオーストラリア軍に感謝。）。この民族紛争に起因する治安の悪化は暫く続き、本邦に避難していた専門家がFFAに再赴任したのは翌2001年の５月、FDAPINソロモンプロジェクトが再開出来たのは2003年７月にRAMSI（Regional Assistance Mission for Solomon Islands:オーストラリアとニュージーランドの主導による太平洋フォーラム加盟国の警察・軍隊からなる法と秩序回復のためのミッション）が派遣された後となった。

また、ソロモンの隣国フィジーでは2000年５月、2006年12月の２回にわたってクーデターが起きている。同国には1990年からFDAPIN事業実施のために駐在員事務所を首都のスバに設けており複数の駐在員や専門家が勤務していたが、戒厳令下の首都から郊外へ避難する等の対応で乗り切っている。これらの事態から非常時の脱出手段や通信手段確保の重要性（当たり前だが）が再認識され、緊急避難用の日付オープンの航空券の保持（eチケットの導入により航空券現物が必要なくなるとともに廃止）や衛星携帯電話の配備が進むことになった。近年では、2020年の春先から猛威を振るい始めたCOVID-19が事業実施の足枷となっており、任国の対コロナ政策により出入国が不可能となる者、本邦に緊急避難する者、入国許可が得られず長期間赴任できない者等様々なケースが生じた。医療体制が不十分で航空便のアクセスが困難な国で専門家の身に緊急事態が起こったら何ができるか？緊急医療サービス会社とも緊急移送のシミュレーションを行うなど常に安全対策に万全を期すことが重要であり、そのための努力を継続している。

（首藤剛）

7．資金の貸付け

1）貸付事業の概要

貸付事業は、1973年５月９日付け財団設立趣意書にも「本財団は、わが国漁業者等が行う海外漁業協力事業に対して無利子または低利の融資を行い、必要な資金の円滑な供給を図る」と謳われているように設立当初から今日に至るまで途切れなく続いている財団の基幹業務である。その目的は、海外の地域における水産業の開発、振興等及び国際的な資源管理等に資する海外漁業協力事業に対する資金の貸付けを通じて、我が国海外漁場及び漁船の安全操業の確保並びに我が国への水産物の安定供給を図り、我が国海外漁業の安定的な発展に資することにある。

このことは、2001年６月に制定された「水産基本法」の理念にも則したものであり、財団の貸付事業は、同法第18条の「国は、排他的経済水域等以外の水域における我が国の漁業に係る漁場の維持及び開発を図るため、操業に関する外国との協議、水産資源の探査その他必要な施策を講ずるものとする」で言及されている“国が講ずるべき施策”の一端を担う政策金融であるといえる。政策金融は、2005年12月に閣議決定された政策金融改革に関する「行政改革の重要方針」において、①中小零細企業・個人の資金調達支援、②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、③円借款の３つの機能に限定するとされた。

これを受けて財団の監督官庁である水産庁が2006年１月から４月にかけて学識経験者12名による「海外漁業協力に関する検討会」を開催した。この検討会の結果、財団が行う貸付事業は「国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融」に該当するものとしてその公益性が改めて認められることとなった。また、この検討会は、政策金融の観点から貸付審査にあたって透明性が確保されるよう可能な限り客観的な評価を行うことが重要との提言を行った。そのため、財団は翌年３月に外部有識者による「貸付事業に関する有識者委員会」を開催し、貸付対象事業の公益性等を判断するための基準に関する助言を受け、これをもとに同年４月に貸付ガイドラインを定めウェブサイトに公表した。

その後の特定民法法人から公益財団法人移行への申請の際には、財団は、貸付事業と技術協力事業は一体的に実施することで不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであるとの内容で公益法人となることを申請し、内閣府から公益認定を受けて、2012年４月に公益財団法人に移行している。

貸付事業を行うための資金（貸付事業資金）の原資は、政府からの造成費補助金（農林水産省予算）であり、1973年度から1997年度までに累計907億円の補助金交付を受けた。その後、1997年11月に制定された「財政構造改革の推進に関する特別措置法」に基づき、当該補助金が政府開発援助費（ODA）の範囲に含まれることとなった1998年度以降は新たな補助金の交付を受けていない。

一方、政府の歳入不足等を背景に基金の規模の適正化を求める動きが強まり、財団としても資金規模を適正なものとするため2006年度から2017年度までの間に累計261億円を国庫に自主返納した。2022年度末時点の貸付事業資金は645億円である。

2）貸付けの制度

貸付事業資金の利用対象者は、本邦法人もしくは本邦人又はこれらが出資する現地法人並びに水産庁長官の承認を受けて財団理事会が定めた国際機関である。

貸付けでは、資金利用者が行う事業が、以下の四つの要件すべてを満たすことが貸付事業資金を利用する条件となっている。

①我が国海外漁場の確保との関連において行われるものであること
②我が国への水産物の安定供給との関連において行われるものであること
③政府の支持の下に行われるものであること
④当該事業の推進について、関係水産団体の支持態勢が整っていること

なお、無利子融資と低利融資の区別については、2023年３月に改正された国際漁業振興協力事業費補助金交付等要綱に沿って、同年４月に貸付規程の改正を行い、名称を低利融資に統一し、条件はそのままに新たに第Ⅰ類（旧無利子）、第Ⅱ類（旧低利）と区別することとした。この改正の理由には無利子という名称であるにも拘わらず定率の手数料を徴収していること、双方の金利が接近していること等がある。ただし本項は財団設立の1973年から2023年３月までの貸付事業の実績について述べたものであり、旧名称のまま記述する。

無利子融資は、海外の地域の沿岸漁業開発あるいは国際的な資源管理の推進に寄与するため、海外の地域の政府、現地法人等への施設、機材等を譲渡する場合のほか、資源調査等の技術協力や地域住民の生活向上に資する事業等を行う場合に必要な資金を対象としている。これらは、漁業交渉等の場において入漁の見返りとして相手国政府等から求められる協力事業であったり、地域漁業管理機関（以下「RFMO」という。）や国際的な会議の場で我が国漁業関係者の主張や我が国が掲げる持続的な資源の利用について国際的な支持を得るために実施する事業であったりと、収益性を追求する商業ベースには乗り難いものであることから、長期・無利子の資金を供給することにより、円滑な操業・事業運営を支援している。なお、2023年３月末時点の手数料率は円貨・外貨とも年0.5%以内、償還期間は最大30年（うち据置期間５年）である。

一方、低利融資は海外の地域における漁業合弁等への投融資のような商業ベースでの事業実施に必要な資金を対象としている。漁業合弁事業は、200海里体制の定着とともに漁業の自国化が進む中で、我が国の漁業者が我が国への水産物の安定供給と自らの生き残りをかけて漁船、漁船員、漁労・加工に関する技術等の自社の経営資源をもって相手国に進出するものであるが、相手国の政治体制や漁業政策の急激な変更等のカントリーリスクや漁海況の変化等が経営に大きく影響し、投資資金を短期間で回収することができる環境にないことから、長期・低利の資金を供給することにより事業の円滑な運営を支援している。貸付利率は2023年３月末時点で円貨が年0.6%以上、外貨が年1.0%以上、償還期間は最大20年（うち据置期間５年）である。

3）貸付事業50年の概略

貸付事業は、返済された貸付金を繰り返し貸付け財源に充てる回転型であり、設立から2022年度末までの50年間で81社・機関が53か国・地域において実施した海外漁業協力事業581件に対し、累計4,338億円の資金を供給した。

この間には幾つかの山と谷が見られるが、貸付額・件数とも最も多かったのは設立から10年を過ぎた1983年度から1990年度にかけてである。この８年間は、毎年100億円～260億円が利用された。これらの多くは、米国、チリ、アルゼンチン、インドネシア、ソロモン、マダガスカル等における200海里体制確立に対応するための漁業合弁進出や現地法人の設備投資に要する資金であった。

一方、1991年度から1997年度までの７年間は、80年代の貸付けをけん引していた米国関連の事業が同国の漁業自国化政策の強化・定着により激減したことに加え、国内において

もバブル崩壊をはじめとする経済情勢・金融情勢の変化等を受け、貸付需要は低調であった。特にプラザ合意以降の急速な円高により海外で漁業を行っている漁業者は為替差損等の問題から財団からの円貨による長期資金借入には慎重になった。

1997年５月の外為法改正により、翌年４月から外国為替業務が自由化されたことに伴い、漁業者のニーズに応えるべく米ドルによる外貨貸付を開始した。この時代の制度改正としては、ほかに低利融資の円貨貸付金利の引き下げ､無利子融資の手数料率の引き下げ、本邦法人が出資する現地法人に対する直接貸付のメニュー追加、さらに担保措置の多様化等、貸付条件の緩和を中心とした改善等を講じ、再び年間100億円を超える資金需要が見られるようになった。

その後日本経済はデフレ進行、景気後退の時期に入り、市中金融機関が不良債権処理のための貸し渋り・貸し剥がしを行う中で、企業はバランスシート改善のため借入れを抑制するようになった。我が国遠洋漁業界も例外ではなく、海外投資に慎重になり、逆に海外から撤退せざるを得ないケースも見られるようになった。

2000年度には、公海を含めた国際的な水産資源の管理体制が強化されるなかで寄附行為の変更を行い、財団が実施する事業の中に「水産資源の持続的利用を目指した国際的な資源管理の推進に資する事業」を明示した。貸付事業においても2001年２月に制度改正を行い、国際的な資源管理の推進等のために行う技術協力に必要な資金を新たな対象とし、この分野の支援に積極的に取り組むこととした。

2007年１月には我が国がホスト国となり神戸で第１回まぐろ類RFMO合同会合を開催する等、日本が国際的な資源管理上の諸問題に対しリーダーシップを発揮する中、水産庁はじめ関係各機関の協力を得て2008年２月に「我が国が加盟できないが資源管理等の面で大きな影響力を有している国際機関」に対する貸付けを可能とする制度改正を行った。2023年３月末時点で太平洋とアフリカの２つの国際機関にこの枠組みのもとで資金を供給しており、財団はこれら事務局及び加盟国との互恵的関係の強化を通じて、海外の重要な漁場の長期安定確保に努力している。

なお、財団の設立目的は、我が国海外漁場及び漁船の安全操業の確保並びに我が国への水産物の安定供給を図り、我が国漁業の安定的な発展に資することにあり、その設立経緯等から貸付事業が対象とする事業の実施国・地域はODA対象国に限定されていない。例えば、米国、ロシア等の北洋漁場や豪州、ニュージーランド等の南方漁場は、歴史的に我が国の漁船または合弁事業の主漁場の一つであり、財団はODA対象国･非対象国といった観点ではなく海外漁場確保の観点からこれらの国で行われる協力事業を貸付けの対象としている。

以上が貸付事業50年の概略であるが、以下に年代ごとの概要を記載したい。

なお、守秘義務もあり、すべての貸付について説明されているわけではないことにご留意いただきたい。

（ア）1970年代の貸付事業

記念すべき第１号貸付案件は、アフリカ北西部のモーリタニアにおいて実施された海外漁業協力事業を対象とするもので、1973年に実行された。我が国漁業者による企業連合体が同国水域でモンゴウイカやタコを漁獲するトロール漁船を建造して現地に回航するために必要な資金に対するものであった。初年度こそ１件のみであったが、以降の資金需要は旺盛で、協力事業の対象国は北米地域、中南米地域、アジア・大洋州地域、中近東アフリ

カ地域、欧州地域に拡大し、1979年度までの７年間で合計78件の利用があり、200億円の資金を供給した。また、貸付事業を利用して我が国漁業者等により海外漁業協力事業が実施された国は26か国にのぼった。

なお、財団設立当時の低利融資の際の金利、無利子融資の際の手数料率は、それぞれ金利が年3.5%、手数料率が年0.75%であった。参考までに1973年６月の長期プライムレートは8.0%（出典：日本銀行）であり、海外における漁業合弁事業への投資を目的とした市中からの借入に比べ相当程度有利な条件設定であった。

1970年代に実施された貸付事業78件のうち、低利融資は57件、無利子融資は20件、残る１件はアルゼンチン政府に対する特別貸付である。財団50年の歴史で外国政府に対する直接融資は後にも先にもこの１件のみであり、同国海域への日本のトロール漁業の進出にあたり、1977年にアルゼンチン政府が実施したパタゴニア漁業資源開発計画の公募条件に合致した近代的漁業調査船を建造する資金を、1978年から概ね２年にわたり15億円融資している。本件の概要は別項トピックスを参照願いたい。1970年代の貸付事業の実施地域は、件数の多い順から大洋州、アジア、アフリカ、南米、北中米等となっている。

それぞれの地域でどのような事業が行われたかを以下に簡単に述べることとする。

大洋州では、まず豪州でタスマニア海域のミナミマグロやスルメイカ、北部カーペンタリア湾のエビを漁獲対象とする現地合弁法人の設立や未利用資源開発可能性調査（試験操業）が行われた。パプアニューギニアではパプア湾のエビトロール漁業への設備投資（トロール漁船の投入等）が盛んに行われたほか、かつお一本釣り漁場の確保との関連で同国政府の要請を受けた我が国漁業者がニューブリテン島ラバウルに魚市場を建設して無償譲渡するという協力事業も行われた。ニュージーランドでは現地合弁法人に対するトロール漁船や漁具の投入、我が国の海洋水産資源開発センター（当時）によるスルメイカ資源の試験操業及び漁労技術指導などが行われた。また、ソロモンでは同国政府と我が国漁業者が出資したかつお一本釣り漁業と缶詰加工を行う国策会社への設備投資、一方の出資者でもある政府からの要請に基づく加工場周辺の道路整備事業などが行われた。

アジアでもインドネシア（西イリアン海域）やバングラデシュ（ベンガル湾）においてエビ資源の開発とアクセス権の維持・確保のた

表１　1970年代の貸付事業実績

	貸付件数							貸付実績	
	1973 昭48	1974 昭49	1975 昭50	1976 昭51	1977 昭52	1978 昭53	1979 昭54	貸付件数	金額（百万円）
アジア			4	4	5	3	4	20	5,079
大洋州		2	5	6	5	4	2	24	3,226
アフリカ	1	3	3	1		1	4	13	4,085
ヨーロッパ					1	1	1	3	707
北中米			1				4	5	3,300
北米J／V								0	0
南米		1				6	6	13	3,634
その他								0	0
合計	1	6	13	11	11	15	21	78	20,030

めの設備投資が活発に行われ、モルディブ・フィッシュと呼ばれる我が国のなまり節に似た加工品製造が主要産業であるモルディブでは、冷凍船や集荷艇、缶詰工場等への設備投資が行われた。また、アラビア半島においてもアラブ首長国連邦で唯一オマーン湾に面する北部のフジャイラー首長国でタイ類やイカ類を対象とするトロール漁業を行う現地合弁法人に対する漁船の投入が行われ、イエメン（当時は南イエメン）でアデン湾の同じくタイ類やイカ類を対象とするトロール漁業開発や冷蔵設備の無償譲渡を通じてそれぞれの海外漁場の確保が図られた。

アフリカでは大西洋岸のモロッコ、モーリタニア、セネガル、ギニア、ナイジェリア、インド洋に面したマダガスカル、モザンビーク、モーリシャスと、多くの国で協力事業が行われた。西アフリカ沿岸沖合漁場は、古くから我が国やヨーロッパ各国のトロール漁船が操業する国際漁場であり、かたやアフリカ大陸の東側の、モザンビーク海峡を挟んで向かい合うマダガスカル島西岸海域とモザンビーク沖合は豊富なエビ資源が確認されていた。これらの国が外国漁船の入漁を排除した後も、安全かつ長期的な操業を維持するため、我が国漁業者は現地合弁法人を設立し漁船や大型冷蔵庫の投入や加工設備の整備、乗組員としての現地人の雇用などの協力要請に応えていった。

南米では、長く海外合弁事業の舞台となるアルゼンチン、チリのほかにスリナム、ブラジル、ガイアナ、ペルーで協力事業が行われた。中でもアルゼンチンでは、我が国漁業者連合が、メルルーサ等の底魚資源の世界最後の未開発漁場と呼ばれた南緯40度以南のパタゴニア海域の底魚資源開発を1977年の国際入札で落札し、1980年代の資本定着へとつなげていった。アルゼンチンの隣国チリ沖もまたメルルーサ等の底魚資源が豊富な重要な海域であり、我が国漁業者は同国の200海里水域設定後も1978年までは政令に基づく入漁を行ってきた。しかしながら、その後は水産業振興に貢献する国内企業であることが操業許可発給の条件となり、日本の場合特に大手企業が合弁進出を果たした。ペルーでも同様に底魚を対象としたトロール漁業を行うべく我が国の漁業者が進出している。また、南米大陸の北岸に位置するガイアナ、スリナム、ブラジルの沖合は、我が国漁業者が発見・開発し、後にスポッティッド・ピンクなどと呼ばれるようになるクルマエビ系の種が豊富な漁場であり、当初は日本フラッグで操業していたが、各国の200海里水域設定後は現地合弁法人がこれら漁場を確保した。

北中米に分類した対象国は米国とメキシコの２か国である。このうち、1977年に200海里水域を設定した米国においては、主にスケトウダラ等の底魚を対象とした漁業に関連する協力事業（北米J/V）が1980年代以降本格化するが、アラスカ州に面するベーリング海は底魚だけでなくサケ・マスやカニの優良漁場でもあったため、これらを漁獲・加工する現地の法人を、1979年に我が国漁業者が出資することで取得している。メキシコではかつて我が国まぐろ漁船が同国沿岸・沖合水域で操業していたが、1972年に日墨漁業協定が失効した後は、同国の沿岸漁業開発振興政策に対する協力要請に応える形で我が国漁業者がバハ・カリフォルニア半島の未利用資源開発のための試験操業（いか釣り、底刺し網、ウニ採捕等）を行った。

最後にヨーロッパに分類した３件はすべてスペインで、北西アフリカ沖のカナリア諸島ラスパルマスを漁業基地とし、サハラ沖でタコ・イカ類を狙った操業を行う現地合弁法人に対する協力事業の下、設備投資としてトロール漁船の投入が行われた。なお、ラスパルマスは大西洋で操業する我が国まぐろはえ

縄漁船の入出港でもあったことから、日本人船員の福利厚生のための保養施設等も建設されるなど1970年代に漁業基地として最盛期を迎えたが、200海里水域の拡大とともに我が国トロール漁船は徐々に撤退し、1980年代以降はラスパルマスへの協力事業が貸付対象となることはなかった。

1970年代の貸付けの特徴は、協力事業の規模は大小様々ながら対象となった国が26か国と多岐にわたることである。ここに挙げた国・地域においては、財団の貸付事業資金を利用せずに独自の資金調達により海外進出を図った漁業者、商社や食品加工企業系の現地合弁法人も多数存在する。また、その投資先国も財団が対象とした26か国にはとどまらない。むしろ財団はこれらの一角を支えたに過ぎない。このことは農林水産省が公表している水産物の平均年間輸入額が1960年代の411億円に比べ1970年代には4,296億円と10倍以上に増加していることからも窺える。

トピックス 18

アルゼンチン特別貸付とリスケジュール

筆者が新卒で財団に採用されたのは1984年の４月。何もわからないまま毎日を過ごしていたが、ある時、融資課の担当者が毎月定期的に長文のテレックス（タイプライターの兄貴分のようなマシンでアルファベットのテキストを穿孔テープで作成し、これを読み込ませて国際電話で呼び出した相手方と通信するシステム）を送信していることに気づき、その内容を質すと、アルゼンチン政府に借金の返済を求めているところと説明された。この頃からアルゼンチン宛特別貸付金の利払い、元本の返済が滞り始めており、期日到来済未払債務の時効中断のための通知を発出していたと理解出来たのは自身が融資課に異動となった後、1992年であった。

アルゼンチンの沖合水域はメルルーサ、マツイカ等底魚資源の世界有数の未開発漁場であったが、同国は1973年に200海里経済水域を設定し、海外からの入漁は不可能となっていた。他方、同国は経済危機脱却のため各種の経済開発計画を策定し、漁業においては1977年に「海洋生物資源の開発についての国際入札に関する法律」を制定し、諸外国の私企業に対して、当該企業が属する国の政府ベースの経済・技術協力を前提として将来の企業活動に関する優先権を与えるという条件で試験操業実施者を国際公募した。当時の我が国水産大手５社は日本企業連合を組織して応札し、西ドイツとともにこれを落札した。

翌1978年に同国政府と日本企業連合の間で「落札者である日本企業連合とアルゼンチン共和国政府との一般取極め」が締結され、付帯条件となっていた①漁業調査船１隻を建造するためのクレジット、②漁業調査船による同国沖合水域での科学的調査、③当業船による商業漁業可能性調査、④南緯40度以南における水産加工等陸上施設の建設可能性調査を我が国関係機関が分担して実施することとなった。

財団は国内関係省庁（経済企画庁、外務省、大蔵省、通産省、農林省）との協議の結果、本件が政府借款に該当しないこと、また、前例としないことを確認した上で、①の貸付実行者となった。従来の貸付規程では外国政府に対する直接貸付に対応出来なかったため、寄附行為の改正、「アルゼンチン共和国政府に対する特別貸付規程」の制定を行い、同年２月に同国政府との間で限度額15億円の融資契約を締結した。同年８月から概ね２年間にわたる分割貸付の末、日本国内の造船工場で漁業調査船Dr. Eduardo L. Holmberg（オルンベルグ）号（950トン型）が建造され1980年８月に同国政府に引き渡された。貸付条件は貸付金額1,498,326,196円（円建て）、利率年5.5%、償還期間15年（うち

据置期間４年）というものであった。

同国政府は1982年８月の初回、翌83年の２回目迄は概ねスケジュールどおりの貸付金の返済、利払いを実行したが、この頃アルゼンチンは急激なインフレやマルビナス戦争（フォークランド紛争）により深刻な経済危機に直面しており、２回目の元本返済の後は利払い、元本の返済とも途絶え、我が方からの督促に対しても無しの礫という状況に陥った。

アルゼンチン特別貸付け融資契約の署名

調査船オルンベルグ号

その後も同国の国家財政の窮乏は長らく続き、返済も連絡もないまま約定日が到来する度に債務不履行額、遅延損害金が膨れ上がる状態となっていた。が、1989年に就任したメネム大統領とカバロ経済相は国営企業の民営化、対外債務の削減交渉を強力に推し進め1992年には１ペソ＝１USドル固定のコンバーティビリティプランの導入等により一定程度の経済安定化を実現し、本貸付金についても1991年、92年の同国経済省農牧漁業庁幹部から返済意思の表明とあわせてリスケジュール（以下「リスケ」という。）の申し入れがあった。ここからリスケ交渉が始まる。

数回にわたるミッションを派遣して先方と合意できたのは1994年８月で、この間に原貸付契約の最終償還約定日（1993年８月17日）は既に到来しており、債務不履行額は元金1,248,600,000円、約定利息358,258,853円、遅延損害金873,373,185円合計2,480,259,038円にまで膨れ上がり、この金額をどこまで削減できるかということが交渉の焦点であった。同国政府はHolmberg号を所管する国立水産開発研究所（INIDEP）を窓口として経済省農牧漁業庁、同省大蔵庁対外債務管理局（アルゼンチンは憲法で省の数が制限されており、経済省は財務、農林水産他複数の産業分野をカバーするスーパーミニストリーだった。）の三機関が当事者で、我が方も水産庁、大蔵省、会計検査院の三機関の意向を踏まえつつリスケ案を検討したことから、双方の国内調整にも手間と時間を要した。

筆者は1993年２月のリスケ交渉から参加の機会を得て、現地での折衝に当たった。最初のころは、同国の担当者と会うこと自体が至難の業で、特に農牧漁業庁次官とのアポイントがとれず（とれても約束の時間に雲隠れされたりして）、居留守を使われないよう次官室の前で２～３時間待ち伏せ、通りかかった次官を捕まえて面談に持ち込むといった荒技が必要な場面もあった。実際の交渉での同国の主張は、INIDEPに対外債務返済のための一定額の予算措置を講じており、出来るだけ多額の債務削減により新たな返済期間を調整したいと考えているが、債務の膨張の主因となった遅延損害金率の11％/年は法外であるというもの。これに対し、日本側の関係機関は、元金は絶対回収、約定利息は出来れば回収、遅延損害金はあまり拘らなくても良いという意向で一致していた。このことから、リスケで元加するのは旧元金と旧約定利息のみ、遅延損害金は先方の主張を入れ5.5%に半減（437百万円の債権放棄）

した上、新たな利息の対象とせず新返済スケジュールの最終償還日の一括払いという持ち出し案を取り纏め、交渉が難航するようであれば遅延損害金は全額放棄して良いという切りしろを懐に入れて次の交渉（同年12月）に臨んだ。同国は意外にあっさりこの案に同意して据置無しの８年均等分割返済で決着し、94年８月に「海外漁業協力財団とアルゼンチン共和国政府との間における貸付契約の一部を変更する契約」を締結することが出来た。

その後は概ねリスケ後の返済スケジュールどおりの返済・利払いが履行され、2001年８月17日には遅延損害金部分も含め全額の入金があり完済となった。同年末には同国政府のデフォルト宣言やドルペッグ制の放棄等新たなアルゼンチン危機が起きており、本貸付金を全額回収できたのは殆ど「奇跡」だったと考えている。

なお、官民挙げて進出を図った同国水域では、日本の企業がトロール漁業で定着し、1981年からメルルーサ、ミナミダラ、メロ、赤エビ等の底魚資源にアクセスしていたが、同国政府の漁獲規制の強化等から採算性が悪化し、2015年に撤退した。日系企業が存在しなくなったのは寂しい限りである。

（首藤剛）

（イ）1980年代の貸付事業

1980年代は合計242件の利用があり、1,426億円の資金を供給した。この10年は財団の50年の歴史を通じて最も貸付事業資金が利用された10年となった一方で、米国における200海里体制定着の影響を大きく受けた時期でもあった。また、協力事業の実施対象国は10年間で29か国（70年代は26か国）となり数的に大きな変化はないが、1970年代から引き続き協力が継続された国、撤退や縮小により協力実績がなくなった国、新たに協力事業が行われた国があり、対象国には変化がみられた。

1980年代に貸付けの対象となった協力事業の実施地域は、件数の多い順から北中米、アフリカ、アジア、南米、大洋州等となっている。北米のうちの150件は米国及びカナダで実施された洋上買付事業（Joint Venture事業：以下「J/V事業」という。）である。これは米国への漁業協力として1981年から1990年まで、カナダにおいては1989年から1992年まで継続したもので、主に日本のトロール工船が米国・カナダの漁船から洋上でスケトウダラ等の漁獲物を買付けてすり身に加工する事業である。特に米国における協力事業への貸付けはこの間件数･金額ともに増大したが、この事業は日米の漁業関係の変遷と密接に関係しているため、少し長くなるがその背景についても触れておく。

米国のベーリング・アリューシャン海域及びアラスカ湾の200海里水域はスケトウダラ等の底魚資源に恵まれ、我が国トロール漁船にとって非常に重要な漁場であった。今や“SURIMI”として世界で通用する冷凍すり身の製造技術はこの海域でも漁獲されるスケトウダラを使って日本で開発され、発展したものである。1976年に米国が200海里水域の漁業保存管理法を制定し最大漁獲可能量に基づく漁獲枠配分制度を導入すると、日本の米国200海里水域における漁場確保は日米の政府間交渉に委ねられるようになった。

しかしながら漁業の自国化（アメリカナイゼーション）を掲げる米国は、1981年に外国への漁獲割当を米国漁業の振興への協力度合にリンクして決定する条項を設けた米国漁業促進法を施行し、漁獲割当を外国から様々な協力を引き出すための武器として利用する政策（俗にフィッシュ・アンド・チップス政策と言われた。）を導入し、日本側にJ/V事業

の実施を持ちかけた。漁獲から販売までの総合的な力を持たない米国トロール漁業者が、加工から先のプロセスを日本の漁業者が確実に引受けてくれるというメリットを期待したものであり、日本側は、J/V事業を実施することを漁獲割当獲得に必要な条件の１つとして受け入れることとした。財団はこれを米国200海里水域内への水産物へのアクセス権を確保する「漁場確保」の一形態であるとし、同時に米国漁業者との相互協力的事業の性格をも有しているものとして、当該事業の実施に必要な資金を貸付け対象とした。1980年代のJ/V事業に対する貸付事業実績150件の背景にはこのような事情があった。

しかしながら、米国内でのすり身等の加工事業が発展するにつれて、米国は政府間交渉に基づく日本への漁獲割当を毎年削減し、ついに1988年にはこれをゼロとした。この結果米国200海里水域内で日本漁船は操業できなくなり、経営体力のある日本の水産企業がJ/V事業以外の合弁事業に乗り出すこととなった。米国の様々な規制の下、現在も現地合弁法人は、ベーリング・アリューシャン海域及びアラスカ湾の水産資源へのアクセス権を確保し、スケトウダラのすり身製品をはじめとする水産物を日本に向け供給している。

1980年代に実施した貸付事業実績242件からJ/V事業150件を除いた92件の内訳は、低利融資72件、無利子融資20件である。1970年代は１件あたりの融資額が10億円を超える案件はアルゼンチン特別貸付を含めても２件のみであったが、1980年代には８件まで増加した（ただし1970年代の集計は1973年からの７年間）。財団の融資比率は原則70%であることを加味すると実際にはもっと多くの国で１件あたり10億円以上の投資が行われたと見ることが出来る。件数の多い地域の順（北中米、アフリカ、アジア、南米、大洋州等）にそれぞれの国でどのような事業が行われたかを以下に簡単に述べる。

北中米の対象国は米国、メキシコ、ニカラグアである。米国は前述したような背景の下、多くの漁業者が米国に上陸して資本投下を行い、これに伴い現地水産会社の株式取得・増資、加工場建設、加工母船投入などに要する資金に財団融資を活用した。メキシコは1980年に実施された案件であるが、1970年代後半に行われたバハ・カリフォルニア半島沖の未利用資源開発のための試験操業の結果、有望と見られたイカ（アメリカオオアカイカ）を漁獲対象とするいか釣り漁船の投入が行われた。ニカラグアは1980年代に入って初めて貸

表２　1980年代の貸付事業実績

	貸付件数										貸付実績	
	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	貸付件数	金額（百万円）
アジア	3	5		2	2	1	1	1	3	2	20	6,199
大洋州	3	1			1		1	1	1	2	10	2,993
アフリカ	2	1	1	1	2	5	5	1	2	1	21	7,232
ヨーロッパ										1	1	831
北中米	3		1	1	2	4	6	1	1	3	22	11,217
北米J/V		3	14	18	10	28	20	13	28	16	150	107,294
南米	4	1	1	2	1		4	1	1	3	18	6,867
その他											0	0
合計	15	11	17	24	18	38	37	18	36	28	242	142,632

付実績に現れた国であり、1986年から1990年までエビトロール漁業に関する協力事業に資金を供給した。ニカラグア水域は1979年のニカラグア革命以前は米国資本の漁船団がエビトロール操業を行っていたが、革命後の社会主義政策への移行により米国資本は全面撤退し、同国のエビ生産量は1972年をピークに減少していた。同国政府は外貨獲得と水産業振興のためエビ漁業の再建を目指して我が国漁業者に協力を要請したが、当時のニカラグア水域は日本漁船にとって未知の水域であり、協力の実施には極めて大きなリスクを伴うことから無利子融資での対応により試験操業の実施、加工設備や漁船の修理機材の譲渡などが行われた。

アフリカは件数だけ見れば1970年代の13件から21件に増加しているが、対象国は８か国から５か国に減少し、マダガスカル７件とモザンビーク８件が突出した。両国ともエビトロール漁業関連の現地合弁法人に対する投融資であり、エビトロール漁船の投入のほか、マダガスカルでは冷蔵庫、モザンビークでは船員や加工指導を行う技術者のための宿舎の建設などが行われ、着実に現地に進出し事業規模を拡大していった。また、ナイジェリアでは輸出向けのエビを漁獲するトロール漁業だけでなく、国内食糧自給化政策の一環として内需向けにニベ、シタビラメなどの底魚やアジを狙った専業トロール漁船導入の要請があり、現地合弁法人がこれに対応した。アフリカ大陸南西部のアンゴラとの関係は、我が国の漁業者が1986年にカニの資源開発に関する共同事業契約を他国に先がけて締結したことが始まりである。カニ籠を用いたアフリカオオエンコウガニ（マルズワイガニ）の試験操業で好成績を残したことを端緒に、共同事業契約が終了した後も同国に入漁料を支払って入漁し、1996年には同国の漁業政策の変更に対応して操業を継続するため現地合弁法人を設立した。

アフリカに次いで件数の多いアジアでは、インドネシアが1970年代から引き続きけん引するかたちとなり、多くの日系合弁会社がエビトロール漁船を次々と投入し、製品の大半を我が国へ搬入した。1970年代から引き続き貸付事業資金を利用した協力事業が行われた国は、ほかにバングラデシュ、モルディブ、イエメン（南イエメン）であるが、10年間でそれぞれ１～２件程度であり、インドネシアのように我が国漁業者が多数参入するのではなく、最初に進出した１～２社が事業を継続したものであった。しかし、次の1990年代になるとこれらの国での協力事業に対する貸付実績は見られなくなる。一方、1985年に中国において我が国漁業者の現地合弁法人が設立され、合弁契約に基づく漁船の増隻と増資が行われた。

1970年代の項でも触れたが、南米では我が国漁業者連合がアルゼンチンのパタゴニア海域の豊富な底魚資源の開発に係る国際入札を落札した後、政府ベースの協力として我が国の海洋水産資源開発センターが科学的資源調査を実施し、財団は同国政府（当時）に対し漁業調査船１隻を建造するための資金を融資した。民間ベースでは漁業者連合による試験操業、現地定着のための陸上投資の可能性調査が行われ、紆余曲折の結果、1981年に漁業者連合の中の１社が100%出資の現地法人を設立した。また、1989年には新たに工船すり身事業を行う現地合弁法人が立ち上げられた。さらに1980年代中頃には、南緯46度以南の海域でイバラガニモドキを狙ったカニ籠漁業、キングクリップ等の底魚を狙った底はえ縄漁業、マツイカやヤリイカを狙ったいか釣り漁業に関し、日本の漁業者が貸付事業資金を利用して試験操業を実施した。

チリでは1970年代に設立された現地合弁法人が運航するトロール工船によりチリ沖の漁

場が確保されてきたが、操業開始以来、チリ人乗組員の混乗率の増加要求、地元の氷蔵トロール漁船との競合、操業水域の規制強化等、同合弁法人を取り巻く環境は年を追うごとに厳しさを増していった。そして1986年頃からチリ政府は漁獲物を陸上で加工する地元の氷蔵トロールグループを保護する政策を採り、日系合弁法人に操業継続の条件として海上投資と同等規模の陸上投資を求めるようになった。これを受けてチリに進出していた我が国漁業者は、現地のギンザケ養殖会社に投資して傘下に収めることでチリ政府の理解を得、その結果、操業を継続することが可能となった。なお、この所謂チリギンも、元々はチリ政府の要請を受けて我が国がサケ・マスの孵化放流事業を行ったことが事の始まりである。残念ながら放流したサケ・マスは回帰せず、放流事業は成果を挙げることはできなかったが、その後、我が国漁業者がチリで初めてのギンザケの海面養殖に成功し、その後のチリにおけるサケ・マスを対象とした養殖発展の礎となった。

大洋州は、ソロモン、豪州、ニューカレドニア等であった。件数こそ1970年代の24件から10件へと大幅に減少したものの、金額は32億円及び30億円とほぼ横ばいであった。このうち、最も規模が大きいものは、1970年代の貸付事業の項でも触れたソロモンにおける国策企業によるツナ缶詰工場建設である。この国策企業の製品であるキハダ、カツオの油漬け缶詰は英国、ドイツなどのヨーロッパへ、荒節は日本に輸出され、一時は同国の国内総生産の50％前後の売上を記録するほどの基幹産業に成長した。日本側は2000年に撤退し、現在は社名も変わり別の企業となっているが、同社は今も同国の重要産業の一翼を担っている。

また、豪州の200海里水域内はミナミマグロの好漁場であり我が国のはえ縄漁業者をはじめとする各国の漁業者が操業を行っていたが、1970年代の初めには資源保護の必要性が唱えられ始め、1979年に日豪政府間漁業協定が締結され、出漁隻数制限、禁漁水域の設定等の規制とともに、入漁料の支払いが求められるようになった。さらに1982年には、自国で小規模ながらミナミマグロ漁業を行っていたニュージーランドを加えた三国間でミナミマグロの資源管理に関する政府間協議が立ち上がった。それぞれの事情・思惑から具体的な規制の内容について合意に至ることはなかったが、各国政府は各々独自の国内規制を実施するようになった。財団の貸付実績にカウントされている豪州におけるまぐろはえ縄漁業に関する協力事業は、この渦中の1986年に実施されたものである。当時ミナミマグロの95％を漁獲する日豪双方の漁業者が、資源保護の見地から1987年から1990年までの３年間それぞれ漁獲枠の一部を凍結し、日本の漁業者が豪州の沿岸漁業の開発振興に資するための政府信託基金に拠出することに合意したが、この拠出金について財団の貸付事業資金が利用されたというものであった。なお、CCSBTの成立を挟みながら、日豪間ではその後政府間漁業協定に基づくオーストラリア水域におけるミナミマグロを対象とした操業が1997年まで続いた。

このほか、ニューカレドニアでは、同国政府の未利用資源開発の要望を受けて、1988年、我が国漁業者が同国海域でキンメダイやメダイ等の底魚を狙った底たてはえ縄の試験操業を行い有望な漁場を発見した。その結果、翌年には現地合弁法人が設立された。

最後は欧州の１件であるが、これは1989年に行われたソ連における協力事業で、さけ・ます流し網漁業者が行ったサケ・マスの孵化放流を行う現地合弁法人の設立である。ソ連に対する協力事業は1990年代に入ってから本格化するので後に詳述する。

以上に述べてきたように、1980年代の貸付事業の特徴は米国のJ/V事業が財団の貸付実績を大きく伸長させる原動力となったことである。また、1970年代に進出した現地合弁法人の定着とともに米国や中国など新たに合弁進出先として選択される国も現われ、設備投資や増資といった内容の案件も増えた一方、投資先国の資源問題や漁業政策変更などで撤退を余儀なくされたケースもみられるようになった。

（ウ）1990年代の貸付事業

1990年代は合計102件の利用があり、763億円の資金を供給した。バブル崩壊で始まったこの10年間は後に「失われた10年」とも呼ばれることになるが、この世相は漁業者の投資意欲にも影響して貸付けは伸び悩んだ。また、低利融資と無利子融資の割合が1980年代までは８対２程度であったものが1990年代になりほぼ１対１になった。この割合は2000年代に入ると逆転し、長い低金利時代は財団の財政状況にも大きな影響を与えることになる。

1990年代に貸付けの対象となった協力事業の実施地域は、件数の多い順に南米、欧州、北中米、大洋州、アジア、アフリカであり、アジアとアフリカは1980年代までの２桁台から１桁台となった。この頃から現地合弁法人に対する融資は、限られた国で限られた漁業者が行う継続事業に対するものが多くなり、ある意味で世界中に雄飛した日系合弁の選別と収束が進んだというような見方も出来る。一方で、合弁方式ではなく相手国の水域に直接入漁する漁業者への無利子融資による支援（漁業協力金の融資）が増加した。ここで言う漁業協力金の融資とは、我が国漁業者が沿岸国の200海里水域内で操業するために相手国に供与する資金で、相手国の法令等において、その国の水産資源の管理、有効利用、あるいは漁業振興等の目的のために使用されることが明らかなものを対象として、1996年から水産庁長官の指定を受けて開始したものである。

これらのことを踏まえて件数の多い地域の順にそれぞれの国でどのような事業が行われたかを簡単に述べていく。

南米で最も件数の多かった国はアルゼンチンで、1980年代に同国に定着したトロール漁業を行う現地合弁法人の設備の更新や増資に資金需要があった。一方、1997年に開始された同国における漁業協力金貸付けについては、遠洋いか釣り漁業者のグループによる利用が多かった。同国水域は1967年の領海200

表３　1990年代の貸付事業実績

	貸付件数										貸付実績	
	1990 平2	1991 平3	1992 平4	1993 平5	1994 平6	1995 平7	1996 平8	1997 平9	1998 平10	1999 平11	貸付件数	金額（百万円）
アジア	1	1		1	2		1		2		8	1,327
大洋州	1		2	2		2	3	2	1		13	14,572
アフリカ	2						1	2	1		6	1,544
ヨーロッパ			1	1	1		2	11	7	4	27	9,347
北中米	1	1		1			2		4	4	13	38,963
北米J／V	5	1	1								7	2,283
南米	3	1			2	3		3	8	8	28	8,239
その他											0	0
合計	13	4	4	5	5	5	9	18	23	16	102	76,274

海里宣言の後、外国船としての入漁は不可能であったが、1993年に発布された大統領令により、チャーター制度（アルゼンチンの現地企業と日本の漁業者が裸用船契約を締結してアルゼンチンフラッグで操業。形式用船ともいわれた。）によってマツイカを対象とするいか釣り操業が可能となっていた。この形式用船の方式では、アルゼンチンの水産業の振興や雇用の創出等への貢献度が高いものに操業許可が発給され漁獲枠が優先的に割り当てられたため、我が国漁業者は同国の国家漁業基金に資金を供与することで操業許可を得ていた。融資事業ではこの供与資金を漁業協力金と認定して融資対象とし、形式用船で入漁する漁業者で構成するグループ法人が借り入れ、これを構成メンバーに転貸するという形をとることが多かった。また、我が国遠洋いか釣り漁船は、アルゼンチンと南大西洋を挟んで接するフォークランド諸島のマツイカ漁場でも入漁料（ライセンス料）を支払って操業していた。このライセンス料も漁業管理、資源保護等の活動に充てられていることから、財団は1998年にこれを漁業協力金と認定して貸付対象とした。

南米ではこのほか、1980年に大陸北岸のスリナムにおいて複数の我が国漁業者が共同出資してエビトロール合弁会社を設立しており、1990年代の終わり頃まで適宜エビトロール漁船の更新・投入が行われ、1998年には海洋水産資源開発センターが発見した深海エビ（スカーレットシュリンプ及びオレンジシュリンプ）用トロール漁船の投入も行われた。

欧州の27案件の大半がソ連での案件で、その他はインド洋の仏領ケルゲレン諸島及びクローゼー諸島の案件である。まずはケルゲレン諸島及びクローゼー諸島（合わせて3件）について述べる。インド洋の南部海域に位置するこれら諸島での事業は、資源量が不明とされていたメロ（マジェランアイナメ及びライギョダマシ）について行われた、我が国漁業者による深海底はえ縄漁法を用いた科学的な資源調査及びその結果を受けての漁業開発可能性調査である。これらの調査は、米国漁場がクローズされた後にソ連水域のみで操業していた我が国の底はえ縄漁業者が単一漁場・単一魚種からの脱却を図るべく実現させたものであるが、その調査は科学オブザーバーの乗船、操業データのフランスへの提供などが義務付けられており、貴重な科学データが同国を通じてCCAMLRにも提供された。

次に、ソ連における協力事業である。ソ連・米国・カナダの200海里水域を含む北緯45度以北の太平洋、オホーツク海、ベーリング海は北洋漁場と呼ばれ、この水域で行われていた母船式さけ・ます漁業と底びき網漁業などが北洋漁業と総称された。北洋漁場の関係国のうち、米国とカナダについては1980年代の貸付事業の項で触れたので、ここで時代を少し遡ってソ連との漁業関係の変遷に触れた後、1990年代の貸付事業の実績について述べる。

1977年に米国とソ連が次々に200海里漁業水域を宣言すると、北洋漁場のほとんどはこの両国の200海里水域に囲い込まれた。また、ソ連は米国・カナダと共に溯河性魚類であるサケ・マス類に関しては母川のある国に管轄権があるという「母川国主義」を主張し、1978年に（旧）日ソ漁業協力協定が締結された結果、ソ連200海里水域内における我が国漁業者によるさけ・ます漁業は全面禁漁となり、北太平洋公海における漁獲（ソ連系サケ・マスの沖獲り）に対しても応分の対価を漁業協力金という名目でソ連に支払うこととなった。

その後、溯河性魚類の母川国主義の考え方は1982年に採択された国連海洋法条約に盛り込まれた。1984年にソ連が従来の漁業水域を

排他的経済水域とするなどの状況変化を踏まえ、日本とソ連は1985年に新たな日ソ漁業協力協定を締結するに至り、母川国主義に基づく母川国による資源確保の観点から日本のさけ・ます漁業に対する規制は一層厳しくなった。この過程で、かつて隆盛を誇った母船式さけ・ます漁業は徐々に規模を縮小することとなり、1988年の出漁を最後にその歴史を終えた。その後は中小型さけ・ます流し網漁業が操業を継続したが、1989年の国連における大規模公海流し網禁止決議の採択などもあり、1991年を最後に公海のさけ・ます漁業は全面的に禁止されることとなり、1993年の「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約（NPAFC）」の発効により、これが北太平洋における国際約束となった（注：天然のサケ・マス類は本来北半球にのみ生息する。）。このため、日本の中小型さけ・ます流し網漁船に残された海外漁場は1988年に民間協議により再開されたロシア（旧ソ連。1991年12月よりロシア。）200海里水域内の日ロさけ・ます合弁事業のみとなった。

さて、さけ・ます流し網漁業と並ぶ北洋漁業のもう一つの花形が北転船による底びき網漁業である。北転船は、1960年に我が国政府の政策の下、操業区域を日本近海から北洋漁場へ転換した中型底びき網漁船の総称である。また北転船以前から北洋漁業で操業していた小型の底びき網漁業もあり、こちらは沖合底びき網漁船（沖底船）といわれる場合がある。北転船の活躍は1960年に始まるが、ちょうどこの頃、北海道中央水産試験場網走支所で冷凍すり身の製造技術が世界で初めて開発され、1965年頃には工船すり身の製造技術が確立した。このため、北転船の主な漁獲物はすり身原料となるスケトウダラとなり、北転船は千島列島からカムチャツカ半島、アリューシャン列島、ベーリング海と操業海域を拡げ、同時にすり身工船を中心とする母船式底びき船団や東経170度以東で操業する北方トロール漁船（北転船は東経170度以西）へと年々大型化していった。

しかし、さけ・ます漁業と同様、1977年の米国・ソ連の200海里宣言が北転船をはじめとする我が国底びき網漁業者の前にも立ちはだかった。幾度もの政府間交渉の末、日本の底びき網漁船はそれまでの好漁場の大半を失い、米国・ソ連からの漁獲割当量もそれまでの実績を大幅に下回るものとなった。このため、1980年代に入って米国とソ連の200海里ラインの隙間に生じた公海水域（ベーリング公海、通称ドーナツホール）での操業を余儀なくされたが、沿岸国からの制約を受けず自由に操業できたこのベーリング公海には我が国漁船だけでなく韓国、ポーランド、ソ連、中国等の漁船が集中し、同海域でのスケトウダラ漁獲量は1989年の140万トンをピークに以降激減し、３年後の1992年には１万トンとなるに至った。このため、ベーリング公海のスケトウダラ操業は関係漁業国の合意に基づき1993年から自主的に停止され、1995年に発効した「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約（CCBSP）」の下、現在も操業が再開されない状況が続いている。米国漁場が完全閉鎖され、ベーリング公海操業も停止せざるを得なかった北転船は、1984年に締結された日ソ地先沖合漁業協定に基づきソ連の200海里水域内での操業を継続したが、度重なる減船を行った結果、許可隻数（専業船）は1978年の最多154隻から1994年に27隻まで減少していた。

北転船や沖合底びき網漁船の漁獲枠は、前述の日ソ地先沖合漁業協定に基づく日ロ漁業委員会で「日本漁船を用いロシアの科学調査機関と共同で行う科学調査（共同科学調査）」と「同国合弁企業協会と日本の漁業者が個別に契約を締結して行う共同操業（共同操業）」

に配分された。また、さけ・ます漁業の場合は、我が国業界団体とロシア漁業局との民間協議によって「商業的操業に係る割当（商業枠）」と「学術プログラム実施に係る割当（調査枠）」に配分された。これらの漁獲枠に対して我が国漁業者がロシア側に支払う対価・契約金は、底びき網漁業の場合は、ロシア政府の政令により同国の漁業開発・振興のために使用されることが定められており、さけ・ます漁業の場合は、我が国漁業団体とロシア漁業局の間で締結された議定書の中で、漁業資源の再生、学術調査、漁業振興を目的とする設備等の購入に充てられることが定められていた。このことから財団は、1996年にこれを「漁業協力金」と認定し、無利子融資の対象とした。

なお、ロシア（旧ソ連を含む）における合弁事業に対する融資についても実績があり、さけ・ます漁業に関連したものとしては、孵化放流事業を行うための現地合弁法人への設立出資がある。また底びき網漁業関連では、極東地域の水産業の開発振興のために漁業と水産物加工を行う現地合弁法人への設立出資がある。いずれもロシア（旧ソ連を含む）200海里水域内での操業を認める条件として提示され、我が国業界が操業確保のために受け入れたものであった。特に、孵化放流事業は元来商業ベースに乗るような性格ではないこと、資源の再生産という形で周辺地域における水産業の開発振興に寄与することを勘案し、財団は無利子融資で対応した。ロシアにおける貸付実績をまとめると、さけ・ます漁業関連（漁業協力金、資源調査、合弁出資）が９件、底びき網漁業関連（漁業協力金、共同科学調査、機材の譲渡、合弁出資等）が15件の合計24件であった。

次は北中米である。北中米13件のうち米国の現地合弁法人に対する投融資が12件、残る１件はパナマに設立されたエビトロール漁船を有する現地合弁法人の設備投資（漁船の増隻）資金であった。米国では、現地定着を果たした現地合弁法人の株式取得や加工場設備への投資のほか、1998年に新たな融資メニューとして設けられた「経営改善資金」が活用された。これは、漁海況等の自然現象の変化及び相手国の政策変更といった漁業特有の事情により事業収支、財務状況が悪化した現地合弁法人の経営を改善するために必要な長期運転資金である。

1990年代後半、財団は、利率・手数料率の引下げ、担保措置の多様化、外貨貸付けの開始、経営改善資金や漁業協力金という新メニューの追加、現地法人に対する直接貸付といった貸付対象範囲の拡大を図った。米国における投融資案件の多くは、外貨貸付けと海外資産担保の組み合わせで実施されたものが多い。

大洋州も北中米と同じ13件で、対象国はソロモン、ミクロネシア、ニュージーランド、豪州の４か国であるが、この中でソロモンとミクロネシアについて述べる。ソロモンでは、1990年代もツナ缶を製造する現地合弁法人が貸付事業資金を利用して缶詰増産のための設備投資や一本釣り漁船の大規模修繕等を行った。また、ソロモン政府の要請により従業員の本邦研修や専門家派遣などの技術協力も行われた。このように、この現地合弁法人は同国の基幹産業の育成と我が国かつお・まぐろ漁業の漁場確保に長く貢献してきたが、2000年にソロモン国内の部族対立の激化に伴う治安の悪化により、同社漁船の乗っ取り事件などが発生し、同年末には出資していた我が国漁業者が合弁事業から撤退することを決定した。ソロモンにおける協力事業は貸付事業（経済協力）と技術協力が一体的に行われた好例であったが、この協力事業がこのような形で終わってしまったことは大変残念なことであった。

次にミクロネシアである。同国200海里水

域は日本の近海及び遠洋まぐろはえ縄漁船、遠洋かつお一本釣り漁船並びに海外まき網漁船が多数入漁する優良漁場である。ここで貸付事業資金を利用して行われたのが、漁獲したマグロ類をミクロネシア国内の漁業基地に水揚げし、チャーターした航空機により刺身商材としてグアム経由で我が国へ輸送・販売する事業に対する支援であり、マグロ空輸支援事業と呼ばれた。ミクロネシアの漁業基地化とそこからのマグロ類の空輸は、1990年代当時、台湾、中国といった後発の競合漁業国が先行して実施しており、ミクロネシアはこの基地漁業を自国の資源を利用した水産業開発の手段として重要視していた。この頃の我が国とミクロネシアとの漁業交渉においてはミクロネシア側から我が国にもマグロ空輸事業の実施が度々求められており、我が国まぐろ業界もこの要請に応じなければ操業の維持が危ぶまれ、さらには競合国に大きく後れをとる恐れがあった。このような背景の下に、我が国業界が結集して1995年から開始したものである。マグロ空輸事業自体は我が国の漁業者とミクロネシア漁業公社との間で設立された現地合弁法人が運営し（後に漁業公社の単独運営）、これに業界団体が本邦に設立した支援会社が主に資金面での支援を行った。この事業は、支援会社と漁業公社との協約に基づき2001年まで６年間続けられ、ミクロネシア水域における日本漁船の漁場確保と我が国へのカツオ・マグロ類の安定供給に貢献した。

アジアでの実績は、インドネシア、中国及びミャンマーである。ここで、1970年代より盛んに海外投資が行われたインドネシアについて述べる。インドネシアの西イリアン海域はエビトロール漁業の好漁場であり、多くの現地合弁法人が設立された。財団の研修制度を利用してインドネシア人の現地職員の育成を図るなど、現地に定着し事業を拡大してきたが、1990年代以降になると漁船の老朽化や資源の悪化に苦しむようになった。このことは1980年代のインドネシアにおける実績が９件・５社であるのに対し、1990年代は４件・２社、2000年代以降はエビトロールの案件はゼロとなったことからも窺える。インドネシアは、長く外国漁船の違法操業に悩まされてきており、1980年代には西イリアン海域を除く一部地域でトロール漁業を禁止する大統領令を施行し、その後も外国漁船の違法操業の取締りを続けたが、2014年には、ついに外国漁船の操業許可証の更新手続きを停止し、トロール漁業を全域で禁止した。この措置は事業継続に苦しんでいた日系合弁法人に大打撃を与え、日系合弁法人によるインドネシアでの事業は撤退もしくは漁労から買付へのシフトを余儀なくされることとなった。

1990年代のアフリカでの実績は、エビトロール関連の現地合弁法人が定着したマダガスカルとモザンビークのみで、70年代から80年代にかけて実績のあった他の国々への投資は見られなくなった。アフリカでの案件６件のうち５件がマダガスカルである。

マダガスカルで特筆すべきは、1997年にエビトロール合弁法人と系列を同じくするエビ養殖のための現地合弁法人が設立されたことである。この背景には、1991年から1993年頃にかけてマダガスカル政府がエビ漁業ライセンスを乱発したことに端を発するエビ及び混獲魚類資源の悪化と、同国の外貨獲得のためのエビ輸出振興という国家政策がある。同国政府は、エビトロール合弁に出資していた我が国漁業者に対しエビ養殖事業の実施を再三要請し、我が国漁業者もマダガスカルにおける事業の多角化と経営の安定を図るためこれに応じたものである。

モザンビークは現地合弁法人に対する投資１件のみであったが、当該現地合弁法人はこの協力事業が開始された1997年には、既に大

型エビトロール漁船を中心に17隻の漁船、現地従業員350名を擁し、その冷凍エビ輸出額は同国の輸出総額の約15%に達するという、同国の外貨獲得に大きく貢献する企業に成長していた。この時は、モザンビーク政府が沿岸域の未利用資源を対象とする中規模エビトロール漁船に対するライセンスを新たに発給したことから、この分野に参画するために新たな現地合弁法人を設立し、中型エビトロール漁船の建造、投入を行った。

ここまで述べてきたように1990年代の貸付けの特徴は、海外合弁事業に対する貸付けが中心で、低利融資が特定の国、特定の漁業者による利用に集中し、また一方で、無利子融資に新設した漁業協力金というメニューの利用が増え、件数ベースでは前者が52件、後者が50件とほぼ同じになったことである。金額ベースでは前者が624億円、後者が202億円とまだまだ３倍以上の開きがあるが、2000年代には件数・金額とも逆転することになる。

（エ）2000年代の貸付事業

2000年代は合計93件の利用があり、1,084億円の資金を供給した。その内訳は低利融資が24件、533億円、無利子融資が69件、552億円であり、前項で述べたように件数・金額とも無利子融資が低利融資を上回った。

2000年代の貸付けを行った協力事業の実施地域は、件数の多い順から南米、その他、欧州、大洋州、北中米、アフリカ、アジアであり、2000年代に入って初めて「その他」に分類される地域での事業が始まることとなった。これは2001年から「国際的な資源管理の推進等のために行う技術協力の実施に必要な資金」を貸付けの対象としたことに伴い、どこの国にも属さない公海で行われる事業を対象としたものを「その他」として区分したためである。

これらのことを踏まえて件数の多い地域の順にそれぞれの国でどのような事業が行われたかを簡単に述べていく。

まず最も件数が多かった南米は、アルゼンチンとチリに定着した現地合弁法人による設備投資や資本増強のほか、多数を占めたのはアルゼンチン、ペルー、フォークランドに入漁する遠洋いか釣り漁船（海外いか釣り漁船）のライセンス料等に関する案件であった。アルゼンチン共和国とフォークランドの遠洋いか釣りについては1990年代の貸付事業で触れたのでここでは主にペルーにおける遠洋いか釣り漁業について触れる。ペルーの200海里水域で漁獲されるイカは、アルゼンチンや

表４　2000年代の貸付事業実績

	貸付件数										貸付実績	
	2000 平12	2001 平13	2002 平14	2003 平15	2004 平16	2005 平17	2006 平18	2007 平19	2008 平20	2009 平21	貸付件数	金額（百万円）
アジア							3	1	2		6	9,106
大洋州	2			1	1	1			4	1	10	21,828
アフリカ				1	2	2	2			1	8	7,965
ヨーロッパ	6	5	3	2							16	1,923
北中米	1	1			3	1	2		1		9	25,871
北米J／V											0	0
南米	5	7	5	3	2	1	1			2	26	10,233
その他	1	2	1	1	1	2	3	2	3	2	18	31,520
合計	15	15	9	8	9	7	11	3	10	6	93	108,446

フォークランドで漁獲されるマツイカと異なり、アメリカオオアカイカと呼ばれる外套長（胴の長さ）が１メートルにもなる巨大なイカである。我が国の遠洋いか釣り漁船は1992年から国際入札によるライセンスの取得によって入漁していたが、1990年代後半に発生したエルニーニョ現象により極端な漁獲不振が続いたためしばらく入漁は見送られ、2000年から入漁を再開したものである。しかしながらアメリカオオアカイカの日本における市場価値はそれほど高いものではなく、日本から漁船を使って獲りに行くのはコスト的に見合わないこと、エルニーニョ現象やラニーニャ現象による資源変動が激しいこと、ペルー政府が自国沿岸零細漁民を保護するため操業海域に制限をかけたこと、大量の中国漁船がペルー沖の公海域でいか釣り操業を始めたこと等から、我が国漁船はペルー 200海里水域内への出漁を2011年半ばに取りやめることとした。なおペルー政府は2012年に自国排他的経済水域内での外国漁船の操業を禁止した。

南米に続いて件数が多かったのが「その他」に分類したものであるが、これは先に述べたようにすべて公海における資源調査とその関連事業である。

次に欧州の16件はすべてロシアにおけるさけ・ます漁業と底びき網漁業に関する漁業協力金及び共同科学調査の実施に要する資金の貸付けである（前項「1990年代の貸付事業」参照）。貸付事業の実績は2004年以降なくなったものの、これら漁業のロシア200海里水域内への入漁は縮小傾向にありながら2010年代まで継続した。しかしながら、さけ・ます流し網漁業は、2015年にプーチン大統領が署名したロシア200海里水域内での流し網を禁止する法律の制定により、ロシア200海里水域内での操業の機会を失った。現在、代替漁法の試験が行われているが、日本の小型さけ・ます流し網漁船は、我が国200海里水域内において、日ロさけ・ます漁業交渉で決められる操業条件に従ってロシア系サケ・マス類を対象とした操業を行っている。北転船も2015年を最後に操業を終了し、現在は日ロ漁業委員会でサンマ（棒受け網）、スルメイカ（いか釣り）、マダラ（底はえ縄）の操業条件が協議されるのみとなっている。

2000年代の大洋州における協力事業は1990年代までのそれとは様変わりした。遠洋漁業を支えた北洋漁業や南米の遠洋いか釣り漁業が時代とともに縮小すると、相対的にかつお・まぐろ漁業の遠洋漁業に占める割合が大きくなった。中でも大洋州は海外まき網漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋かつお一本釣り漁業等の重要な漁場であり、折しも2004年に中西部太平洋のカツオ・マグロ類資源を管理するためのWCPFC条約が発効したことから、我が国は太平洋島嶼国との協力関係を強化し、持続的な資源の利用を確保することが求められていた。このような背景から水産庁と財団は2008年に制度改正を行い、同地域において長期かつ安定的な協力を行うためにWCPFCに対し大きな影響力を有する関連国際機関に対して融資を通じた長期的な協力を開始した。また、漁業者が行うメバチ幼魚の混獲削減と燃費効率の良い漁業の実証化試験のための試験操業に必要な資金を供給した。

北中米の貸付９件はすべて米国の案件である。米国では、1976年に制定されたマグナソン・スティーブンス漁業保存管理法の下で水産資源の保存管理が行われてきたが、1998年に成立した米国人漁業法（American Fisheries Act）によって、日系合弁法人が操業の対象とするベーリング海のスケトウダラの漁獲枠が、それまでのオリンピック方式から譲渡可能個別割当（ITQ）方式に変更され、トロール工船や陸上加工場に水揚げする漁船ごとに漁獲枠が割り当てられるように

なった。また、米国人漁業法は非米国市民が漁船保有会社に25％以上出資することを認めていないところ、米国に陸上水産加工場を有する日系合弁法人は、2000年代に入り安定的な原料供給を確保すべく、漁船保有会社の出資シェアを取得して漁船の自社系列化を図るとともに、出資関係のない漁船との間では長期の水揚契約を交わすことにより漁獲枠を確保するようになった。財団はこのような日系合弁法人の漁船の系列化を漁船の取得に準ずるものとして取扱い、貸付事業の対象とした。

アフリカでは引き続きマダガスカルとモザンビークの現地合弁法人に支援する他、大洋州と同様のスキームでアフリカの関連国際機関を事業の対象とし、アジアではインドネシアやベトナム等でエビ養殖に係る現地合弁法人への投資に必要な資金需要に対応した。

（オ）2010年以降の貸付事業

2010年以降は合計66件の利用があり、864億円の資金を供給した。その内訳は低利融資が14件、265億円で無利子融資が52件、600億円であった。

ここで、これまで触れていない大洋州における入漁料等（アクセスフィー）に対する融資（アクセスフィー貸付）について触れる。アクセスフィー貸付は、1990年代に入漁先国・漁業種毎に水産庁長官の指定を受けていた漁業協力金に対する融資を発展させたもので、2003年に水産庁長官の指定を受けて制度化したものである。その内容は、外国での操業に際して必要となる入漁料等が当該国・地域の資源管理や我が国との漁業分野における協力関係の維持・発展等に寄与すると認められる場合、これを無利子融資の対象とするもので、2010年代以降、大洋州の国々の200海里水域内に入漁する我が国漁業者によって利用された。

中西部太平洋のキリバス、ソロモン、ツバル、ナウル、パプアニューギニア、パラオ、マーシャル、ミクロネシアの８か国は、ナウル協定の下で、1992年に共通の利益を有する漁業資源の管理と漁業の自国化を推進するためパラオアレンジメントと呼ばれる協定を締結し、協定加盟国（PNA諸国）に入漁するまき網漁船の数を205隻に制限した。その後、PNA諸国は資源保存を図りつつ入漁料収入の増大を図るため、2007年12月からまき網漁船が漁場に滞在できる日数（VD）の上限を水域毎に決めて、入漁する場合は必要な年間日数を事前に一定の単価で購入させるという方法で管理する隻日数制度（VDS）を導入した。これまでPNA諸国との間で入漁料を決定する際は、漁獲実績や市場価格を反映させ、漁獲金額の数％を入漁料とするという方法をとってきており、日本は前払いでしかも高額となるようなVDSには反対の立場を取ってきた。しかしながら、PNA諸国は2010年２月に採択したコロール宣言で加盟国水域におけるまき網漁船数の管理はVDSによることを改めて表明し、翌年のPNA諸国大臣会合で外国漁船に対して操業の有無にかかわらず１隻日数当たり5,000米ドルの最低基準価格を2012年から適用することが決定された。その後、最低基準価格は何度か値上げされ2023年の価格は8,000米ドルとなり、これをベースとする入札制度が導入されているため、近年の漁業者の実質的な隻日数購入単価はこの基準単価に収まっていない。なお、PNA諸国ではVDS移行後、我が国を含む遠洋漁業国から得られる入漁料収入は増大し、これが国家収入のかなりの部分を占めている国もある。そのようなVDSの下では、我が国漁業者は漁獲高に関係なく定められた時期に多額の入漁料をPNA諸国それぞれに前払いする必要があり、財団は漁業者が抱えるコスト増と資金繰りの問題に対応するため、アクセスフィー貸付制度を貸付事業に導入し

表５　2010年以降の貸付事業実績

	貸付件数													貸付実績	
	2010 平22	2011 平23	2012 平24	2013 平25	2014 平26	2015 平27	2016 平28	2017 平29	2018 平30	2019 令１	2020 令2	2021 令3	2022 令4	貸付件数	金額（百万円）
アジア										1				1	301
大洋州		1	1	4	5	4	2	3	4	3	5	5		37	28,348
アフリカ							1			1				2	24,012
ヨーロッパ	1		2							5				8	4,831
北中米	3		2	1			1		1					8	16,241
北米J／V														0	
南米				1										1	3,317
その他	2	1	1				1	1			2	1		9	9,362
合計	6	2	6	6	5	4	5	4	5	10	7	6		66	86,412

た。

アクセスフィー貸付は、2019年に我が国でサンマが過去に例を見ない極端な不漁になった時にも利用された。北太平洋で操業する我が国のサンマ棒受網漁船の中にはロシアの200海里水域内で操業するものが多く、漁獲枠をはじめとするその操業条件は日ソ地先沖合漁業協定に基づいて毎年開催される日ロ漁業委員会において決められている。我が国サンマ漁業者はロシア政府に対し漁業協力金を支払う必要があったが、ロシア水域入漁前の公海域での大不漁が経営を直撃したため、財団はアクセスフィー貸付の制度によりサンマ漁業者を支援した。

かつて北太平洋でサンマ漁をしていたのは我が国とロシアのみであり、実質的には我が国がそのほとんどを利用していた。しかし、2000年以降、台湾、中国等が大型船による公海操業を拡大し、近年の不漁も環境変動に伴う資源変動だけではなく、サンマが我が国沿岸に来遊する前に公海上で外国の大型船に漁獲されてしまうことも理由の一つとして指摘されている。かつてのサケ・マス類の沖獲り問題を想起させるものがあるが、母川国を主張できたサケ・マス類と異なり、北太平洋を広く回遊するサンマはUNCLOS上高度回遊性の種とされており、それに見合った適切な管理を行う必要性が広く認知されるようになり、2015年に北太平洋漁業資源保存条約が発効して以来、この条約に基づいて設置された北太平洋漁業委員会（NPFC）でその保存管理措置が決められている。

一方2010年以降の海外合弁事業は、相手国への定着が進んだこと、進出する日本側法人の経営規模が大きかったこと等により、当初の単純な遠洋漁業の代替操業という性格から、川上（資源アクセス）から川下（供給）まで本邦法人・現地法人を問わずグループとして連携を図るという性格に変わっていった。財団の貸付事業もこのような時代の変化に合わせて柔軟に対応し、現地合弁法人を含む日系現地法人によるこのような形態による水産資源へのアクセス権確保（間接的漁場確保）と我が国への水産物の安定供給に寄与する事業に対応した。

4）これからの貸付事業

FAOによれば、過剰漁獲状態にある海洋水産資源の割合が増加して漁獲拡大の余地のある資源が減少しており、科学的根拠に基づく的確な資源管理と持続的利用がますます重要になってきている。特に高度回遊性魚種や

EEZと公海にまたがるストラドリング資源の場合、RFMOの役割の重要性が増している。世界有数の漁業国、消費国である我が国は、その中でリーダーシップを発揮し、科学的根拠に基づく海洋水産資源の持続的利用の推進に貢献する責任がある。

我が国遠洋漁船はかつて多くの漁場に活躍の場を求めて出漁し、RFMOでの議論においても我が国の発言力･影響力は大きかった。しかし、近年は我が国漁船や日系現地法人の漁船の操業体制が縮小し、我が国の発言力を保つことが難しくなっているケースもある。このような状況を放置することは、競合漁業国の台頭を許すだけでなく、国際場裡において我が国が掲げる理念の実現を危うくし、さらには、水産資源への我が国のアクセス手段を損なうことにも繋がることになる。今後、世界的な人口増加等により想定される厳しい食料事情や、水産物を巡る争奪競争の激化等に対応していくためには、我が国への水産物の安定した供給を実現するための手段（権益）の確保に努めることが重要と考えられる。

海洋水産資源の適切な管理と持続的な利用を実現し、日本フラッグ及び現地合弁法人を含む日系現地法人が海外漁場における持続的操業等を実現し、我が国への安心・安全な水産物の安定的な供給を維持するため、貸付事業の弾力的かつ迅速な対応が求められている。